

大蔵省財政史室編

昭和財政史

終戦から講和まで

第14巻

保険・証券

東洋経済新報社

監修のことば

『昭和財政史——終戦から講和まで——』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全二五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち兩名は、昭和四六（一九七二）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち兩名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならぬ事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を

与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものはあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものではな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来る限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者兩名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった兩名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方々、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げます。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者

鈴木 武雄
安藤 良雄

監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

凡 例

- 一、本巻の執筆は、「保険」編を大田章、「証券」編を志村嘉一が担当した。
- 二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。
- 三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。
- 四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。
- 五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は「」で補った。
- なお、引用資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。
- 六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

共同研究者等名簿（昭和五〇年一月一〇日現在）（部会員は五十音順）

顧問	舟山 正吉(元大蔵事務次官)	財政部会	宇田川璋仁(横浜国立大学教授)
執筆担当者		〃	加藤 三郎(東京大学教授)
監修者	鈴木 武雄(武蔵大学学長)	〃	加藤 睦夫(立命館大学教授)
監修者	安藤 良雄(東京大学教授兼附属図書館長)	〃	高橋 誠(法政大学教授)
一般部会長	江見 康一(一橋大学教授)	〃	西村紀三郎(駒沢大学教授)
財政部会長	中村 隆英(東京大学教授)	〃	林 健久(東京大学教授)
金融部会長	幹 事 原 朗(東京大学助教)	〃	山村 勝郎(金沢大学教授)
一般部会	犬田 章(東洋大学教授)	金融部会	伊牟田敏充(法政大学教授)
〃	藤村 幸雄(同志社大学教授)	〃	塩野谷祐一(一橋大学教授)
〃	三和 良一(青山学院大学教授)	〃	志村 嘉一(専修大学教授)
〃	原 朗(東京大学助教)	〃	西川 俊作(慶応大学教授)
財政部会	石 弘光(一橋大学助教)	〃	原 司郎(横浜市立大学教授)
〃	植松 守雄(元大蔵事務官 一橋大学講師)	一般部会	秦 郁彦(大蔵事務官)
		財政部会	大森とく子(大蔵事務官)

目次

凡例

第一章 戦争保険の処理と保険会社の再建整備

第一節 戦争保険制度と戦後措置

- 一 戦争保険の国家補償制度の成立……………三
- 二 戦争保険の運営機構と終戦直後の措置……………七
- 三 戦争保険の支払と特殊預金制度……………一三

第二節 戦争保険金の政府補償打切り

- 一 戦争保険金の一部の政府補償打切りの経過……………一六
- 二 戦争保険金に対する戦時補償特別税の課税……………二〇

三 戦争保険金の政府補償打切額の試算……………三

第三節 戦争保険金の処理……………三六

一 生命保険中央会および損害保険中央会の解散……………三六

二 戦争保険の利益金納付と政府の損失補償……………三三

第四節 保険会社の再建整備……………四四

一 再建整備の方法……………四四

二 保険会社の最終処理……………五〇

三 保険会社の再建整備——第二会社の設立……………五五

四 調整勘定の設定とその閉鎖……………五五

第二章 占領下の保険立法……………六一

第一節 保険制度に関する金融制度調査会の審議および答申……………六一

一 第一次金融制度調査会……………六一

二 保険業法改正調査専門委員会……………六四

三 第二次金融制度調査会……………六六

第二節 「保険業法」全面改正案の立案……………七三

一 第一次保険業法改正委員会……………七三

二 金融懇談会と第二次保険業法改正委員会……………七六

三 「保険業法改正法律案」最終草案……………八〇

第三節 「保険業法」の一部改正……………八三

第四節 保険募集取締に関する立法……………八九

一 「保険募集の取締に関する法律」制定の背景……………八九

二 立法の経緯——登録制の採用……………九一

三 法律全面改正案の立案——試験に基づく免許制導入案……………九五

四 法律の一部改正……………九九

第五節 料率算出団体に関する立法……………一〇三

一 統制協定の廃止問題……………一〇三

二 立法の経緯と損害保険料率算定会の設立……………一〇五

三 法律の一部改正……………一〇九

第六節 外国保険会社に関する立法……………一一五

一 外国保険会社に対する法制上の取扱い……………一一五

二 「外国保険事業者に関する法律」の制定経緯……………一二六

- 三 法律の一部改正……………一九
- 第七節 組合保険に関する立法……………三三
 - 一 立法の経緯……………三三
 - 二 保険組合監督法の不成立と「船主相互保険組合法」の制定……………三四
 - 三 昭和二四年六月以降の組合保険立法……………三七
- 第八節 「地震保険法案」の立案……………三三

第三章 保険行政の諸問題……………三四

- 第一節 統制会の解散と協会の設立……………四四
 - 一 統制会の解散……………四四
 - 二 生命保険協会・損害保険協会の設立と統制会業務の継承……………四三
- 第二節 経済民主化政策と保険会社……………四六
 - 一 財閥関係会社の事業活動に対する規制……………四六
 - 二 保険会社役員の公職追放……………四五
 - 三 「集中排除法」適用問題……………四三
- 第三節 外国保険会社の活動……………四五

- 一 戦前の業績とその戦後処理……………四五
- 二 司令部の免許による活動……………四五
- 三 日本の免許による活動……………四六

第四節 保険会社の新設と公営保険問題……………四五

- 一 保険会社の新設等……………四五
- 二 公営保険問題……………四六

第五節 保険関係税制……………五三

- 一 所得税の生命保険料控除制度……………五三
- 二 生命保険金に対する課税……………五七
- 三 保険事業者等に対する課税……………五九

第六節 占領保険行政……………六三

- 一 司令部の保険担当官と保険政策……………六三
- 二 ジョイント・コミッティー……………六四

第四章 生命保険事業……………六七

第一節 生命保険事業の終戦処理……………六七

- 一 終戦直後の生命保険事業……………一八七
- 二 在外資産の喪失……………一八八
- 三 中国契約の処理……………一九一
- 第二節 徴兵保険の転換と小口契約の処理……………一九五
 - 一 徴兵保険の転換……………一九五
 - 二 小口契約の処理……………一九六
- 第三節 保険料率および契約者配当……………一九九
 - 一 生命保険料率の引上げ(昭和二二年)……………一九九
 - 二 生命保険料率の引下げ(昭和二七年)……………二〇三
 - 三 契約者配当の推移……………二〇四
- 第四節 各種保険の状況と新種保険の発売……………二一〇
- 第五節 生命保険事業成績……………二一八
 - 一 事業成績の概略と契約の推移……………二一八
 - 二 経理規制……………二二八
 - 三 資産の運用……………二三三

第五章 損害保険事業……………二二七

- 第一節 損害保険事業の終戦処理……………二二七
- 第二節 再保険機構の推移……………二三三
 - 一 再保険機構の再編……………二三三
 - 二 公正取引委員会の審決と再保険機構の改編……………二三八
 - 三 超過損害再保険の国庫債務負担制……………二四四
- 第三節 保険料率……………二五〇
 - 一 損害保険料率の引上げ(昭和二三年まで)……………二五〇
 - 二 損害保険料率の引下げ(昭和二四年以降)……………二五四
- 第四節 各種保険の状況……………二五九
- 第五節 損害保険事業成績……………二六一
 - 一 事業成績の概略と損害率の推移……………二六一
 - 二 経理規制……………二六七
 - 三 資産の運用……………二七〇

第一章 占領軍の証券制度改革

二九五

目

第一節 戦時下の証券市場

二九五

第二節 証券取引所の閉鎖

二九五

第三節 財閥解体と証券処理調整協議会

三〇五

第四節 証券市場改革——「証券取引法」(昭和二二年法)の制定過程

三二三

第五節 「証券取引法」の改正——昭和二三年法の制定

三三〇

第二章 取引所閉鎖中の証券市場

三五一

第一節 集団取引の展開

三五二

第二節 証券民主化運動と証券金融

三五八

第三節 証券処理調整協議会(SCLC)の株式売出し

三七四

第四節 株式分布の変化

三八六

第三章 証券取引所の再開と証券市場

三八九

第一節 証券取引所の再開

三八九

一 取引所再開にいたる経緯

三八九

二 取引所開設と売買仕法三原則

三九三

第二節 取引所再開後の株式市場

三九八

一 ドッジ・ラインと株式市場

三九八

二 株式市場救済

四〇六

第三節 株式分布の変化

四一〇

第四節 公社債市場の拡大

四三三

一 公社債市場の状況

四三三

二 起債市場の育成

四四〇

三 起債統制と社債の消化

四四三

次

目

第四章 証券政策の展開

四七七

第一節 証券政策の基本理念

四七七

17

第三節 「証券取引法」の改正と証券業界の整備……………四三三

第三節 証券金融制度の拡充……………四六八

第四節 証券税制……………四七六

一 「シャウプ勧告」以前……………四七六

二 「シャウプ勧告」と証券税制……………四七八

三 「シャウプ勧告」以後……………四八四

第五節 投資信託制度の再開……………四九〇

一 旧投資信託の解散……………四九〇

二 新投資信託制度の成立……………四九四

三 投資信託の発足……………五〇〇

統計表目次

保 險

表 1-1 戦時補償特別税中戦争保険関係請求権の課税額推算……………二二

表 1-2 戦争保険金総額に対する補償打切額（戦補税課税額）の個人法人別割合……………二五

表 1-3 戦争保険金総額・法定控除額・戦時補償特別税課税額の内訳……………二六

表 1-4 戦争保険納付金額・損失補償額（保険会社政府勘定）……………二七

表 1-5 戦争保険金損失補償済額（昭和二三年三月末現在）……………二八

表 1-6 昭和二二年四月損失補償明細……………二九

表 1-7 戦争保険関係交付公債調……………三〇

表 1-8 戦争保険利益金額・損失額（総括表）……………三六

表 1-9 損害保険関係借入金債務消滅額・純損失額……………三六

表 1-10 戦争死亡傷害保険および戦争再保険（生命保険関係）損益……………三〇

表 1-11 戦争保険および地震保険成績……………三三

表 1-12 生命保険指定時前契約中棚上契約有効契約高……………三二

表 1-13 保険会社の最終処理状況……………三三

表 1-14 保険会社確定損の内訳……………三三

表 1-15 総棚上契約に対する調整勘定利益金分配状況（昭和三二年三月三〇日現在）……………三七

表 1-16 保険会社の調整勘定処理状況……………三六

表 2-1 地震保険の収支（昭和一九年四月―二三年三月）……………三三

表 3-1 外国会社・日本会社業績比較（昭和八一―一五年平均）……………一五

表 3-2 外国保険会社一覧（昭和二七年四月末現在）……………一〇

表 3-3 損害保険事業成績外国会社・内国会社比較（昭和二七年）……………一三

図 3-1 保険会社設立・統合・改称一覧（昭和一六年一月―二九年七月）……………一六七

表 4-1 生命保険会社在外資産（海外支店・営業所分）……………一七〇

表 4-2	生命保険会社在外保有契約高……………	一九〇
表 4-3	切捨在外資産各社別(本店・代理店分)……………	一九一
表 4-4	中国契約調(昭和二年八月一〇日)……………	一九三
表 4-5	契約者配当の推移……………	一九六
表 4-6	生命保険契約額(年度末現在)種類別および構成比……………	二〇一
表 4-7	事故契約の種類別内訳……………	二〇四
表 4-8	生命保険会社成績(総括)……………	二〇九
表 4-9	生命保険契約状況……………	二一〇
表 4-10	生命保険会社事業費率……………	二一四
表 4-11	生命保険資産の運用状況……………	二一七
表 4-12	生命保険会社資力(預金・有価証券・貸付金)の全金融機関資力に占める割合……………	二二六
表 4-13	生命保険会社平均利回り……………	二二九
表 4-14	生命保険会社所有有価証券種類および構成比……………	二三〇
表 4-15	生命保険会社の貸付金種類別および構成比……………	二三二
表 4-16	生命保険会社の有価証券および貸付金中の事業投資の比率……………	二三三
表 5-1	超過損害再保険国庫債務負担成績……………	二五六
表 5-2	昭和二〇年七月火災保険料率……………	二六一
表 5-3	火災保険料率推移(昭和二〇—二三年)……………	二六四
表 5-4	火災保険料率推移(昭和二四—二七年)……………	二六八
表 5-5	正味保険料収入種目別割合……………	二七二
表 5-6	昭和二一—二二年の大火災……………	二七二
表 5-7	新種保険種目別元受正味保険料収入……………	二七六
表 5-8	損害保険会社事業成績(総括)……………	二八二
表 5-9	損害保険契約状況……………	二八三
表 5-10	損害保険事業種目別正味成績……………	二八四
表 5-11	未収保険料および代理店貸推移……………	二八八
表 5-12	損害保険資産運用状況……………	二九〇
表 5-13	損害保険会社資力(預金・有価証券・貸付金)の全金融機関資力に占める割合……………	二九一
表 5-14	貸付金主要種類(昭和二五—二七年度)……………	二九二
証 券		
表 2-1	集団取引の実態……………	三三三
表 2-2	東京市場集団取引・店頭取引売買高……………	三三四
表 2-3	東証株価指数……………	三三五
表 2-4	処分方法別実施状況……………	三三六
表 2-5	証券処理調整協議会の処分すべき指定証券額推計(昭和二二年九月一〇日調)……………	三三九
表 2-6	指定証券額が株式公社債総額に占める割合……………	三七九

表 2-7	指定証券(株式)期別処分実績……………	三三〇
表 2-8	株式処分売出方法別・委託機関別実績……………	三三二
表 2-9	公社債処分売出方法別・委託機関別実績……………	三三三
表 2-10	指定証券委託機関別処分状況……………	三三四
表 2-11	株式分布状況(昭和二〇年度・二四年度比較)……………	三三七
表 3-1	証券取引所の設立状況……………	三九五
表 3-2	東証株価指数……………	三九二
表 3-3	全国取引所別株式売買高……………	四〇〇
表 3-4	資本金・増資・社債発行推移……………	四〇一
表 3-5	増資の調整と増資額……………	四一〇
表 3-6	株式分布状況(昭和二四年度・二六年度比較)……………	四三二
表 3-7	株式払込金・発行計画・手取資金内訳……………	四三三
表 3-8	東京公社債店頭売買高……………	四三五
表 3-9	全国公社債発行高……………	四三六
表 3-10	内国債発行高起債方法別内訳……………	四三七
表 3-11	公募国債引受実績(昭和二二年九月—二四年三月)……………	四三八
表 3-12	事業債・金融債の消化と国債・復金債の償還・オペレーションの関係……………	四三三
表 3-13	第一回優遇社債指定状況……………	四三三
表 3-14	適格社債発行会社一覧(昭和二七年六月三〇日現在)……………	四三六
表 3-15	起債の調整と起債額……………	四四〇
表 3-16	金融債・事業債消化状況……………	四四三
表 4-1	証券業者の登録および処分状況……………	四六〇
表 4-2	証券業者資本金階層別内訳……………	四六〇
表 4-3	証券会社主要九社の資産・負債構成……………	四六四
表 4-4	証券取引所売買高に占める四大証券会社の比率……………	四六五
表 4-5	証券金融会社一覧(昭和二六年三月末)……………	四七〇
表 4-6	投資信託評価損の実態(昭和二三—二六年六月末)……………	四九一
表 4-7	投資信託契約高(昭和二三年七月現在)……………	四九三
表 4-8	投資信託と銀行預金・生保資産の比較……………	五〇一
表 4-9	投資信託組入株式と金融機関の株式保有の比較……………	五〇一

保
險

第一章 戦争保険の処理と保険会社の再建整備

第一節 戦争保険制度と戦後措置

一 戦争保険の国家補償制度の成立

第二次大戦中、戦争による災害が拡大するにつれ、民間保険事業の支払能力を超えた戦争災害に対する保険金支払の国家補償制度が樹立された。戦後の戦争保険金の事後処理は、戦時補償打切り措置等も含め、きわめて複雑な形で行なわれ、また、終戦以後の保険事業に対しても大きな影響を与えた。以下、戦後処理を理解するに必要な範囲において、戦争保険の国家補償制度成立の経緯を略述しよう。

日本における戦争保険に対する国家補償制度は、第一次大戦中の「戦時海上保険補償法」（大正三年九月一二日法律第四四号）をもって嚆矢とするが、第二次大戦中の戦争保険は、昭和一四年九月、欧州大戦の勃発を契機にして、戦時海上保険から始まった。

政府は、民間損害保険会社二社に海上の戦争危険に対し再保険組合を結成させ、一定範囲の戦争保険はすべてこの組合に供出させ、収支の損失は一〇〇〇万円を限度として国が補償し、利益は九〇%を政府に納入させることとし、昭和十四年一月二日、政府と再保険組合との補償契約が締結され、貨物海上保険は一四年一月二日から、船舶保険は同年一月二日から実施された。⁽¹⁾

翌一五年六月一日、海上保険の国家補償制度は拡充され、海上保険の国営再保険制度が開始された。すなわち、「損害保険国営再保険法」(昭和十五年三月三〇日法律第七一号)は、「政府ハ戦争其ノ他ノ変乱ニ際シ保険料ノ昂騰ヲ抑制シ又ハ保険ノ円滑ナル引受ヲ確保スル為必要アリト認ムルトキハ本法ニヨリ保険会社ノ引受クル損害保険ノ再保険ヲ行フ」(第一条)とし、船舶及び海上貨物保険について一定条件を具備した元受戦争保険契約はすべて政府に再保険され、海上の戦争危険は全額を政府が補償するたてまえとなった。なお、当時ロンドンに依存する再保険取引が戦争により途絶するおそれがあったため、その準備として同法に法の適用範囲を広げることを命令に委任する規定がおかれていた。翌一六年一月、この規定により「損害保険国営再保険法施行令中改正」(昭和十六年一月七日勅令第一八号)をもって、政府が再保険を引き受ける損害保険の範囲を海上戦争保険のほか普通海上保険、火災保険にまで拡張した。これは、国際再保険機構の利用が不可能となった時点で、民間再保険機構で負担しきれない普通保険の再保険を政府が引き受けるもので、東亜火災再保険会社を通じ、同社の引き受けた再保険につき、船舶は五〇%、火災は一七%を政府の再保険に付し、貨物海上保険については、民間業者不消化部分を個別再保険の形で個々に国営再保険に付すこととし、船舶保険は一六年一月七日から、火災保険は一月二〇日から実施された。なお、さらに民間で引き受けきれない再保険は、政府へ任意に出再しうるようになっていた。⁽²⁾

ついで一八年六月、政府への再保険の対象を、民間損害保険会社の付保の対象とならない木船(二〇トン以上、漁船をのぞく)⁽³⁾にも広げ、木船所有者の相互保険組合を結成させて木船に対する付保を強制し、普通保険については元受保険の九〇%、戦争保険については元受保険の全額を国家が引き受けることとなった。この改正は一八年六月一五日から施行された。

「損害保険国営再保険法」に基づく海上戦争保険の国営再保険制度に次いで、陸上戦争保険は政府の元受により、民間損害保険会社を取扱機関として、一七年一月二六日から実施された。すなわち「戦争保険臨時措置法」(昭和一六年一月一九日法律第九六号)に基づき、「戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為ニ因ル火災又ハ損壊(消防又ハ避難ニ必要ナル処分ニ因ル損壊ヲ含ム)ノミヲ保険事故トスル損害保険」(第一条)で、政府の指定する損害保険会社を通じて申し込まれた戦争保険契約に対し、政府がその保険会社を通じて保険金支払を行なう制度であった。しかし、保険期間を六月としたこと、保険金は原則として即時払を行わず、支払延期または例外的に一部現金即時払としたことなどの理由で、その成績は必ずしもあがらなかった。⁽⁴⁾

そこで政府は「戦争保険臨時措置法」に代わる恒久的な陸上戦争保険立法として、「戦時特殊損害保険法」(昭和一九年二月一五日法律第一八号)を制定した。同法は、戦争事故による火災、損壊、流失および埋没を対象とした陸上戦争保険に地震保険を加えて、政府が管掌する戦争保険制度を創設したもので、一九年四月二五日から実施された。同法による陸上戦争保険及び地震保険は、損害保険会社が普通の火災保険契約を締結すると同時に、自動的に戦争保険及び地震保険契約が付帯して成立する点に特徴があり、空襲等に備え急速に戦争保険の普及をはかって人心を安定させることをねらったものであった。

すなわち、「戦時特殊損害保険法」に基づく戦争保険は、「戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為又ハ之に關聯アル事件ニ因ル火災、損害其ノ他命令ヲ以テ定ムル事故（「施行規則」第四条により「流失及び埋没」——引用者）ノミヲ保險事故トスル損害保険」であり、地震保険は「戦争ノ際ニ於ケル地震（地震ニ因ル津波ヲ含ム）若ハ噴火又ハ此等ニ關聯アル事件ニ因ル火災、損壞其ノ他命令ヲ以テ定ムル事故（同前——引用者）ノミヲ保險事故トスル損害保険」であった（第一条）。この戦争保険及び地震保険は、前述のように損害保険会社との火災保険契約に自動付帯するほか、損害保険会社を通じ普通火災保険契約と別個に申込みもでき、また政府が必要と認めるときは命令により強制的に契約を結びうることになっていた。

なお、地震保険が設置されたのは、戦時中の地震対策が経済秩序の確保と国民生活安定のうえで重要であったばかりでなく、従来、地震発生のごとく民営保険の地震免責条項について生じた紛争の解消が、戦時下において緊要とされたからであった。⁽⁵⁾

こうして、損害保険関係の海上、陸上の戦争事故による国営保険制度は、順次整備されたのであるが、生命保険関係においては、やや遅れて、まず、元受保険者を指定保険会社とし、損益はすべて政府に帰属する戦争死亡傷害保険が昭和一八年四月一日から開始された。すなわち「戦争死亡傷害保険法」（昭和一八年三月四日法律第七号）に基づく「戦争ノ際ニ於ケル戦闘行為又ハ之ニ關聯アル事件ニ因ル死亡傷害ノミヲ保險事故トスル保険」（第一条）である。この戦争死亡傷害保険は保険金額の限度を五〇〇〇円とし、その取扱機関には生命保険二一社、損害保険三四社が指定され、政府は保険会社に対し損失があれば補償し、利益があれば納付せしめることにし、政府が率先してその宣伝普及につとめた。

しかし、生命保険会社は昭和六年九月の「満州事変」以来応召軍人に対する新契約保険金額の制限は行なったが、被保険者の戦死については約款の規定にかかわらず、生命保険会社の負担において保険金を支払ってきた。戦局が悪化し、外地における戦死者の激増、内地の空襲による非戦闘員の死亡の急増は、生命保険会社の自力による保険金支払に困難をきたし、生命保険に対する国営再保険制度の必要に迫られることになった。かくして、昭和二〇年四月一日から生命保険に対する戦争再保険の政府補償が実施されることになった。すなわち、「生命保険中央会法」（昭和二〇年二月一四日法律第一一号）に基づく生命保険の再保険である。

かくして損害保険関係では海上戦争保険の再保険、陸上の火災等の戦争保険および戦時地震保険の国家補償制度、生命保険関係では戦争死亡傷害保険、生命保険の戦争再保険の国家補償制度が二〇年四月に至って出そろった。

二 戦争保険の運営機構と終戦直後の措置

昭和二〇年四月、政府出資の特殊法人である生命保険中央会および損害保険中央会の設立によって、戦争保険の運営および普通保険の再保険が、従来民営で行なわれていたものも含めて一元的に両中央会によって運営されることになり、そのまま終戦を迎えた。

以下生命保険中央会、損害保険中央会による戦争保険の運営方法について述べ、次いでその終戦直後から二〇年末までの措置について述べよう。

(1) 生命保険中央会による戦争保険の運営

生命保険中央会は、「生命保険中央会法」(昭和二〇年二月一四日法律第一号)に基づき、「生命保険制度ノ適切ナ運営ニ資スルコトヲ目的」(第一条)として昭和二〇年四月一日設立された特殊法人である。設立に際し、協栄生命再保険株式会社を吸収し、基金は一五〇〇万円、うち一四五〇万円は政府出資、残りの五〇万円は各生命保険会社の保有する旧協栄生命の株式に対し割り当てられた。

その業務は、法一九条により次のように定められていた。

- 一 生命保険ニ於ケル戦争危険(戦争其ノ他ノ変乱ニ因ル死亡ヲ謂フ以下同ジ)ノ再保険ノ引受
- 二 戦争死亡傷害保険法ニ依ル保険ノ引受
- 三 標準下体生命保険ノ引受及第一号に掲グルモノヲ除クノ外標準下体生命保険ノ再保険ノ引受
- 四 第一号及前号ニ掲グルモノヲ除クノ外生命保険ノ再保険ニ関スル取引
- 五 前各号ノ業務ニ附帯スル業務

すなわち、一は中央会の開設とともに始められた戦争死亡保険の再保険の引受、二は政府の行なう戦争死亡傷害保険について、従来各保険会社が政府の代行機関として業務を取り扱っていたのを一括して引き受けることになったものであり、三と四は旧協栄生命の業務をそのまま引き継いだものであった。

生命保険中央会の戦争保険業務は次のように運営された。⁽⁶⁾

生命保険の戦争再保険は、昭和二〇年四月一日以前の保険契約について戦争死亡事故が起こったときは、元受保険会社が保険金の全額を支払い、二〇年四月一日以降成立の保険契約について戦争死亡事故が起こったときは、元受保険会社が一人五万円まで支払義務を負い、中央会は元受保険金額から五万円差し引いた残額に支払責任をもった(法

第二六条、施行規則第三条)。中央会はこの支払責任部分の危険金額につき再保険を引き受けたのである。

戦争死亡傷害保険は、従来各保険会社が政府の代行機関として元受事務を取り扱い、一定の手数料を支払われていたが、中央会設立により中央会が保険者となり、保険会社はその代理店として引受事務を取り扱うことになった。

損失補償については、中央会が戦争危険の保険に関する業務によって受けた損失は政府が補償することとし(第三四条)、損失の基準および政府の補償は生命保険審査会に諮ったうえ政府が決定することとなっていた。

(2) 損害保険中央会による戦争保険の運営

損害保険中央会は「損害保険中央会法」(昭和二〇年二月一四日法律第一二号)に基づき、「損害保険制度ノ適切ナ運営ニ資スルコトヲ目的」(第一条)として、昭和二〇年四月一日設立された特殊法人である。基金五〇〇〇万円は全額政府が出資した。なお、同法により「損害保険国営再保険法」は廃止された(第五八条)。

その業務は、法第十九条により次のように定められていた。

- 一 普通保険ノ再保険ニ関スル取引
- 二 戦争保険及地震保険ノ再保険ノ引受
- 三 損害保険ノ引受
- 四 前各号ノ業務ニ附帯スル業務

すなわち、一は、「損害保険国営再保険法」によって政府が一部取り扱っていた海上(船舶・積荷)保険、火災保険の再保険のほか、従来民間で取り扱っていた損害保険の再保険を一元的に取り扱うもので、二は「戦時特殊損害保険法」に基づく陸上に存する財産の戦争保険及び地震保険の再保険の引受ならびに従来「損害保険国営再保険法」に

よって運営されていた海上戦争保険の再保険の引受であり、三は中央会が元受保険をも行ないうることとしたものであった。

損害保険中央会の業務運営は次のように行なわれていた。⁽⁷⁾

陸上戦争保険及び地震保険については、損害保険会社の引き受ける戦争保険及び地震保険の全額を中央会が再保険として引き受け、全額保有した。ただし二〇年四月一日以前に政府が直接各社から引き受けた戦争保険及び地震保険は、政府と各社の直接関係として存続し、中央会はこれに関与しなかった。

旧「損害保険国営再保険法」により運営されてきた船舶および積荷に関する海上保険ならびに「木船保険法」による戦争保険は、それまで損害保険国営再保険特別会計で経理されていたが、中央会設立により従来の政府・業者間の権利・義務をそのまま継承し、二〇年四月一日以前に政府が引き受けた保険についても中央会が責任を負い、旧国営再保険時代と同一の運営方式によって運営された。

普通損害保険の再保険の引受については、木船保険組合の再保険は同組合の引受額の九〇%を中央会が受再保険し、その全額を保有し、戦時標準船の普通海上保険の再保険は、中央会が各社元受の七〇%を引き受けその全額を保有したが、その料率はいずれも市場料率より低目であった。また、民間各社の引受では負担しきれない危険を負担する趣旨の損害保険は、種類のいかんを問わず中央会が再保険を引き受けることとし、従来民間再保険機関が引き受けていた再保険は、各社の元受した普通火災、海上（船舶・積荷）および運送保険等（日本の普通損害保険のほとんど全部）の保険金額の全額をいったん中央会に再保険し、中央会はその一〇%を保有、残額九〇%を所定の割合で各社に再配分した。

中央会の元受保険は小範囲にとどまり、交易営団の普通火災・海上・運送各保険および船舶運営会の取り扱う拿捕船の船舶保険等の元受を取り扱った。

政府の損失補償は、これらすべての業務について剰余がでたときは剰余金を政府に納付し、損失がでたときは政府が補償することとなっていた（法第二九条）。

(3) 終戦と戦争保険関係立法の廃止

終戦後、まず二〇年九月二七日、戦争保険および地震保険の自動付帯制度が廃止された。すなわち、「戦時特殊損害保険法施行規則中改正」（昭和二〇年九月二七日大蔵省令第八二号）によって、大蔵省の指定する損害保険会社が火災保険契約を結んだとき、自動的に陸上戦争保険及び地震保険が成立する規定が削除されたのである。

次いで昭和二〇年一月二九日、「戦争死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律」（法律第六三号）が公布され、戦争保険および戦争保険の再保険ならびに地震保険は廃止され、両中央会のこれらの引受業務規定も削除された。ただし戦争保険金の支払業務は続いており、また政府の戦争保険金に対する損失補償も大部分実施されていないので、これらについての経過規程が必要であった。同法の要旨は左のとおりである。⁽⁸⁾

- (一) 「戦争死亡傷害保険法」「戦時特殊損害保険法」の廃止
- (二) 保険契約引受の中止

戦争死亡傷害保険、戦争保険（陸上・海上）および地震保険は、二〇年一月二九日以降、両中央会および各保険会社において原則として引受をしない。

ただし、戦争死亡傷害保険については、海外に残留し復員もしくは帰還を待つ人の戦争危険が予想されるた

め、現存契約について一回限りの更新を認めた。

(三) 現存契約の措置

戦争死亡傷害保険、陸上・海上の戦争保険は、現存契約の保険期間終了をまわって保険を終了させる。地震保険は、戦時中に生じた地震損害のみを填補するとした趣旨と国の財政事情を考慮し、現存契約についても効力を打ち切る。

なお、未経過保険料の返還等現存契約者が不当な損失を被らないよう措置する。

(四) 中央会の業務の変更

生命保険中央会の業務中、①戦争死亡傷害保険の引受、②生命保険の戦争危険の再保険の引受の業務を廃止し、生命保険契約における戦争危険免責約款を復活し、将来その効力を既往契約にも認めることとする。

損害保険中央会の業務中戦争保険、地震保険の再保険引受業務を廃止する。

なお、中央会運営上の戦時色（機密漏洩対処、罰則規定など）を払拭する。

(五) 経過措置

廃止された二法に基づく保険は保険金支払が終了していないので、残務整理のため必要な規定の効力を当分の間存続させる。

三 戦争保険金の支払と特殊預金制度

戦争保険金の支払義務が発生したときは、その戦争保険金の元受あるいは政府の代理機関として契約をとった保険会社が事故調査を行ない、その保険会社を通じて保険金が支払われた。また、支払保険金額の大きい陸上戦争保険、地震保険の場合、保険金額が当初二〇万円、二〇年三月七日から一〇〇万円を超える場合は損害保険審査会の審査を経なければならなかった（「戦時特殊損害保険法」第一〇条、「同施行規則」第五三条）。

ところで、戦争保険金を支払う場合、政府の損失補償は事後に行なわれる関係上、保険会社は支払資金に困難をきたすことになる。そこで、昭和一九年九月、保険会社（のちに両中央会を含む）が政府からの損失補償を受けとるまでの間、市中銀行から資金の融通をうけられるよう措置がとられた。

ところで工場、倉庫等の陸上物件に巨額な戦争保険がかけられている「戦時特殊損害保険法」に基づく戦争保険契約に係る保険金の支払については、戦時中から現金支払を抑制しインフレを阻止するため、一部に特殊預金という形態の封鎖支払が行なわれていた。これは、「臨時資金調整法施行令改正」（昭和一九年三月一〇日勅令第一二二号）第九条ノ四によって一九年三月一五日から実施された措置で、「戦時特殊損害保険法」による戦争保険金の債務のうち、一件三〇〇〇円を超えるものは、三〇〇〇円を超える部分について「企業整備資金措置法」（昭和一八年六月二六日法律第九五号）第五条に規定する特殊預金で決済され、特殊預金の資金化には大蔵大臣の許可を必要とした。その後、二〇年七月から、この封鎖支払の範囲は拡張され（昭和二〇年六月二九日勅令第三九五号）、一回の保険事故により生じた損害に対し一被保険者が受け取るべき保険金額五〇〇〇円を超える場合、五〇〇〇円を超える部分が特殊預金として封鎖されることになり、終戦を迎えた。

特殊預金という形態の封鎖支払は、戦後、二〇年十一月二四日付司令部覚書「戦争利得の除去及財政の再建」（SC

APIIN第三三七号) によって拡大された。それは次節に述べる戦時補償問題に対する措置の立法化を完了するまでの暫定措置として採られた方針であった。「覚書」中戦争保険に関連ある四項、六項は次のように指示している。⁽¹⁰⁾

- 四、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ補償請求権ニ関シ左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコトヲ得ズ
- (イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名儀ニ依リ預金セラルルコト
- (ロ) 該勘定ヨリ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラザルコト
- 六、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル補償請求権ニ関聯シテモ適用セラルベシ。
- 本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スベシ第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ対シテモ適用セラルベシ。

すなわち、戦争損害に起因する一切の政府に対する請求権が封鎖支払の対象となり、日銀の封鎖勘定に特殊預金として預入され、司令部の許可なしに資金化しえないということである。「覚書」の実施に際し戦争保険の取扱は次のように行なわれた。⁽¹¹⁾

封鎖支払は、二〇年八月一五日後の支払で、一請求権者につき支払金額五〇〇〇円を超えるものに適用された(昭和二〇年一月二六日蔵銀第四五一号)。なお、従前は一件につき五〇〇〇円を超える部分が特殊預金に封鎖されたのに対し、一回の保険事故で一被保険者の受取保険金が五〇〇〇円を超えたときは全額封鎖支払となり、また従前の封鎖支払が陸上保険金及び地震保険金に限られていたのに対し、海上保険金等にも拡大されることになったのである。

みぎの「覚書」に接した政府は、各金融機関が有した特殊預金を日本銀行の封鎖預金に再預入し、特殊預金の資金化を一月二六日以降停止するとともに、すでに資金化を許可したが金融機関が実行しなかった分も含めて資金化を

停止した。そして、以後の五〇〇〇円を超える陸上戦争保険金支払は、この日本銀行封鎖勘定の各銀行別特殊預金に預入された。また、海上保険金の支払分で封鎖を必要とするものは、日本興業銀行の別段預金に預入されることになった。

封鎖された特殊預金の資金化は、昭和二十一年一月二日付司令部覚書(SCAPIN第五三三三号)により生活費や家屋の復旧に対して一定限度認められ、次いで二十一年六月四日覚書(SCAPIN第九九九号)によって、一万円を限度として「金融緊急措置令」(昭和二十一年二月一七日勅令第八三三号)によって設定された封鎖預金に移し換えられ、同令の基準によって資金化が許可されることになった。

また、いったん日本銀行の封鎖勘定に預入された特殊預金は、二十一年四月一日付ESSセクション・メモによって五月以降もどおり各金融機関に預入される特殊預金に戻された。なお、保険会社が五〇〇〇円以下の戦争保険金支払のため資金を要する場合の金融機関の融資は、これら司令部の措置にかかわらず従前どおり認められていた。

以上述べた特殊預金という形の封鎖支払制度は、次節で述べる戦時補償打切措置の実施によって大部分が課税によって消滅し(二三、三九ページ)、課税されずに残った特殊預金は、昭和二十一年一月一日大蔵省令第一一四号によりその全額を第一封鎖預金に移しかえられた。⁽¹²⁾

なお、ここで旧外地等の戦争保険金支払について付言しておこう。⁽¹³⁾

戦争保険に関する戦時諸立法は、朝鮮、台湾、関東州、樺太および南洋群島に施行され、それぞれの地域で独立に運営をされたが、樺太と南洋群島については途中で事情が変更した。すなわち、樺太は一八年四月一日から内地に編入された。また、南洋群島は「南洋群島戦争保険臨時措置令」(昭和一七年三月二三日勅令第二〇七号)が一七年五月二

○日から施行されていたが、太平洋戦争の戦禍にまきこまれ、主管の南洋庁は統治機能を失い、内地への帰還者が一九四年春頃から増加した。こういう情勢の中で、同令に基づく保険金支払に特例を設け、「戦時特殊損害保険法」の保険金支払に準じて一定額を超える部分を封鎖支払し、残りを現金支払することとした。

戦後、旧日本占領地域、旧外地および沖繩の戦争保険金の支払については、前述の事情を考慮して、次のように措置された。⁽¹⁴⁾

- (一) 支払わない地域……中国および南方諸地域、満州、朝鮮、台湾、関東州
- (二) 支払う地域……沖繩
- (三) 条件によって支払う地域……南洋群島、樺太
- (1) 『東亜火災二十五年史』、九ページ。
- (2) 同前、三九―四三ページ。
- (3) 漁船については、農林省が管掌する「漁船保険法」(昭和十二年三月三十一日法律第二三三号)に基づいて、漁船組合が漁船保険を引き受ければ、保険金額の七〇%が再保険され、その戦争保険は全額が再保険され国家補償されることになったが、その運営は、本稿で述べる諸保険の運営とは異なったので、以下にはふれない。
- (4) 南恒郎『最近の日本戦争保険制度』、一四―一五ページ。
- (5) 長崎正造・山本利幸「戦後における私営保険関係法規の変遷について」(『損害保険研究』第一一巻、第二・三・四合併号)、一七四ページ。
- (6) 『協栄生命史稿』、六三―六五ページ。
- (7) 『東亜火災二十五年史』、二四三―四八ページ。
- (8) 「戦争死亡傷害保険法及戦時特殊損害保険法廃止等ニ関スル法律案提案理由説明書」(大蔵省資料Z五二六一―三一九)。
- (9) 昭和一九年九月一日付全国金融統制会統企統一第二号(南前掲書、一七二ページ)。

- (10) 大蔵省仮訳による(大蔵省資料Z五〇七一)。
- (11) 南前掲書、一五五―一六五ページおよび大蔵省所蔵日本銀行資料。
- (12) 南前掲書、二五一ページ。
- (13) くわしくは同前、三一七―一八〇ページを参照のこと。
- (14) 同前、三三一ページ。

第二節 戦争保険金の政府補償打切り

一 戦争保険金の一部の政府補償打切りの経過

戦後のいわゆる戦時補償打切りは、各界の反対論を押しきって、戦時補償特別税の一〇〇％課税という形で断行された。終戦直後から二一年一〇月の「戦時補償特別措置法」(昭和二一年一〇月一八日法律第三八号)成立に至るまでの、戦時補償打切りに関する詳細経緯は、本財政史「政府債務」編に述べられるので、ここでは戦争保険金の補償問題に関する限りにおいて、その間の事情を説明するにとどめる。

戦時中の諸法令によって政府が支払を保証した債務、すなわち戦時補償の額は膨大にのぼり、そのうち陸上、海上の戦争保険金の支払額の占める割合も大きかった。この戦時補償の政府支払が戦後インフレを促進し、かつ財政の破綻を招くことをおそれ、大蔵部内では終戦直後からその対策の立案を開始した。そして、政府の最終案として、二〇年一月五日「軍需企業に対しスル補償ニ関スル件」⁽¹⁾が閣議で了解され、戦争保険の支払は厳正な査定により交付金額を決定することとし、一方、同日の閣議了解「財政再建計画大綱要目」⁽²⁾によって、戦時利得者への課税方針をうち出して、政府の公約した補償は適正・厳格な審査と総合的判断によって支払うこととした。

政府は、みぎの方針を示して補償問題に対する司令部交渉を開始したが、司令部の公式見解は、まず昭和二一年一月二四日付覚書「戦争利得の除去及び財政の再建」(SCAPIN第三三七号)によってもたらされた。それは、日本側の提案をうけ、戦時利得の除去に関する立法措置が実施されるまで、政府の戦争関係金銭債務の支払を封鎖するという内容のものであった。この覚書により終戦までに政府が支払を補償した一切の補償請求権で終戦以後の支払分については、一請求権者につき五〇〇〇円を超える支払は、一切封鎖預金に封鎖し司令部の許可なしに支払ってはならないことになった(一三一―一五ページ参照)。

その後、戦時補償の処理に関する立法化措置をめぐって、政府と司令部の交渉が延々と続けられ、二一年五月三十一日に至って、司令部の公式提案として「課税提案」⁽³⁾が提示された。これは、戦争に起因して個人および法人が政府に對して有するすべての請求権について、一万円を超える部分に一〇〇％の課税をするという提案であった。この提案の修正を求めて、さらにまた、政府と司令部の折衝がつづき、七月二二日に来着した二一年七月一九日付の吉田首相あてマッカーサー書簡⁽⁴⁾をもって、長い折衝は事実上の結着をみた。

司令部の課税提案からマッカーサー書簡までの二カ月にわたる折衝の焦点の一つは、戦争保険金の支払を認める範囲を引き上げるといふ問題であった。司令部案(G案)に対して石橋大蔵大臣が提案して司令部に提出した案(I案)⁽⁵⁾は、個人の戦争保険金については五万円以下免税、五万円超一〇万円以下五割課税とすること、企業の戦争保険金についても平和産業再建のために存続を必要とする企業に対して若干の減税を認めるといふ案であった。司令部も折衝の過程で個人の戦争保険金の免税点を三万円まで引き上げること容認し、さらに七月のマッカーサー書簡で五万円までの免税が認められたのであった。それは「戦争保険金は約一千万人に上る戦災者の最後の精神的物質的拠点といつても過言ではない。現在戦災者が非戦災者に比し如何なる苦境にあるかは、敢て縷説を必要としない。しかも彼等

の大部分は偶然の所産によって家を焼かれ家財を失った人達であつて、戦争保険金以外には明日の生活の資料もなく、又再起の基礎を有たない人達も決して少くはない。之等の人達から明日の希望たる戦争保険金を仮令一部たりとも切捨てることは国民の一員として情に於て忍び得ない処であるのみならず、切捨に伴ふ之等の人達の絶望感に基く社会不安或は摩擦は現在の事態に於て絶対に回避しなければならぬと確信する⁽⁶⁾と、司令部に執拗に交渉を繰り返した結果であつた。

マッカーサー書簡の大綱に同意した日本政府は、課税対象とする請求権の範囲等について司令部と細部の折衝を煮つめ、「戦時補償特別措置法案」が成案となつたのは九月二四日であつた。

二 戦争保険金に対する戦時補償特別税の課税

「戦時補償特別措置法案」は九月二八日第九〇議会上程され、無修正で両院を通過し成立した(昭和二年一〇月一八日法律第三九号)。同法のうち、戦争保険金に関する部分については、その要旨を述べれば次のとおりである。

(一) 死亡又は傷害に関する保険金又は補償金の請求権については、補償打ち切りの対象外とする(第四条)。

(二) 戦時補償特別税の課税対象として、補償を打ち切られる戦争保険金の政府に対する請求権は、次のものである⁽⁷⁾(第一、二条)。

① 昭和二〇年八月一五日前に、事故発生によって弁済期が到来しており、特殊預金に封鎖され、現金化していないもの。

② 昭和二〇年八月一五日後に弁済期が到来したもので、同日以前に生じた損害、損失によるもの。

(三) 課税から控除され補償打ち切りをまぬがれる部分は次のとおり(第一〇、一一条)。

① 旧「戦争保険臨時措置法」又は旧「戦時特殊損害保険法」に基づく戦争保険契約による戦争保険金(陸上戦争保険)の請求権(ただし②に掲げるものを除く)および旧「損害保険国営再保険法」に基づく勅令に掲げる戦争保険金の請求権もしくは従前の「損害保険中央会法」第一八条第一項に掲げる海上保険金(木船保険の保険金を含む)の請求権又は「漁船保険法施行令」第二条第二項に掲げる保険金(海上戦争保険)の請求権

a 個人については一請求権について五万円まで、もし、一請求権が同種に属する二以上の請求権をもつている場合は合計して五万円まで

b 法人については一請求権ごとに一万円まで

② 旧「戦争保険臨時措置法」もしくは旧「戦時特殊損害保険法」又はこれらによる旨を定めた勅令(「南洋群島戦争保険臨時措置令」を含む)に基づく戦争保険契約による戦争保険金の請求権で、法の施行地外にある財産を保険の目的とするもの

個人、法人ともに一請求権ごとに一万円まで

(四) 戦争保険金関係借入金債務の消滅処理(第二二、三九条)

保険会社および中央会が戦争保険金の支払のための金融機関から借り入れた借入金の債務は、銀行に預入されている特殊預金(戦争保険金で封鎖支払されたもの)の債権のうち戦時補償特別税の課税分に相当する金額だけ相殺されて、一般申告期限の翌日(昭和二年一二月一五日)をもって自動的に消滅する。その結果、銀行はその消

減した貸付金の債権額だけ税金納付義務を免除される。

すなわち、損害保険関係の陸上戦争保険金および海上戦争保険金で終戦前の事故により法によって政府が支払を補償した戦争保険金のうち、終戦前に現金支払されなかったものを対象とし、内地分については一件ごとに個人五万円、法人一万円、外地分については一件につき個人、法人とも一万円を除いた残額が、戦時補償特別税の一〇〇%課税という形式で支払を打ち切られたのである。なお、地震保険金及び戦争死亡傷害保険の保険金は補償打ち切りの対象外であった。

三 戦争保険金の政府補償打ち切額の試算

みぎの「戦時補償特別措置法案」が第九〇議案に提出されたとき、大蔵省が試算した戦時補償特別税課税額中の戦争保険関係請求権の課税額すなわち補償打ち切額の推算是表1-1のとおりであり、陸上戦争保険（施行地外財産を保険目的としたものを除く）分二五億円、海上戦争保険分一五・八億円、「南洋群島戦争保険臨時措置令」等による施行地外財産を保険目的とした戦争保険分〇・五億円、計二六七億円である。これは全戦時補償打ち切額の四〇%にあたる。なお、課税控除額の課税対象額に対する割合は、陸上戦争保険で三二・三%、海上戦争保険で七・四%、施行地外戦争保険で三四・一%に達し、戦争保険金の控除の平均は三一・二%であり、戦時補償全体の控除の比率一七・三%に比し、戦争保険の控除が大きかった。これは個人の保険金に対し一件五万円の控除を認めた結果である。

それは、この推算の算出資料によってみると一層明瞭となる。表1-2は戦争保険金総額に対する補償打ち切額の個人・法人別割合である。政府に対する戦争保険金請求権は、既払のものを含めて、約四六六億円と推定され、個人分が一八一億円、法人分が二八五億円である。そのうち終戦前に決済されて戦時補償特別税の課税対象から除外された分、および課税の法定控除を差し引いたものが課税額として政府の補償を打ち切られた分である。したがって補償打ち切額の保険金総額に対する割合をみると、総計では件数で一三・八%、金額で五七・五%が補償を打ち切られているが、個人の戦争保険金についていえば、件数で九・七%、金額で二四・四%にすぎず、個人の戦争保険契約の七五・六%は契約どおり支払われることになる推算であった。うち海上保険分については、個人の保険契約で補償を打ち切られるものは一件もない予定であった。なお、施行地外財産を対象とする保険は個人・法人ともに控除が一万円に限られたため、他に比し、個人の補償打ち切率が高くなっている。

また戦争保険金総額・法定控除額・戦時補償特別税課税額の保険種類別・支払形態別内訳は表1-3のとおりである。

以上の計数は、法案の国会提出にあたって、大蔵省で調査のうえ集計した推計であって、実際の戦時補償特別税の徴収額とは一致しないが、戦争保険金支払の大勢をうかがうことができよう。

なお、特殊預金という形式で支払われた戦争保険金に対する課税は、前述したように保険会社および両中央会が保険金の支払資金として銀行から借り入れた借入金債務、すなわち追って政府が損失補償を支払うべき額と相殺して決済を行なうこととし、相殺分の借入金は二二年一月一五日をもって消滅し、その消滅額だけ銀行は政府に対する納税義務を免かれるという決済方法をとった。その結果、保険会社および中央会が銀行に対して有した借入金債務は消滅し、特殊預金に対して戦時補償特別税が課税されたことになった。この借入金債務消滅額は、後出の表1-9に掲

表 1-1 戦時補償特別税中戦争保険関係

区 分	戦 時 補 償 特			
			現 金 払	
	件 数	金 額 (a)	件 数	金 額
陸上戦争保険	365,443	25,104	244,571	1,210
海上戦争保険	9,382	1,581	2,421	146
施行地外財産を保険 目的とした戦争保険	4,275	52	165	2
小 計 (A)	379,100	26,737	247,157	1,358
戦時補償特別税計 (B)	—	66,955	—	7,355
(A)/(B) %	—	40.0	—	18.5

(注) 1. 戦時補償特別税課税額は100%課税として政府に対する戦時補償請求か、政府特殊借入金分9,404百万円、相殺分4,809百万円があるので内
2. 課税控除額は「戦時補償特別措置法」に基づく戦時補償の控除額の推
出所：大蔵省主税局歳入課「第90帝国議会参考財産税戦時補償特別税及財産税

表 1-2 戦争保険金総額に対する補償打切額

区 分	総 額 (A)		終戦前決済額 (B)		課税対象額 件 数
	件 数	金 額	件 数	金 額	
陸上戦争保険	2,700,854	44,000	1,305,133	6,882	1,395,721
個 人	2,511,794	18,000	1,239,588	2,814	1,272,206
法 人	189,060	26,000	65,545	4,068	123,515
海上戦争保険	16,510	2,477	4,278	768	12,232
個 人	6,485	50	3,635	15	2,850
法 人	10,025	2,427	643	753	9,382
施行地外財産の保険	7,625	95	3,350	16	4,275
個 人	7,400	39	3,208	7	4,192
法 人	225	56	142	9	83
合 計	2,724,989	46,572	1,312,761	7,666	1,412,228
個 人	2,525,679	18,089	1,246,431	2,836	1,279,248
法 人	199,310	28,483	66,330	4,830	132,980

出所：「戦時補償特別税算出資料」(大蔵省資料 Z 507-2)。

請求権の課税額推算 (昭和21年9月)

(単位：件、百万円)

別 税 課 税 額				課税控除額 (b)	$\frac{(b)}{(a+b)}\%$
特 殊 預 金		未 払			
件 数	金 額	件 数	金 額		
115,132	19,665	5,740	4,229	12,014	32.3
1,942	605	5,019	830	128	7.4
2,384	29	1,726	21	27	34.1
119,458	20,299	12,485	5,080	12,169	31.2
—	21,174	—	24,213	14,016	17.3
—	95.9	—	21.0	86.9	

求権を打ち切られる分で、「戦時補償特別税計」欄については、上掲計数のほ
訳合計額が課税額と一致しない。
算。
等収入金特別会計予算関係書類」(大蔵省資料 Z 507-2)。

(戦時補償課税額) の個人・法人別割合

(単位：件、百万円)

(C=A-B) 金 額	法 定 控 除 額 (D)		課 税 額 (E=C-D)		(E)/(A) %	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
37,118	1,030,278	12,014	365,443	25,104	13.6	57.1
15,186	1,030,278	10,779	241,928	4,407	9.7	24.5
21,932	(123,515)	1,235	123,515	20,697	65.1	79.6
1,709	2,850	128	9,382	1,581	56.9	63.9
34	2,850	34	—	—	0.0	0.0
1,675	(9,382)	94	9,382	1,581	93.6	65.2
79	3,333	27	942	52	12.4	54.8
32	3,333	26	859	6	11.6	15.4
47	(83)	1	83	46	36.9	82.2
38,906	1,036,461	12,169	375,767	26,737	13.8	57.5
15,252	1,036,461	10,839	242,787	4,413	9.7	24.4
23,654	(132,980)	1,330	132,980	22,324	66.8	78.4

表 1-3 戦争保険金総額・法定控除額・戦時補償特別税課税額の内訳

(単位：百万円)

区 分	「戦時特殊損害法」による戦争保険	「南洋群島臨時措置」による戦争保険	陸上戦争保険計	損害保険中央会による海上保険	「漁船保法」による戦争保険	「木船保法」による戦争保険	海上戦争保険計	合計
1 総 額	44,000	95	44,095	2,400	14	63	2,477	46,572
(イ)現金払分	8,372	14	8,386	642	7	14	663	9,049
終戦前支払分	5,537	9	5,546	478	2	9	489	6,035
終戦後支払分	2,835	5	2,840	164	5	5	174	3,014
(ロ)特殊預金払分	30,700	56	30,756	892	5	14	911	31,667
終戦前払戻分	1,345	7	1,352	279	—	—	279	1,631
終戦後払戻分	2,780	6	2,786	103	—	—	103	2,889
現在預金中	26,575	43	26,618	510	5	14	529	27,147
(ハ)未払分	4,928	25	4,953	866	2	35	903	5,856
2 課税対象額	37,118	79	37,197	1,645	12	54	1,709	38,906
3 法定控除額	12,014	27	12,041	83	9	36	128	12,169
(イ)終戦後現金払分	1,625	3	1,628	20	4	4	28	1,656
(ロ)特殊預金中終分	1,110	1	1,111	5	—	—	5	1,116
(ハ)戦後払戻分	1,110	1	1,111	5	—	—	5	1,116
(ニ)特殊預金現在分	8,580	19	8,599	11	4	7	22	8,621
(ヘ)未払分	699	4	703	47	1	25	73	776
4 差引課税額	25,104	52	25,156	1,560	3	18	1,581	26,737
(イ)終戦後現金払分	1,210	2	1,212	144	1	1	146	1,358
(ロ)特殊預金中終分	1,670	5	1,675	98	—	—	98	1,773
(ハ)戦後払戻分	1,670	5	1,675	98	—	—	98	1,773
(ニ)特殊預金現在分	17,995	24	18,019	499	1	7	507	18,526
(ヘ)未払分	4,229	21	4,250	819	1	10	830	5,080

出所：前掲表と同じ。

げた(三九ページ)。

- (1) 大蔵省資料乙六〇二—二。
- (2) 同前。
- (3) 大蔵省資料乙五二六—四—二。
- (4) 大蔵省資料乙五二六—四—五。大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—』第七卷「租税(1)」、一四八—四九ページ。
- (5) 同前、一四二—四三ページ。
- (6) 「二つの課税案の比較」(大蔵省資料乙五〇八—一三)。この文書は二二年六月二六日、石橋蔵相によって司令部に提出された。
- (7) 地震保険金、あるいは昭和二〇年八月一六日以後発生した保険事故で、特殊預金および日本興業銀行の別段預金となったものは補償打切りの対象外とされた。

第三節 戦争保険金の処理

一 生命保険中央会および損害保険中央会の解散

戦争保険および普通保険の再保険の運営機構として、二〇年四月に設立された生命保険中央会および損害保険中央会は、二〇年一二月、戦争保険の引受を中止して以来、その残務整理に移り、戦争保険関係業務以外の業務も漸次縮小の方針をとった。

まず損害保険中央会業務のうち、普通保険の再保険の引受を二一年三月末限りで停止し、損害保険会社の自主的プール組織である再保険組合に移し、東亜火災がその事務を委託された(二四三―四四ページ参照)。次いで同年五月限りで損害保険の元受業務を中止し、一〇月二〇日、海上戦争保険の残務処理業務を再保険組合に移した。⁽¹⁾

一方生命保険関係では、二〇年四月に中央会に吸収された旧協栄生命再保険株式会社⁽²⁾の復活が企図された。当初は、中央会に移管された業務を再び引き継いで旧協栄生命を復活する構想であったが、当時の生命保険業界の実情から、標準下体保険や高額再保険業務で会社を再開することは困難であるとの理由で構想は一転し、相互組織の一般保険会社である協同生命保険相互会社を設立することとなり、二一年九月三〇日、大蔵省の内認可を受け創立準備を終わり、一一月七日に設立登記を終わったのであるが、司令部の了解を得る過程で予定どおり営業を開始できず消滅し

た。それはこのとき生命保険中央会解散の問題が起こったためであった。⁽²⁾

両中央会の解散は、二〇年一月二〇日付日本政府あて覚書(SCAPIN第一三八四号)によって、左のとおり司令部から指示された。

生命保険中央会と損害保険中央会との解散に関する件

一、各種保険契約における私的保険業務の復活を刺戟し、保険会社と個人とに対し保険業務における競争上の機会均等を供与するため、日本政府はこの覚書に基づき左の所要施策を講じなければならない。

(イ) 生命保険中央会と損害保険中央会とはこれを解散し、両中央会に法的存在の根拠を提供する、すべての諸法令はこれを廃止し、両中央会に関する一括書類はこれを大蔵省に保管しなければならない。

(ロ) 生命保険中央会と損害保険中央会とは、経済科学局経済部清算課の監督の下に、商法、現存価格統制及金融措置並に聯合國最高司令部の諸政策に基づきこれを清算しなければならない。

二、日本政府は、この覚書の日より三十日以内に上述「一」(ロ)に従ひ、両中央会の解散に関する計画書を提出しなければならない。右の計画書中には、聯合國人の所有にかかる保険会社の利益を最大限に確保するに必要な諸措置が含まなければならない。

三、日本政府機関と聯合國最高司令部関係部局との直接の連絡により、この覚書はこれを補足し得るものとする。

大蔵省は両中央会の解散について、ただちに「生命保険中央会の処理について(案)⁽³⁾(銀保、昭二一・一一・二六)」および「損害保険中央会の処理について(案)⁽⁴⁾」を作成した。この処理案の要旨は、次のとおりである。

- (一) 両中央会を解散し、清算は商法の規定に従って清算する。この趣旨の法律をなるべく早く議会に提出する。
- (二) 解散は事務引継の関係で二二年三月末を予定する。

- (三) 中央会に対する政府補償は二一年度追加予算に計上し、整理を促進して逐次補償を実行する。
- (四) 戦争保険金に関する残務は、中央会清算事務所または民間保険会社に委託して続行する。
- (五) 生命保険中央会業務のうち戦争保険以外の旧協栄生命から引き継いだ業務は、協同生命保険相互会社に包括移転する。

(六) 損害保険中央会業務のうち、①保険会社の引き受ける戦時標準船に対する海上保険の引受、②捕鯨船およびその積荷の海上保険の超過損害保険の引受、③木船保険組合の引き受ける木船保険の再保険引受については、純民間機関によって行なわせることとし、民間保険会社、新会社または東亜火災海上保険会社のいずれかへ移転する。中央会解散の際残存している保険契約は存続するよう措置する。

みぎの処理案は、同年一月二日の大蔵省議を経て、「生命保険中央会解散案(昭和二一・一二・一六)」⁽⁶⁾「損害保険中央会解散案」⁽⁷⁾が司令部に提出された。「解散案」は「処理案」の行文を整理したもので、趣旨は同じであったが、清算人を閉鎖機関保管人委員会委員長としていた。

司令部交渉は生命保険中央会の事業を継承すべき協同生命の事業計画書の承認をめぐって難航した。新任の司令部保険担当官ロイストンは、高額保険の再保と弱体保険を業務とする協同生命は採算がとれないのではないかという意見であったが、大蔵省は協同生命の早急な設立が中央会解散の円滑化と高額再保険引受会社の必要性からいって必要である旨の二二年一月二日付説明書を西原保険課長名で提出し、交渉を続けた。しかし、三月中旬まで承認を得ることができなかったが、おりから戦前日本で営業していたカナダ・サン保険会社代表ドブソンが外国保険会社の業務の戦時処理(一五六ページ参照)調査のため来日し、旧協栄生命の後継会社の復活をロイストンにすすめたため情勢は

一転し、司令部から二二年三月二日付で協栄生命保険株式会社の設立を許可する内認可の指令がおりた。⁽⁸⁾

一方、損害保険関係でも再保険引受機関として損害保険協同会設置構想が二一年八月まとめられ、司令部との折衝に入ったが、同司令部の反対で実現せず交渉が遷延していた。その後二二年に入り、一転して解散寸前にあった東亜火災を運営の中心におく再保険機構が、二二年四月から発足することになった。⁽⁹⁾

この間、両中央会の解散に関する立法措置が検討されたが、二二年一月二四日第一案が閣議に請議されてから同年七月四日最終案が閣議に付議されるまで、清算、保険業務の継承、政府補償金に関する規定などの立法形式をめぐって司令部と意見がおりあわず、立案は二転三転し、「生命保険中央会及び損害保険中央会の業務に関する権利義務の承継に関する法律案」が第一国会に上程されたのは二二年七月八日であった。国会においてもさらに法形式について衆議院の修正をうけた。修正の要点は、政府原案が両中央会法の廃止を政令に委任していたが、法律で規定することが適当であり司令部もこれに同意見であったことから、中央会解散の日に両法を廃止し、廃止後なお同法の効力を存続させる規程を挿入したものである。同法は修正のうえ二二年九月二〇日法律第一〇九号として公布された。⁽¹⁰⁾

同法の要旨は次のとおりである。

(一) 生命保険中央会および損害保険中央会が保険業務に関して有する権利義務は、それぞれ協栄生命保険株式会社および東亜火災海上保険株式会社が承継する(第一条、第三条)。

(二) 承継の結果、協栄生命が「戦争死亡傷害保険法」による保険契約および生命保険における戦争危険の再保険に関する権利義務に係る業務により損失を受けたときは政府がこれを補償し、利益が生じたときは政府に納付する(第二条)。東亜火災が損保中央会から承継した権利義務に係る業務による損失および利益についても同様である

(第四条)。

(三) 協栄生命および東亜火災は、政府から損失の補償を受ける業務について収支を他の収支と区分経理する。また協栄生命が承継した外国保険会社の保険業務に関する財産および収支についても他と区分経理する(第五条)。

(四) 「生命保険中央会法」「損害保険中央会法」は主務大臣が指定する日(中央会解散の日)に廃止する。ただし、罰則の適用、中央会の清算については、同法の効力は廃止後も存続する(第九条、附則)。

生命保険中央会は、基金および準備金とこれに見合う資産を、損害保険中央会は基金およびこれに見合う資産を残し、他の一切の権利義務を協栄生命および東亜火災に承継し(二二年九月二〇日大告第二一七、二一八号)、九月二二日閉鎖機関に指定され(大告二二〇号)清算に入った。

二 戦争保険の利益金納付と政府の損失補償

二〇年四月に両中央会が設立されるまで、損害保険国営再保険特別会計で経理されていた海上戦争保険等を除き、陸上戦争保険、地震保険、戦争死亡傷害保険の経理は、契約をとった保険会社が収入した保険料をもって、必要な保険金支払にあて、年度ごとに決算して利益金があれば政府に納付し、損失があれば政府が補償することになっていった。一八年頃までは収支は黒字で政府に納付金を納付していたが、一九年半ば以降保険金支払が増加し、保険料収入では賄いきれず銀行借入によって保険金支払にあてていたが、政府による損失の補償はすべて戦後に持ち越された。

昭和二〇年四月以降、戦争保険の運営は両中央会に一元化されたが、損害保険中央会の業務については、従前「損

害保険国営再保険法」により運営されていた海上戦争保険等ならびに「戦時特殊損害保険法」に基づく陸上戦争保険および地震保険のほか、中央会の業務のすべてを通じる収支の欠損額が政府の損失補償の対象となった。一方、生命保険中央会の場合は、戦争死亡傷害保険と戦争危険再保険業務の損失が個別に政府補償の対象となった。

ところで、戦争保険業務を直接保険会社の勘定から中央会の運営に移すことは、空襲の激化、災害の続発の中できわめて困難な作業であった。損害保険については、海上戦争保険は決済則計上主義により実際に入金、支払金のあった時点で経理したが、「戦時特殊損害保険法」に基づく陸上戦争保険および地震保険の経理は、各社から中央会に払い込むべき再保険料を各社の保険金支払にあて、現金払不足を銀行の借入金で賄う方式とし、中央会設立以前の戦保勘定(いわゆる「政府勘定」と中央会設立以後の戦保勘定(いわゆる「中央会勘定」)の分離は、細目取極に従って計算し、保険料は二〇年四月一日以後記帳したもの、保険金および利息は二〇年七月以降支払ったものを損害保険中央会の勘定によって経理した⁽¹¹⁾。戦争死亡傷害保険については、二〇年四月以降の契約に対する保険料および取扱手数料、二〇年七月以降支払った保険金、利息、払戻金を生命保険中央会勘定で経理した⁽¹²⁾。

表1-4は中央会勘定に移行する前の各戦争保険の保険会社政府勘定における利益金の納付金額と損失額である。戦争死亡傷害保険の損失は全額政府が補償したが、「戦時特殊損害保険法」に基づく戦争保険は、前節で述べたように補償打切措置があったため、政府補償は損失額から戦時補償特別税課税額を差し引いた残りについて補償されることになった。

戦後、昭和二三年三月末までの戦争保険関係の政府補償済額の内訳は表1-5のとおりである。まず、二〇年一月に戦争死亡傷害保険の保険会社政府勘定、一九年一〇月末決算における損失金三三三二円七一銭が、次いで二二年三

表 1-6 昭和22年4月損失補償明細 (単位：千円)

区 分	損失金(A) (22. 1. 31 在 現)	戦 補 税 課税額(B)	差引損失額 (A-B)	補 償 済 額 (C)	補償残額 (A-B -C)
生命保険中央会	589,460	—	589,460	589,460	0
戦争死亡傷害保険	362,987	—	362,987	362,987	0
戦争危険再保険	226,473	—	226,473	226,474	0
損害保険中央会	36,018,582	18,992,943	17,025,639	14,956,381	2,069,258
損害保険会社	10,010,886	4,556,726	5,454,159	5,454,159	0
合 計	46,618,928	23,549,670	23,069,259	21,000,001	2,069,258

(原注) 1. 補償額の内210億円は昭和22年4月25日交付の国債による。
2. 右残額の国債端金856円07銭は現金による。

(注) 「生命保険中央会及び損害保険中央会等に対する総額210億円補償済額明細書(一)」により作成。

出所：前掲表と同じ。

月に二〇年一〇月末決算の保険会社政府勘定損失金一四九〇万七〇〇五円八一銭および生命保険中央会の戦争死亡傷害保険勘定損失金三〇七三万〇八七一円八五銭が、予算から支出された。

次いで前述のように二一年一〇月の司令部覚書に基づいて両中央会が解散されることになって、解散前の損失補償が急がれ、二二年一月末の両中央会の決算に基づく損失額が二二年四月に補償された。この二二年四月の補償は「戦時補償特別措置法」第六四条に基づいて、戦時補償特別税納付後において存する戦時補償請求権に対する決済資金として、交付公債で交付され、端金八五六円〇七銭が現金で支出された。その明細は表1-6のとおりである。なお、損害保険中央会の二二年一月末決算の損失額は一七〇億円余にのぼっていたが、約二〇億七〇〇〇万円の損失はこの時に補償されず次期に繰り越された。生命保険中央会の二二年一月末決算における戦争死亡傷害保険、および戦争危険再保険勘定の損失額および損害保険会社の政府勘定(一九年一〇月以降の分)の損失は完済された。また、損害保険関係の戦時補償特別税の課税は、前述したように特殊預金として封鎖されている支払保険金のうちの戦時補税課税額と戦争保険金の支払のために銀行から資

表 1-4 戦争保険納付金額・損失補償額 (保険会社政府勘定)

(単位：千円)			
根拠法令	収支期間	納付金額	補償金額
戦争保険臨時措置法	17. 1. 26—17. 11. 30	33,670	0
	17. 12. 1—18. 11. 30	63,968	0
戦時特殊損害保険法	18. 12. 1—19. 9. 30	159,343	0
	19. 10. 1—20. 10. 31	348	(10,010,955)
	小 計	257,329	(10,010,955)
戦争死亡傷害保険法	18. 4. 1—18. 10. 31	5,605	0
	18. 11. 1—19. 10. 31	29,555	3
	19. 11. 1—20. 10. 31	5,448	14,907
小 計	40,609	14,910	
合 計		297,938	14,910

(注) 1. 「戦時特殊損害保険法」は19年4月25日から施行された。

2. 「戦時特殊損害保険法」に基づく補償金額のかっこ内は計算上の金額であって、事実上の補償は戦時補償打切り分を差し引いた額である。

出所：大蔵省銀行局保険第二課所蔵資料。

表 1-5 戦争保険金損失補償済額 (昭和23年3月末現在)

(単位：千円)						
区 分	決算期	19年10月	20年10月	22年1月	22年9月	合 計
	補償年月	決算	決算	決算	(見込)	
		20年11月	22年3月	22年4月	23年1月	
戦争死亡傷害保険		3	45,638	362,987	50,000	458,628
保険会社分		3	14,907	—	—	14,910
生保中央会分		—	30,731	362,987	50,000	443,718
戦争危険再保険		—	—	226,473	—	226,473
生保中央会分		—	—	226,473	—	226,473
小 計		3	45,638	589,460	50,000	685,101
損保中央会損失金		—	—	14,956,381	—	14,956,381
戦争保険損保会社分		—	—	5,454,159	—	5,454,159
小 計		—	—	20,410,540	—	20,410,540
合 計		3	45,638	21,000,000	50,000	21,095,641

(注) 「戦争保険関係に基づく損失金並びに補償済額調」昭和23年3月により作成。

出所：「損保中央会の業務に関する権利義務の承継に関する法律原議綴」(銀行局保険第二課所蔵資料)。

表 1-7 戦争保険関係交付公債調 (単位：円)

交付日 区分	22年4月25日	23年7月1日	23年11月1日	24年3月1日
発行額	21,000,000,000	3,447,337,100	123,416,900	246,985,400
名称	ろ号特殊国庫債券	第2回4分半利国庫債券	第1回5分半利国庫債券	第2回5分半利国庫債券
年利	0.0365%	0.045%	0.055%	0.055%
償還期限	32年3月1日	33年3月1日	33年3月1日	34年3月1日
利払期	3月1日・9月1日	同左	同左	同左
発行価格	{額面100円に付100円}	同左	同左	同左
利子起算日	22年4月25日	23年7月1日	23年11月1日	24年3月1日
交付額	21,000,000,000	3,447,337,100	123,416,900	246,985,400
生保中央会・協栄	589,460,000	314,950,400	123,416,900	175,308,000
損保中央会・東亜	14,956,381,000	3,038,183,900	—	71,677,400
損保会社	5,454,159,000	94,202,800	—	—
現金補償額	856.07	244,059,405.81	80.83	60.15
生保中央会・協栄	不明	32.94	80.83	50.58
損保中央会・東亜	不明	244,059,027.72	—	9.57
損保会社	不明	345.15	—	—

(注) 事実上公債を交付した日は、司令部承認等のため遅れたが、利子起算日をもって交付日とした。

出所：南恒郎『最近の日本戦争保険制度』、304ページ、大蔵省資料F41.1-42-2-10・11).

が、交付日は利子起算日に遡り登録された。

二三年七月一日交付の三四億四七三三万円余の交付公債の内訳は次のとおりである。協栄生命に交付された三億一四九五万円余は、二二年二月から二三年三月末までの戦争危険再保険勘定の損失額から現金補償額三二円九四銭を差し引いた額である。東亜火災に交付された三〇億三八一八万円余は二三年三月末における損害保険中央会勘定の損失額(繰越損失を含む)から現金補償額を差し引いた額で、現金補償額中一億四四〇五万九〇〇〇円は二三年度暫定予算から、一億二七〇七二二銭は二三年度予算から支出された。協栄および東亜社に実際に公債が交付されたのは二三年一〇月二五日であった。また、損害保険会社に交付された九四二〇万円余の交付公債は、「南洋群島戦争保険臨時措置令」に基づいて、昭和一七年一二月一日から二三年六月三〇日の間における損害保険会社(七社)の損失金を補償したもので、別に現金三四五円一五銭が予算から支出された。この公債は実際上二三年一二月一七日交付された。

二三年一二月の協栄生命に対する一億二三四一万円余の交付公債は、戦争死亡傷害保険の二三年一〇月末までの損失金のうち現金補償額八〇円八三銭を控除した額で、実際は二四年三月九日交付された。

次いで二四年三月の交付公債のうち、協栄生命に交付された一億七五三〇万円余は二四年二月末における戦争保険業務の損失金中現金補償額五〇円五八銭を差し引いたものであり、東亜火災に交付された七一六七万円余は、二四年二月末の損保中央会勘定の損失金から現金補償額九円五七銭を差し引いた残額であり、実際の公債交付は二四年三月三一日であった。

かくして、戦争保険に関する政府の補償は、二四年三月末でその大部分を終わり、以後の損失補償は予算措置によって現金で支払われた。すなわち、東亜火災および協栄生命の経理する戦争保険関係勘定の利益金は、一般会計の雑

金融通をうけたための借入金および利息(本来政府が補償すべき金額)を相殺することにより行なわれたので、課税額分だけ損害保険中央会勘定および損保会社政府勘定の借入金債務が消滅して、政府の損失補償額が減少したのである。

その後、戦争死亡傷害保険の保険金支払が増高したので、二三年一月にさしあたり五〇〇〇万円が協栄生命を通じて各保険会社に支払われた。続いて二三年度実施された損失補償の大部分は、二二年度と同様に交付公債をもって交付された。¹³⁾

戦争保険関係の交付公債の発行額および発行条件は表1-7のとおりである。なお公債が実際交付されたのは、決算の終了、司令部承認等の事務手続上遅れた

表 1-9 借入金債務消減額・損害保険関係総損失額 (単位：千円)

勘 定 別	借入金債務消減額・損害保険関係総損失額 (単位：千円)		
	借入金債務消減額 (A)	損失補償額 (B)	総損失額 (A+B)
損害保険中央会			
第3事業年度	18,992,943	14,956,381	33,949,324
第5事業年度	51,460	3,282,243	3,333,703
第6事業年度	58,691	71,677	130,369
第7事業年度	△ 137	—	△ 137
第8事業年度	0	1,086	1,086
小 計	19,102,957	18,311,388	37,414,345
損害保険会社			
内地戦争保険	4,556,726	5,454,159	10,010,886
南洋群島戦争保険	24,248	94,203	118,451
小 計	4,580,974	5,548,362	10,129,337
合 計	23,683,931	23,859,750	47,543,682

(注) 1. 損害保険中央会勘定の計数は、各事業年度の「業務報告書」による。
 2. 損害保険会社の政府勘定および南洋群島関係の計数は、銀行局保険第二課および理財局国債課資料により作成。

収入(部)、雑納付金(款)に繰り入れられ、損失の補償は一般会計の産業経済費(部)、保険事業損失補償金(款)から支出された。
 当初から現在までの戦争保険金(「損害保険国営再保険法」に基づくものを除く)の戦争保険の利益金および損失金の総括表は表1-8のとおりである。同表において、損害保険関係の利益金額、損失額は、政府に利益金を納付した額、政府が損失を補償した額を掲載しているが、生命保険関係の計数は決算期別の収支残を計上しているので実際上の納付金額および損失補償額とは相違している。
 東亜火災の損害保険中央会勘定は二七年二月決算以降、若干の保険金支払はあるが収支残は黒字となっており、五三年現在に至るまで政府に毎年納付金を納付しており、協業生命の戦争死亡傷害保険および戦争再保険勘定は赤字となっており、毎年予算から損失分の補償を受けている。
 損害保険関係の損失額は政府補償を実行した額であるが、前述したように銀行からの借入金債務が消滅した額だ

表 1-8 戦争保険利益金額・損失額 (総括表)

(単位：千円)

決 算 期 間	損 害 保 險 関 係		生 命 保 險 関 係		合 計	損 害 保 險 関 係		合 計
	利 益 金	損 失 額	利 益 金	損 失 額		利 益 金	損 失 額	
18. 4. 1 ~ 18. 10. 31	—	—	5,623	0	0	0	0	—
18. 11. 1 ~ 19. 10. 31	—	—	29,675	0	0	0	0	—
19. 11. 1 ~ 20. 3. 31	—	—	0	9,459	9,459	0	9,459	—
20. 4. 1 ~ 22. 1. 31	—	—	0	620,010	620,010	0	393,537	226,473
小 計 (A)	—	—	35,297	629,469	629,469	0	402,995	226,473
22. 2. 1 ~ 22. 3. 31	—	—	0	(447,624)	(447,624)	(b)	133,260	314,364
23. 4. 1 ~ 24. 2. 28	—	—	0	(311,488)	(311,488)	(c)	178,464	133,024
24. 3. 1 ~ 25. 3. 31	—	—	0	(104,900)	(104,900)	(c)	62,315	42,585
25. 4. 1 ~ 26. 2. 28	—	—	0	(14,848)	(14,848)	(c)	8,587	6,261
26. 3. 1 ~ 27. 2. 29	—	—	0	(7,955)	(7,955)	(d)	3,621	4,335
小 計 (B)	—	—	0	886,816	886,816	—	386,247	500,568
27年2月末計(A+B)	—	—	35,297	1,516,284	1,516,284	—	789,243	727,041
27. 3. 1 ~ 53. 2. 28 (C)	—	—	0	319,107	319,107	—	293,956	25,152
合 計 (A+B+C)	—	—	35,297	1,835,391	1,835,391	—	1,083,198	752,193

(注) 1. 損害保険関係の利益金、損失額は、実際に政府へ納付された利益金納付額、政府からの損失補償額が計上されている。
 (a)の実際の損失額は17,025,639千円であり、補償額との差は次期損失に繰り越された。
 2. 戦争死亡傷害保険の利益金、損失額の計数は、決算期に集計された収支の差額を利益金、損失額として計上しており、保険会社ごとに利益金を納付、損失金を補償された額とは相違している。
 3. 戦争死亡傷害保険は、決算期が異なり、(b)は22年10月まで、(c)は11月1日から翌年10月まで、(d)は25年11月1日から27年2月までである。したがって合計の括弧内は期日の異なる分を仮に合計したものである。
 出所：大蔵省銀行局保険第一課、同第二課所蔵資料。

表 1-10 戦争死亡傷害保険および戦争

区 分	18. 4. 1	18.11. 1	19.11. 1	20.11. 1	21. 8.11	
	~18.10.31	~19.10.31	~20.10.31	~21. 8.10	~22.10.31	
戦争死亡傷害保険	収 入					
	保 険 料	6,624	45,587	98,826	7,188	678
	利 息	5	107	650	45	224
	戻入保険金	0	16	2	129	1,020
	計	6,629	45,710	99,478	7,362	1,922
	支 出					
	保 険 金	252	10,610	124,919	233,648	223,304
	返 戻 金	9	58	150	167	143
	経 費	745	5,350	14,153	1,179	141
	税 金	1	16	134	5	31
借入金利息	0	1	153	3,462	15,677	
計	1,007	16,035	139,509	238,461	239,296	
損 益 残	5,622	29,675	△ 40,032	△ 231,099	△ 237,374	
区 分	20. 4. 1	22. 2. 1	23. 4. 1	24. 3. 1	25. 4. 1	
	~22. 1.31	~23. 3.31	~24. 2.28	~25. 3.31	~26. 2.28	
戦争再保険	収 入					
	再 保 険 料	119,779	0	0	0	0
	利 息	0	0	0	191	55
	戻入再保険金	0	0	0	3,056	0
	計	119,780	0	0	3,247	55
	支 出					
	再 保 険 金	343,675	313,035	132,068	45,103	6,112
	返 戻 金	923	707	292	38	5
	経 費	1,656	623	664	676	188
	税 金	0	0	0	16	11
計	346,253	314,364	133,024	45,832	6,316	
損 益 残	△ 226,473	△ 314,364	△ 133,024	△ 42,585	△ 6,261	

(注) 「決算期別戦争死亡傷害保険損益計算表」「決算期別戦争再保険損益計

再保険(生命保険関係)損益

(単位:千円)

保険会社取 扱分計(A) (18. 4~ 22.10)	22. 8 ~23.10	23.11 ~24.10	24.11 ~27. 2	協栄取扱分 小計(B) (22. 8~ 27. 2)	合 計 (A+B) (27年2月 末まで)	27. 3~ 52. 2 (C)	合 計 (A+B+C)
158,902	△ 198	0	0	△ 198	158,704	0	317,408
1,030	1,407	2,716	595	4,720	5,750	325	11,500
1,166	1	243	888	1,132	2,298	0	4,596
161,098	1,210	2,959	1,483	5,654	166,752	325	333,504
592,733	195,887	54,736	9,189	259,818	852,545	3,537	856,082
526	37	12	0	49	575	0	575
21,567	4,057	4,856	3,577	12,490	34,057	3,544	37,601
187	256	91	118	465	652	0	652
19,293	7,186	5,580	806	13,572	32,865	140	33,005
634,306	207,423	65,275	13,690	286,388	920,694	7,221	927,915
△ 473,208	△ 206,213	△ 62,316	△ 12,207	△ 280,734	△ 753,942	△ 6,896	△ 594,411
26. 3. 1 ~27. 2.29	小 計	27. 3. 1 ~52. 2.28	合 計				
0	119,779	—	119,779				
7	255	—	255				
144	3,201	85	3,286				
151	123,234	85	123,319				
4,230	844,222	25,774	869,996				
2	1,967	5	1,972				
252	4,058	2,563	6,620				
1	29	—	29				
4,485	850,276	28,342	878,618				
△ 4,334	△ 727,043	△ 28,257	△ 755,298				

算表」(銀行局保険第一課資料)により作成。

表 1-11 戦争保険および地震保険成績 (単位：千円)

区 分	期 間	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
陸上戦争保険	昭和17.1. 1~22.3.31	738,607	46,276,604
海上戦争保険	昭和15.6. 1~23.1.31	379,015	1,738,363
船 舶		260,115	1,254,135
積 荷		112,372	415,792
木 船		6,528	68,436
地 震 保 険	昭和19.4.25~22.3.31	106,299	239,046
合 計	—	1,223,921	48,254,013

出所：南恒郎『最近の日本戦争保険制度』昭和24年、276,283,439,442,475ページ。

け戦時補償請求権が消滅した(戦時補償特別税が課税された)のであり、その額を示せば表1-9のとおりである。損害保険関係の戦争保険(地震保険を含む。なお損害保険中央会が取り扱った普通保険の収支は黒字であった)のため、損害保険中央会および損害保険会社に支払われた政府の損失補償額は二三八億五九七五万円であったが、二三六億八三九三万円の戦時補償請求権が課税により消滅して補償を免じられた。したがって戦時補償打切措置がなかったならば、政府の総損失額は四七五億円余りに達したのである。

生命保険関係の損失補償額は現在までに約一八億円余であり、二七年二月までの補償額は約一五億円であった(表1-8)。

なお、戦争死亡傷害保険の収支および戦争危険再保険の収支は表1-10のとおりであり、戦争死亡傷害保険の契約高は、一八年四月開始より二〇年一月二月廃止に至るまで一九〇九万一千六五九件、四四〇億六八八万五〇二四円、平均一件当り二三〇九円であった⁽¹⁵⁾。損害保険関係戦争保険の事業成績については、表1-11を掲げておく。詳しくは南恒郎『最近の日本戦争保険制度』を参照されたい。

(1) 『東亜火災二十五年史』、二四六ページ、「損害保険中央会の処理について(案)」(大蔵省資料Z五二―二九三)。

(2) 『協栄生命史稿』、八〇―八一ページ。

- (3) 大蔵省資料Z五二―二九三。
- (4) 同前。
- (5) 『協栄生命史稿』、九一ページ。
- (6) 同前、八七―八八ページ。
- (7) 『東亜火災二十五年史』、二九五―九六ページ。
- (8) 『協栄生命史稿』、九一―九八ページ。
- (9) 『東亜火災二十五年史』、二七四―七五、二九〇―九一ページ。
- (10) 「生損中央会の業務に関する権利義務の承継に関する法律原議綴」(大蔵省銀行局保険第二課所蔵資料)。
- (11) 損害保険中央会「第一事業年度決算要領」(大蔵省銀行局保険第二課所蔵資料)。
- (12) 「昭和二〇年度戦争死亡傷害保険法に基づく契約の決算に関する件」(『昭和生命保険史料』第五卷、九〇九ページ)。
- (13) 交付公債の説明は、大蔵省資料F四一・一―四二―二一〇・一一による。
- (14) 「戦争保険関係綴(二二・九―二七・三)」(銀行局保険第二課所蔵資料)。
- (15) 「戦争死亡傷害保険期間別推移」(銀行局保険第一課所蔵資料)による。なお戦争死亡傷害保険については清泉会編纂「戦争死亡傷害保険」昭和二九年一月(『昭和生命保険史料』第四卷、五三三―一〇五〇ページ)に詳しい記述がある。

第四節 保険会社の再建整備

一 再建整備の方法

戦時補償打ち切りによって、戦時補償金、戦争保険金などの戦時補償請求権を有する企業が被る損失は多大であったが、これら企業と取引関係にある金融機関に及ぼす影響もまた、きわめて大きかった。しかし、対外的信用を要件として成り立つ金融機関の損失をそのまま放置することはできないので、政府は戦時補償打切措置の立案と同時に、打ちりに伴う金融界、経済界の混乱を未然に防止し、積極的に企業および金融機関の再建の素地を形成するための再建整備方針を立案した。金融機関の再建整備は全金融機関を対象とした。したがって、保険会社のすべてに再建整備措置が適用されたのである。

なお、生命保険関係の戦争死亡傷害保険が戦時補償打ち切りの対象外となったところから、生命保険会社を再建整備の対象とすることが問題となった。戦時補償打ち切りについて大蔵省と司令部との間で折衝がつづいていた二月八日、経済科学局財政課 Finance Division のルカウント W. K. LeCount 課長から、生命保険会社は新旧勘定分離の対象外とし、一定年限を限り一保険契約につき保険金の二割、ただし最高一万円までの支払を政府において保証するという案が提示された。これに対し大蔵省は、生命保険会社も在外資産の関係上相当の欠損があるので、銀行

と同様の措置をとることを希望し、大蔵省案が採用されることになった。⁽¹⁾

金融機関の再建整備は、「金融機関経理応急措置法」(昭和二年八月一五日法律第六号)および「金融機関再建整備法」(昭和二年一〇月三〇日法律第三九号)に基づいて実施された。その特徴は、

- (一) 全金融機関を対象とし、個別の金融機関ごとに再建整備が実施される。
 - (二) 金融機関の機能が一時たりとも停止することのないように、新旧両勘定を設立し、新勘定で業務を続行する一方、旧勘定の整理を進め、最終処理の終わった時点で新旧勘定の合併が実施される。
 - (三) 戦時補償打ち切りおよび在外資産喪失という特殊な原因に基づく整理であるため、「商法」「破産法」「和議法」の特別法として、損失処理に関する手続、順序に政策的考慮が払われ、少額債権者の保護を旨とした。
 - (四) 最終の損失負担者として、政府が一定限度の補償をすることとした。
- などである。金融機関の再建整備については「金融制度」編でふれられるので、以下保険会社の再建整備に必要な範囲で、その方法の概略を説明しよう。

(1) 新勘定、旧勘定の設定

すべての保険会社(生命保険中央会、損険保険中央会を含む)の資産および負債は、「金融機関経理応急措置法」に基づいて、昭和二年八月一日午前零時現在(指定時という)において、新勘定および旧勘定に区分された(第一条)。

新勘定に属する資産、負債は次のようなものであった(法第二条)。資産としては、①現金、②国債および地方債、

③国または地方公共団体に対する金銭債権(郵便貯金や地方団体への貸付金等)、④金融機関に対する資産(いわゆるインターバンク・ローン)。負債としては、①一定額以下の預金、②公租公課、③金融機関に対する債権で預金以外のもの

(金融債、手形、借入金等)。ただし、これらの資産、負債であっても、主務大臣の指定するものは除かれた。保険会社にとって重要であったのは、一定額以上の預金が銀行の新勘定から除かれたのに対応して、従来封鎖支払で保険料の払込が行なわれた場合⁽²⁾、保険金額一万円を超える保険契約(払込保険料一〇〇円以下のものを除く)の責任準備金または支払準備金⁽³⁾が新勘定から除かれたことである。それは、次のような規定によって行なわれた(昭和二十二年八月一五日勅令第三九〇号「金融機関経理応急措置法施行令」第二条)。

第二条 保険会社、生命保険中央会又は損害保険中央会(以下保険会社等といふ。)の指定時における負債のうち、左に掲げる責任準備金及び支払準備金は、法第二条及び第五条の規定にかかわらず新勘定に属する。

- 一 保険料の全額が自由支払(金融緊急措置令に基く命令による自由支払をいふ以下同じ。)によつて払込まれた保険契約(再保険契約及び主務大臣の指定する損害保険契約を除く。以下同じ。)については、その責任準備金又は支払準備金
- 二 保険料の全額が自由支払以外の方法によつて払込まれた保険契約については、その責任準備金又は支払準備金のうち、一 保険料の全額が自由支払以外の方法によつて払込まれた保険契約については、一契約につき千円以下の年金額)に対応する部分
- 三 保険料の一部が自由支払によつて払込まれた保険契約については、その責任準備金又は支払準備金のうち、自由支払によつて払込まれた保険料の額の払込済保険料総額に対する割合により算出した保険金額に対応する部分並びにその他の部分のうち、一 保険契約につき一万円以下の保険金額(年金契約については一契約につき千円以下の年金額)に対応する部分
- 四 前三号に該当する場合を除くの外、指定時までの払込済保険料(指定時までには払込まれるべき保険料で未払込のものを含む。)の総額が千二百円以下の生命保険契約については、その責任準備金又は支払準備金
- 五 再保険契約の責任準備金及び支払準備金のうち、元受保険会社(保険契約者として再保険をなした場合の損害保険中央会を含む。)が新勘定から保険金額を支払ふべき責任に関する部分

前項各号の責任準備金は、主務大臣の定めるところにより、これを計算する。

なお、新旧勘定ふりわけの詳細な内容は、法施行と同時に大蔵大臣によつて指定され⁽³⁾、たとえば、インターバンク・ローンであっても、特殊預金ならびに戦争保険金、地震保険金または戦争死亡傷害保険金支払のために生じた保険会社、損害保険中央会および生命保険中央会の借入金は旧勘定に属せしめられた。

新勘定以外の資産負債は、すべて旧勘定に属し(第五条)、新、旧勘定のいずれに属するか明らかでないものも旧勘定と推定し(第一五条)、一切の移動や処分が禁止され、再建整備が終わるまで凍結されることになった。

以上の措置により、全保険会社の保険金一万円を超える大口契約はすべて旧勘定に入れられ、再建整備の対象となつたほか、戦時補償請求権や在外資産に関係ある資産ならびに一切の不動産が旧勘定に組み込まれた。

なお、旧勘定に属する責任準備金に対する生命保険契約および損害保険契約については、特例として特別の取扱規定が設けられた⁽⁴⁾(第二四、二五条)。

かくして、すべての保険会社は、堅実な内容をもつ新勘定のみによつて営業を続行することになった。

(2) 旧勘定の整理

前節で述べた「戦時補償特別措置法」の公布と同時に「金融機関再建整備法」が公布され、戦時補償打切措置によつて被った金融機関の損失の処理方法が法定された。すなわち、さきに新、旧勘定を分離し凍結させておいた旧勘定の整理を、概略次のような順序、方法によつて行なうこととしたのである。

(一) 資産および負債の調査……指定時現在の新旧勘定の資産、負債の明細を、旧勘定債権者の申告に基づいて調査し、大蔵大臣の指定する日(昭和二十二年大蔵省告示第七五六号により、二十二年一二月末)までに提出する(第四条)。

(二) 資産および負債の評価……暫定評価基準（確定評価基準の決定されたものは確定評価基準）により、新旧両勘定を評価し、評価の結果生じた損益はすべて旧勘定の評価損益として整理する（第七一一一条）。

(三) 旧勘定の資産および負債の移換……事業用の動産、不動産が旧勘定に属している不便などを早期に解決しうる道を開くため、旧勘定の資産または負債のうち主務大臣の指定する債務（指定債務）を除く整理債務は、一定の条件のもとで新勘定に移し換えることができる（第一三、一四、一六条）。

(四) 旧勘定の最終処理……旧勘定の最終処理を行ないうるのは次の場合である（第一八条）。

① 資産内容が優良で、暫定評価の結果、最悪の場合積立金を取り崩す程度で損失を補填できるとき（評価益とその他の益と積立金の額の合計から評価損とその他の損および繰越損を差し引いた額が、旧勘定資産額に対して、生命保険会社は二割、損害保険会社は五分以上であるとき——昭和二十二年大告第二五七号、昭和二十二年大告第三五号）。

② 確定評価基準が決定されたとき。

(五) 最終処理の確定益、確定損の計算……(四)②により最終処理を行なうときは、確定益と確定損のいかんによって手続を異にする。確定益、確定損の計算は、①指定時における資産・負債を評価基準で評価した損益、②指定時から最終処理時までの収支尻、③指定時における繰越損を旧勘定に繰り入れ、これと旧勘定の資産・負債を評価基準で評価した損益とを合計して、確定益および確定損を算出する。

(六) 損失のない場合の最終処理……①確定益も確定損もない、②確定益・確定損同額、③確定益があつて確定損がない、④確定益が確定損を超えるときは、大蔵大臣の認可をうけ、最終処理を完了する（第一九、二三条）。

(七) 確定損の補填方法……最終処理で確定損が確定益を超過した場合の損失は、次の順序で負担される（第二四条）。

- ① 先ず確定損に対して確定益を充て、
- ② 次に旧勘定の積立金を充て、
- ③ 次に資本金の九割まで株主において負担し、
- ④ 整理債務のうち一定金額までを整理債務の債権者において負担し、
- ⑤ 次に残りの資本の全額まで株主において負担し、
- ⑥ 次に整理債務の残額を整理債務の債権者において負担し、
- ⑦ さらに指定債務の全額（公租公課、損害保険会社の共同計算による再保険の債務などを除く——施行規則第三八条）まで指定債務の債権者において負担する。

(八) 確定損の政府補償……(七)の方法で確定損を負担してもなお残額があるときは、残額分を政府において、交付公債によって補償する（第三三条）。

みぎのような旧勘定整理をすすめるにあたって、資産、負債の評価基準の決め方が、再建整備の結果を左右する鍵となった。そのため、評価基準の決定をめぐって論議が沸騰したが、決定は翌二十二年六月二五日に持ち越され、大蔵省告示によって公布されたのはさらに二ヵ月後の九月六日であった（大告第二〇七、二〇八号）。これによれば、国債、地方債、動産、不動産には確定評価基準が、社債、株式、貸出金、在外資産等には暫定評価基準が提示され、総体として資産は堅目に、負債は目いっぱい評価する方針がとられた。なお、保険会社の未収保険料、責任準備金、支払備金、再保険債権などの暫定評価基準は、別途、二十二年九月九日に公布された（大告第二一一号）。

また、評価基準の公布と同時に金融機関は、旧勘定については二十二年七月一日午前零時（評価時という）、新勘定に

については指定時で、評価基準にしたがって資産、負債の一斉評価を行ない、その結果生じた損益がすべて旧勘定の損益として経理されることになり、また、確定評価後の不動産等を新勘定へ移し換えるなど、中間処理が実施された。

しかし、金融機関の資産の大部分を占める株式、社債、貸付金等の企業債権は、企業の旧勘定の最終処理が決定しなければ、確定評価基準がきまらないため、当初の予定どおり企業の再建整備後金融機関の最終処理を行なうこととすれば、最終処理は相当遅延する情勢となった。そこで、司令部の要請もあり、全金融機関の最終処理を二三年三月末までに完了させることに決定し、そのため、一部を暫定評価のまま処理し、新旧勘定合併後調整勘定を設けて旧勘定に属する損益を整理すること、資本切捨ての金融機関は最終処理後増資するなどの措置をとることとし、この旨、二三年一二月末大蔵省から各保険会社に伝えられた。なお、二三年二月、司令部の要請で新勘定に属せしめられた指定時前発行の金融債を旧勘定に移し換えることとなり、最終処理の方法に訂正が加えられた。

二 保険会社の最終処理

最終処理方針にしたがって、全保険会社は二三年三月末までに最終処理を完了した。その結果、損失を負担しきれず政府補償をうけた会社は生命保険については二〇社中一八社に及んだが、損害保険は東亜火災一社であった。

生命保険会社の場合、日本団体生命および大正生命の二社を除く一八社（二二年に新設された協栄生命を除く）が積立金、資本金を全額切り捨て、さらに確定損を債務で補填しても損失を償えず、政府補償を受けた。なお、日本教育生命の新旧勘定は大正生命に包括移転され、大正生命が政府補償を受けた。このため、これらの生命保険会社の旧

勘定に属する保険契約、すなわち二〇年八月一日の指定時を境とし、それ以前の契約で、保険金額一万円を超えるもの（既払込保険料一〇〇〇円以下のものを除く）は、整理債務として損失の補填にあてられて棚上げされることになった。整理債務として棚上げされた契約および指定時に有効契約として新勘定に移された契約は、表1-12に示すとおりである。

一方、損害保険会社の場合、戦時中再保険引受会社として発足し、特殊の事情がある東亜火災一社を除き、政府補償を受けなかった。しかし、最終処理によって損失を計上しなかったのは、共栄火災、大東京火災の二社で、他社は在外資産の零評価、指定時から最終処理時までの収支尻の赤字等のため損失を計上したが、いずれも旧勘定の積立金

等を取り崩して損失を負担し、資本金および債務を取り崩すことなく最終処理を完了した。なお、戦前台湾に本社があった大成火災は、この再建整備措置から除外された（一六九ページ参照）。

昭和二三年三月末日における最終処理の結果、政府補償をうけることになった保険会社の最終処理状況は表1-13のとおりである。

生命保険会社一八社の確定損の総額は、七七億九七七五万円、損害保険会社は東亜火災一社で確定損七七〇九万円であり、確定損の自己負担分は、自己資産および債務切落しなどにより生保一八社約四〇億円、東亜社約四七〇〇万円で、差引政府補償額は生保一八社約三八億三四三〇万円、東亜社約二九四二万円、合計三八億六三七二万円余となった。これは全金融機関に対する政府補償額一二二億円に対し三二%を占めていた。

表 1-12 生命保険指定時前契約中棚上契約・有効契約高 (単位：件, 千円)

区 分	棚上契約	有効契約
件 数	319,991	26,932,890
保 險 金 額	11,915,259	57,673,506
責 任 準 備 金	2,023,512	9,843,506

出所：『第2回銀行局金融年報』昭和28年版，472ページ。

した会社は、新会社に保険契約および財産を包括移転し、旧会社を解散した。⁽⁷⁾

三 保険会社の再建整備——第二会社の設立

生命保険会社は、再建整備の進行につれ、大部分の会社の旧勘定に赤字が予想されることが判明した。ところが、「金融機関再建整備法」第二六条は、再建整備の結果、資本金全額を切り捨てた金融機関は、新勘定による事業を他に譲渡するか包括移転して解散することになっていた。そこで生命保険会社の再建方式が緊急の検討課題となった。第二次金融制度調査会は、二二年二月一七日付の「金融機関再建整備暫定要領案」に対する答申⁽⁸⁾において、資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認めることを答申した。そこで、資本金全額切捨ての可能性のある生命保険会社の再建方式として、第二会社を設立し旧勘定にとらわれず新契約の獲得ができる新会社の早期発足が望まれたのである。⁽⁹⁾なお、二二年九月の「金融機関再建整備法」の一部改正（昭和二二年九月一三日法律第一〇七号）によって、新勘定で増資した金融機関は、新勘定増資分は確定損を負担しなくてもよいこと、また、最終処理にあたって資本金の全額を確定損の負担にあてた金融機関においても、解散することなくそのまま存続しうる道が開かれた（第二六条の二）。

生命保険の第二会社設立は、みぎの法改正を待たずに実行された。すなわち、二二年三月、日本生命保険株式会社が「日本生命保険相互会社」を第二会社として設立する旨の認可申請を提出し、同年五月、認可を得て営業を開始した。これを嚆矢とし、二三年二月の太陽生命設立を最後として、一四社が第二会社を設立した。

設立された第二会社の名称は左のとおりである（かっこ内は二三年三月末の最終処理までに改称した社名または旧社名——順不同）。

日本、日産、平和、新日本（東邦と改称）、東京（旧野村）、三井（中央と改称）、大同、太陽、第百、大和、国民（旧住友）、帝国（朝日と改称）、明治、安田（光と改称）

第二会社中平和生命が株式会社で、残り一三社は全部相互会社として設立された。第一、千代田、富国の三相互会社は、第二会社を設立せず、新勘定の基金を増加してそのまま存続した。日本団体生命、大正生命の二株式会社は損失が軽微で資本金切捨の必要がなく、そのまま会社を継続し、日本教育生命は第二会社をつくらず、最終処理を終わった時点で大正生命へ包括移転された（一六七—一六八ページ図3—1参照）。

一方、東亜火災を除く損害保険会社は、全社で旧勘定は一億円近い黒字となったが、新勘定における事業成績がふるわず、新勘定の赤字が三億数百万円を予想され、合算すると払込資本金の二倍以上の赤字が計上されることとなった。これは、損害保険の対象である動産、不動産、船舶等の滅失による契約の減少などに起因していた。このため、必要資金の手当てについて折衝が行なわれ、二三年一月一六日付司令部覚書（SCAPIN第一八四八号）によって、未払込株式の株金を徴収した。⁽¹⁰⁾かくして損害保険会社は確定損を資本勘定の諸積立金、責任準備金余裕額で補填し、資本金を切り捨てることなく最終処理を終わった。

東亜火災株式会社は資本金の全額を切り捨てたため、従来の公称資本金と同額の二五〇〇万円を増資し、再保険専門の保険会社として社名を東亜火災海上再保険株式会社として再出発した。⁽¹¹⁾

表 1-15 総棚上契約に対する調整勘定利益金分配状況

(昭和32年3月30日現在)

調査事項	件数			金額		
	件	%	%	千円	%	%
(A) 分配対象総件数	322,883			1,434,539		
(B) 分配通知を発送した もの	300,875	B/A 93		—	B/A 94	
(C) 住所不明のため発送 出来なかったもの	22,008	C/A 7		—	C/A 6	
(D) (B)のうち中出あった もの	195,111	D/A 60	D/B 65	—	D/A 68	D/B 72
(E) (B)のうちまだ申出な いもの	65,322	E/A 20	E/B 22	—	E/A 18	E/B 19
(F) (B)のうち住所移転等 のため戻ってきたもの	40,442	F/A 12	F/B 13	—	F/A 9	F/B 9

(注) 生命保険協会調査。

出所：『昭和生命保険史料』第6巻，1153ページ。

の措置により、調整勘定の閉鎖は

(一) 前に旧勘定に属した資産負債の整理を完了したとき(前に暫定評価基準により評価されていた資産、負債について、確定評価基準を決定して評価を行なった場合を含む)

(二) 調整勘定利益金をもって、政府補償の元本および利息ならびに切り捨てた整理債務等の元本および利息の全額まで分配したとき

には、主務大臣の認可を得て実施できるようになった。

みぎのような政府の勘定閉鎖促進措置により生命保険一八社の調整勘定は、前掲(二)の条件により閉鎖されることになり、昭和三一年に政府補償金を返還し、翌三二年一月から、整理債務として棚上げされていた保険金一万円を超える契約に対する支払を開始した。三二年三月現在の総棚上契約に対する調整勘定利益金分配状況は表1-15のとおりである。

このようにして調整勘定を設定した全生命保険会社は、債務を完済して三一年一二月から三二年三月までに調整勘定を閉鎖し、利益金の残高は準備金に繰り入れられた。各社の調整勘定処理状況は表

四 調整勘定の設定とその閉鎖

以上述べたように、全保険会社は昭和三二年三月三十一日をもって旧勘定の最終処理を完了したが、金融機関の最終処理は当初の構想に反し、企業に先行して実施されたため、資産の大部分は暫定評価基準により評価され、また新勘定の健全な育成という見地から、評価は堅実な低評価で行なわれたから、新旧勘定の消滅後、再評価が可能となった時期に政府補償の返還と切捨債権を復活しうる道を開くため、調整勘定を設定することになった。

調整勘定および政府補償の方法は、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」(昭和三二年七月二一日法律第一八四号)によって定められ、調整勘定は三二年四月一日に遡って設定された。同法に基づく調整勘定は、旧勘定に属した資産、負債から生じた損益、新勘定消滅の際の最終処理引当残額および旧勘定の資産と負債の差額を区分経理する勘定であって(第三七条)、調整勘定に生じた利益金は、まず政府補償の返済にあて、ついで指定債務の債権者、整理債務の債権者に返済することになっていた(第三七条の二)。

調整勘定設定以来、旧勘定に属した資産の処分、回収および企業の整備計画の確定等により、調整勘定に利益金が計上されたが、未整理資産のうちには幾多の不確定、不安定の要素が多い等のため、利益金の処分は認められなかった。二七年一二月に至り、政府は調整勘定利益金の中間処分を申請によって許可する方針をとったが、保険会社には適用されなかった。次に二九年五月、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律」(昭和二九年五月一五日法律第一〇六号)によって、調整勘定の閉鎖の条件を明確にし、かつ、調整勘定利益金を旧株主にも分配する道を開いた。みぎ

表 1-16 保険会社の調整勘定処理状況 (単位：千円)

社名	政府補償			整理債務(指定債権を含む)		
	元本	利息	計	元本	利息	計
生命保険						
第一	286,371	107,931	394,302	355,096	101,587	456,603
明治	326,734	123,143	449,876	223,486	64,942	288,428
朝日	256,445	96,651	353,096	78,415	22,668	101,083
三富	186,810	72,180	258,990	48,234	16,681	64,916
安田	419,154	164,796	583,950	68,427	19,462	87,890
千代田	128,832	50,652	179,484	57,448	16,607	74,055
東邦	226,102	88,895	314,998	139,191	40,153	179,345
日産	425,131	167,146	592,278	25,733	7,628	33,360
本産	731,065	287,970	1,019,035	184,130	59,415	243,545
友陽	101,002	39,710	140,713	25,149	7,401	32,550
京東	213,163	83,887	297,050	58,082	17,771	75,853
大同	24,566	9,259	33,825	1,943	508	2,451
和正	170,094	64,107	234,200	32,404	12,312	44,717
大小	111,527	42,652	154,179	20,853	7,113	27,966
計	94,331	36,267	130,597	12,425	3,346	15,771
	90,856	35,076	125,932	2,169	651	2,821
	37,505	14,792	52,297	824	325	1,148
	4,619	1,814	6,433	—	—	—
東亜火災	3,834,306	1,486,928	5,321,234	1,334,011	398,492	1,732,503
合計	29,419	14,120	43,539	1,195	—	1,195
合計	3,863,725	1,501,048	5,364,773	1,335,206	398,492	1,733,698

社名	株主分配			利益準備金繰入	調整勘定閉鎖日
	元本	利息	計		
生命保険					
第一	—	—	—	34,219	32. 3. 15
明治	2,700	459	3,159	4,000	〃
朝日	3,750	614	4,364	—	〃
三富	2,000	327	2,327	1,270	〃
安田	—	—	—	56,210	〃
千代田	300	49	349	6,273	〃
東邦	—	—	—	1,342	〃
日産	2,500	409	2,909	1,067	〃
本産	3,600	590	4,190	695	〃
友陽	2,000	320	2,320	3,860	〃
京東	1,500	245	1,745	3,512	〃
大同	1,000	160	1,160	30,749	32. 1. 4
和正	2,000	320	2,320	29,170	〃
大小	5,000	800	5,800	43,475	〃
	300	48	348	7,548	〃
	2,500	400	2,900	36,418	〃
	1,000	160	1,160	151	〃
	—	—	—	—	31. 12. 21
東亜火災	30,150	4,901	35,051	259,959	—
合計	—	—	—	—	33. 12. 1
合計	30,150	4,901	35,051	259,959	—

出所：『銀行局金融年報』昭和34年版，184-85ページ。

1-16のとおりである。

調整勘定の完全閉鎖ができなかった金融機関について、三三年九月、政府は調整勘定一斉閉鎖の方針を決定し、従来暫定評価基準によって評価されていた資産・負債に対して確定評価基準を決定して告示した(昭和三三年九月二五日大告第九五号)。東亜火災は、この基準により旧勘定の資産および負債を計算し、前掲(一)の条件により三三年一月一日調整勘定を閉鎖した⁽¹²⁾。

東亜火災の調整勘定は、政府補償については元本および利息の全額を返済し、指定債務は元本の100%、整理債務は元本の15%までを返済して閉鎖された⁽¹³⁾(表1-16)。

(1) 「保険会社の件」(要交渉懸案(二一、八、八)(大蔵省資料Z五二六一四一五))。

(2) 封鎖支払とは「金融緊急措置令」(昭和二年二月一七日勅令第八三三号)に基づく措置で、金融緊急措置として、旧円と新円の切換えが実施され、一定額の新円以外はすべて金融機関に封鎖預金として預入された。二年二月一七日以降の保険金支払および保険料の払込は、封鎖預金から封鎖預金へ支払われ現金化しえない封鎖支払と、新円による自由支払の二本建てになった。そして既保険契約に基づく保険金支払は封鎖支払で支払われることになった。一方保険料の払込は封鎖支払、自由支払のいずれをも選択できた。また、本令施行後成立した保険契約の保険金支払は、保険料封鎖支払の分は封鎖支払で、自由支払分は自由支払で支払われることとなった。

(3) 昭和二年八月一五日大蔵省告示第六四五、六四六、六四七号。なお、酒井俊彦ほか『企業再建整備法、金融機関再建整備法、復興金融庫法等諸法律詳解』、六七七七一ページ参照。

(4) 同前、八七―八八ページ、長崎正造・山本利率「戦後に於ける私営保険関係法規の変遷に就て(二)」(『損害保険研究』第一二巻第一号)、一八〇―八一ページ。

(5) 岡村文人「生命保険会社の調整勘定について(上)」(『生命保険協会会報』第三六巻、二・三合併号)、五ページ。なお在外資産については本書一八九―九一ページ参照。

- (6) 『東亜火災二十五年史』、三二六ページ。
- (7) なお各会社の最終処理方法書は、二三年二月から三月にかけて認可されたが、金融債が旧勘定で整理することに改められたため、計算をし直して四月に改訂最終処理方法書が認可され、三月末日に遡って最終処理を完了した。
- (8) 大蔵省金融制度調査会『新金融制度の研究』、二九一―九二ページ。
- (9) 「再建復興の足どり」(『生保の戦後一〇年史』)、二二ページ。
- (10) 今井久次郎「戦後における損保会社の再建」(『損保の戦後一〇年史』、一三〇―三一ページ)。
- (11) 『東亜火災二十五年史』、三〇二、三一五―三二二ページ。
- (12) 『銀行局金融年報』昭和三四年版、一七九―八八ページ。
- (13) 『東亜火災二十五年史』、四九八ページ。

第二章 占領下の保険立法

第一節 保険制度に関する金融制度調査会の審議および答申

一 第一次金融制度調査会

終戦直後の混乱期において、日本経済の新事態に即応した金融制度のあり方を調査するため、昭和二〇年一二月、大蔵大臣の諮問機関として金融制度調査会が設置された。

この調査会は大蔵大臣を会長とし、五つの部会に分かれ、保険関係は第四部会で審議された。第四部会の審議の経過は次のとおりである。⁽¹⁾

第四部会は二〇年一二月一九日に第一回会議を開き、生命保険担当の第一分科会、損害保険担当の第二分科会を設置し、それぞれ審議をすすめて、さらに生命保険の重要問題を検討する専門委員会を設置した。第一分科会は三回の審議により「答申」が、第二分科会は二回の審議により「意見書」が、専門委員会は六回の審議により「審議報告」

がそれぞれまとめられた。二一年三月一日、第四部会の第四回会議において、それらの意見を総合したうえ「答申」がまとめられ、三月二六日に大蔵大臣に提出された。

第四部会の論議の重点は、保険国営問題、生命保険と損害保険の兼営、組合保険の可否、保険監督行政、外国会社の進出などであった。それらについての部会・分科会の討議の内容に簡単にふれておこう。

保険国営問題は、広範な社会保険制度の設立が検討され、社会的に国営論が論議されているところから論点にあげられた。部会全体として国営賛成論はなく、従来どおりの形の民営を可とすることで意見がまとまり、分科会答申にはその理由が列挙された。そして、経営民主化および民間生命保険会社に対し簡易保険同様の小口保険を認める希望が提案された。

生命保険と損害保険の兼営については、戦災で保険の対象物を失った損害保険側から、兼営を可とする答申が出され、一方生命保険は否とし、結局最終答申ではこの問題にはふれないこととなり、損害保険会社に損保事業と密接な関連のある他事業の兼営を認めるよう答申された。

組合保険については、徳川義親、賀川豊彦両委員から熱心に協同組合組織の保険を公認するよう提唱があり、「保険業法」に基づいて大蔵大臣の監督下で組合保険を認めることを可とする答申が出された。

保険監督行政については、損害保険の分科会から新種保険の認可の簡素化などが、生命保険の分科会から弱小会社の整理の促進が提案され、また恒常的に保険制度を検討する大蔵大臣諮問委員会の設置が希望された。また「保険業法」の改正については、損害保険側から生保、損保の取締規定の分離等の諸問題が出され、全体として改正の必要を認め、原案作成にあたる特別委員会設置の要望が出された。

外国保険会社の進出に対しては、実現が近いものとみて、極力協調しうるよう国内態勢の整備が望まれた。第四部会の「答申」は左のとおりである。

金融制度調査会第四部会答申（昭和二一・三・一一）

一、保険制度に関する件

1 普通保険の経営形態に関する件

民営を可とす、但し保険事業の経営に付ては更に公共的性格並に民主化を強化するの要ありと認む、其の具体的方法として

一、株式会社において株主配当の制限並持株数及議決権の制限を行ふこと

二、相互会社においては現行の契約者の経営参加に付更に実情に適する様之を改善すること

2 保険協会に関する件

保険協会に公共的性格を附与する為其の組織並運用を改善するの必要ありと認む

3 簡易生命保険に関する件

現行簡易生命保険の官営は可なるも民間生命保険会社に対しても小口保険の経営を認めらるることを希望す

4 他事業の兼営に関する件

損害保険事業の機能発揮を図る為損害保険会社をして之に密接なる関聯を有する他事業の兼営を認むるを可とす

5 組合保険に関する件

保険業法に基き大蔵大臣の監督下に株式会社及相互会社の外保険組合に依る保険事業の経営を認むるを可とす、但し保険契約者の利益保護の為組合の設立認可を嚴重にすると共に資金の運用及事業費の支出等につき保険会社に対する場合に準じ之を監督するの必要ありと認む

二、普通保険の監督制度に関する件

- 1 保険行政は実質的に適正化すると共に更に之を能率化するの必要ありと認む
- 2 従来の不良会社にして整理の要ありと認むるものに付いては政府は速に之が整理の方途を講ずるの必要ありと認む
- 3 保険行政の適正なる運用に資する為新に諮問委員会の設置を必要と認む

三、保険業法の改正に関する件

前掲各号並に其の他に關し保険業法の改正を必要とするものに付き政府は速かに特別委員会を設置し之が原案の作成を委託せらるることを希望す

四、中央会に関する件

生命保険中央会及損害保険中央会は戦争保険事務処理等の為当分の間存続するを必要と認む

二 保険業法改正調査専門委員会

金融制度調査会第四部会の答申に基づいて、「保険業法」の改正を検討するための専門委員会が金融制度調査会に付設された。保険業法改正調査専門委員会がそれである。委員として、学識経験者、生命保険・損害保険関係者、簡易保険局代表が大蔵大臣によって委嘱され、三月二二日に第一回会合が開かれた。この委員会は、六月ごろまでしばしば会議を重ね、二二年五月一四日には「保険業法改正法律案（第一次試案）」をまとめたが、戦時補償打切問題の具体化等諸般の情勢の変化によって、委員会の答申をまとめるに至らずに終わった。⁽²⁾

この委員会の検討事項は、審議途中で整理したうえ、配布された左の文書によってみる事ができる。

保険業法改正委員会に於て問題とすべき事項（審議途中において整理した問題）

第一 特に独立して研究を要する問題

一、保険組合に関する問題

二、委員会に関する問題

第二 法律の改正を要する問題

- 一、生命保険に関する規定と損害保険に関する規定を分離すること
- 二、資本金及基金の最低限度十万円を引上げること
- 三、保険会社の他事業兼営の途を開くこと
- 四、生命保険と損害保険との兼営を認めること
- 五、統制協定に関する規定を廃止すること
- 六、株式会社より相互会社への組織変更の手續を簡易化すること
- 七、会社の決算を毎五年に一度行ひ得ることとする
- 八、第八十六条準備金を廃止又は改正すること
- 九、監査書を廃止すること
- 十、商法条文の引用複雑なるものの簡明化を図ること
- 十一、商法第六百八十二条の時効二年を五年とすること

第三 法律の改正を必要とせざる事項

○ 省令の改正を必要とする事項

- 一、定款、事業方法書、普通保険約款、財産利用方法書等の基礎書類の記載事項中共通の事項、保険契約者の保護に必要な

- 事項を規則中に規定し、基礎書類の簡略化を図ること
- 二、損害保険の新種保険認可申請に付ては特に簡略措置を認めること
 - 三、財産利用方法の制限に付変更を加ふること
 - 四、保険会社の経理方法に付左の如き規定を設けること
 - イ、保険会計の根本原則を確立すること
 - ロ、種類別分離計算を行ふこと
 - ハ、責任準備金算出の基礎及方法を統一すること
 - ホ、財産評価方法を一定の基準に拠らしめること
 - ヘ、契約者勘定と株主勘定とを明確に区分すること
 - ト、契約者配当を利源式とし其の配当方法等に付統一を図ること
 - チ、保険料率決定の基準を明らかにし事業費に基準を設けること
 - リ、営業残高は原則として保険契約者勘定へ繰入れ、営業費の多寡に依り株主勘定は適宜之を繰入れ又は之より填補せしめること
 - 五、保険計理人制度を改善すること
 - 六、各種認可申請書、報告書を整備簡略化すること
 - 省令の改正を必要とせざる事項
 - 一、傷害保険の如き第三種保険の事業は其の性格の近似性に依り夫々生命又は損害保険会社をして之を営ましめること
 - 二、株式会社の株式所有数又は議決権に制限を設けること

- 三、株式会社の株主配当に制限を設けること
- 四、資本と経営との分離を助長すること
- 五、相互会社の総代会又は評議員会の選出方法の改善等社員の経営参加を促進すること
- 六、会社の検査を強化すること
- 七、全契約者、被保険者の為に約款条項を不利益に変更することをなるべく禁止すること

みぎのうち、第一の保険組合に関する問題および委員会については、前述の金融制度調査会第四部の審議に基づいて、この専門委員会の幹事である銀行局保険課がまとめたと思われる「保険組合に関する規定要綱(試案)」⁽³⁾「保険諮問委員会設置要綱」⁽⁴⁾が提出されている。

立案に当たった大蔵省当局の組合保険に対する考え方は、およそ次の諸点にあった。⁽⁵⁾①協同組合保険は協同組合運動の一環として行なわれねばならない。②原始的保険は採用しない。③危険の分散をはかるために大きな地区の組合形式を採用する。さりとてあまり大きなものを作っても意味がない。現在全国農業会が町村単位組合を基礎としているように、保険組合も町村組合のその上に全国的な危険分散団体を作る。④独立の法律としないで、現「保険業法」を改正し、現監督官庁の指導監督を受けさせる。⑤組合員以外の契約はとらせない(世帯員は含む)。⑥生命保険の組合は別個につくる。⑦組合への加入脱退を厳重にする。また持分の払戻を制限する。⑧本法の根本は「産業組合法」に準拠する等である。

そして、五月の「保険業法中改正法律案(第一次試案)」⁽⁶⁾には、組合保険に関する諸規程および保険委員会の権限が法案に組み入れられた。

三 第二次金融制度調査会

終戦後第二次の金融制度調査会は、昭和二十一年二月一日公布された官制によって設置された大蔵大臣の諮問機関で、金融制度全般にわたって改革の方向が論議された。保険制度については、まず、調査会の第四特別委員会の討議にゆだねられた。特別委員会はそれぞれ自主的に運営され、昭和二十二年四月から活動を開始した。第四特別委員会は、生命保険分科会、損害保険分科会の二つに分かれ、別個に審議がすすめられた。分科会は、保険協会および保険会社の経営者代表六名および各社従業員組合代表六名の一二名ずつで構成されていた。

生命保険分科会は、五月五日から七月二三日まで一〇回の会合を重ね、任意加入の普通生命保険の経営形態、保険行政、当面の問題などを討議し、経営形態については民営を可とし、組合保険を認め、社会化・民主化をすすめること、保険業務の改正および保険行政委員会の設置を希望することなどについて「中間報告書」がまとめられ、二十二年七月二五日提出された。損害保険分科会は五月九日から七月一五日まで一回の会合を重ねた。まず、民営損害保険の経営形態、強制保険の採用、組合保険、監督行政等について「中間報告書」をまとめ、六月二五日に政府に提出し、さらに討議を深め、損害保険事業の金融機関としての性格の再吟味および強制保険を主としてとりあげて「最終報告書」をまとめ、七月一五日に政府に提出した。

金融制度調査会は特別委員会から提出された報告を参酌し、公正妥当な意見をまとめて、二十二年一月一日「金融制度調査会答申」⁽¹⁰⁾を大蔵大臣に提出した。「答申」の保険業の部分は次のとおりである。

六、保険業

- (1) 任意保険存在の意義はいまだ失われておらず、現段階においては民営形態を可とすること。たゞし損害保険については、これと平行して民間企業の取扱による強制保険制度の実現について研究を進める必要がある。
- (2) 監督行政を業界の実情に合致させ、官営保険を含める保険制度を合理化するため、業法の改正を始めとして関係法制の統一化をはかると共に、業界の意見を反映せしめるために保険委員会の如きものの設置を必要と認める。
- (3) 生命保険及び損害保険の金融機関としての特性を正確に認識し、その取扱いに遺憾のないようにすること。
- (4) 保険業の経営民主化については、銀行その他の場合に準ずる。

なお生命保険については、事業の性質上相互会社組織への改編を適当とする。

- (1) 「金融制度調査会第四部会答申書(昭和二一・三・二六)」(生命保険協会『昭和生命保険史料』第五卷、三五九―四〇六ページ)。なおこの答申書には、「第一分科会答申」「第二分科会意見書」「専門委員会審議報告」「議事録」が添付されている。
- (2) 同前、八七―一九〇ページに金融制度調査会付設の保険業法改正調査委員会で配布された審議資料がまとめて掲載されている。なお、委員は、米谷隆三(東京産業大学)、印南博吉(明治大学)、長尾春雄、国崎裕(日本生命)、矢野一郎(第一生命)、山田金雄(千代田生命)、気賀真一郎(千代田生命)、藤川博(帝国生命)、浜田成達(帝国生命)、牧野亀治郎(明治生命)、中沢弦男(生保中央会)、川井三郎(生保中央会)、野口正造(生保協会)、青谷和夫(簡易保険)、島田啓助(東京海上)、栗谷啓三(東京海上)、橋本保(損保中央会)、森田誠一(損保協会)、北沢宥勝(損保研究所)の一九氏である。
- (3) 保険組合に関する規定要綱(試案)

(保険組合設置の基本方針)

- 1、保険組合は協同組合理念に基く近代的合理的保険の経営を目的とすること
- 2、最初より保険組合の健全なる育成を図ることを目標とし、単に組合形態に依る保険経営に対し道を拓くといふ觀念に非ること
- 3、同時に現在の保険業界に混乱を招く惧なき様慎重に考慮を払ふべきこと

4、以上の諸点に鑑み保険組合に関する法規は抽象的規定を避け現実的具体的たるべきこと
(規定の主なる内容)

- 1、保険組合は協同組合理念に基く保険事業の経営を目的とする法人とすること
- 2、保険組合は同一の事業、同種の業務其他生活上の密接なる関係を以て結ばるる組合其他の団体(以下原組合と称す)を背景に有する場合に限り設立することを得ること
- 3、保険組合の最低基金は株式会社又は相互会社の資本又は基金の最低額と同一とし、基金の拠出者は原組合又は原組合員に限るべきこと
- 4、保険組合の発起人は原組合の代表者たるべきこと
- 5、保険組合は原組合員数〇〇以上(命令を以て定む)ある場合に限り設立し得ること
- 6、保険組合の設立は原組合の總會(又は之に該当するもの)の承認並原組合員の十分の一以上の加入申込あることを要すること
- 7、保険組合の営む保険種類は生命、火災、傷害其他とし命令を以て之を定むること
- 8、保険組合は契約件数が〇〇(命令を以て定む)に達する迄は保有契約を再保険に附する要あること
- 9、保険組合員たらんとする者は原組合員に限ること
- 10、保険組合員は組合の債権者に対し直接に責任を負はざること
- 11、保険組合の債務に関する組合員の責任は一応保険料を限度とするも保険組合損失ある場合は保険金額の削減又は保険料の追徴を為し得ること(其の範囲及条件は定款を以て定むること)
- 12、保険組合員の権利義務の譲渡は組合員又は組合員たる資格を有する者に対してのみ之を為し得ること
- 13、保険組合の最高機関として組合會議を置くこととし其の構成に付ては有名無実に墮せざる様會議員の選出方法等に関し実効ある方法を講ずべきこと
- 14、保険組合の資産運用に付ては保険会社と別個の規定を設けることとし、保険事業の健全なる運営を阻害せざる範囲に於て特殊の取扱を認むること
- 15、保険組合の合併若くは契約の包括移転は2の規定に反せざる範囲に於て之を為し得ることとし、又契約の包括移転は保

險会社に対しても之を為し得ること

(同前、八七九ページ)

(4) 同前、八七六―七八ページ。

(5) 『日本保険業史』総説編、八一―一二三ページ。

(6) 『昭和生命保険史料』第五卷、八九―一九〇六ページ。

(7) 大蔵省金融制度調査会『新金融制度の研究』、九〇―九七ページ。

(8) 同前、一二六―四二二ページ。

(9) 同前、一五〇―一六三ページ。

(10) 同前、一〇―二二二ページ。

第二節 「保険業法」全面改正案の立案

一 第一次保険業法改正委員会

「保険業法」は昭和一四年に明治三三年制定法の全面改正が行なわれ、一五年一月一日から施行された。前節でみたように、金融制度調査会の審議を通じてその改正の必要性和具体的な改正点が指摘されたこと、および全面的な金融制度改革の気運の中で「保険業法」の全面改正案は、二二年九月から翌二三年二月までにその検討が急速に進められた。また、この改正案作成にあたっては、大蔵省が原案を提示し、学識経験者および業界代表の意見を立案の間に十分とり入れる形ですすめられたのが特徴的であった。

すなわち、大蔵省銀行局は、生命保険協会および損害保険協会に対し、「保険業法」の改正に関する検討をすすめるよう勧説し⁽¹⁾、二二年九月一〇日、両協会主催のもとに「保険業法改正委員会」が開催された⁽²⁾。委員会の委員は学者および業界代表者一四名で構成され、幹事は業界、大蔵省保険課職員および簡易保険局職員で構成された。九月一〇日の第一回総会は、委員長に森莊三郎前東京大学教授、幹事長に水沢謙三東京海上火災企画部長を選出し、幹事会で問題を整理し、委員、幹事合同の総会で討議決定する方法で審議をすすめることを決定した。

「保険業法」改正の審議原案は、第一回総会で大蔵省が提示した「保険業法改正要綱(試案)」であったが、これは第一次金融制度調査会付設の専門委員会における討議を整理したものであった。業法改正委員会は、以後二三年一月二六日までに八回の総会を、二三年一月二四日までに一五回の幹事会を開催している。討議は、まず前掲の「改正要綱(試案)」を中心に検討をすすめ、次いで、そのなかで出た問題をとりいれる形で、大蔵省の保険課で作成した章別の「要綱案」が一月九日付のものから二月四日付のものまで次々と幹事会および委員会の討議にかけられ、一二月にはそれらがまとめられて、保険課の手になる全一五章二七九条にのぼる「保険業法改正法律案」となり、総会の審議に付された。二三年一月二六日に開催された最終総会では、「法律案」のうち問題を残した諸点として、保険委員会(第二章)、料率団体(第三章)、監査役の選任(総則)、相互会社(第五章)、保険協同組合(第六章)、資本金総額(総則)を逐条審議のうえ、それぞれ最終決定を行なっている。

みぎのように保険業法改正委員会は、二二年九月から二三年一月にかけて、法案の審議立案に積極的に参画し、一月末の委員会で改正案の最終決定をみた。次いで法案は第二国会への提出をめざし、委員会の決定をとりいれて、大蔵省において全一五章三三一条の「保険業法改正法律案」⁽³⁾に仕上げられ、二三年二月には銀行局長のもとで検討が開始されている。

この法案審議に当たって注目すべき点を三点あげておこう。ひとつは当時大蔵省銀行局で立案中であった「金融業法案」との関係、第二は、「保険業法案」に司令部の意向がどのようにとりいれられたか、第三は、もっとも意見が対立し難航した協同組合保険問題についてである。

二二年秋から大蔵省銀行局で立案していた「金融業法案」は、金融制度の全面的改正の際、個別の単独法である金融関係法を一法案にまとめようというものであったが、二二年一〇月三〇日付の部内文書では「保険業法」をこれに

含める案と含めない案が検討されている。しかし、一月二二日付の「金融業法案要綱」⁽⁵⁾には保険関係は含まれておらず、以後「保険業法」は一貫して「金融業法」と併行して立案が続けられてゆく。

第二に司令部との関係である。協会主催の業法改正委員会第二回総会の席上、どのような形で司令部の意向をくみ入れるかについて、水沢幹事から次のような説明が行なわれている。⁽⁶⁾

英米保険代表者と当方損保業者とのジョイント・コミッティーを形成している。而してその小委員会としてレーティング・サブ・コミッティーとレジスレーション・サブ・コミッティーがあるが後者と本委員会の関係を如何にすべきか。これはロイストンが出席して同氏の実質上の諮問機関であるのでこの業法改正委員会とその小委員会との連絡を密にする必要があるのではないかと思う。理論上は別個にやるべきものと思ふが実際には本委員会の結論が大蔵省を通じてGHQに提出された場合、ロイストンは必ずジョイント・コミッティーの意見を聞くと言つてゐるから、本委員会の意見を実現させるためにはある程度ジョイント・コミッティーの諒解を得つつ審議を進めた方がよいと考へる。ついでには本委員会の審議がジョイント・コミッティーによって制約されるようなことのないように十分注意を払ひつゝある程度連絡をとつて併行的に進みたい。ジョイント・コミッティーには損保側のみ委員となつてゐるが極めてインフォーマルな委員会で委員以外の出席も自由であるから生保も共通する問題がジョイント・コミッティーで審議される場合は日本側生保界の代表者にも出席を願ふこととしたい。

以後、総会および幹事会で英米保険代表者で構成されるジョイント・コミッティーの意向およびその席上での司令部の保険担当官ロイストン J. P. Royston の発言が伝えられている。英米保険業者およびロイストンの意向と日本側の対応を要約して示すと次のとおりである。

(一) 監督機構を適正にするため、強力な独立した保険庁設置が望ましい旨、ジョイント・コミッティー議長ハドソンから両協会会長あてに意見がよせられた。

(二) 法第一条の統制協定について、ロイストンはジョイント・コミッティーの席上、一九四五年の「コネチカット保険法」の改正規定を参考にするよう示唆し、これに従つて第一条にかえて料率算出団体設置を規定する「章」を立案した。

(三) 組合保険について、ロイストンの意見は積極的に起こす気はないが阻止する意向もなく、認める場合は、株式又は相互組織に比べ特典を与えず、同一監督のもとにおく考へであり、かつアメリカ式の地域を限定した小規模のものを考へてゐると伝えられた。

(四) 二三年一月に入ると、ジョイント・コミッティーの席上、ロイストンは法案の取扱いについて、第一条改正など当面必要な改正に限定し、根本改正は延期してはどうかという意見を伝え、一月四日の第六回総会でこの旨報告があつたが、委員会審議は予定通りすすめ、平行して司令部の了解を求める方針をとることとした。

(四)のロイストン発言は、後述の「保険業法改正法律案」流産の最初のきざしであつたわけである。

(三)の協同組合保険問題では、なんらかの形で協同組合保険を認めなければならぬ情勢であるとの判断のもとに、生保側と損保側との意見が対立し、その調整が図られた。当初大蔵省が提示した第一案は、金融制度調査会の論議をふまえ、相互組織よりも閉鎖的な「原組合」構想のもとに、産業組合に準拠した大組織の組合保険をつくる方針であつた。これに対し、生保側は、①生命保険契約は長期契約であるが、原組合は一〇年たつと大半は解散する、②現在もぐりで行なつてゐる共済組合的なものを公認すべきだ。③現在の農村協同組合の組織の方向からみて大組合は時期尚早という意見により第一案に反対し、第二案を提案した。

第二案は、協同（共済）保険という形で小組合のみを認める案で、一年以上および一定額以上の保険契約は認めな

いというものであった。これに対して損保側は、①一年以内の保険契約で競合関係を生じるのは損保事業である。②損保事業は大数法則の実現が可能でなければ事業が成り立たず、小規模組合は経営できないなどの理由で反対した。しかし、幹事会は事実上発生しつつある組合保険を「保険業法」に組み込む方がよいの判断のもとに、意見交換のなかから第三案として、協同組合保険の本質を貫き、組合は地域または職域で設立させ、損害保険には地域組合を認めないという方向がうち出され、その趣旨で法案が立案されることになった。⁽⁷⁾

ところで、このような努力を傾けて成案に近づきつつあった「保険業法案」は、「金融業法案」とともに司令部の許可をえられなかった。結局二三年一月に伝えられた前述のロイストンの意向どおり、当面必要とする「保険募集の取締に関する法律」および「損害保険料率算出団体に関する法律」がこの「保険業法案」から切り離され、第二国会に上程されることになった。

二 金融懇談会と第二次保険業法改正委員会

二三年八月一七日、司令部から「新立法による金融制度の全面改正」と題する経済科学局非公式覚書が出され、全面的包括的な新金融立法を早急に立案するよう要請された。従来の「金融業法案」の全面的改訂指令であり、その大きな柱として、金融に関する大蔵省、日本銀行、経済安定本部の権限をバンキング・ボードに移すという提案が含まれていた。⁽⁸⁾ このバンキング・ボード（金融委員会）の事務局には保険部として保険行政機関を含む試案も作成された⁽⁹⁾が、この覚書をめぐる司令部との交渉のなかで、新金融立法には保険は含まれないという意向が明らかになる一方、⁽¹⁰⁾

保険会社に対しても「保険会社が銀行の株式を所有することは、政策的に支配(dominate)しない程度ならよい。独禁法の制限とは別に、保険業法で何か規定することが望ましい」との要望が出された。⁽¹¹⁾

みぎの司令部提案に関する各界の意見を聴取するため、大蔵大臣、経済安定本部長官、日本銀行総裁が各界代表を招請し、二三年九月から一〇月にかけて金融懇談会が開催された。金融懇談会は六つの部会に分かれて討議したが、保険は第五部会に属し、一〇月六日、次の結論に達した。⁽¹²⁾

昭和二十三年十月六日の保険部会において意見の一致を見た事項

一、保険事業に関する法律は、金融業法と別個の法律とする。

二、保険行政機関として保険庁又は保険委員会を置く。

保険行政機関は、大蔵大臣の所轄に属し、人事及び予算について大蔵大臣から独立した権限を有し、且つ、独自の規則制定権を有するものとする。

保険行政機関の諮問機関として保険審議会を置く。

三、民営保険と特別法に基く保険との調整を図る。

四、金融委員会の行う金融行政との調整を図る。

五、細目については、専門委員会を置き研究を行う。

この金融懇談会の方針に基づいて、第二次の保険業法改正委員会が二四年一月に設置された。第二次委員会は、第一次委員会と同形式で、前回の委員、幹事を母体とし、委員長も森前委員長が再選され、事実上第一次委員会の延長の形で「保険業法案」の検討がすすめられた。⁽¹³⁾

二四年一月二一日に開催された第一回総会では、「保険業法案」の審議方式が左記のように決定された。

- 一、第一次委員会で決議した案を修正して今回の審議をすゝめる予定である。
- 二、行政機構も保険業法の中に折込む方針であるならばそれをも考慮して今回の審議を進めるべきであるが保険委員会或は保険庁の性格未決定前にこれを考慮に入れて審議することは困難である。
- 三、保険行政機構は金融業法のバンキングボードと平行して考へる必要があり、金融業法に於て行政機構を別個とし「大蔵大臣の監督」のまま立案をすゝめて居る以上保険業法も行政機構を一応除外して審議するべきである。
- 四、保険行政機構の性格に関しては、バンキングボードと全くの別個のものとすべきである。
- 五、「投資」に関してはバンキングボードと共管とするより両者の審議を立前とすべきである。

同日、大蔵省保険課作成になる「保険業法改正法律要綱案」が提出された。この「要綱案」と第一次案との相違は、形式的には、

- ① 金融業法と歩調を合わせたこと、アメリカ的になったこと
 - ② 「独占禁止法」の規定を折り込んだこと
- であったが、内容的にも要旨次のような問題点を含んでいた。
- ① 保険組合は損害保険についてのみ認め、生命保険は除外する。
 - ② 保険募集人に対して、免許制と登録制を併用して実施する。
 - ③ 外国会社の日本における保険事業に関する章を新設する。⁽¹⁴⁾
- みぎは、いずれも司令部の問題提起による法案の修正であった。
- ところで第二次委員会は、「保険業法案」の第五国会工程をめざして、大蔵省提案の「要綱案」について、二四年

三月九日までに総会を四回、幹事会を三回開いて精力的に検討をすすめたが、結論がでないまま審議を一時中断した。それは、併行して検討されていた「金融業法案」が、ドッジ Joseph M. Dodge 公使の来日をまって再検討されることになったためである。三月末、バンキング・ボードにかえてポリシイ・ボード（日本銀行政策委員会）が設置されることになり、そのための「日本銀行法」の一部改正のみが「金融業法」から切り離されて第五国会に提出されることになった。このような情勢のなかで、「保険業法案」についても前年同様に、緊急必要とされるものから、順次単行法として立案し直されることになった。三月九日の業法改正委員会の席上、大蔵省側からその辺の事情が次のように説明されている。⁽¹⁵⁾

諸般の情勢により金融業法の今国会提出は延期となる模様で保険業法もこれに伴ひ、全面的改正案の提出は延期し、取敢へず「募集」、「保険組合」、「外国保険事業者」及び「保険会社の資産及び負債」に関する四つの単行法（全部仮称）を提出する方針で進んで行きたい。

すなわち、前に指摘した司令部の提案がそれぞれ単行法として立法化されたのであって、まず組合保険に関しては「組合保険に関する法律案」、外国保険業者に関しては「外国保険事業者に関する法律案」が、それぞれ二四年五月、第五国会に提出されたが、前者は審議未了となり、後者のみが成立した。また、募集人の免許制については、前年成立した「保険募集の取締に関する法律」を廃止して「保険募集に関する法律案」が立案されたが、目の目をみず終わった。さらに、保険会社の株式所有制限等を規定した「保険事業者の経理に関する法律案」が立案されたが、その一部は二四年四月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」に盛り込まれた。これら二四年の第二次保険業法改正委員会で討議された諸点の単独立法化とその経緯については、それぞれ後節において説明しよう。

三 「保険業法改正法律案」最終草案

昭和二十二年三月以来、「保険業法」の全面改正については、一時的に中断された時期はあったものの、引き続き官民合同で調査検討が行なわれてきたが、全面改正案の国会提出はそのつど見送られ「保険募集の取締に関する法律」(昭和二十二年七月一日法律第一七一号)、「損害保険料率算出団体に関する法律」(昭和二十二年七月二十九日法律第一九三号)、「外国保険事業者に関する法律」(昭和二十四年六月一日法律第一八四号)が、単独法として施行された。

大蔵省では、「商法」の改正に伴う「保険業法」の改正を始め、右記単独法を「業法」中に統合し、さらに、募集人の免許制度、保険組合に関する規定、保険審議会の設置、「独占禁止法」との関係の明確化、保険鑑定人の免許制度などを新たに挿入し、それまでの業法改正委員会の討議結果を集大成した「保険業法改正法律案」を作成し、二五年一二月関係方面に内示した。⁽¹⁶⁾この条文四〇〇条を超える「法律案」は、戦後続けられた業法改正討議の結論ともいべきもので、第一〇通常国会(二五年一二月開会)に提出される予定であった。

しかしながら、法案中の「保険組合」の規定について協同組合関係者から強い反対の声があがったこと(二九ページ参照)、「募集」の章で免許制をうち出したことが保険募集人(外務員)の労働組合の反対にあった(九九ページ参照)などの事情もあり、二六年一月に入ると、大蔵省は、「保険業法」の全面改正案の第一〇国会提出を断念した。そして、法案のうち「商法」の改正に伴う改正規定、「独占禁止法」関連規定の明確化、および「料率団体法」の一部改正規定など、緊急不可欠な改正点のみをとりあげた法案を第一〇国会に提出することとしたため、「保険業法改正法律案」は三度流産に終わったのである。⁽¹⁷⁾

「律案」は三度流産に終わったのである。⁽¹⁷⁾

- (1) 長崎正造「戦後の損害保険行政(その一)」(『損保一五年史』、四ページ)。
- (2) 保険業法改正委員会に提出された資料、および委員会、幹事会の議事録(一部欠)は、『昭和生命保険史料』第五卷、九〇七—一〇五二ページに集録されている。改正委員会に関する本稿の記載はこれによる。なお、当初の委員および幹事は、委員長森莊三郎(参議院専門調査員、前東京大学教授)、委員鈴木竹雄(東京大学教授)、石井照久(東京大学教授)、野津務(中央大学教授)、末高信(早稲田大学教授)、米谷隆三(大蔵省嘱託)、小林中(生保協会理事會會長)、矢野一郎(同前副會長)、野口正造(同前常務理事)、氣賀真一郎(千代田生命常務取締役)、田中徳次郎(損保協会會長)、森田誠一(同前専務理事)、足立社(共栄火災社長)、橋本保(東亜火災専務取締役)、幹事西山雄一(第一生命取締役)、浜田成達(帝国生命計理人)、関好美(明治生命企画部長)、川井三郎(協栄生命専務取締役)、宇野義雄(日本生命調査部参与)、野中久雄(生保協会業務部長)、水沢謙三(東京海上火災企画部長)、島田啓介(同前企画課)、西村正志(大阪住友海上火災業務部長)、手島恒二郎(千代田火災東京支店次長)、今井久次郎(損保協会総務部長)、水野信一(同前経理部長)、青谷和夫(簡易保険局調査課長)、長崎正造(銀行局保険課長)、福富暉夫(銀行局保険課大蔵事務官)であった。
- (3) 大蔵省資料Z五二六一—三三三。この資料には「二三、二、一六愛知」と銀行局長の鉛筆書きの記入があり、第一章の各条行間に検討事項が書き込まれている。
- (4) 「金融関係法改正案の建方(銀二二、一〇、三〇)」(大蔵省資料Z五二六一—六一二)。
- (5) 同前。
- (6) 『昭和生命保険史料』第五卷、九四八—四九九ページ。
- (7) 二二年二月の「保険業法改正法律案」第六章保険協同組合の設立基準に関する規定は次のようになっていた。
 第一百六条(設立の基準) 生命保険協同組合(生命保険事業を行う保険協同組合をいう。以下同じ)は、地域又は職域に基いてこれを設立するものとし、損害保険協同組合は、職域に基いてこれを設立するものとする。
 前項の地域又は職域は、命令でこれを定める。
- (8) 『昭和財政史——終戦から講和まで——』第四卷「財政機関」、五二八—二九九ページ。

- (9) 同前、五三三―三四ページ。
- (10) 「金融業法案に関する司令部との質問応答要旨(第五回)(昭二三、八、二七(金)午前)」(大蔵省資料Z五二六―六一四)。
- (11) 「同(第六回)(昭二三、八、二七午後)」(同前)。
- (12) 大蔵省資料Z五二六―六一五。
- (13) 第二次保険業法改正委員会に提出された資料、議事要旨(一部欠)は『昭和生命保険史料』第五卷、一〇五三―一〇一ページに掲載されている。以下の本稿で改めて注のない場合はこれによっている。
- (14) 前注(13)に示した資料では、二月二二日の第二回幹事会で「第 章外国会社」と題する「要綱案」が提示されたとある(同前、一〇八三ページ)が、討議のみ掲載され、「要綱案」は掲載されていない。大蔵省資料Z五二六―一三―一六所収の「第 章外国保険事業者」と題する文書がほほそれに近いものと考えられる。
- (15) 『昭和生命保険史料』第五卷、一〇七六ページ。なお第二次委員会は、二四年四月および七月に各一回開かれたが、議事録が残されておらず(同前、一〇七九ページ)、議事内容は不明である。
- (16) 同前、一一〇二―七五ページ。
- (17) 同前、一一〇二、一一七七ページ。

第三節 「保険業法」の一部改正

「保険業法」の全面改正案は、昭和二二年始めから二五年末まで、たびたび企てられながら、「金融業法」とともについに実現せず、その時々に必要な改正が単独立法として個別に制定されたことは、前節でみたとおりである。そのため、終戦から講和までの「保険業法」の改正はすべて昭和一四年制定の「保険業法」の部分的改正であったが、二三年までの改正は、単独立法制定等に伴う規定の整備を主としており、二四年以降の改正において、業法改正委員会の討議の成果を部分的にとりいれ、また、「独占禁止法」と「保険業法」との調整がはかられた。なお、二五年に「商法」の一部改正が行なわれ、二五、二六年には「商法」との調整も行なわれた。本来「保険業法」に組み込む予定で単行法として成立した諸法は以下の各節にゆずり、本節は「保険業法」の改正の要旨を、年代順に述べよう。

- (1) 「民法」改正に伴う改正(昭和二二年二月二二日法律第二二三号)
 - 罰則規定の整備(「戸主・家族」を削除―第一九四条)。
- (2) 「地方税法」の改正に伴う改正(昭和二三年七月七日法律第一一〇号)
 - 相互会社の営業税非課税規定(第八一条)の削除。
- (3) 「損害保険料率算出団体に関する法律」制定に伴う改正(昭和二三年七月二九日法律第一九三号)
 - 第一条のいわゆる統制協定規定の削除(第五節参照)。

(4) 昭和二四年六月改正(昭和二四年六月一日法律第一八四号)
 二四年六月改正は、①保険会社の資本金、基金の最低限度引上げ、②聴聞制の挿入が行なわれた。
 第一に、保険会社の資本または基金の総額は最低一〇万円を必要としたが、これを三〇〇〇万円(基金償却積立金を含む)に引き上げた。

第二に、保険会社役員⁽¹⁾の法令違反行為等に対し行政処分をなす場合、保険契約の移転・合併・管理の命令等をなす場合、公開による聴聞を行なわなければならないこととなった。

なお、「外国保険事業者に関する法律」の制定により、外国保険会社の委任規定(第一六九条)が削除された。

(5) 昭和二五年四月改正(昭和二五年四月一九日法律第一〇四号)

昭和二五年四月改正は、①保険会社の株式所有について「独占禁止法」の適用除外を認め、②外国会社の日本市場進出、日本会社の外国市場進出の条件として資産による制限を設け、③大蔵大臣の認可を条件として日本の損害保険会社が外国の損害保険会社の代理店となる途を開くための改正であった。

改正の要旨を第七国会衆議院大蔵委員会における政府の提案理由説明によってみると、次のとおりである⁽¹⁾。

第一は、保険会社の株式所有につき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外を認めるために、保険業法及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。

現行の独占禁止法によれば、金融機関は、国内の他の会社の株式総数の百分の五を越えて、その会社の株式を所有することを禁止されていますが、保険会社については、従来特に投資機関としての特質から、その制限の緩和が問題にされておりました。一方保険会社の資産の危険分散をはかり、その健全性を保障するため、同一会社の株式を所有し、または貸付の担保

としてその会社の株式を受入れることについては、その会社の株式総数に対して一定割合を越えないよう制限する必要がありませんので、従前においてはその割合は百分の二十ということになっておたのであります。今回これら両面の要請を調整して、保険会社については、他の会社の株式総数の百分の十までは株式を所有し、または貸付の担保として株式を受入れることを認めようとするものであります。

第二は、外国損害保険会社の進出に伴い、保険業法、損害保険料率算出団体に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の一部を改正しようとする点であります。現在損害保険事業については、特にその国際的性格のゆえに、外国損害保険会社の日本への進出が予想されているのでありますが、設立後日が浅く、資産も十分でない外国会社の進出は、日本における保険契約者その他の一般債権者の利益保護上、万全を欠く点があると考えられ、一方同様の条件にある日本会社が外国に進出することも、外国において同様の事態を惹起するおそれがあるのでありますので、今回設立後三年未満で、かつ最終の事業年度において利益を計上していない会社は、外国会社については日本市場への進出を、日本会社については外国における営業を禁止しようとするものであります。

次に、日本において営業を行おうとする外国損害保険会社のうちには、日本の損害保険会社に、代理店としてその業務の委託を希望するものがあるのでありますが、現行の保険業法によれば、保険会社は、原則としてその本来の保険事業のほかに、この種業務の兼業を行うことができないことになっておりますので、現行法を改正し、大蔵大臣の認可を条件にその道を開こうとするものであります。

(6) 昭和二六年六月改正(昭和二六年六月八日法律第二一五号)

二六年六月改正は、①いわゆる保証保険事業を「保険業法」上の保険事業として認め、②「商法」の改正法律の施行に伴う改正である。同法の要旨を、第一〇国会衆議院大蔵委員会における政府の提案理由説明によってみると、次

のとおりである。⁽²⁾

保険業法の改正点の第一は、いわゆる保証保険事業を保険業法上の保険事業として認めようとするものであります。保証保険事業は、現に諸外国において保険会社によつて行われており、今日わが国においても一般から要望されているのであります。保険会社が物品納入者、被用者または工事請負人等の一般契約上の債務者から保険料を受入れ、物品注文者、使用者または工事発注者等の債権者が、契約の履行に関してこうむる損害を補填する事業であります。本来保険事業は偶然の事故を契約成立の要素としまして、保険契約者の故意による場合にはこれを担保しないのでありますから、この点保証保険事業は、本来の意味の保険事業とは申しがたいのであります。しかしながらこの事業は、損害保険事業に類似し、損害保険会社に行わせることが適当であると認められますので、今回右のいわゆる保証保険事業を、保険業法上の保険事業に含ましめることに改正いたそうとするものであります。

改正点の第二は、商法の改正に伴うものであります。すなわち保険業法は、保険相互会社について、商法の株式会社に関する規定を全面的に準用しておりますので、改正商法に従つて、相互会社の特殊性を考慮しつつ、準用規定に所要の改正を加えるものであります。また保険株式会社につきましては、改正商法の規定が適用されるのは当然であります。また、保険株式会社に無額面株式の発行を認めることは、その資本の金額を不確定にするものでありまして、他の金融機関における場合と同様、不適當でありますので、保険株式会社には無額面株式に関する商法の規定の適用を排除することといたしました。また資産の評価純益を資本準備金として積み立てるべきものとする改正商法の規定については、すでに保険業法に財産の評価及び売却純益を、特別準備金として積み立てることを強制している特別規定がありますので、保険会社についてはその適用を排除することとしたのであります。

以上の諸点が保険業法の改正の要点であります。そのほか現行法の罰則は実情に即しないので、これを相当程度強化することといたしております。

なお、同法は政府提案に対し国会修正が加えられたが、それは「商法」の国会修正に伴う規定の整備であつた。

(7) 昭和二六年一月改正（昭和二六年一月一〇日法律第三〇四号）

損害保険の再保険機構および再保険プール協定について「事業者団体法」「独占禁止法」違反ではないかという点で、二四年一月公取引委員会の調査が行なわれ、二六年二月公取委の審決が下つた（二四六―五四ページ）。

このように、再保険消化のための協定がすべて形式的に「独占禁止法」違反のおそれがあるという状態は、国際的にも類例がなかった。また、当時海上保険の分野で大きな事故が連続した。そのため輸入貨物海上保険の損害率が高まり、料率協定なしでの海外への再保険は困難となった。これらの事情から、海上保険等について共同元受保険、再保険のために必要な協定を行なうことに対し、一定の条件付で「独占禁止法」の適用を除外するため、「保険業法」の一部改正がはかられた。

改正の理由および改正点の要旨を、第一二国会衆議院大蔵委員会における政府の提案理由説明によってみると、次のとおりである。⁽³⁾

損害保険会社が巨額の保険契約を行う場合、一社でその危険を引受けることはとうてい不可能であり、危険の平均分散をはかるため、あらかじめ損害保険会社相互間において共同保険、共同再保険等の共同行為をしなければ、保険の引受を円滑に遂行し、保険需要を迅速確実に満たすことはできないのでありまして、このため損害保険会社の協定は、諸外国においても広く認められているところであります。さらに現実の問題といたしまして、外貨建積荷保険においては国際競争がはげしく、わが国損害保険会社の事業成績は芳ばしくなく、その対外信用の低下を来し、海外再保険取引を著しく困難ならしめている実情でありまして、このような事態の改善をはかることは、目下の急務とされているのであります。よつて、損害保険の円滑な引受を確保する

ため、必要な範囲内において、損害保険会社相互間の共同行為を認め、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用を排除することとするため、この法律案を提出いたしましたのであります。

次にただいま申しましたように、私的独占禁止法等の適用を排除したことに伴いまして、保険契約者等の利益を保護し、私的独占禁止法等の規定の趣旨が、不当に侵害されることを防止するための措置を講じているのであります。

すなわち第一に、損害保険会社、保険契約者等の利害関係人は、共同行為が不当にその利益を害するものと認めるときは、公開による聴聞の請求をなし得ることといたしました。また大蔵大臣は必要と認めるときは、共同行為の取消し、変更をなし得ることとしております。

第二に、重要な共同行為については、損害保険会社は大蔵大臣に届け出なければならないものといたしました。

第三に、損害保険会社が共同行為をなす場合に、不公正な競争方法を用いる場合等における公正取引委員会の権限に関する規定を設けることといたしました。

(1) 「第七回国会衆議院大蔵委員会議録第三二〇号」、七ページ。

(2) 「第一〇回国会衆議院大蔵委員会議録第五一〇号」、五ページ。

(3) 「第一二回国会衆議院大蔵委員会議録第一六〇号」、六ページ。

第四節 保険募集取締に関する立法

一 「保険募集の取締に関する法律」制定の背景

戦前の保険募集の取締は生命保険に限られ、損害保険の募集は取締の対象となっていなかった。生命保険については、監督官庁である商工省が昭和六年に公布した「保険事業取締規則」を昭和一六年に全面改正した「生命保険募集取締規則」(昭和一六年二月一〇日商工省令第一〇〇号)という省令をもって取締を行っていた。戦後、新憲法の施行に伴い、個人の権利、義務に関する事項は法律をもって規定されることになり、みぎの省令による規定が昭和二三年一月から無効となった。このため、省令にかわるべき法律の制定が急がねばならなかった。

一方、戦後の混乱した世相のなかで、保険募集に伴う不当行為から契約者を保護し、募集を正常化するために、取締法規の制定は緊要事となった。

生命保険会社は敗戦によって大打撃を受けたが、再建整備のためとられた一万円を超える保険契約の棚上げ措置は、あとに小額契約のみをとり残し、そこにインフレが激化したため経費の割高を招くこととなった。これらに対処するため、二一年一月から保険料率の大幅な引上げを行ない、かつこれを既往の契約にも及ぼすこととなったが、これだけでは赤字を解消するには足らず、また、契約者側からみても、インフレにより一〇〇〇円、二〇〇〇円の契

約は効用が小さく感じられることとなり、既往の契約の積立金を払い戻して、新しい契約の第一回保険料に充当してもらうことにより、新契約の募集を拡大するという方策が採られることとなった。

しかし、保険契約を少しでも多く獲得することに傾倒する結果、生命保険においては募集が紊乱し、損害保険においてはいわゆる自己物件代理店その他の不適当な代理店が続出する等の事態が発生した。

生命保険においては、既往の小額の契約は新しい契約に乗り換えなければ無効であるといったたぐいの虚偽の説明に基づく募集が横行した。さらに、契約をすれば融資をするという金詰りを悪用した不正な融資話法、三〇五年保険料をかければ契約金額が還るといったいかがわしい貯蓄話法等が、一般の生命保険に関する知識不足に乗じて一部外務員によって用いられた。

そのため、契約者からの苦情は大蔵省保険課、生命保険協会、各保険会社さらに司令部保険担当官にまでも、しばしば持ち込まれるに至り、「生命保険募集取締規則」の復活が、保険監督行政当局ならびに各方面で必要と認められた。

損害保険については、代理店の問題がある。終戦直後から昭和二二年初頭にかけて、いわゆるマーケットの火災が続発した。その原因には多くが考えられるが、一部の保険代理店が超過火災保険を引き受けたり、会社の契約禁止の指令に従わなかったこと等が誘因となったことも否定できなかった。また、顧客から收受した保険料を流用して経費にあてたり、闇金融に回して高利をかせぎ、回収不能となったりして紛争が生じ、また、保険会社の代理店貸勘定が不健全に膨張するという事も起こった。

そこで、損害保険代理店に対しても政府の直接の取締が行なわれるべきであるとされ、募集取締はアメリカと同様に、損害保険の分野に拡大する必要がある⁽¹⁾。

また、生命保険、損害保険とも、保険契約の募集に当たる者は、保険会社から独立した商人である生命保険募集人または損害保険代理店であったが、政府はこれらに対して、従来「保険業法」に基づく直接の監督権がなく、保険会社を通じて監督するという間接的監督となっており、政府が直接取締を行なうように法改正を行なうこととなった。

二 立法の経緯——登録制の採用

昭和二一年の第一次金融制度調査会付設の保険業法改正委員会では、保険の募集に関しては、保険者保護のため保険会社の従たる事務所、代理店、外務員について、その権限の範囲を明確にして法に規定するにとどめ、募集の取締については省令の改正に譲る考えで、大蔵省において「保険募集取締規則改正案」⁽²⁾が立案されていたが、前述したように、新憲法との関係で、募集取締は法定事項となり、二二年の業法改正案の検討の際、「保険業法」中に「募集」という章を設けることとした。

二二年九月一〇日に大蔵省から第一次保険業法改正委員会に提示された「保険業法改正要綱(試案)」⁽⁴⁾は、保険契約者の募集、勧誘に従事する者に対する主務大臣の免許制をうち出し、二二年一月四日付の「第八章募集(要綱案)」⁽⁵⁾は、規定すべき細目を具体化して、免許制のほか、生命保険外務員が保険契約に関して收受した金銭に対する保険会社の賠償責任や、募集勧誘に使用する文書図画の規制などに関する規定を盛り込むこととした。これらの諸規

定の立法化については、アメリカ諸州（ニューヨーク・ワシントン・コネティカット等）の保険法が参照された。⁽⁶⁾ しかしながら、これを討議した第一次業法改正委員会は、生命保険の募集人には免許制を採用するが、付則によってその施行を延期すべきことを決定し、⁽⁷⁾ この決定に基づいて、二三年二月に大蔵省部内で検討された「保険業法改正法律案」⁽⁸⁾ においては、

第二百四十一条（生命保険代理人又は損害保険代理店の免許） 保険会社の生命保険代理人又は損害保険代理店になろうとする者は、命令の定めるところにより、大蔵大臣の免許を受けなければならない。
前項の免許は、免許の日から三年経過したときは、その効力を失う。

と定められながら、付則において「生命保険代理人については、当分の間これを適用しない」（第三二八条）と規定された。

二三年二月一応の成案を得た「保険業法改正法律案」は、前節でみたように第二国会提出が見合わされ、第二国会にはそのうち緊急必要性の高いものだけを単行法に書き直して提案することが決まった。すなわち保険募集に関する部分および統制協定規定に代わる損害保険料率団体に関する部分が二つの単行法に書き直されたのである。

法案の第二国会提出をめざして「保険募集の取締に関する法律案要綱」は、左記のとおり二三年五月二六日に閣議決定された。⁽⁹⁾

保険募集取締に関する法律案要綱

- 一、生命保険募集人及び損害保険代理店の登録をなすこと。
- 二、前号の登録をなす場合においては、登録手数料を徴すること。
- 三、保険会社の役員、使用人又は登録された生命保険募集人若しくは損害保険代理店でないものゝ募集を禁止すること。

四、保険会社は、生命保険募集人が保険契約の募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずること。

五、保険契約の募集のために使用する文書図画に記載する事項について、制限をなすこと。

六、保険契約の募集に関する行為について制限をなすこと。

七、いわゆる自己代理店を禁止すること。

八、大蔵大臣の生命保険募集人及び損害保険代理店に対する検査の権限その他必要な監督の権限を規定すること。

九、所要の罰則を設けること。

二月段階の「法律案」とみぎの「要綱」の大きな相違点は、免許制を登録制に替えた点であり、二月案の免許制の詳細は命令に譲られていたが、五月段階の法律案の登録制は、登録の方法（第三条・第四条）や主務大臣が登録を拒否する場合は要件（第五条）を法律によって具体的に明文化している。⁽¹⁰⁾ また、損害保険代理店が收受した保険料を自己財産と区分整理して保管する規定の挿入（第二二条）は一部代理店の間金融や保険会社の代理店貸の増高という事態に照応する立法であったが、一九四七年のニューヨーク州の保険法に基づく規則が影響を及ぼしている。⁽¹¹⁾

「保険募集の取締に関する法律案」は、六月一四日内閣提出法律案として第二国会に上程され、衆、参両院の財政および金融委員会に付託された。この法案で登録制を採用したのは免許制へ移行するための前提であるという政府見解を、北村大蔵大臣は国会における法案の提案理由説明において次のように述べている。⁽¹²⁾

政府が直接生命保険募集人、損害保険代理店、その他募集を行う者に対して監督権をもつて、その素質を向上させるためには、免許制度を採用することが理想であります。その前提として、とりあえず登録制度を採用することが適当であると考えられます。

この法律案の要旨を同じ提案理由説明によってみると、次のようなものであった。⁽¹³⁾

第一に、生命保険募集人、損害保険代理店及び募集を行う保険会社の役員、使用人は、大蔵省に備えられた登録簿に登録することを要することとし、登録の場合においては、登録手数料を徴することとなっております。

第二に、保険会社の役員、使用人、または登録された生命保険募集人もしくは損害保険代理店でないものの募集は禁止されます。

第三に、保険会社は、生命保険募集人または損害保険代理店が、保険契約の募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責に任ずることとし、たとえば生命保険募集人が保険料を使いこんだ場合は、会社が直接賠償責任を負うこととなっております。

第四に、募集用の文書、図画に記載する事項について制限をなすとともに、募集行為について必要な規制を加え、一般大衆が保険に対する知識の乏しいことを奇貨とし、不徳義な行為をなすこと等の絶滅を期しております。

第五に損害保険代理店が、その主たる目的として、自己または自己の使用のため保険契約を募集することを禁止いたしました。

第六に大蔵大臣の、生命保険募集人及び損害保険代理店に対する検査の権限、その他必要な監督の権限を規定するとともに、所要の罰則を設けたのであります。

「法案」は参議院の財政および金融委員会の全会一致をもって、生命保険募集人または損害保険代理店に対する業務の停止、登録の取消、処分手続等のうえに若干の修正が加えられ、修正どおり両院を通過して、昭和二年七月五日、法律第一七一号として公布、施行された。なお、現に生命保険募集人および損害保険代理店である者は、施行の日から六月以内の登録申請が義務づけられた(付則)。

三 法律全面改正案の立案——試験に基づく免許制導入案

みぎのように、二三年に成立した募集取締法は、アメリカ等で実施されている免許制へ移行するための前提と考えられていたが、登録制がまだ完全に実施に移されない以前から、司令部は免許制の実施を日本政府に要請してきた。そこで、二四年一月に開催された第二次保険業法改正委員会に大蔵省が提出した「保険業法改正法律要綱案(審議原案⁽¹⁵⁾)」においては、従来の募集取締法の登録をうけてから二年後に免許申請をし、国家試験に合格した者に対して免許を与える登録制と免許制の二本建て案を提案した。このような提案がなされた理由について、業法改正委員会総会の席上、大蔵省の幹事から次のような説明が行なわれている。⁽¹⁶⁾

「募集」については、登録制で募集人、代理店を或程度選択した後、免許制に全面的に切換へると云ふのがロイストン氏の見であり、登録、免許の二本立については考慮しておらぬようである。併し、登録制で募集人、代理店を整理することは、現在の監督機構の能力から云つても無理であり、登録、免許の二本立が我国の実状に最も合致するものと思ふ。

この業法改正委員会では、募集の章についての結論が出ないまま、審議を持ち越したが、「今回の業法改正が困難になつた場合でも、ライセンス・ローだけは制定したいという総司令部の強い意向がある⁽¹⁷⁾」ことが伝えられている。そして、この年もまた「保険業法」全面改正案が流産したのち、前年の「保険募集の取締に関する法律」を廃止して「保険募集に関する法律」を制定する作業が開始された。

このとき立案された「保険募集に関する法律要綱案」は左のようなものであった。⁽¹⁸⁾

保険募集に関する法律要綱案

第一 総則

- 一、生命保険募集人、生命保険事業者の使用人で募集を行う者及び損害保険代理店（民法第百四条に規定する復代理人で当該損害保険代理店の雇傭人以外の者を含む。以下同じ。）の免許制度を規定すること。
- 二、免許の申請することのできる者は、左の要件を具備する者に限ること。
 - (一) 保険募集の取締に関する法律（以下旧法という。）又はこの法律により登録を受けてから二年を経過したこと。但し、保険事業に関する経験が五年以上あつて、保険募集に従事する資格がある者として保険事業者から推薦された者については、この限りでない。
 - (二) 旧法又はこの法律により、業務の停止又は登録の取消処分を受けたことがないこと。但し、業務の停止又は登録の取消の処分を受けた者であつても、その処分の日から五年を経過した者で、保険募集に従事する資格がある者として大蔵大臣の指定する者から推薦された者については、この限りでない。
 - (三) この法律により免許を取り消された者は、その日から五年を経過したこと。
- 三、大蔵大臣は、前号の免許申請者に対して試験を行い、その試験に合格した者に対して免許を与えること。
- 四、大蔵大臣は、前号の試験を毎年一回行うこと。
- 五、大蔵大臣は、必要があると認めるときは、試験機関を指定して試験を行わせることができること。
- 六、前号の場合において、大蔵大臣は必要があると認めるときは二、に定めるものの外、保険募集の経験その他必要な基準を定めて免許申請者の要件を制限することができること。
- 七、大蔵大臣は、試験に関して実費に相当する受験料を徴すること。受験料は大蔵大臣が告示すること。
- 八、この法律で定めるものの外、試験に関する細則は、命令で定めること。

九、大蔵大臣は、免許者（この章の規定により免許を受けた者をいう。）に対して免許証を交付すること。

一〇、免許の効力は免許証発行の日から発生すること。

一一、免許者の委託保険事業者又は所属保険事業者その他免許証に記載された事項に変更を生じたときは、免許者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出て、免許証に所要の記載を受けなければならないこと。

一二、免許の効力は左の事由によつて消滅すること。

(一) 免許証発行の日から三年を経過すること。

(二) 免許者の死亡又は解散

一三、大蔵大臣は、左に掲げる場合においては、免許を取り消すこと。

(一) この法律又はこの法律の規定に基いて発する大蔵大臣の命令に違反する事実のあつた場合

(二) 募集に関して著しく不適当な行為をなしたと認められる場合。

(三) 身体又は精神の衰弱により免許者として募集を行うことが不適当であると認められる場合。

(四) 免許者としての品位をけがす行為をなしたと認められた場合

一四、大蔵大臣が免許を取り消す場合の聴聞に関する規定を設けること。

一五、免許料は、生命保険募集人又は生命保険事業者の使用人で募集を行う者については 千円、損害保険代理店については 千円とし、免許更新料はそれぞれ 百円及び 百円とすること。

一六、免許者が免許証発行の日から三年を経過する前に前号の免許更新料を支払つて免許更新の申請をなした場合において、大蔵大臣は、その者に対して免許の更新をなさなければならないこと。但し、一三、に掲げる場合においては、大蔵大臣は免許の更新を拒否すること。

一七、生命保険募集人、生命保険事業者の使用人で募集を行う者及び損害保険代理店の登録制度も存置すること。

- 一八、登録に関しては、大体において、旧法の規定を踏襲すること。
- 一九、登録の効力は、登録簿に記載の日から発生し、その日から二年を経過した日に消滅するとすること。
- 二〇、登録手数料は生命保険募集人、又は生命保険事業者の使用人で募集を行う者については 百円、損害保険代理店については 百円とすること。
- 二一、旧法の規定による登録の効力は、この法律施行の日から一年を経過した日に消滅するとすること。
- 二二、免許者又は登録者（旧法又はこの法律の規定により登録を受けている者をいう。以下同じ。）若しくは左に掲げる者以外の者は、募集を行うことができないとすること。
- (一) 損害保険事業者の役員又は使用人。但し、損害保険契約の募集に限る。
- (二) 生命保険事業者の役員。但し、生命保険契約の募集に限る。
- 二三、保険事業者は、その募集を委託した登録者に対してその身分及び登録の年月日を証する書面を交付しなければならないこと。
- 二四、免許者又は登録者が募集を行う場合は、免許証又は前号の書面を携帯し、保険契約者その他の要求によりこれを呈示しなければならないこと。
- 二五、大蔵大臣の報告徴収、検査及び必要な監督命令に関する規定を設けること。
- 二六、保険事業者は、免許者に与える手数料と登録者に与える手数料とに差異を設けることができること。
- 二七、大蔵大臣は、必要があると認めるときは、募集に関する手数料を制限することができること。
- 二八、旧法を廃止すること。
- 第二 生命保険契約の募集（一一二、略——引用者）
- 第三 損害保険代理店（一一一五、略——引用者）

みぎの「要綱」を成文化した「保険募集に関する法律」案も作成された⁽¹⁹⁾が、これらは結局大蔵部内の検討にとどまった。次いで翌二五年一月「保険業法改正法律案」⁽²⁰⁾は前年の法案とほぼ同様の規定を盛り込んだうえ、関係業界等に公表された。これに対しては保険外務員の労働組合から、保険外務員の基本的人権にかかわる問題に関する法律案の作成には、労働組合の意見を徴すよう要望が提出された⁽²¹⁾。結局、二五年起草の法案が国会に提出されないことが決定した時点で、保険募集人および代理店に対する国家試験を通じる免許制構想は、自然消滅の形となって終わった⁽²²⁾。

四 法律の一部改正

二三年に「保険募集の取締に関する法律」が公布されてから講和発効まで、同法は二回の部分改正が行なわれた。

(1) 「外国保険事業者に関する法律」制定に伴う改正（昭和二四年六月一日法律第一八四号）

外国保険事業者に本法を適用することとした。ただし、生命保険会社の役員、使用人で募集を行なう者の登録制等に関する規定は適用を除外した。

(2) 昭和二六年四月改正（昭和二六年四月二〇日法律第一五二号）

二五年一月の「保険業法改正法律案」に盛り込まれた「募集」の各規定のうち、国家試験に基づく免許制など、各界の了承を得られない部分を除いて、二三年成立法の規定を整備補足し、かつ、生命保険の募集についてややもすると行なわれる不当な乗換募集を禁止する規定を追加する等のために、法律の一部改正を第一〇国会に上程したものである。

「保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案」は、二六年三月一九日、第一〇国会に上程され、無修正で国会を通過成立した。その改正の要旨を同法案の提案理由説明によつてみると、次のとおりである。⁽²³⁾

第一に、現行法では、生命保険会社の役員及び使用人の登録と、生命保険募集人の登録とを区別して行つていたのでありますが、この区別を存置することは取締上の実益もないので、事務の簡素化をはかるため、両者を統一することといたしました。

第二に、現行法では下請生命保険募集人は届出制となっておりますが、実情は、登録をなすべき生命保険募集人等が、登録の申請を怠つて届出によつている場合があります、また登録を取消された者が、届出によつて募集に従事し得る等の欠陥があるので、届出制を廃止してすべて登録制とすることといたしました。

第三に、現行法では、保険会社と委託関係にある募集人等が契約者に損害を与えたときは、会社にその賠償責任があることになつておりますが、会社の使用人等の与える損害については、民法の不法行為に関する賠償責任の規定によつており、本法に特別の規定がありませんので、この際本法において統一的な規定を設けることにいたしましたのであります。

第四に、既存の保険契約を不当に消滅させて、新たな保険契約の申込みをさせる等の契約の不当な乗りかえ募集は、保険契約者に不利益なことでありますので、これを禁止する規定を設けることといたしました。

その他登録の抹消に関する規定を設ける等、所要の改正が加えられております。

(1) 長崎正造「保険募集取締法制定の経緯について」(『損保の戦後十年史』、四四―四七ページ)。

(2) 「保険業法改正法律案要旨(幹事試案)」(『昭和生命保険史料』第五卷、八八九ページ)、「保険業法中改正法律案(第一次試案)」(昭和二二、五、四)(同前、八九一―九〇六ページ)。

(3) 同前、七五八―七五九ページ。

(4) 同前、九〇八―九二二ページ。

(5) 同前、九二七―二八ページ。

(6) 前掲長崎論稿、四八ページ。

(7) 『昭和生命保険史料』第五卷、九六〇ページ。

(8) 大蔵省資料乙五二六一―三三三。

(9) 「公文類集」昭和二三年、産業六。

(10) 大蔵省資料乙五二六一―三三四。

(11) ニューヨーク州保険監督長官が一九四七年一月一二日に公布した規則第二九号は、同州保険法第一二五条の取扱規則で、翌四八年一月一日から施行された。この規則制定に当たり、保険監督長官を中心に、保険会社、代理店協会、ブローカー協会の代表等一名で構成される委員会が設置され、保険料の事業費流用、保険料の他の保険契約への流用などの防止対策がうち出された。アメリカでは、この規則を公正かつ実際的な規則であるとして、大多数の保険募集人がこれを守ることにより堅実な経営ができると考えているという(前掲長崎論稿、四八―五〇ページ)。

(12) 「第二回国会衆議院財政及び金融委員会議録第三九号」、一四ページ。

(13) 同前。

(14) 「第二回国会参議院会議録第五五号」、七二九ページ。

(15) 『昭和生命保険史料』第五卷、一〇五三―六八ページ。

(16) 同前、一〇七六ページ。

(17) 同前、一〇八二ページ。

(18) 大蔵省資料乙五二六一―三三四。

(19) 同前。

(20) 『昭和生命保険史料』第五卷、一一〇二―七五ページ。

(21) 同前、一一七六ページ。

(22) 昭和三八年から生命保険協会による筆記試験合格者から外務員を選択・採用する体制となつたが、免許制に移行したのではない。アメリカのブローカー、代理店および保険会社は、国家試験について煩瑣とは考えず、まず、国家試験の行なわれたのはブローカーであり、ブローカーは契約者の代理人であるから、契約者保護のため、政府において直接監督の責に任

すべきであると考えられた。これが代理店にまで及び、代理店は、保険募集人の専門家としての地位を確立するため、国家試験を受け入れたのである（前掲長崎論稿、五〇ページ）。

(23) 「第一〇回国会衆議院大蔵委員会議録第三八号」、一六ページ。

第五節 料率算出団体に関する立法

一 統制協定の廃止問題

損害保険、とくに火災保険の料率協定は、一般保険市場共通の現象であって、わが国においても種々の曲折を経て、大正六年以来、火災保険料率が損害保険各社間に自主的に協定されてきた。そして、保険事業の監督法規である「保険業法」中に戦前から業者間の自治協定が公認されていた。すなわち、昭和一四年の「保険業法」の全面改正によって、第一条に業者間の統制協定に関する規定が次のように定められた。

第十一条 保険会社命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業ニ関シ統制協定ヲ為シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ届出ヅルコトヲ要ス之ヲ変更又ハ廃止シタルトキ亦同シ

主務大臣前項ノ統制協定ガ公益ニ反シ又ハ保険事業ノ健全ナル発達ヲ害スト認ムルトキハ其ノ変更又ハ取消ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣保険事業ノ健全ナル発達ヲ図ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ保険会社ニ対シ第一項ノ統制協定ヲ為スベキコトヲ命ジ又ハ同項ノ統制協定ノ加盟会社若ハ非加盟会社ニ対シ其ノ統制協定ノ全部若ハ一部ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

戦後、第一次金融制度調査会は、この統制協定の規定について、付設の委員会で検討した結果、第一条は必要で

あるとして、そのまま残すことにしたのであった。

しかるに、二二年四月、私的経済統制を排除し、公正競争を促進するためのいわば経済憲法とでもいうべき「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和二年四月一四日法律第五四号——以下「独占禁止法」と略称する)が公布され、「保険業法」第一条の統制協定が同法に抵触することになった。すなわち、「独占禁止法」第四条第一項第一号は、事業者が共同して対価を決定し、維持し、あるいは引き上げることを禁止している。換言するならば、対価の決定等について行なわれる共同行為が、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する可能性がきわめて多いという意味において、その共同行為自体を禁止の対象としたのである。

みぎに対し大蔵省は二二年八月一五日、「保険業法」第一条を「独占禁止法」の適用除外とするよう司令部の保険担当官ロイストンに申し入れた。次いで八月二三日、適用除外の期限を一〇月末日までとするという司令部の意向が伝えられると、二三年三月末まで延長するよう再度申入れを行なったところ、ロイストンは同意したが、反トラスト課 Anti-Trust and Cartels Division の了解を得るよう勧告してきた。しかし、反トラスト課長ウェルシュ E. C. Welsch の同意を得ることができず、八月二八日に、一〇月末日を期限とするほかはないとの回答に接したが、次の二点につき司令部の了解を得た。⁽¹⁾

- (1) 司令部側は保険業法の改正を行うならば、右規定の適用除外について再考する。
- (2) アンチ・トラスト課としては、保険事業の協定については、十月三十一日以後と雖も当分は独占禁止法の運営の面において、該法令違反の摘発等は行はない。

この点については公正取引委員会も右方針によること。

みぎの了解のもとに二二年一月、「独占禁止法」第二条第二項に基づいて「昭和二十二年法律第五十四号(独占禁止法)の適用除外等に関する法律」(昭和二年一月二〇日法律第一三八号)が公布され、二二年一〇月三十一日までに締結された統制協定については、「独占禁止法」の適用を除外されることになり、一月一日以降については、「保険業法」を「独占禁止法」に抵触しないように改正することを条件として、当面、統制協定規定の事実上の継続を認められたのである。

損害保険事業は、大数法則を経営の基本原則としており、保険引受け時にそのコストは不明で、料金の過度の割引競争を起しやすすい。そのため、料金の算定には共同行為が必要であって、世界いずれの国でも協定料率が行なわれている実情であった。またアメリカにおいても、当時「反トラスト法」(連邦法)と「保険業法」(州法)との調整が問題となっていた。⁽²⁾これらの事情があって、司令部の了解が成立したものと思われる。こうして早急に「保険業法」中の統制協定規定に代わるなんらかの法的措置がうち出されねばならなかった。

この間、損害保険協会では、保険料率を「物価統制令」(昭和二年三月三日勅令第一一八号)による統制価格として指定する措置を要望することを考えたが、⁽³⁾「物価統制令」で指定する方法は、司令部担当官のロイストンに「不可なり」⁽⁴⁾といわれて立消えとなった。

二 立法の経緯と損害保険料率算定会の設立

「独占禁止法」の施行により、「保険業法」第一条を改正する必要に迫られた大蔵省は、この問題について司令

部の意見を徴したところ、「十一條を改正して協定会社の外に非協定会社を認めることとすれば独禁法第二二條による適用除外が認められると思ふ⁽⁵⁾」という回答に接し、二二年九月には、「第十一條三項を削り、統制協定の『統制』の字を削る⁽⁶⁾」という案を考えていた。すなわち、業者間の料率協定を認可制にするが、それを協定の非加盟会社にまで及ぼすことはしないというものである。しかしながら、司令部はこれを了承せず、コネティカット州保険法を参考にし、これを立案し直すよう示唆し、大蔵省はこれに従った。その間の事情を業法改正委員会の一〇月八日幹事会の議事録は次のように説明している。⁽⁷⁾

第十一條の改正問題については、第一回委員会に於ける改正案に基き、その後大蔵省が司令部ロイストン氏と交渉中であつたが、ロイストン氏はその改正案に不満であつた。たまたま十月二日に開かれたジョイント・コミッティーの席上、ロイストン氏より一九四五年のコネティカット州保険法の改正規定は非常に参考になるべき旨示唆があつたので、同規定に基き第十一條改正案を作成検討した。

改正案の要旨は左の如し

- (イ) 保険者は個々に、又は料率決定団体を通じてその料率の認可を主務大臣から得ること
- (ロ) 保険者は如何なる料率団体にも加入し、又は脱退できること
- (ハ) 保険者はその認可を受けた料率は遵守しなければならないこと

尚本條の改正は急を要するものであるから、大蔵省に於いて早急に正式にドラフトし次回の幹事会で再検討の上、司令部と交渉することになった。

こうして大蔵省は、急拠コネティカット州保険法を参照して起草した「統制協定に関する改正要綱案（銀保二二、一〇、一〇）⁽⁸⁾」を作成し、業法改正委員会は細目の質疑はあつたが、ほぼ原案どおりこれを了承した。その後二三年一月

二六日に業法改正委員会が最終的に法案を決定するまでに次の三点が問題となつた。⁽⁹⁾

第一は、「要綱案」で「加盟保険会社は其の保険料率決定団体が主務大臣の認可又は決定を受けて決定した保険料率を遵守しなければならないこと但し特別の事情のあるときは主務大臣の認可を受けて一定割合の割引又は割増をすることが出来ること」を規定することとしていたが、ジョイント・コミッティーで但書以下を削除するよう要請された。

第二は、公正取引委員会の審議結果をおりこみ、料率団体を公開的なものにする趣旨の規定を設けることとなり、了承された。

第三は、ロイストンから保険料率団体は、保険会社の配当その他の支払を制限してはならないことが申し入れられたが、この利益戻しの規定は必要ないという結論を出した。

みぎのような形で討議された保険料率算出団体の規定をおりこんだ「保険業法改正法律案」は、第二国会に提出するべく銀行局で検討中であつたが、「保険業法」の全面改正が見送られることになつたため、保険料率算出団体に関する部分が切り離されて、急拠単行法として立法化されることになり、二三年五月二六日、左の「法律案要綱」が閣議決定された。⁽¹⁰⁾

損害保険料率算出団体に関する法律案要綱（昭和二三年五月二六日閣議決定）

- (一) 損害保険料率算出団体は会員たる損害保険会社のため公正な保険料率を算出し以て損害保険事業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益を保護することを目的とすること。
- (二) 損害保険料率算出団体は、この法律に基く法人とし、その設立者はその設立につき大蔵大臣の免許を受けなければならない

とすること。

民法の社団法人の規定を準用すること。

(三) 損害保険料率算出団体はその算出した保険料率につき、会員たる会社のために、保険料率変更の認可を受けなければならないものとする。

(四) 但し保険会社の公正なる競争を促進するため、前項にかゝらず保険会社はこの法律により特別保険料率の認可を受けうるものとする。

(五) 損害保険料率算出団体をして、保険料率算出の資料の閲覧、料率の周知等の公開的措施をとらしめるものとする。

(六) 損害保険料率算出団体は独占禁止法の適用を除外すること。

(七) 保険業法第十一条の統制協定に関する規定を削除すること。

(八) 損害保険料率算出団体に対する大蔵大臣の検査の権限その他必要な監督の権限を規定すること。

(九) 所要の罰則を設けること。

みぎの「要綱」に沿って二三年五月段階で立案された法案⁽¹¹⁾には、ロイストンの意見を取りいれて、料率団体による剰余金払戻制限の禁止規定が入っており、さらに、ジョイント・コミッティーで反対が表明された特別保険料率を認めることができる規定も挿入されていた。しかしながら、二三年六月、第二国会に提出されるまでの約一カ月の間に、法案には司令部の意見を取り入れた重要な修正が施された。その一つは、特別保険料率の規定が削除されたことである。第二は、料率算出団体の会員は料率団体が算出し「大蔵大臣の認可を受けた保険料率を守らなければならない」という規定が削除され、その代わりに、「料率団体の算出する保険料率は、合理的且つ妥当なものでなければならず、又不当に差別的なものであってはならず、且つ、会員を拘束するものであってはならない」(第九条)の規定が

挿入された。第三は、料率団体の算出料率の認可について、当初は料率団体が大蔵大臣の認可を受けることになっていたが、それを認めず、会員は「単独に、直接に、且つ、自己のために、これをなさなければいけない」(第一〇条一項)と修正されたなどである。料率算出団体の算出した料率が会員を拘束してはならないという規定は、アメリカでも異例な規定であったが、これは司令部の反トラスト・カルテル課の強い主張で挿入されたものだ⁽¹²⁾。

みぎのような司令部修正を施された法案は、二三年六月二六日、第二国会に提出された。六月三〇日開催された衆議院財政および金融委員会における政府委員の法案提案理由説明によつて、その大要をみると次のとおりである。⁽¹³⁾

第一に、損害保険料率算出団体は、公正かつ合理的な保険料率を算出し、保険料率に関する諸般の資料を会員たる損害保険会社の利用に供することをその目的とするものであつて、この法律に基く特殊法人とし、その設立については大蔵大臣の認可を受けなければならない。損害保険会社は、任意に会員となつて、保険料率またはその施設を利用することができるものとしたのであります。脱退は勿論自由であります。

第二に、会員が料率団体の算出した保険料率を利用する場合は、会員たる保険会社が個々に保険業法に基き、保険料率変更の認可を受けなければならないものとし、かつ、料率団体が会員に代つて認可を受けることを禁止いたしました。

第三に、料率団体をして保険料率算出の資料の閲覧、料率の周知等の公開的措施をとらしめることといたしました。

第四に、料率団体に対する大蔵大臣の検査の権限、その他必要な監督の権限を規定しました。

第五に、保険業法第十一条の統制協定に関する規定を削除するとともに、本法による行為については独占禁止法の適用を除外することとしたのであります。

「損害保険料率算出団体に関する法律」は、無修正で第二国会を通過し、昭和二三年七月二九日法律第一九三号として公布された。

同法に基づく料率算出団体として、全損害保険会社を会員とする損害保険料率算定会が設立されることになり、二三年一〇月一二日創立総会が開催され、十一月一日に発足した。算定会の目的は、定款によって、「損害保険事業の健全なる発達をはかり、保険契約者などの利益を保護するため公正な損害保険料率を算出し、大蔵大臣の認可を得、当該認可料率について会員の遵守の確保を期し、もって損害保険料率算出団体に関する法律の趣旨に沿う」と定められ、火災（森林を含む）、海上、運送、自動車、傷害の各保険の料率の算出とそれに必要な資料収集、調査研究等の事業を行なうことになった。

三 法律の一部改正

二三年六月の法律制定以降講和発効までに四回の部分改正が実施された。そのうち、二五年までの三回の改正は主として他法律の制定に伴う部分改正であったが、二六年一二月の法改正では損害保険料率の決定に重要な変更が加えられた。

- (1) 法務局の設置に伴う改正（昭和二四年五月三十一日法律第一三九号）
法務局設置による手続規定の整備。
- (2) シャウブ税制改正に伴う改正（昭和二五年三月三十一日法律第七九号）
料率団体の法人税非課税規定の削除。
- (3) 二五年四月改正（昭和二五年四月一九日法律第一〇四号）

二五年四月改正は、①日本に進出する外国保険会社に料率算定会の会員の資格を認め、②算定会の算出した保険料率につき公聴会を開く規定に加えて、これから算出しようとする保険料率についても公聴会を開催する規定を加えた。

- (4) 二六年一二月改正（昭和二六年二月一〇日法律第三〇五号）

二六年一二月の法改正では、二三年の法制定時に司令部から削除された規定の復活がはかられた。

その第一は、損害保険料率算定会の性格を変更し、必要な範囲で損害保険会社の共同行為を認めようというものであった。すなわち、設立当初の算定会は、公正、妥当な料率算出機関にすぎず、その料率は会員会社を拘束してはならないことになっていた。しかし、二五年の東亜火災の公正取引事件（第五章第二節参照）を契機として検討が行なわれた結果、「保険業法」と「算出団体系法」を改正して、業者の行なう共同行為の一部を「独占禁止法」の適用から除外するとともに大蔵大臣が認可した算定会料率につき、会員会社に遵守の義務を課すことにしたのである。

第二は、特別保険料率を認めたことである。すなわち、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情がある場合、大蔵大臣の認可をうけて、一定の割増、割引をした特別の料率を使用できるようにした。

なお、保険料率に不服がある場合の救済規定、大蔵大臣が認可料率の取消または変更を命令しうる規定、料率団体の認可料率を「保険業法」第一〇条に基づく料率として使用できる規定なども加えられた。

法案は二六年一月一三日、第一二国会に提出され、無修正で通過成立し、昭和二六年二月一〇日法律第三〇五号として公布施行された。

第一二国会における政府の提案理由説明によって、同法の要旨を示すと次のとおり。⁽¹⁴⁾

現行法においては、損害保険料率算出団体については、現在独占禁止法及び事業者団体の適用が排除されてはおりますが、料率団体の算出した保険料率は、会員たる損害保険会社を拘束し得ないものとされており、しかしながらこのような現行法の規定は、料率団体を認めた趣旨を達成するに十分ではなく、料率団体の能率的運営をはかるゆえんではないと認められるに至つたのであります。よつて政府は、一面料率団体の制度を強化しつつ、会員の積極的支持によるその円滑な運営を期するとともに、他面独占によつて保険契約者の利益が不当に害されることを防止し、適正な保険料率の算出を確保するため、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律による改正の要点を申し上げますと、まず料率団体が保険料率を算出したときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬものとし、会員たる損害保険会社は、その認可を受けた保険料率を遵守しなければならないものとしたしました。

次に会員たる損害保険会社は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情がある場合には、大蔵大臣の認可を受けて、料率団体の算出した保険料率に対し、一定の割増または割引をした特別保険料率を使用することができるようにし、適度の競争をなす余地を残したのであります。

このほか利害関係人が保険料率に不服がある場合についての救済規定を設けるとともに、大蔵大臣は状況の変化に応じ、料率団体に対しその認可料率の取消しまたは変更の命令をなし得ることとする等、所要の規定を設けているのであります。

なお、この法改正によつて認められた特別損害保険料率を使用することができる保険目的の範囲については、「特別損害保険料率に係る保険の目的の範囲及び損害保険料率の周知等に関する省令」(昭和二七年一月二二日大蔵省令第二号)によつて、①火災保険、②火災保険のうち普通物件に対するもの、③火災保険のうち住宅物件に対するもの、④火災保険のうち住宅物件を除く普通物件に対するもの、⑤火災保険のうち工場物件に対するもの、⑥火災保険のうち石油物件に対するもの、⑦火災保険のうち倉庫物件に対するもの、⑧火災保険のうち森林に対するもの、⑨海上保

険、⑩海上保険のうち船舶に対するもの、⑪海上保険のうち海上運送中の貨物に対するもの、⑫運送保険、⑬自動車保険、⑭傷害保険、と定められた。

(1) 「保険業法第十一条の統制協定に関する規定の独占禁止法適用除外についての交渉経過について」(大蔵省資料Z五二六一三一一)。

(2) 水沢謙三「米国の反トラスト法と保険料率の協定について」(『保険毎日新聞』二三年六月一七日)(同前)。なお、生命保険事業は死亡率統計が完備しており、料率協定がなくても競争により過度に保険料が低くなり、保険契約者の利害を阻害するおそれはなかった(『損害保険料率算出団体に関する国会想定質疑』(大蔵省資料Z五二六一三一一)。

(3) 「物価統制令」第二条によつて、保険料は同令適用の対象となり、業者間の統制協定による保険料を統制額としていた。これを同令第四条「物価庁長官ハ第七条ニ規定スル場合(他の法令に基づいて行政官庁が決定その他の措置により額を決めた場合——引用者)ヲ除クノ外閣令ノ定ムルトコロニ依リ価格等ニ付其統制額ヲ指定スルコトヲ得」の適用をうけ物価庁に統制額の決定を任せようという案である。

なお、「保険業法」第一条の廃止に伴い、同令第四条によつて保険料の最高額は物価庁長官の指定するところとなり、これを超えて保険料を定める場合には認可を受けなければならないものとされた(長崎正造・山本利幸「戦後に於ける私営保険関係法規の変遷に就て」(二)『損害保険研究』第二二巻第一号)、一七五ページ。

(4) 『昭和生命保険史料』第五巻、九七一ページ。

(5) 同前。

(6) 「保険業法改正案要綱(試案)」——二二年九月一〇日第一回業法改正委員会に提示されたもの(同前、九〇九ページ)。

(7) 同前、九七七—七八ページ。

(8) 同前、九二〇—二二二ページ。

(9) 同前、九六四—六五ページ、九八二ページ。

(10) 総理府所蔵「公文類集」昭和二三年、産業六。

(11) 「保険料率算出団体に関する法律案」——これには、鉛筆書きで五月一五日の記入がある。および、これとほぼ同文の「損

- 害保険料率算出団体に関する法律案」(大蔵省資料乙五二六一三一一〇)。
- (12) 橋本保ほか「終戦から損保再建までの道(中)——鼎談」『損保企画』昭和五二年八月一五日号、五ページ。
- (13) 「第二回国会衆議院財政及び金融委員会議録第五一号」、三ページ。
- (14) 「第一二回国会衆議院大蔵委員會議録第一六号」、六ページ。

第六節 外国保険会社に関する立法

一 外国保険会社に対する法制上の取扱い

戦前、外国人または外国会社が日本において保険事業を営む場合は、「外国保険会社ニ関スル件」(明治三十三年九月二七日勅令第三八〇号)に基づき免許を必要とし、同法による監督を受けた。この勅令は昭和二〇年一月、ポツダム勅令に基づく大蔵省令第一〇一号によって、供託金に関する規定を削除したが、他はそのまま施行されていた。

現実には、戦前日本に進出していた外国保険会社の財産一切は「敵産管理法」(昭和一六年法律第九九号)に基づいて管理され、事実上戦前の免許は失効したものと考えられていた。⁽¹⁾

戦後、主として進駐軍要員への保険の供給を行なうため、二二年八月二九日付の司令部の免許により、一定の条件(二五九ページ参照)のもとに外国の損害保険会社が日本において活動を開始した。これら外国会社の活動は司令部の管轄下であり、日本政府はなんらの監督権を有しなかったが、司令部の免許条件によって日本人物件に対する元受契約は認められていなかった。

司令部は二四年一月一四日付覚書「日本における外国人の事業活動に関する件」(SCAPIN第一九六一号)を発し、外国事業者の日本における事業活動は、日本人と無差別衡平の条件で行なわれるべき旨の一般原則を指示し、同

日付司令部回章第二号「日本における外国人の事業及び投資活動に関する件」により、日本における事業活動を司令部により認められた外国人および外国商社に対し、日本人と無差別平等な待遇を保証するため必要な立法措置を講ずることが要請され、以降日本に進出を認められた外国保険会社は新立法によって規制されることになった。

二 「外国保険事業者に関する法律」の制定経緯

司令部の一月一四日付「覚書」および「回章第二号」による外国保険会社の日本進出について、折衝のなかで知りえたロイストンの意見は、⁽²⁾

(前略——引用者)

- 三、現在有効である司令部の外国保険会社に対する免許は右回状によつて何らの影響を受けるものではなく、又外国保険会社の営業に關し日本政府は目下のところ免許の権限を有するものではない。
- 四、司令部の免許を失効せしめるような時が来てはじめて日本政府の免許に振替わるのである。
- 五、外国保険会社が、日本人との間に保険契約を行うことは時期尚早である。

というものであり、二月二日付の大蔵省の部内資料⁽³⁾では、外国会社の日本市場進出は、損保、生保ともに日本業者が競争に堪えないと同時に、外資の流失の因となるので、「差当り外国保険会社の本邦への進出については損害保険の再保険の交換、輸出入貨物に対する海上保険等に限らるる様御考慮願いたい」旨、司令部に陳情したいという方針が出され、二月一五日付の資料⁽⁴⁾では、これに「免許に当たっては、邦貨三千万円相当額の供託金を徴する」方針を加え

た。しかし、日本の業者と同等な事業活動の免許に当たって、司令部の「覚書」にある「その営業活動が日本経済の自立促進或は外貨の獲得に寄与するかどうかの基本原則に照し」て外国会社の事業の範囲を当面狭めようという日本政府の提案は、司令部にいれられず、⁽⁵⁾また、免許に際して供託金三〇〇〇万円(日本会社の最低資本金と同額)を要するとした点は、英国保険会社の強硬な反対にあった。イギリス法は準則主義で免許も供託金も不用であり、年来の主張である保険の自由化を図ろうとしたのである。⁽⁶⁾そこで、結局供託金一〇〇〇万円を法制化することで妥協がはかられたほか、司令部折衝のなかで法案の細部が修正された。⁽⁷⁾

「外国保険事業者に関する法律案」は、二四年五月四日第五国会に上程された。衆議院大蔵委員会における政府の法律案提案理由説明によつて同法の要旨を述べれば次のとおりである。⁽⁸⁾

第一に、この法律は、日本保険事業者と衡平の条件のもとに、外国保険事業者の日本における保険事業を規正することを目的とし、日本における保険契約者、被保険者その他の債権者の利益を保護しようとするものであります。

第二に、外国保険事業者が日本において保険事業を営むには、大蔵大臣の免許を受け、一千万円の金額を供託しなければならぬものとし、また大蔵大臣は必要があると認めるときは、この供託金額の増額を命ずることができ、しかし日本における保険契約者、被保険者その他の債権者は、この供託金額の上に優先権を有することにしております。旧令におきましても、大体同様の規定があつたのでありますが、昭和二十年十一月改正後は、供託金額は法定せられず、大蔵大臣は、必要ありと認める場合だけ、相当の金額を供託させることができることになつておつたにすぎなかつたのであります。

第三に、外国保険事業者の日本において締結する保険契約は、円建を原則とし、その責任準備金等相当額は、必ず日本円に投資しなければならぬこととしております。この種の規定は、昭和二十年十一月改正後の旧令にはなかつた規定であります。

ただいま第二及び第三として申し上げたところによりまして、旧令の不備を補い、日本における保険契約者、被保険者その他

の債権者の利益保護に全きを得ると考えるのであります。

第四に、外国保険事業者の本国における普遍的な慣習と法制とを尊重いたしまして、日本において保険事業を営み得るもの範囲を会社または個人に限定せず、法人たる組合組織のものにまで拡張し、また責任準備金等の算出については、本国において採用されている方法を日本において用い得ることを明らかにし、また一旦免許を受けた後の新たな保険種類の営業は、認可をもつて足りるとした等、日本の保険監督行政上の特殊性を、必要以上に外国保険事業者に強要せぬよう、所要の規定を置いております。

第五に、外国保険事業者の日本における事業活動に対する監督その他については、商法、非訟事件手続法及び保険業法の必要な規定を準用することにしております。

第六に、右に述べた諸規定の違反に対し、所要の罰則を規定しております。

第七に、附則におきまして、外国保険事業者の日本においてなす保険契約の募集につき、昨年施行されました保険募集の取締りに関する法律を適用するため、同法に対し所要の改正を行っております。

第八に、同じく附則におきまして、戦前日本において事業を営んでいた保険会社が、日本においてその事業を再開しようとするときは、所定の証明書を添付し、簡単な届出をなせば、大蔵大臣の免許を受けたものと見なすこととしております。一月十四日付の総司令部の覚書及び回状の趣旨に順応した規定を設けたわけであります。

法律案の要旨は、大要以上の通りでありますので、すみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

この「法案」は衆議院を通過したが、参議院において一部修正が行なわれ、修正どおり両院を通過した。修正点の要旨を参議院本会議における大蔵委員会委員長の法案の審議報告によってみれば、次のとおりである。⁽⁹⁾

即ち政府提出原案によれば、外国保険事業者が法令の規定又は大蔵大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣は事業の停止若しくは代表者の解任又は免許若しくは認可の取消しができるとなっておりますが、かかる場合は必ず公聴会を開くことを要す

るものとし、これに伴う規定を挿入せんとするものであります。

かくして「外国保険事業者に関する法律」は、昭和二四年六月一日法律第一八四号をもって公布、施行された。

三 法律の一部改正

「外国保険事業者に関する法律」は、二五年四月改正で規定の追加が行なわれたほか、二七年四月の講和発効までに三回の部分改正が加えられた。

(1) 二五年四月改正（昭和二五年四月一九日法律第一〇四号）

二五年四月改正は、①外国保険事業者の免許の条件に、事業開始後三年を経過したものであること、最終事業年度に利益金または剰余金を計上していることを加えた。②「保険業法」による保険会社の株式所有制限規定を外国会社に準用することとした。③罰則規定の整備。なお、④外国保険事業者には、料率算出団体の会員となる資格が与えられ（「損害保険料率算出団体法」の改正）、⑤日本の損害保険会社が外国損害保険会社の代理店となる途が開かれた（「保険業法」の改正）。

(2) 「商法」の改正に伴う改正（昭和二六年六月法律第一二二号）

二六年六月改正は、①「商法」改正に伴う規定の整備、②日本会社と同様保証保険の営業を認め、③罰則を強化した。

(3) 二六年一二月改正（昭和二六年一二月一〇日法律第三〇四号）。

「保険業法」の改正によって、損害保険会社の共同行為について「独占禁止法」および「事業者団体法」の適用除外を認めた規定を外国事業者に準用した。

- (1) 「外国保険会社に対する戦時中の措置とその事業再開について(銀保、二四、二、二)」(大蔵省資料Z五二六一―三―五)。
- (2) 「外国保険会社の免許について司令部保険担当官ロイストン氏意見」(同前)。
- (3) 前掲(1)資料。
- (4) 「外国保険会社について(司令部提出案)(銀保、二四、二、一五)」(同前)。
- (5) 長崎正造「占領期における保険行政について」(『ファイナンス』昭和四九年二月号)は、このときのことを次のように述べている。
「余談になるが、この法律の施行前、ある米国の損害保険会社が新たに日本進出をはかってきた。私は、ロイストン氏と打合わせ、新たな外国損害保険会社の元受保険への進出は、とくに日本の経済復興と国際收支の改善に役立つものでないから、法律ができたそのとき考えることとする」といって、これをことわった。このことが本國に伝わったらしく、ある日、私は司令部のいつもとちがう部屋に呼びつけられた。軍服を着たえらそうな人(本國から来た高官と聞いたが、あるいはマーカット少将か)が居丈高になって私をしかりつけ、ロイストン氏はそのそばで小さくなっている始末であり、『明朝一〇時までに回答せぬときは、お前をくびにする』という具合であった。私は、案外すらすらとディレクティブに反しない理由を陳弁し、ともかく上司に伝えねばと考え、三田の公邸で会議中の愛知局長と長沼次官に御相談したところ、やむをえぬではないかということ、翌朝ロイストン氏に回答したが、同氏は苦笑していた。」

(6) 同前、六八ページ。

(7) 大蔵省資料Z五二六一―三―六所収の法案草稿と手書きメモによる。

(8) 「第五回国会衆議院大蔵委員会議録第二六号」、八ページ。

(9) 「第五回国会参議院会議録第三〇号」、六五七ページ。

第七節 組合保険に関する立法

一 立法の経緯

昭和二二年三月、第一次金融制度調査会が「保険業法に基き大蔵大臣の監督下に株式会社及相互会社の外保険組合に依る保険事業の経営を認むるを可とす」と答申して以降、保険業法全面改正案の一つの柱として、保険組合をどのような形で設立させ、どのような種類の保険事業を認めるかが検討されてきた。そして、第一次保険業法改正委員会における意見調整の結果、二三年二月の「保険業法改正法律案」においては、地域または職域に基づいて設立する生命保険協同組合と職域に基づいて設立する損害保険組合を認め、株式会社および相互会社の保険事業とともに、大蔵大臣の監督下におく案が成文化されたことは、すでに述べたところである。

しかし、大蔵省と保険業界がみぎのような立案をすすめていたとき、司令部内では個別の「協同組合法」のなかで協同組合による保険事業を認めようという動きがあった。それについては、二三年一月二六日の第一次改正委員会の席上、大蔵省側から次のような説明が行なわれている。⁽¹⁾

目下GHQで協同組合法とも称すべき組織法を制定する動きがあるやに見受けられる、そのときは業法には監督法規だけを残すこととなるがその場合には所謂 Ship owners club 等とも含めて組合保険というようにものにしたという意嚮を有する。

この方向での立案は、その後の一年間にさらに進展し、同時に協同組合保険に生命保険を含めない方針が司令部で採用された。これについては、二四年一月二二日の第二次業法改正委員会第一回総会の席上、大蔵省銀行局の長崎保険課長から、次のように説明されている。⁽²⁾

(イ) 第一次委員会で単一の保険協同組合の案をまとめたが、これに対し、司令部では生命保険を除外すべきであるとして居る。
(ロ) 商工省に於て中小企業等協同組合法が立案され、施設協同組合、事業協同組合、信用協同組合と共に保険協同組合が規定される方針となり、一時は組織法はこれに譲り、監督法のみ保険業法で規定する方向に向った。司令部ロイストン氏の意見も監督のみ保険業法で為すことを是としている。

(ハ) 併し、農業協同組合、木船保険組合等中小企業協同組合以外の保険組合の要望もあり、今の所方針は決まっていない。

これに対し委員会では、「中小企業等協同組合法」に組織法を譲り、監督法を別建てにすることは、保険の安定性を欠く結果となるから一本にしてほしいという要望が出され、意見の一致をみた。しかしながら、生命保険組合を禁止することについて、理論的理由がなく、現状では時機尚早のための暫定措置であることを明文化すべきである。また、損害保険組合の設立も業界としては必ずしも賛成ではないが、損害保険組合は自然発生的に存在しているのでこれは禁止できない、などの損保関係委員の発言があつて、原案に賛否両論があつたが、結局原案どおり保険組合は損害保険についてのみ認める原案で審議をすすめることになつた。⁽³⁾

こうして、第二次業法改正委員会は、新たな方針のもとに出された保険組合関係の条項の審議を煮つめないまま、「保険業法」の全面改正を見送ることになつて、審議を中断した。

一方、商工省を中心に立法化がすすめられていた「中小企業等協同組合法案」は、二四年二月開会の第五国会に上

程されることになつた。同法案は、農業、水産業、消費生活の三協同組合法を除き、他の協同組合に関する包括的な組織法であり、事業、保険、信用および企業の四種の協同組合を認め、既存の商工協同組合、林産組合、蚕糸協同組合、塩業組合および市街地信用組合に関する諸法律を廃止して一本にまとめるという趣旨で立案された。そして別に信用協同組合については「協同組合による金融事業に関する法律」を、保険協同組合については「保険組合に関する法律」を監督法として制定するという構想であつた。

さらに、二三年七月、木船保険組合が解散したのち、木船が海上危険に対して無保険の状態にあること、二四年四月一日から船舶の運営方式が変わつて、船主責任が新たに生じたが、その責任については損害保険会社が担保しないという実情であつた。そこで、これらの船主が相互扶助の精神で船主相互保険組合を組織する必要があるが生じた。

これらの理由から、「中小企業等協同組合法」に基づいて設立される保険協同組合の行なう火災保険事業、およびこの法律に基づいて設立される船主相互保険組合の保険事業の監督については「保険業法」を準用することを単行法で規定することとした。

こうして、二四年四月一二日「保険組合に関する法律案」が閣議決定された。同時に閣議に提出された「法律要綱案」は左のとおり。⁽⁴⁾

保険組合に関する法律要綱案

第一 総則

- 一、保険組合の行う保険事業の経営を健全ならしめ、もつて保険契約者、被保険者その他の債権者の利益を保護することを目的とする。
- 二、保険組合とは、中小企業等保険協同組合、及び船主組合をいうこと。

三、保険組合は、出資の総額が百万円以上で、且つ、保険契約者及び被保険者の総数が百人以上でなければ、保険事業を行うことができないこと。

四、保険組合は、損害保険代理店を設けることができないこと。

五、保険組合の監督については、保険業法の規定を準用すること。

第二 中小企業等保険協同組合

一、中小企業等保険協同組合は、火災保険事業以外の保険事業を行うことができないこと。

第三 船主組合

一、本船その他の船舶（漁船を除く。）を所有する者は、その所有する船舶に関して組合保険を行う目的をもって、船主組合を設立することができること。

二、船主組合の組織に関しては、中小企業等協同組合法の規定を準用すること。

第四 罰則

一、所要の罰則を設けること。

二 保険組合監督法の不成立と「船主相互保険組合法」の制定

「中小企業等協同組合法案」は、二四年四月二八日に第五国会衆議院に提出され、商工委員会において審議が開始された。また、「保険組合に関する法律案」は五月六日に国会へ上程、七日から大蔵委員会の審議に入った。

これに対し損害保険業界は、業界の大問題として国会に「請願」を提出し、また商工、大蔵両委員会など各方面に

「意見書」を出して、法案反対の運動を開始した。五月九日付で商工大臣宛に提出された損害保険協会の「意見書」によれば、反対の理由は、地域に偏する協同組合が損害保険事業を行なうことは、危険分散を不可能とし組合員に不利益を招来することとなって、不適当であるというものであった。

こうした情勢のなかで、両法案は商工委員会大蔵委員会連合審査会の議を経て、商工委員会において「中小企業等協同組合法案」の修正動議が多数で可決された。この修正は同法案中の保険協同組合に関する規定を全部削除し、保険協同組合の設立を認めないこととするものであった。この修正法案が衆参両院の本会議を通過し、一方、関連する「保険組合に関する法律案」は審議未了となったのである。

みぎの事情で、保険協同組合の設置方針とともに、船主相互保険組合の設立も流産した。そこで、翌二五年、船主相互保険の組織および監督法は、独立した単行法に立案し直され、第七国会に提出されることになった。

「船主相互保険組合法案」は、前年の法案と趣旨はほぼ同じであるが、PIクラブおよび司令部との折衝を通じて規定が整備され、かつ、船主保険を木船（漁船を除く）の船体に関して相互保険を行なう木船相互保険組合と、大型鋼船船主の費用および責任に関して相互保険を行なう船主責任相互保険の二種に分け、その監督について、前者については純粹に保険行政上の監督は大蔵大臣が、他は大蔵大臣と運輸大臣の共管、後者は大蔵大臣の専管とした。

法案は二五年四月二五日第七国会に上程され、無修正で可決され、五月一日法律第一七七号として公布された。同法の立法の趣旨および要旨を、政府の提案理由説明によってみれば、次のとおりである。⁽⁶⁾

現行の保険業法によりますと、保険事業を営むことのできるものは、株式会社または相互会社に限られておりますが、船舶海上保険におきましては、損害保険会社の引受けない分野があり、船舶所有者の間において、相互保険を行うための相互保険組合

設立の要望は、大なるものがあります。その理由は、まず第一に昭和二十三年七月、木船保険法による木船保険組合が解散しました後は、危険率の高い木船の保険は、保険会社が引受けることを好まず、現在では、木船のほとんどすべてが無保険の状態にありますこと、第二には大型鋼船船主が、船舶の運航に伴つて負担する費用及び責任につきましては、現在の損害保険会社の船舶海上保険約款では、担保されない範囲が少からずあるので、昭和二十四年四月一日から、船舶運航の方式が船舶運営会の裸備船から定期備船に変更されて、船主の負担する費用及び責任の範囲が拡大されるに伴い、保険会社の担保しない危険を相互に保険する必要が痛感されておりました。今回さらに、来る四月一日から、船舶の運航はすべて船主自身の手で行われることとなりましたので、その必要が倍加されて来たのであります。従いまして、これらの船主が相互扶助の精神で船主相互保険組合を設立することは必要であると考えられますので、ここに本法案を提出して、組合組織による船主の相互保険事業を認め、右の要望にこたえようとするものであります。

次にこの法案の要旨は、大体次の通りであります。第一にこの法案は、船主相互保険組合の行う相互保険たる損害保険事業の健全な経営を確保し、その組合員及び組合の一般債権者の利益を保護しようとするものであります。

第二にこの法案に基いて設立される船主相互保険組合は、主として木船の船体に関して相互保険を行う木船相互保険組合と、大型鋼船船主の費用及び責任に関して相互保険を行う船主責任相互保険組合との二つに限られております。

第三に船主相互保険組合を設立するには、出資の総額が二百万以上、組合員の数が十五人以上、及びその組合員の所有または賃借する保険の目的たる船舶の数が百隻以上で、かつ主務大臣の認可を受けなければならないことといたしております。

第四に組合員たる資格を有するものは、木船相互保険組合にありましては、木船を所有または賃借するもの、船主責任相互保険組合にありましては、鋼船を所有または賃借するもので、それぞれ定款で定めるものに限り、組合への加入については、一口以上の出資及び保険料の払込みを条件としております。

第五に船主相互保険組合は、主務大臣の認可を受けて、組合員に対し保険料の追徴または保険金の削減をすることができる規定を置きます一方、剰余金につきましては、組合員の出資額または事業の利用分量に応じて、分配することができる規定を設けております。

第六に船主相互保険組合の機関、計算、清算及び解散につきましては、保険業法及び商法の所要の規定を準用しております。

第七に監督は、木船相互保険組合につきましては、木船に対する海運行政と密接な関係がありますので、保険料率または責任準備金の積立て等に対する監督のごとく、純粹に保険行政上の監督を除いたほかは、大蔵大臣と運輸大臣との共管とし、船主責任相互保険組合につきましては、大蔵大臣の専管といたしております。

第八に右に述べました諸規定の違反に対しまして、所要の罰則を規定しております。

最後に附則におきまして、船主相互保険組合に対する事業者団体の法の適用を排除し、また法人税を軽減いたしますため、事業者団体法及び法人税法に対する所要の改正をいたしております。

なお、「船主相互保険組合法」は、講和発効までに一回改正されている。すなわち、二六年六月改正（昭和二六年六月八日法律第二一七号）で、船主相互保険組合には「商法」の株式会社規定が多く準用されていたが、この組合の特殊性を考慮し、「商法」改正に際して準用規定に改正を加えたものである。

三 昭和二十四年六月以降の組合保険立法

昭和二十四年の第五国会において「保険組合に関する法律案」は流産したが、「中小企業協同組合法」が保険協同組合の設置に関する規定を削除されて成立し、協同組合関係の組織法はほぼ出そろった。このころには、協同組合関係法規に基づいて設置された協同組合や各種の共済団体で、事実上保険事業を行なうものがしだいに増加した。協同組合

諸団体は、法制上認められている事業のうち次のような規定を根拠にして、事実上の保険事業を開始し、あるいは開始する可能性をもったのである。すなわち、「農業協同組合法」(昭和二年一月一九日法律第一三二号)により設置された農業協同組合は「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」(第一〇条)、「消費生活協同組合法」(昭和二年七月三〇日法律第二〇〇号)により設立された生活協同組合は「組合員の生活の共済を図る事業」(第一〇条)、「水産業協同組合法」(昭和二年一月二五日法律第二四二号)により設置された漁業協同組合、水産加工協同組合は「組合員の福利厚生に関する施設」(第一条、九三条)、「中小企業等協同組合法」(昭和二年六月一日法律第一八一号)により設置された一〇〇人未満の規模の事業者の事業協同組合は「組合員の福利厚生に関する施設」(第七〇条)が事業として認められており、それは共済事業ないし保険事業も当然含まれるという解釈で、火災共済などの事業を行なうことが適法とされたのである。

二四年六月、「保険組合に関する法律案」が第五国会で審議未了となったあと、業法改正委員会において、組合保険の組織法と監督法を一体とした「保険組合に関する法律」案が立案されたが日の目をみず、協同組合保険の監督法の立案は、二五年に持ち越された。

翌二五年一二月、三度「保険業法」の全面改正案が立案され、そのなかに船主保険を含む組合保険の組織および監督規定が「第五章 保険組合⁽⁸⁾」としておりこまれ、関係業界に公表された。このうち、船主保険組合を除く部分について、二四年五月に第五国会に提出された案(以下旧案という)と二五年一二月案(以下新案という)を比較すると、主要な相違は次の点にあった。

(一) 新案は保険協同組合とせず、相互保険組合という組織形態とした。

(二) 旧案の保険協同組合には火災保険事業のみを認めたが、新案は「火災相互保険組合」のほかに、火災、船主を除く損害保険で大蔵大臣が指定した種類の保険を認めた。

(三) 旧案は保険協同組合連合会に再保険事業を認めたが、新案は連合会組織および再保険事業を認めない。

(四) 新案の火災相互保険組合および大蔵大臣の指定する損害相互組合の組合員の資格は同一業種の者に限られた。

(五) 旧案は組合出資総額一〇〇万円以上で、保険契約者、被保険者の数が一〇〇人以上であれば認められたが、新案は出資総額に二〇〇万円以上、組合員数一〇〇人以上を必要とするほか、保険契約の制限として、①組合員でないものとの間に保険契約を成立させえない、②組合との間に保険契約を締結しない者は、組合員になれない、③組合員でないものを被保険者とする契約を認めない、などの制約を課した。

みぎのように、組合保険にきびしい制約を課した法案が発表されると、協同組合関係者から前年案に比べ改悪であるとして反対の声があがった。

協同組合団体は、二五年一二月一三日、東京で協同組合共済事業協議会を開き、大蔵省当局から組合保険に関する事項の説明を求めたうえ、改正案反対の決議を行なった。一月二五日付の協同組合共済事業協議会「決議書」によれば、当局の立案している取締法規は、事実上行なわれている協同組合等の共済事業を禁圧し、営利保険業を保護する結果となるというのが反対の理由であった。

「保険業法」全面改正案の立案は以降断念され、政府による組合保険に対する監督法の立案もまた見送られることになった。ただし、二五年一二月、第九国会における参議院の議員立法として「水産業協同組合法の一部を改正する法律」が成立し(昭和二年一月一八日法律第二七七号)、「水産業協同組合法」に「第六章の二水産業協同組合共済会

の規定が挿入され、水産業協同組合の行なう火災（地震を除く）、水災、風災の損害についての共済事業に組織・監督の規定が新設された。

その他の協同組合等の保険事業の法制化については、講和発効後も単行法の立案等が行なわれたが実現せず、昭和三二年一月、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」（昭和三二年一月二五日法律第一八六号）によって火災共済協同組合の保険事業が法制化されるまで見送られたのである。

- (1) 『昭和生命保険史料』第五卷、九六八ページ。
- (2) 同前、一〇六九ページ。
- (3) 同前、一〇七一―七三三ページ。
- (4) 「閣議資料」昭和二四年四月（大蔵省資料乙二〇三―七七一）。
- (5) 中小企業等協同組合法（案）による保険協同組合に関する意見書（昭和二四年五月九日付日本損害保険協会会長から稲垣商工大臣あて）。

（前略——引用者）協同組合をして専業に損害保険事業を行うことができるようにしようとする今回の措置は中小規模事業者の蒙る不測の災害に備え併せて保険料の負担を大幅に軽減しようとするところに設立の主旨があると思はれますが、戦後の急造建築物、バラック建の乱設、電熱利用の普及、更に消防設備、水道設備の不完全等の諸事情は火災損害の程度を著しく大ならしめているので、たとえ、協同組合により損害保険事業を行ってもそのために罹災率が減少する訳ではなく従って保険料を現在より著るしく節約することは不可能と思はれます。

最近東京都内における比較的小規模な火災によりましても、損害額が壹阡万円を上回るものが相当多数に上っております。従って大数の法則によって営むのが本則である保険事業を加入者が地域的に偏しがちな組織のような集団で行うときは、引受けた危険の分散平均化を不可能とし、万一大きな火災が発生したときはその経営を危く致しますので、反って組合員の不利益を招来することとなるのであります。（後略——引用者）

（大蔵省資料乙五二六―一三一―二二）

(6) 「第五回国会衆議院大蔵委員会議録第五九号」、八ページ。

(7) 大蔵省資料乙五二六―一三一―一四。なおこの資料には「本案ハ業法改正委員会ニテ作成セルモノ」の愛知銀行局長の鉛筆書きがある。

(8) 『昭和生命保険史料』第五卷、一一二四ページ。

(9) 保険業法改正に関する決議（昭和二五年一月二二日、協同組合共済事業協議会）

（前略——引用者）目下立案中の保険組合並に類似保険取締に関する構想は、現在行はれている各種協同組合及び労働組合等の共済事業の実態を禁圧する結果となり、その健全な発達を阻害するばかりでなく営利保険業を擁護する結果となり、独禁法の精神にもとるものと認められる。協同組合の共済事業は組合員の総意によって運営され経営上の危険は自主的に防止されるのである。（後略——引用者）『労働者共済運動史①資料編』、三三三ページ）なお、協同組合共済事業協議会の参加団体は、全国指導農業協組連合会、全国共済農業協組連合会、日本生活協組同盟、東京勤労者生活協組連合会、全国漁村経済協会、東京都商工協組協会、全国組合金融協会、全国農民連盟、協同組合保険研究所、農政研究会の一〇団体である。

(10) 『第二回銀行局金融年報』昭和二八年版、五〇七―〇九ページ。

第八節 「地震保険法案」の立案

地震保険は、大地震がひとたび発生すると損害額が巨額にのぼり、料率の算定が非常に困難であり、逆選択を生じやすいなどむずかしい問題がある。わが国でも、関東大震災以来その必要性が一般に認められながら、種々の事情により実施に踏み切れず、昭和三九年六月の新潟地震を契機として、家計地震保険が昭和四一年六月から発足した。

この間戦時中の特別措置として、昭和一九年二月に公布された「戦時特殊損害保険法」に基づいて、昭和一九年四月から翌二〇年一月までの一年八カ月の間、地震保険制度が実施された（五一六、二一一二ページ参照）。この制度は、元受は保険会社が行ない、損失はすべて政府が補償するしくみで、火災保険に加入すると自動的に地震保険が付帯するほか、単独でも加入しうることになっていた。戦時地震保険制度実施期間中に発生した地震は五回あった。そのうち、一九年一月七日の遠州灘地震は、被害が東海諸県のほか北陸、近畿および四国の一部にも及ぶ大地震で、保険関係において二億円以上の損害を生じた。そのため、全実施期間を通じる地震保険の収支は、表2-1のとおりで、この間に政府の被った損失は、一億四三〇〇万円余にのぼった⁽¹⁾。なお、保険金は元受保険会社を通じて支払われ、その損失の全額は戦争保険と共に政府が補償したことは、すでに述べた（三九、四二ページ）。

戦後、昭和二三年六月の福井地震火災を契機として、地震保険が再び検討された。二三年九月、銀行局保険課では、地震災害の救済について、補償制度による救済（甲案）、保険制度による救済——国営による火災保険への強制付帯保険および任意保険（乙案）、補償制度と任意保険制度の併用（丙案）を比較検討し、乙案による具体案が立案されることになった⁽²⁾。かくして、二四年一月には「地震保険法案要綱」⁽³⁾が作成され、二月には大蔵部内で「地震保険法案」が検討されることになった。同法案は、政府全額出資の地震保険基金による一種の国営保険事業で、任意保険の加入を認めるとともに、民間火災保険契約に地震保険を強制付帯させるという案であり、その要旨は次のとおりであった⁽⁴⁾。

地震保険法案要旨（銀、二四、二、二四）

一、基本金五〇億、政府全額出資（但し当初年度は五億円の現金出資）の地震保険基金（公社）という公法人によって地震保険事業を営む。

一、地震保険は左の二つに分つ。

(一) 任意保険

(1) 国有物件を除き、一件金額無制限に引受ける。

(二) 附帯保険

(2) 保険料は千円につき平均五円とする。（危険に応じた保険料率とする）

(1) 保険金額が住家一戸につき百

万円、家財一世帯につき五十万円を超えない火災保険契約に強制付帯させる。この地震保険の

表 2-1 地震保険の収支
(昭和19年4月—22年3月)

(単位：千円)		金額
区 分	金 額	
収 入		
保 險 料	106,299	
戻 入 保 險 金	380	
収 入 利 息	533	
合 計	107,212	
支 出		
保 險 金	239,046	
返 還 保 險 料	2,990	
借 入 金 利 息	642	
経 費	3,717	
再 保 險 手 数 料	3,939	
税	18	
合 計	250,351	
差 引 損 失	143,139	

(注) 実施期間中における地震保険の収支は昭和22年3月末に終了した。
出所：南恒郎『最近の日本戦争保険制度』、475-76ページ。

保険金額は、火災保険金額の十分の二とする。

(2) 保険料は千円につき一率に三円五〇銭とする。

一、基金が保険金の支払に不足するときは、未払込の基金を出資し、五〇億円を超えるときは削減する。

一、事務は損害保険会社を代理人として行わせる。

(備考)

(1) 当初年度五億円の現金出資を必要とする理由は、創業費（初年度人件費及び物件費を含む）五千万円の外、福井程度の震災に対する迅速な保険金の支払を保証し、以て基金に対する大衆の信頼感を確保するためである。

(2) 保険料収入の見込は毎年約三億円である。

法案に対し、損害保険業界から強制付帯制度に対する反対の意見が提出されるとともに、政府としても、ちょうどドッジによる緊縮予算の編成時に当たり財政的措置をとることが困難であったため、国会日程に至らず立法化は見送りとなった。

(1) くわしくは、南恒郎『最近の日本戦争保険制度』、四五七—八一ページを参照されたい。

(2) 「地震災害救済制度について（保険課、昭二三、九、一）」（大蔵省資料乙五二六—一三—一一）。

(3) 地震保険法案要綱（銀保、二四、一、二四）

地震に因る災害が、広汎且つ甚大であるのに鑑み、地震保険基金という公法人を設立し、国民の自助の精神に則り、地震保険事業を行い、地震に因る損害を公正且つ迅速に填補し、災害からの速かな復興に資し、経済秩序の維持と国民生活の安定を図るものとする。

第一 地震保険

一、「保険事故」

地震保険においては、地震（地震に因る津波を含む。）若しくは噴火又は此等に関連ある事件（以下地震等という。）

に因る火災、損壊、埋没、流失等に因り、動産、不動産の蒙った損害を填補するものとする。

二、「保険の目的」

地震保険の目的は、建物及其の附属設備、工作物、一定の場所に在る動産、車輛等とし、その他大蔵大臣は、必要と認める物件を追加指定できるものとする。但し、国の所有に属する物を除くものとする。

三、任意保険

(1) 地震保険基金は、二、に掲げる保険の目的につき、地震保険契約の引受をなすものとする。以下任意保険という。

(2) 地震保険基金は、地震保険審議会の承認を得て、大蔵大臣の認可を受けて、任意保険の保険料を定めるものとする。

四、「附帯保険」

(1) 住家（住居及び物品の販売、製造その他住居以外の用途に併せ供せられるものを含む。）又は家財につき、保険業法に基き大蔵大臣の免許を受けた損害保険会社（以下損害保険会社という。）を保険者とする火災保険契約が成立し、その保険金額が住家一戸につき百万円、又は家財一世帯につき五十万円を超えないときは、その火災保険契約が成立した時において、その物について、地震保険基金を保険者とし当該火災保険契約者を契約者とする地震保険契約が成立したものとする。以下附帯保険という。

(2) 前項の場合において、附帯保険の保険金額は、その火災保険契約の保険金額の十分の二とするものとする。

(3) 附帯保険の保険料は、命令によって、これを定めるものとする。

(4) 附帯保険の保険期間、契約上の責任の始期、保険料の徴収方法及び契約の消滅等は、当該火災保険契約と一致させるものとする。

五、「その他」

地震保険基金は、任意保険の場合において、同一の物件につき一回の保険事故によって填補すべき損害の額が命令で定める額を超えるときは、地震保険審議会の承認を受けなければならぬものとする。

六、三、及び四、に定むる場合において地震保険基金は、損害保険会社を代理人として、地震保険契約の引受をなすもの

とし、損害保険会社は損害保険代理店をして地震保険契約の締結をなさしめることができるものとする。七、六、に定むる場合において、地震保険の募集につき、保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律百七十一号）の必要な規定を準用するものとする。

第二 地震保険基金

(一) 総則に関すること。

一、「目的」

- (1) 独立採算制により、地震保険事業及び地震災害予防事業を行うため、政府は地震保険基金を設けること。
- (2) 地震保険基金は法人とするものとする。

二、「事務所」

地震保険基金は主たる事務所を東京都に置き、大蔵大臣の認可を受けて、必要の地に従たる事務所を置くことができるものとする。

三、「基金」

- (1) 地震保険基金の基本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資するものとする。
- (2) 政府は、前項による出資の払込につき、五億円を現金により二十五億円を国債証券の交付により行うものとする。
- (3) 前項による出資の払込のため、交付する国債証券の交付価格、償還期限及び利率につき、必要な規定を設けるものとする。

四、「免 税」

- (1) 地震保険基金には、所得税及び法人税を課さないものとする。
- (2) 地震保険基金は、法律又は命令の定めるところにより登記しなければならぬものとしその登記については、登録税を課さないものとする。(附則)
- (3) 地震保険基金の業務に関する証書帳簿には、印紙税を課さないものとする。(附則)

五、「解 散」

基金の解散に関しては、別に法律でこれを定めるものとする。

六、「その他」

地震保険基金の登記、類似名称の禁止、民法の規定の準用その他に関して、必要な規定を設けるものとする。

(二)

役員、職員及び地震保険審議会に関すること。

七、「役 員」

- (1) 地震保険基金には、役員として、理事長、副理事長各一人、理事及監事各々若干名を置くものとする。
- (2) 理事長及び監事は、地震保険審議会の推薦に基づき、大蔵大臣がこれを任命するものとする。副理事長及び理事は、理事長が大蔵大臣の認可を受けて、任命するものとする。

八、「役員の兼職禁止」

地震保険基金の役員は、他の職業に従事することができないものとする。但し地震保険審議会の承認を得て大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでないものとする。

九、「役職員の身分」

- (1) 地震保険基金の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。
- (2) 地震保険基金の役員及び職員には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）は適用されないものとする。

一〇、「その他」

役員の任期、職務、代理人の選任その他に関して、必要な規定を設けるものとする。

一一、「地震保険審議会」

- (1) この法律により、その権限に属された事項、命令で定める事項その他理事長の諮問に応じ業務の運営に関する重要な事項について、承認を与え、審議し又は建議するため地震保険基金に地震保険審議会を設けるものとする。
- (2) 地震保険審議会は、委員十五名をもって、組織するものとし関係各省、学識経験ある者の中から、大蔵大臣が任命するものとする。

(3) その他委員の任期、報酬、会議等につき、必要な規定を設けるものとする。

(三) 業務に関する事項

一、業務の内容

地震保険基金は地震保険事業及び地震災害に関する研究事業を行うものとする。

一三、地震保険基金は、業務開始の際、定款、事業方法書、普通保険約款を定め、及びこれを変更するときは、地震保険審議会の承認を得て大蔵大臣の認可を受けなければならないものとする。

二、財産の利用

地震保険基金は、銀行預金又は郵便貯金、大蔵省預金部への預入、国債証券及び地方債証券の所有、業務に使用する不動産の所有その他大蔵大臣の認可を受けた方法によって、その財産を利用するものとする。

(四) 会計に関する事項

一五、「事業年度」

地震保険基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月迄とすること。

一六、「財産目録の承認等」

地震保険基金の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、毎事業年度経過後二箇月以内に大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならないものとする。

一七、「責任準備金」

(1) 地震保険基金は、毎決算期に責任準備金を計算し、これを積立てなければならないものとする。

(2) 前項の責任準備金の計算方法について、必要な規定を設けるものとする。

一八、「剰余金の積立」

地震保険基金は剰余金の全額を積立てなければならないものとする。

一九、「未払込基金の出資」

(1) 地震保険基金は、補填すべき損害の額が責任準備金と、支払備金と、本法に定める積立金との合計額を超える場合には、その超えた部分につき、政府は未払込の基金を出資しなければならないものとする。

二〇、「借入」

地震保険基金は、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵省預金部より借入をなすことができるものとする。

二一、「保険金の削減」

(1) 地震保険基金は、填補すべき損害の額が責任準備金と、支払備金と、本法に定める積立金と、基本金に相当する金額との合計額を超える場合には、地震保険審議会の承認を得て、大蔵大臣の認可を受けて、保険金の削減をなすことができるものとする。

(2) 大蔵大臣は前項の削減の方法及額については、これを次の国会に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

二二、「会計検査院の検査等」

地震保険基金の会計については、会計検査院の検査を受けなければならないものとする。

二三、「その他」

財産目録等の公告、帳簿等の整備その他に関し必要な規定を設けるものとする。

(四) 監督及助成に関する事項

二四、「監督命令及協力命令」

(1) 大蔵大臣は地震保険基金に対し、監督上必要な命令をなし、又は当該官吏をして、必要な場所に臨検し、帳簿書類等を検査させることができるものとする。

(2) 前項の検査は少くとも二年に一回これを行はなければならないものとする。

(3) 大蔵大臣は、損害額の査定その他地震保険基金の業務に協力させるため、必要があると認めるときは、損害保険会社、地方公共団体その他に対し命令をなすことができるものとする。

(4) 大蔵大臣は、前項に定める職権の一部を、財務局長をして行はしめることができるものとする。

二五、「役員」の解任

大蔵大臣は、地震保険審議会の承認を得て、地震保険基金の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反し又は公益を害する行為をしたときは、これを解任することができるものとする。

第三 罰則
第四 附則

一、「施行」

施行は命令によって定めるものとする。

二、「設立」

設立委員、設立準備その他に関し、必要な規定を設けるものとする。

(大蔵省資料Z五二六一―三三―一一)。

(4) 同前。

(5) 今井久次郎「戦後における損保会社の再建」(保険研究所『損保の戦後一〇年史』、一四一―四二ページ)。

第三章 保険行政の諸問題

第一節 統制会の解散と協会の設立

一 統制会の解散

「金融統制団体令」(昭和一七年四月一七日勅令第四四〇号)に基づく業態別統制会の一つとして、生命保険統制会が昭和一七年五月一四日に、損害保険統制会が同年一〇月一五日にそれぞれ設立された。

各保険会社は、統制会の会員として、統制会が設定し大蔵大臣から認可をうけた統制規程⁽¹⁾に服することを定款で義務づけられた。「生命保険統制会統制規程」は、①資金の吸収及運用の計画、②有価証券の応募、引受又は買入等、③資金の融通、④保険契約の募集及締結、⑤保険約款、保険料率及保険契約者配当等、⑥事業の機能増進、について「損害保険統制会統制規程」は、①②③④は生命保険と同じ、⑤保険約款、保険料率等、⑥再保険の分配並に共同計算、⑦損害査定、⑧事業の機能の増進についてそれぞれ規定し、統制会が必要あるときは大蔵大臣の承認のもとに細

部にわたって会員に指示することができる権限を与えられた。これにより、統制会は保険料率の統制そのほか保険会社の指導統制にあたるとともに、法律の改正について当局に建議し、戦争保険の普及宣伝につとめ、あるいは戦争保険の共同調査団の組織を指導する等、多角的な活動を行なった。

昭和二〇年九月、大蔵省は統制会にその解散を内示し、統制会の事業中存続を必要とするものの措置を検討した⁽²⁾。二〇年九月三〇日付をもって大蔵大臣から両統制会の解散命令が発せられた⁽³⁾。

二 生命保険協会・損害保険協会の設立と統制会業務の継承

統制会の解散に当たり、九月一八日の生命保険統制会臨時総会において、統制会の事業中存続すべきものは、生命保険集会所に移管し自治的運営にゆだねることとするが、その準備ができるまで当分の間生命保険中央会に引き継ぎ「業者の自律的調整に依り運営する方途として生命保険中央会評議員会の機能の活用を図る」ことを決定した⁽⁴⁾。

二〇年一〇月一日、大蔵大臣は生命保険中央会に対し①保険契約の募集及締結に関する業務の指導調整、②保険料率、保険料率及保険契約者配当に関する事項の指導調整、③資金運用の仲介斡旋、④保険契約に関する紛争調停及相談、⑤前各号に付帯する業務を行なうよう命令を発した⁽⁵⁾。

生命保険集会所は、統制会の成立により生命保険会社協会を改組して設立されたクラブ的団体であったが、二〇年一〇月二七日生命保険協会に改組され、全生命保険会社を会員とする協会が復活した。次いで翌二一年二月一九日、さきに中央会に発せられた業務命令が廃止され、改めて同様の業務を生命保険協会が引き継ぐよう同年三月四日付で

銀行局長から通牒された。なお、さきの業務命令で「調整指導」とあった箇所は「協調斡旋」に変更された⁽⁶⁾。

また大蔵省は、二一年三月一六日、生命保険協会に対し、協会の業務のうち大蔵省の承認または届出を要するものについて、次のように通牒した⁽⁷⁾。

- 第一、保険事業其他に関し重要な規定（例、保険料率の協定、再保険規則等）を制定又は改廃せんときは予め当局の承認を受けられたし
- 第二、左の場合に於ては速に当局に届出でられたし
 - 一、総会の通知を発したるとき
 - 二、理事の事務分掌を定めたるとき
 - 三、委員会を設置したるとき
 - 四、訴訟の当事者となりたるとき
 - 五、主要なる人事の異動ありたるとき
 - 六、事務所の位置を変更したるとき
 - 七、第一に該当せざる規定を制定又は改廃したるとき

生命保険協会は、戦後の緊急対策、生命保険業界の再建、保険料引上げなど戦後の難問題に取り組んだが、それらは第四章で述べよう。

損害保険統制会の業務も生命保険の場合と同様に、一たん損害保険中央会に引き継がれたうえ、損害保険協会に移された。

損害保険協会の設立は生命保険より遅れ、二一年一月一八日発足した。統制会から中央会に引き継がれた業務を継

承し、また、三月一六日付で大蔵省に対し承認および届出が必要な事項につき、前掲生保協会宛と同文の通牒が発せられた。⁽⁸⁾

損害保険協会は、発足時の定款において、次の業務を行なうことをあげている。①適正なる保険契約条件及保険料率の制定及之が適用実施の確保、②損害査定に関する公正なる準則の制定並に損害の査定、③政府の諮問に対する答申又は政府への建議、④損害保険事業の改善発達並に産業の伸展に寄与すべき方策の調査研究及実施、⑤災害防止並に損害軽減の方策の調査研究及実施、⑥その他本会の目的を達するに必要な事業。⁽⁹⁾

損害保険協会は、発足後、損害保険再建方策の策定、再保険機構の再編、料率引上げ問題などに取り組んだが、それらについては第五章において述べる。

なお、損害保険協会は当初、任意組合として出発したが、業務が恒久的性質を帯びてきたため、二三年五月、社団法人に改組された。⁽¹⁰⁾

(1) 「生命保険統制会統制規程」は昭和一七年七月二一日認可され、同年七月二二日大蔵省告示第四三六号で告示され、認可の日から施行された。「損害保険統制会統制規程」は、同年一月二七日認可され、同月三〇日大蔵省告示第六四四号をもって告示され、認可の日から施行された。

(2) 『昭和生命保険資料』第五巻、九五―九九ページ。

(3) 昭和二〇年九月三〇日大蔵大臣官房秘令第一六五号（同前、九九ページ）。

(4) 「生命保険統制会の廃止に伴う今後の処置（二〇、九、一〇）」（同前、九八ページ）。これは統制会臨時總會の議案第二号として決定された。

(5) 昭和二〇年一〇月一日融保第二六三号（同前、九九ページ）。

(6) 二二年三月四日蔵銀第一一〇号（同前、一〇二ページ）。

(7) 昭和二二年三月一六日銀秘第一九六号（同前、一〇二ページ）。

(8) 今井久次郎「戦後における損保会社の再建」『損保の戦後十年史』、一一五ページ。

(9) 同前、一一四ページ。

(10) 同前、一二九ページ。

第二節 経済民主化政策と保険会社

一 財閥関係会社の事業活動に対する規制

占領行政による財閥解体政策、公職追放等が保険事業に与えた影響も大きかった。財閥解体の方針は、昭和二〇年九月二二日に発表された「降伏後における米国の初期の対日方針」に示されたとおり、まず三井本社、三菱本社、住友本社、安田保善社など財閥持株会社の解体が司令部によってすすめられ、次いで、財閥による人的支配および株式支配を解体する方針のもとに、財閥関連企業の事業活動がきびしく規制されることになった。

財閥関連会社に対する規制の手はじめとして、司令部は二〇年一〇月二二日付覚書「特定事業会社による報告書提出」(SCAPIN第一七七号)により、三井本社をはじめとする一五の持株会社およびその関連子会社の資産状況および事業活動について、工業および商事会社と銀行その他の金融機関にわけて様式を指定して報告の提出方を指令した。そして、同月三一日付覚書「特定事業会社の証券の売却又は移転」(SCAPIN第二一五号)によって、同じ一五会社およびその子会社関係会社の株式、社債その他の証券の売却、移転もしくは整理を行なうことおよび借入金などの担保とすることについて、司令部の事前承認を必要とする旨を指令して、その規制を開始した。

この間、保険会社に対しては、二〇年一〇月二三日付の司令部経済科学局 Economic and Scientific Section 覚書

「保険会社からの報告」(ESSセクション・メモ)によって、大蔵省の監督下にあるすべての保険会社に対して、役員、株主、業務、資産などについて詳細な報告を徴し、さらに同年一月八日付覚書「私立保険会社よりの報告」(SCAPIN第二一五号)によって、一切の保険会社の所有証券の明細について報告を徴した。

このような準備を経て司令部は、昭和二〇年二月八日、財閥関連会社に対する規制措置の強化をうち出した。すなわち、「制限会社一覧表の示達」(昭和二〇年二月八日SCAPIN第四〇三号)で持株会社およびその関係会社三百数十社の社名をあげて「制限会社」として指定し、前記一〇月三一日付覚書による証券の売却または移転の司令部事前承認の適用を受けるものとしたが、そのなかに一三社の保険会社が含まれていた。

また、同時に司令部から出された覚書「制限会社に対する規制」(SCAPIN第四〇八号)は、SCAPIN第四〇三号によって指定した制限会社について、通常業務以外の事業活動および財産の処分に対しきびしい規制を課した。その要旨は次のとおりである。

- (一) 制限会社は、俸給あるいは小口經常支払分を除くすべての現金、売上金、雑収入などの現金を銀行預金に預入すること
- (二) 通常業務遂行上付随的なもののほか、いかなる勘定からの支払、権利移転または引出、財産の売却、譲渡その他処分、株式あるいは社債の発行、經常業務に必要なもの以外の借入金、配当を禁止し、それが必要な場合は、大蔵大臣の書面による意見書を付して司令部に許可を申請すること

- (三) 制限会社の役員の俸給を一九四五年六月にくぎ付けし、定期的俸給支払以外の賞与、退職金などはみとめないこと

昭和二〇年二月八日付で司令部から制限会社の指定をうけた保険会社は、左の一三社であり、規制はただちに開始された。

- (一) 三井本社関連企業……三井生命(二二年一月—二七年六月の間「中央生命」と改称)、大正海上火災
- (二) 三菱本社関連企業……明治生命、東京海上火災
- (三) 住友本社関連企業……住友生命(二二年九月—二七年六月の間「国民生命」と改称)、大阪住友海上火災(二九年七月住友海上火災と改称)
- (四) 安田保善社関連企業……安田生命(二二年九月—二六年二月の間「光生命」と改称)、日本動産火災(二二年二月「日動火災海上」と改称)、安田火災海上
- (五) 日産関連企業……日産生命(二二年九月—二九年四月の間「日新生命」と改称)、日産火災海上
- (六) 大倉鋳業関連企業……大倉千代田火災海上(二二年四月「千代田火災海上」と改称)
- (七) 野村合名関連企業……野村生命(二二年七月「東京生命」と改称)

制限会社の規制に関する司令部「覚書」に対する国内法制として、当初、ポツダム勅令に基づく勅令「会社ノ解散ノ制限等ノ件」(昭和二〇年一月二四日勅令第六五七号—以下「制限会社令」と略称)が公布されたが、一月八日付覚書の規制強化に対応して、二二年三月、「制限会社令」は大幅に改正され(昭和二二年三月一六日勅令第一四三三号)、同時に大蔵省告示第一三二二号をもって、前記の保険一三社は制限会社に指定され、改正された「制限会社令」による法規制(前記「覚書」の規制と同趣旨)をうけることになった。なお、司令部はつぎつぎと制限会社の指定を追加したが、帝国民生命(二二年八月「朝日生命」と改称)が二二年八月一七日付大蔵省告示第六五五号をもって、制限会社に指定され、

保険会社で制限会社の指定をうけたものは、生命保険七社、損害保険七社の計一四社となった。

制限会社の規制の強化は、二二年の二つの覚書「持株会社整理委員会に関する法規」(昭和二二年七月二一日SCAP IN第一〇七九号)および「制限会社に関する補足規定」(同年九月二八日SCAP IN第一二三八号)によってもたらされた。それは制限会社の相互の持株、重役等の兼任を制限し、かつ、その支配下の子会社、孫会社を通じて財閥支配関係の保持につとめることを禁止する目的で、制限会社等の資本的・人的および契約上の関係を切断する措置を求めたものであった。これら「覚書」の国内法制として、二二年一月「会社ノ証券保有制限等ニ関スル勅令」(昭和二二年一月二五日勅令第五六七号—以下「証券保有制限令」と略称)が公布された。同令によって、制限会社およびその子会社、孫会社は、株式、社債の取得を禁止され、また二二年一月二五日現在で所有している株式(ただし子会社、孫会社は二〇年二月八日以前に取得した株式を除く)を処分しなければならなかった。ただし、株式の所有を業務上の資産の運用として行なう保険会社等の金融機関については、「証券保有制限令」の適用をうけて取得を禁止され、処分を強制される株式・社債の範囲は、当該保険会社等と同一資本系統にある会社の株式に限られた(第二条第一項第一号、第四条第二項第二号)。

生命保険会社が再建整備に当たっていち早く第二会社を設立し、その相互化を図ったのは、長期契約である生命保険が相互組織になじみやすいという理由のほかに、第二会社である相互会社には「証券保有制限令」の適用がないと解釈され、司令部保険担当官もこれを支持したためであった。「証券保有制限令」の改正(二三年二月三日政令第三六一号)により、同令の諸制限が承継会社に準用されることになった⁽¹⁾。除外申請が行なわれたが、二四年八月その申請が却下され、保有株式処分の⁽¹⁾手続をとるのやむなきに至った。

制限会社に対する規制は、財閥解体の進行に伴い二三年ごろからしだいに緩和された。すなわち、司令部覚書「制限会社に対する規制」(昭和二三年一月六日SCAPIN第四〇八―二二号)に基づいて「制限会社令」が一部改正され(昭和二三年一月二七日政令第三五二号)、動産、不動産、証券などの財産の売却その他移転、資金の借入、預金の払出が自由となり、二三年一月六日から適用された。また、株式、社債または社員の持分の譲渡もしくは取得に関しては、二三年一月三日の政令第三六二号をもって、資本金五〇〇万円未満の制限会社には許可が必要でなくなった。また、制限会社の指定も順次解除されていった。保険会社では、二三年四月三日から日産火災海上保険株式会社が制限会社の規制を解除されたのを手はじめに、二六年までの間に順次指定解除が行なわれ、二六年七月一日をもって「制限会社令」は廃止された(昭和二六年六月三〇日政令第二四七号)。

二 保険会社役員への公職追放

昭和二二年に開始された私企業の役員等に対する公職追放は、保険会社の人事構成に影響を与えた。司令部の二二年一月四日付覚書「好ましくない人物の公職からの除去および排除」(SCAPIN第五五〇号)によって、公職追放が始まった。当初追放される公職とは、国会議員、官庁、政府関係機関、地方公共団体首長、地方議員等で、政治パージであったが、その後、追放該当者の範囲および追放される公職の範囲が拡張され、いわゆる経済パージが行なわれることになった。そのため、「公職に関する就業禁止、退官、退職に関する勅令」(昭和二二年二月二八日勅令第一一〇号)は二二年一月四日全面改正され(勅令第一号)、同日、同令による「公職」が指定された(閣令内務省令第一号)。保

険業界においては、特別法により設置された団体、政府補助団体およびこれらに準ずる団体として、生命保険協会、生命保険中央会、損害保険協会、損害保険中央会が、有力な会社、金融機関その他の経済団体として明治生命、日本生命、大阪住友海上火災、大正海上火災、帝国生命、東京海上、安田火災海上、千代田生命、第一生命の九保険会社が指定され、その役員への職にある者は戦時中同令で定めた追放該当者であるか否かの資格審査が行なわれ、多くの人材がこれらの団体、企業の役職から追放されたのみならず、退職前に従事していた事業体等に対する出入ならびにその他の接触を一切禁止された。

みぎの公職追放措置とならんで、財閥関係会社に対する規制の一環として、財閥関係の人的紐帯の切断措置が実施された。それは、前掲の昭和二二年の司令部覚書(昭和二二年七月二一日SCAPIN第一〇七九号および同年九月二八日SCAPIN第一二三八号)に基づく措置で、第一は役員兼任の禁止、第二は財閥関係者の追放である。

第一の制限会社の役員への兼任禁止については、二二年一月公布された「証券保有制限令」に規定されたが、保険会社の場合、もともと常勤役員への兼任は大蔵大臣の認可なしには許されなことを「保険業法」によって規定していた(第一二条)から、その影響は少なかった。

第二の財閥関係者の追放については、司令部との折衝の結果、二三年一月に公布された「財閥同族支配力排除法」(昭和二三年一月七日法律第二号)によって実施に移された。

同法によれば、財閥同籍者(「持株会社整理委員会令」第一条第一項による財閥指定の際、財閥指定者と同一戸籍内にあった者)が財閥会社、制限会社およびその子会社、孫会社の役員に職にある場合、法律施行日(二三年一月七日)から三〇日以内にその職を辞さねばならず、また、一〇年間は制限会社等の役員に就任できない(第四条)。また財閥関係役員

(財閥会社の役員で、その任免が財閥の支配下にあり財閥会社の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していた者、すなわち、昭和二〇年九月二日以前において財閥会社の役員に就いた者、昭和二〇年九月三日以後持株会社整理委員会に対し最初に議決権行使の委任または譲渡がなされた日までの間にその株式を発行した財閥直系会社の役員または財閥準直系会社もしくは財閥傍系会社の常務取締役以上の職にあった者)に対しても財閥同籍者と同様の措置が講ぜられた(第五条)。ただし、財閥関係役員でないことの明確な証拠を付して内閣総理大臣に承認の申請を提出し、財閥関係役員審査委員会の審査を経て承認されたものは除外される(第六、七条)こととなった。

みぎの措置によって、制限会社の役員中に財閥関係者として役員を辞任する者が数多く出て、保険会社の財閥色は人的側面から一掃されたのである。

三 「集中排除法」適用問題

経済民主化を積極的にすすめるため、司令部の指示によって成立した「独占禁止法」「事業者団体法」が保険事業に対して与えた影響については、他に記述するところ(第二章第五節、第五章第二節)に委ね、ここでは、「過度経済力集中排除法」(昭和二二年一月一八日法律第二〇七号——以下「集中排除法」と略称)の適用問題について述べよう。⁽³⁾

将来の企業の独占形態発生を防止する「独占禁止法」の制定直後、二二年七月、司令部から、現在ある企業結合を解体して、経済力の集中を排除することを指示した非公式覚書(いわゆる「ウェルシュ・メモ」)が発せられた。この指示によって、日本政府は「集中排除法」の立法化をすすめていたが、突如、二二年九月、司令部保険担当官ロイスト

ンから、戦争中政府の意をうけて合併を行なった損害保険会社は、「集中排除法」の適用をうけ分割必至である旨の内報が入った。その事情は、二二年九月八日付保険課長から銀行局長宛の次の報告書に示されている。⁽⁴⁾

損害保険会社の分割について

本件に関しE・S・S・ロイストン氏の意向として橋本囑託(東亜火災専務)を通じ左記の通り表明があった旨同囑託から入報があったから御報告申上げる。

(一) 損害保険会社の分割はどうしても行われなければならない。
(二) 分割の基準は「集中排除法」の基準に必ずしもよるものではなく、むしろ戦争中政府の意によって合併された会社を復元するという線に沿うてゆきたい。

(三) 右分割は一切各社自身の問題である。

(四) 各社は、出来れば十月半ば頃までに計画を樹立し、出来るものから速かに実行に移すべきである。

(五) 制限会社とそうでないものとの間では取扱に差別がありうる。

なお本件に関しては日本損害保険協会森田専務理事迄その内容を内示した。

これに対し、損害保険会社はそれぞれ対策の検討に入ったが、⁽⁵⁾具体化は「集中排除法」の立法化後に持ち越された。同法の成立した昭和二二年二月は、あたかも保険会社が再建整備を実施している最中であり、かつ、損害保険会社の新勘定は赤字経営で弱体化していた時期であるだけに、事態は深刻であった。二三年三月まで、「集中排除法」の指定が近く行なわれるとして、損害保険会社側からは分割反対の陳情が行なわれ、大蔵省側もその対策を立案準備していた。⁽⁶⁾しかし、「集中排除法」の運用は、アメリカの政策によって緩和され、金融機関に対する適用は一切行なわれることなく終わった。

表 3-1 外国会社・日本会社業績比較
(昭和8—15年平均) (単位：千円)

区 分	外国会社(A)	日本会社(B)	A/B (%)
収入保険料			
生命保険	6,786	683,237	1.0
損害保険	8,775	330,732	2.6
新契約高			
生命保険	4,907	3,963,907	0.1
損害保険	2,722,753	93,656,975	0.3

出所：大蔵省資料 Z 526-13-5.

第三節 外国保険会社の活動

一 戦前の業績とその戦後処理

終戦前、昭和一四年から一六年初頭にかけて日本で営業を行っていた外国保険会社は、生命保険三社（三社とも

東京に支店を設けた）、損害保険二八社（九社が東京、横浜、大阪、神戸に支店を設け、他は代理店）を数えた。損害保険会社は、海上保険と再保険のため多数が進出した。会社の国籍は、イギリス系（カナダを含む）二四社と多く、他はアメリカ系三社、ニュージーランド二社、フランスならびにオランダ系各一社であった。

これら外国保険会社の戦前の業績を日本の会社と比較してみると、収入保険料および新契約金額について、昭和八年から一五年までの年平均額は表3-1のとおりで、日本の保険業に占める外国会社活動は、いまだ低かったとみることができよう。なお、外国損害保険会社は、海上、自動車保険に重点をおいたとみられた。

太平洋戦争開始とともに、政府は、「敵産管理法」（昭和一六年法律第九九号）に

- (1) 長崎正造「占領下における保険行政について」『ファイナンス』昭和四九年二月号、六六ページ。
- (2) 各保険会社が制限会社としての規制解除を適用された日およびそれが告示された大蔵省告示番号を示せば、次のとおりである。日産火災海上—二三年四月三〇日（二三年大告一四五）、千代田火災海上—二三年一月二七日（二四年大告二七）、日動火災海上—二四年二月一七日（二四年大告一一六）、朝日生命—二五年三月二一日（二五年大告二六八）、大正海上火災および日産生命—二五年八月四日（二五年大告六九五）、東京海上火災および大阪住友海上火災—二五年一月二一日（二五年大告一〇七八）、三井生命、明治生命、住友生命、光生命および東京生命—二六年二月一三日（二六年大告二六七）、安田火災海上—二六年四月一日（二六年大告六五二）。
- (3) 「集中排除法」の立法および実施の経過については、本財政史第二巻「財閥解体・独占禁止」編を参照されたい。
- (4) 大蔵省資料 Z 五二六—一三—九。
- (5) 「損害保険会社の分割に関連して（保険課二二、一〇、二二）」（同前）。
- (6) 「損害保険事業と過度経済力集中排除について（銀行局保険課二三、三、一）」「生命保険事業と過度経済力集中排除（同上）」（大蔵省資料 Z 五二六—一三—二）。

に基づき、外国保険会社の財産の管理につき、生命保険会社については協栄生命、帝国生命、明治生命の三社を、損害保険会社については東京海上、東京火災、大正海上の三社を敵産管理人に選任した。つづいて、これら敵産管理人は、被管理会社たる外国会社の営業廃止の届出を行なった。

供託金は、各管理会社に取下げをさせ、そのうち現金および邦貨国債の売却代金は、残務処理費に充当し、残額は、全部横浜正金銀行東京支店の特殊財産勘定に繰り入れ、その他の有価証券は、三井信託へ預け、これらを新たに財産管理人とし、終戦に至った。

昭和二十一年五月、「聯合國財産ノ返還等ノ件」(昭和二十一年五月三十一日勅令第二九四号)が施行され、聯合國財産の所有者もしくは占有者は、その承継人に財産の返還義務を負うことになり、「敵産管理法」によって管理に付された外国保険会社の財産は逐次返還された。

なお生命保険会社については、敵産管理に付された外国会社の日本における全契約を協栄生命に移転した。戦後、戦前の会社の代表が来日し、司令部、日本政府および管理人である協栄生命と折衝した結果、二十二年一〇月二七日、契約移転措置を確認し、契約が確実に履行されることにつき、司令部の指示に従って日本政府が責任を負うことになった。⁽¹⁾

二 司令部の免許による活動

終戦後、日本の会社は外貨建海上保険を締結することができなかった。したがって、輸出入積荷に対する海上保険

はすべて外国保険会社に保険が付されていた。これらの海上保険を引き受けるとともに進駐軍関係者、外国人商社の火災保険、自動車保険等の保険需要を満たすために、昭和二十二年ごろからA・I・Uをはじめとする外国保険会社の日本市場への進出がみられた。

これら外国保険会社の日本における事業活動は、昭和二十二年八月二九日付の司令部の免許に基づき開始された。当初の司令部の免許には、要旨次の条件が付されていた。⁽²⁾

(1) 事業活動の範囲

イ 進駐軍に勤務する又は帰属する全人員のために、日本国内において、各種の保険を供給すること。及その附帯業務。
ロ 許可を受けて、日本国内において、或いは日本を相手方として商業其の他を行うものための各種の保険事業。及その附帯業務。

(2) 制限 左記のことは、聯合國最高司令官の明白な承認を受けるを要する。

イ (1)以外の保険契約又は保険に関する取引。
ロ 保険契約以外の契約で、その履行が一部にても日本国以外でなされるものの締結。
ハ 聯合國最高司令官が日本の経済にとつて、緊急事情にあると発表した日本商品、サービスを含む契約の締結。

(3) 日本円の使用

イ 支払は日本円によること。
ロ 保険契約について、日本円以外にて表示し、その通貨で支払を受けることはできる。但し関係法規に従うこと。
ハ 日本円は本免許により必要とされる場合のみ支出し得る。
ニ 日本円は如何なる投資にも用いられる。

ホ 日本円は外国為替と交換されぬ。

続いて二三年八月二八日付の司令部の免許によって、営業活動は左とおりに拡大された。⁽³⁾

- (1) 外国保険会社は日本の損害保険会社の消化できない再保険を必要に応じて供給することができる。
- (2) 再保険金の支払は、邦貨又は承認された外貨でなされること。
- (3) (2)の「承認せられた外貨」でなされる再保険金の支払は、聯合國最高司令部の指定する勘定を通じて行わなければならない。

司令部から免許を与えられた外国損害保険会社は、当初、A・I・U (American International Underwriters Corporation) A・F・I・A (American Foreign Insurance Association) B・I・G (British Insurance Group) および N・A・I (North American Insurance Group) の四グループの傘下に属するアメリカ系およびイギリス系の保険会社数十社ならびにオランダ系保険会社であった。その後、右集団以外のアメリカ、インド、フィリピン等の損害保険会社も逐次司令部の免許を受け、日本政府の監督権の外で営業を行っており、昭和二四年ごろには九〇に達する保険会社が日本に進出していた。⁽⁴⁾

三 日本の免許による活動

昭和二四年一月一四日付の司令部覚書および回章によって、司令部により入国および店舗設置を許可された外国会社のうち、戦前に営業免許をうけている会社は無条件に日本政府によって免許が与えられること、および外国会社の事業進出に立法措置が必要であることが指令された(一一五—一六ページ参照)。

司令部の二四年一月一四日付「回章第二号」に基づいて、同年一月二六日、戦前に日本の営業免許を受けたホーム・インシュランス・コ。およびコンチネンタル・インシュランス・コ。の両火災保険会社(アメリカ会社)が免許確認を申請し、日本政府はこれに対し二四年四月一日付で旧令(「外国保険会社ニ関スル件」)によって営業を免許した。

次いで「外国保険事業者に関する法律」が二五年六月一日施行され、同法により外国会社で戦前日本において事業を営んでいた保険会社は、届出のみによって自動的に免許を受けたものとみなされ、他は日本政府に申請書を提出して免許を受けることになった。ただし、日本政府の免許に際しては、「回章第二号」の「外国為替収受を含む事業を営む商社……又は今後指定されるその他の活動を行う商社」に該当する(5、a項)ものとして、まず司令部の免許が必要であった。⁽⁵⁾ また、「覚書」は外国会社の事業活動は日本経済の自立に資する場合にのみ許されるとし、その条件に適合するかどうかを日本政府で検討したうえ、最高司令官にリコメンドする(3、b項)ことになっていた。⁽⁶⁾

みぎの司令部の免許は、早期に撤回された。すなわち、二四年一〇月一日付「回章第二六号」により「回章第二号」の第五項を廃止して、同日より外国保険会社は日本政府の当該代理機関から許認可を受けることとなり、また、同年一〇月二一日付「覚書」(SCAPIN第一九六一号)に基づいて二五年一月一四日、「外国人の事業活動に関する政令」(昭和二五年一月一四日政令第三号)が施行されると、免許に際しての最高司令官へのリコメンドに代わり、大蔵大臣が外資委員会の意見を徴して免許を与えることとなった。なおこの政令は、二六年四月二二日付覚書(SCAPIN第二一〇五一号)によって二六年五月四日廃止され、外国保険会社に対する免許は、すべて「外国保険事業者に関する法律」のもとで免許されることになった。⁽⁷⁾

表 3-2 外国保険会社一覧

会社名	本店	事業免許年月日	保険の種類
生命保険			
1 ユナイテッド・ステーツ	ニューヨーク(米)	1951. 3. 1	生命, 年金, 健康, 傷害
2 アメリカン・フィデリティ	ダラス(米)	1951. 4. 20	生命
3 ガーディアン・インターナショナル生命	ホート・ワース(米)	1951. 4. 20	生命, 健康, 傷害
4 アメリカン生命	ホート・ワース(米)	1951. 4. 20	生命
5 ウェスターン・アメリカン生命	レノ(米)	1951. 4. 27	生命, 健康, 傷害
6 タイム生命	サン・アントニオ(米)	1951. 12. 14	生命, 健康
7 ノース・アメリカン	ホーストン(米)	1952. 2. 1	生命, 健康
8 インターナショナル・フィデリティ	ダラス(米)	1951. 7. 25	生命
損害保険			
1 ホーム	ニューヨーク(米)	1949. 4. 1	火災, 海上, 自動車, 請負業者賠償責任保険
2 コンチネンタル	ニューヨーク(米)	1949. 4. 1	火災, 海上, 自動車, 請負業者賠償責任保険
3 グレート・アメリカン	ニューヨーク(米)	1950. 12. 12	火災, 海上, 自動車, 請負業者賠償責任保険
4 パンフィック・ナショナル火災	サンフランシスコ(米)	1949. 12. 14	火災, 海上, 運送, 自動車, 傷害, 風水害, 盗難
5 ファイアメンズ	ニューヨーク(米)	1949. 12. 14	火災, 海上, 運送, 自動車, 傷害, 風水害
6 ハノーヴァ火災	ニューヨーク(米)	1949. 12. 14	火災, 海上, 運送, 自動車, 傷害, 風水害
7 ドミニオン	ロンドン(英)	1951. 11. 20	火災, 海上, 運送
8 ノーザン	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 運送, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
9 ロイヤル	リバプール(英)	1951. 8. 15	海上
10 ノーウィッチ・ユニオン火災	ノーウィッチ(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
11 カレドニアン	エディンバラ(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
12 パラタイン	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
13 コンマーシャル・ユニオン	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
14 サウス・ブリティッシュ	ニュージーランド(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用

(昭和27年4月末現在)

会社名	本店	事業免許年月日	保険の種類
15 ニュージーランド	ニュージーランド(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
16 ロンドン・アシュアランス	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
17 ユニオン・インシュアランス・ソサエティ・オブ・カントン	香港(英領)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
18 ヨークシャー	ヨーク(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
19 ユニオン・アシュアランス・ソサエティ	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
20 フェニックス	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上
21 アライアンス	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上
22 ロンドン・エンド・プロビシヤル・マリナー・エンド・ゼネラル	ロンドン(英)	1950. 7. 1	海上
23 ロンバード	香港(英領)	1950. 7. 1	海上
24 ノース・ブリティッシュ・アンド・マーカントイル	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 自動車
25 香港火災	香港(英領)	1950. 7. 1	火災
26 ロンドン・アンド・ランカシャー	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
27 ロイヤル・エクステンシブ	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上, 自動車, 盗難, 傷害, 信用
28 ガーディアン	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災, 海上
29 ロー・ユニオン・エンド・ロック	ロンドン(英)	1950. 7. 1	火災
30 ブリティッシュ・アンド・フォレン・マリン	リバプール(英)	1951. 8. 15	海上
31 ノース・アメリカ	フィラデルフィア(米)	1950. 9. 1	火災, 海上, 運送, 自動車, 傷害
32 コーンヒル	ロンドン(英)	1950. 12. 18	海上
33 イーグルスター	ロンドン(英)	1951. 8. 15	海上
34 イングリッシュ・アンド・アメリカン	ロンドン(英)	1951. 11. 1	海上
35 キャピタル	マニラ(比)	1950. 7. 29	火災, 海上, 自動車, 運送
36 ニュー・インディア	ボンベイ(印)	1950. 9. 1	海上, 火災

出所：『保険年鑑』昭和28年度，22—35ページ。

表 3-3 損害保険事業成績外国会社・内国会社比較(昭和27年)

(単位：百万円)

区 分	外国会社(A)	内国会社(B)	(A)/(B)%
新 契 約	元受	5,404,897	3.2
	受再	3,317,515	1.5
年 末 現 在 契 約	元受	2,325,506	3.6
	受再	1,589,424	1.5
正味収入保険料	元受	27,815	3.1
	受再	17,031	1.0
正味支払保険料	元受	5,667	5.0
	受再	5,226	0.1
正 味 事 業 費	386	18,373	2.1
支 払 備 金	元受	2,721	2.0
	受再	2,980	2.7
責 任 準 備 金	年始	25,637	1.5
	年末	34,944	1.3

(注) 外国会社は「外国保険事業者に関する法律」に基づき日本において損害保険事業を営む外国会社の事業成績。

出所：『財政金融統計月報』第112号，74ページ，79ページ。

みぎのような形で、「外国保険会社法」に基づいて新たに免許をうけた会社は、A・I・Uの構成員であるパシフィック・ナショナル Pacific National Fire Insurance Co.、ファイアメンズ Firemen's Insurance Co.、ノーヴァー The Hanover Fire Insurance Co.の三社が最初であり、二四年一月一日に営業免許をうけた。外国保険会社で、二四年四月から二七年四月末までの三年間に大蔵大臣の事業免許をうけたものは、生命保険八社、損害保険三六社であり、その本店所在地、事業免許日、免許された保険の種類(二七年四月末現在)を表3-12に掲げた。

ところで、二四年一月、「覚書」によって外国会社に日本会社と平等の条件で営業を認めなければならなくなると、再建途上にある日本の業界は競争にたえないのではないかと心配された。その危機観は二四年一〇月に銀行局保険課が作成した次の資料によってみる⁽⁸⁾ことができる。

(前略——引用者)

三、これら外国保険会社の日本市場への進出の影響如何？

(一) 戦後狭隘な国内市場に、過大な保有に悩んだ日本保険業界は、国際的再保険取引による危険の平均化、分散化の好機を与えられ、実現を目前に控えた日本保険会社の外貨建海上保険への参加とともに市場は、相互的に活潑化せられると予想される。

(二) しかしながら、戦後日本損害保険会社は、戦時補償打切、在外資産喪失により、巨大の損失を蒙り、一方狭い国内市場の中でインフレに対処しつつ今期において損害率の僥倖なる低率に幸されつつ戦後初めての黒字決算をなしたのであったが、募集面、財産運用面において未だ樂觀を許さぬ数々の脆弱性を孕む。かかるとき、強大な担保力、資産力を有する外国会社の拮抗に果して耐えうるか。

(中略——引用者)

……先づ現在、外国保険会社に対しては、日本保険市場に対する好意ある協力を求めながら国際的視野において海外との再保険の相互的な交換外貨建海上保険の進展を心掛くべきであろう。

(三) 通貨価値の安定に敏感である生命保険事業にあつては、未だ本格的な事業活動を行う段階に至らず、経費の増加のためその経営は、甚だ困難を極めており、外国会社との競争に耐えぬ。

しかしながら、それは杞憂に終わった。「外国保険事業者に関する法律」によって、外国会社が日本において締結する保険契約は円建を原則とし、外国通貨建の保険契約は大蔵大臣の認可が必要であり、また、その責任準備金相当額は必ず日本円に投資しなければならぬこととしたこと、きびしい為替管理のなかで資金の海外持出が規制されていたことなどの結果であったと考えられる。

生命保険の場合、二七年四月までに前述のように八

社が営業免許をうけたが、いずれも外国人とくに日本に駐留する軍人軍属を対象とする保険契約を取り扱い、ドル建契約のみに限っており、日本人を相手とする契約、また円建契約は一件もなかった。⁽⁹⁾

外国損害保険会社進出の影響を、二七年度の事業成績によって国内の損害保険会社の成績と比較してみると、表3-13のとおりである。元受の新契約についても、正味収入保険料についても国内の損害保険会社の三〇強にすぎず、国内の会社に与えた影響は、当初予想されたほど大きくなかったということができよう。

- (1) 「外国保険会社に対する戦時中の措置とその事業再開について（銀保、二四、二、二二）」「外国保険会社について（銀保、二四、一〇、二四）」（大蔵省資料乙五二六一三―一三五）による。
- (2) 同前。
- (3) 同前。
- (4) 同前。
- (5) 「外国保険会社の免許について司令部ロイストン氏の意見（銀保、二四、二、三）」（同前）。
- (6) 「外国保険会社事業再開について（銀保、二四、一、二九）」（同前）。
- (7) 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第一五巻「国際金融・貿易」、九八―一〇〇ページ。
- (8) 「外国保険会社について（銀保、二四、一〇、二四）」（大蔵省資料乙五二六一三―一三五）。
- (9) 『第一回銀行局金融年報』昭和二七年版、二〇三ページ。

第四節 保険会社の新設と公営保険問題

一 保険会社の新設等

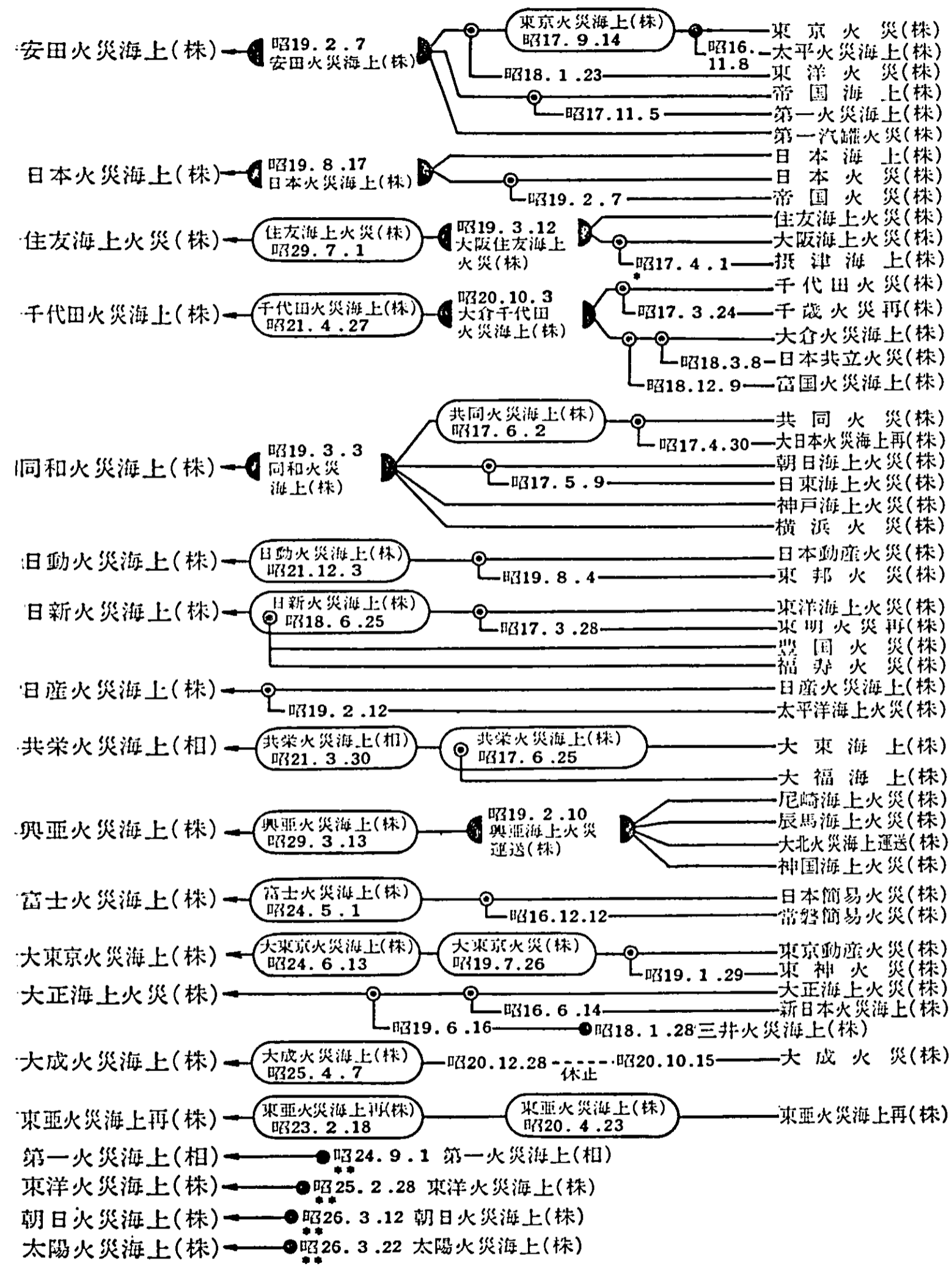
昭和初年以降、保険会社の新設はなく、集中合併によって保険会社は減少し、終戦時には生命保険会社は二〇社、損害保険会社は一六社であった。昭和二年から二二年にかけて、既述のように生命保険中央会および損害保険中央会の再編とからんで再保険会社の設立が計画され、二〇年四月生命保険中央会にいったん吸収された協栄生命が再設され、損害保険では活動停止状態にあった東亜火災が再保険事業を再開した（三〇―三二ページ）。その後、生命保険関係では再建整備に当たって第二会社設立され、二三年三月末最終処理に当たって旧会社の資産負債を包括移転したが、その際日本教育生命が大正生命に吸収され、生保会社数は再び二〇社となった（五四―五五ページ）。

保険会社の再建整備が終了し、「集中排除法」による保険会社の分割はとりやめとなり、かつ、損害保険事業の業績向上が目に見えるようになると、二四年ごろから損害保険会社の設立について認可を申請する会社が相次いだ。

まず、共和火災海上保険相互会社の設立について内認可申請が出されたが、大蔵省は二四年一月から三月にかけて、新会社の設立を認めるかどうか検討し、左の理由をもって認可する方針を採用した。⁽¹⁾

- (1) 現状においては、損害保険事業は採算がとれている事業であり、事業計画の細部についても検討を加えたが申請の保険会社

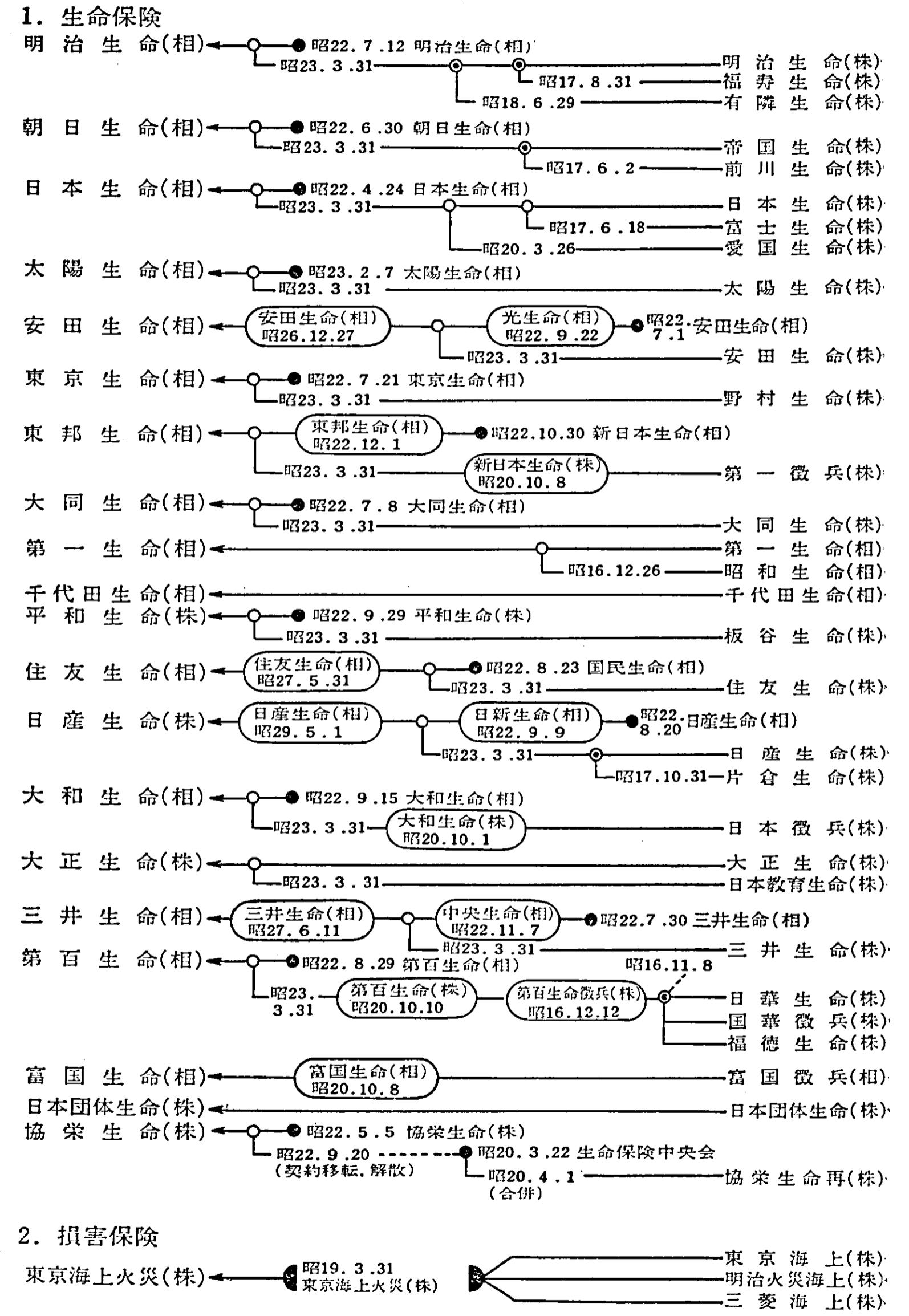
図 3-1 保険会社設立・統合・改称



備考：1. 掲載は旧会社の設立順による。
 2. (株)は保険株式会社、(相)は保険相互会社の略。
 3. 年月日は大蔵省の認可日。但し、●は登記日、●●は事業免許日。
 4. 略号は下記のとおり。

● 設立 ○ 包括移転 ●● 新設合併 ○ 吸収合併 ○ 改称

一覧(昭和16年11月—29年7月)



- が成立たないとは断定できない。
- (2) 申請の保険会社を免許することにより、競争を不当に激化せしめ、損害保険事業全体の健全性を阻害するに至るとは考えられない。
- (3) 損害保険事業は専門的知識経験を要する事業であるが、申請の会社の予定役員、職員中には、相当の専門家を含んでおり、事業遂行について無能力であると断定できない。
- (4) 申請の保険会社の発起人、事業計画等に別段反公益性があるとは思われない。

共和火災の設立は二四年三月一二日大蔵省の内認可をうけ、名称を第一火災海上保険株式会社として同年八月一日設立登記を了し、同年九月一日事業免許をうけて営業を開始した。これを皮切りにして、東洋火災海上保険株式会社、朝日火災海上保険株式会社が二四年一月一二日に内認可、二五年二月二八日に事業免許をうけ、朝日火災海上保険株式会社および太陽火災海上保険株式会社がともに二六年一月二二日にそれぞれ設立を内認可され、朝日火災海上は三月一二日に、太陽火災海上は三月二二日に事業免許をうけた。これら四社の設立当時の事業免許は、火災、海上および運送の三種目であったが、その後その他各種保険の事業免許が追加された。

なお、この四社に続いて、地方銀行協会を中心とし地銀店舗を引受対象とする資本金五〇〇〇万円の火災保険会社設立計画、東西本願寺を背景とする資本金一億円の損害保険会社設立計画、中央大学関係者による生命保険会社設立計画などがたてられたが、いずれも成立をみるに至らなかった。⁽²⁾

かくして、講和発効時には、生命保険会社、損害保険会社ともに二〇社ずつとなり、その後昭和四一年度まで新会社の設立認可は行なわれなかった。

なお、戦前本社を台湾に置いて営業していた大成火災保険株式会社は、特殊な再建の道を歩んだ。昭和二〇年九月二二日付司令部覚書「金、銀、証券及金融証券の輸出入統制」(SCAPIN第四四号)、「金融取引の統制」(SCAPIN第四五号)に基づいて二〇年一〇月一五日大蔵省令第八八号が公布されると、在外財産に対する取引が制限されたため、大成火災は一時その営業を中止した。その後二〇年二月二八日、大蔵大臣の認可をうけて、二〇年九月二二日以降の計算を区分し、暫定的に国内で営業を継続しうることとなり、再び営業を開始した。昭和二四年に至り、一月一八日付司令部覚書「海外に本店をもつ会社の日本国内にある財産の清算」(SCAPIN第一九六五号)に基づき「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(昭和二四年八月一日政令第二九一号)が公布された。大成火災は同令による在外会社に指定され、二四年九月末日をもって旧会社の清算に入り、内地法人たる第二会社大成火災海上保険株式会社が旧会社の権利義務を引き継ぐこととなって、二五年五月認可をうけ、二五年六月から資本金一五〇〇万円の新会社として発足した。⁽³⁾

ここに、生命保険および損害保険会社の新設、統合および改称を一覧表にして掲載しておく(図3-1)。保険行政は、昭和一六年一月一三日、商工省から大蔵省に移管された。移管直前の昭和一六年一月から、財閥関係会社の名称が旧に復した二九年までをとりあげた。年月日は原則として認可の日に統一した。

二 公営保険問題

協同組合組織による保険事業経営の立法化は、終戦後二一年から企図されながら講和発効までに実現せず、その間

各種の協同組合関係法規に基づき、損害保険事業類似の共済事業を行なうものもでてきたが、講和発効時までには大規模なものも現われなかった(第二章第七節参照)。しかし、地方公共団体の関係する公営保険事業は、より現実的に保険事業との競合関係をもって立ち現われた。

それは当初、地方公共団体の財産、営繕物の災害に対する相互共済組織の成立という形であらわれた。すなわち、財団法人全国自治協会は二三年一月一〇日、町村有物件についての災害共済事業を始めることを決定し、司令部の認可をうけて、同協会に町村有物件災害共済部を設置し、二三年四月一〇日から事業を開始した。そのため、従来損害保険会社に付保されていた町村有財産についての火災保険契約が打ち切られるようになった。

この自治体の共済事業に対する法制化は、昭和二三年七月の「地方自治法」の改正(昭和二三年七月二〇日法律第一七九号)によって行なわれ、同法に次の一条が追加された(二三年八月一日施行)。

第二百六十三条の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産又は営造物の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

前項の公益的法人は、毎年一回以上定期に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

前項の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。

第一項の相互救済事業で保険事業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

みぎの規定に基づき、町村有物件災害共済部に続いて、市有物件に対しては二四年一月から、特別区有物件および公営住宅物件に対しては二五年四月から、都道府県有物件については二七年四月からそれぞれ災害共済事業が開始さ

れた。こうして順次地方公共団体所有物件についての火災保険の付保は、それぞれの法人組織の経営する災害共済事業に移された。⁽⁴⁾

また、二四年から二七年前にかけて、窮迫した地方財政救済の手段として、都道府県等による公営の保険会社設立計画が続出した。それは、地方公共団体の組織を通じて低料率の保険事業を経営し、一方その資金を地方財政の補足にしようというものであった。

まず、東北七県の出資により資本金一億円の生命および火災保険事業を行なう新会社設立構想が二四年九、一〇月ごろ問題とされたが、これは実現をみず消滅した。⁽⁵⁾しかし、二五年二月の東京都議会の決議によって設立を計画された都営火災保険は、その後着々と準備がすすめられた。⁽⁶⁾

二五年一二月、東京都は東京都火災相互保険会社の設立認可申請を大蔵省に提出した。この会社は基金五〇〇〇万円を東京都が拠出し、既存損保会社の料率より一〇%低い保険料をもって火災保険を引き受け、収益を消防施設に当てようという計画であった。これに対し損害保険業界は、都民の税金を火災保険に投資し事故負担の危険にさらすことは自治体財政の運営上不健全であり、相互会社の収益分配は社員である一般契約者に還元すべきである等の理由をもってこれに反対し、公営保険の対抗策として再保険の交換等の協力に応じないという態度でのぞんだ。

大蔵省は、自治体の出資する保険会社は契約募集上不正競争のおそれがあること、都内物件を主とするのに対し再保険の途が考慮されていないこと等を理由として、二六年八月一日、認可の申請に対する不許可を言い渡した。これに対し、都政関係者はなおも計画の実現を図り、東京都と民間の折半出資による、資本金一億円のみや火災保険相互会社の設立計画を立案し、二六年一二月、再申請の準備をととのえた。しかし、損害保険会社が数次にわたって

料率を引き下げたこと、都の消防力整備に損保業界が積極的協力を明らかにしたこと、大蔵省の不認可方針が不変であったこと等の理由により、昭和二七年五月末、都議会消防委員会において、この計画を中止することに意見がまとまった。

東京都の計画放棄によって、二六年二月以来設立準備を行っていた名古屋火災海上保険会社（資本金五〇〇〇万円、うち愛知県三〇〇〇万円、民間二〇〇〇万円出資）をはじめ、北海道、大阪、京都などの公営保険会社設立計画は、いずれも具体化するに至らなかった。

- (1) 「共和火災保険相互会社の保険事業免許の認可申請について（銀、二四、二、二四）」（大蔵省資料Z五二六一―三一九）。
- (2) 『東亜火災二十五年史』、四六〇ページ、『昭和生命保険史料』第六卷、八八六ページ。
- (3) 『日本保険業界史』、二〇一ページ。
- (4) 昭和二四年一月一日、社団法人全国市有物件災害共済会設立、同月一八日事業開始。二五年三月三十一日、全国公営住宅共済会設立、同年四月一日事業開始。財団法人特別区協議会は二五年四月から特別区有物件災害共済事業を開始。二七年四月一日、財団法人都道府県会館に都道府県物件災害共済部設立、同日事業開始。
- (5) 『昭和生命保険史料』第六卷、八八六―九一ページ。
- (6) 以下の記述は、『東京海上八十年史』、二二四―二五ページ、『東亜火災二十五年史』、四五九―六〇ページによる。

第五節 保険関係税制

一 所得税の生命保険料控除制度

生命保険の普及は、社会保障制度の不備を補い、国民生活の安定に寄与するものとして、戦前から生命保険料に対しては、先進諸外国と同様に「所得税法」上の優遇措置が講じられてきた⁽¹⁾。

日本で最初に「所得税法」中に生命保険料控除が認められたのは、大正一二年、第四六帝国議会において議員立法として「所得税法中改正」（大正一二年四月六日法律第四一号）が成立したときである。衆議院で提案されたものは、支払生命保険料を課税所得から控除する全額控除案であったが、貴族院修正により年二〇〇円を限度として所得から控除することとなり、大正一三年分から適用された。

昭和一五年の所得税制の全面改正（昭和一五年三月二九日法律第二四号）によって、所得税は分類所得税と総合所得税に区分され、勤労所得者の分類所得税は源泉課税することになった。同時に、生命保険料控除は、所得控除から税額控除に改められ、年二〇〇円以内の保険料について、その六％（最高一二円）が税額から控除を認められ、また、甲種勤労所得には、月額控除額も認められた。このときも、生命保険料控除は政府原案ではなく、議員修正で挿入されたのである。

その後、昭和一七年の改正（昭和一七年二月二三日法律第四七号）で、税額控除は年二四〇円までの生命保険料の一〇%（最高二四円）に引き上げられた。

昭和二二年の所得税制改正（昭和二二年三月三十一日法律第二九号）によって、生命保険料控除はいったん廃止された。これは、「インフレーションのため、当時においては保険料の金額が他の物価に比較し余りにも過少でノミナルなものになっていたので、手続の簡素化を図る等の見地」⁽²⁾から廃止されたのである。

生命保険料に対する課税優遇措置は、昭和二六年の税制改正によって復活した。すなわち「所得税法の一部を改正する法律」（昭和二六年三月三〇日法律第六三号）によって、生命保険料控除は二〇〇〇円を最高限度とする所得控除として復活し、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約の支払保険料が対象とされた。復活の理由を、政府の税法改正案の提案理由説明によってみると、「資本蓄積措置の一環として、生命保険契約に基いて支払った保険料については、二千元を限度として所得から控除することといたしました。この改正により生命保険の増加に資するとともに、相当の負担の軽減となるのであります」⁽³⁾と述べている。

二 生命保険金に対する課税

被相続人が生命保険の契約者である場合、その被相続人の死亡により生命保険金を受け取る相続人、親族およびその他第三者に対する相続税、贈与税の課税と、契約者本人が受け取る生命保険等の満期保険金、および解約返戻金等の一時所得に対する課税について、それぞれその経緯を述べよう。

(1) 生命保険金に対する相続税、贈与税課税

被相続人が保険料を負担した生命保険金について、相続人が受け取る死亡保険金に対する相続税は、昭和一三年から課税されることになった。⁽⁴⁾すなわち、「相続税法中改正」（昭和一三年三月三十一日法律第四七号）によって、契約者の相続人もしくは親族が受け取る死亡保険金のうち、五〇〇〇円を超える部分は、相続財産または贈与財産とみなして相続税を課することとし、昭和一三年四月一日から施行された。なお同時に、死亡退職金についても、同額の控除を認めたいえ、相続税の課税財産として課税された。同法の政府提案は、免税点五〇〇〇円案であったが、議会修正によって控除に改められたのである。

昭和一九年の「相続税法」の改正（昭和一九年二月一五日法律第七号）で、契約者の相続人以外の者が受け取る死亡保険金も課税の対象とすることに改められた。

終戦後、昭和二二年の税制改正によって、「相続税法」が全面改正された（昭和二二年四月三〇日法律第八七号）。その際、相続人、親族および第三者が受け取る死亡保険金の相続税または贈与税の控除額が、五〇〇〇円から三万円に引き上げられた。ただし、退職手当金、郵便年金等も含めて三万円を控除することに改められた。なお、保険事故が発生していない生命保険金に関する権利のうち、被相続人が負担した部分に対応する額が相続税の課税財産に追加された。この権利については生命保険金控除は適用されない。

次いで二三年の税制改正（昭和二三年七月七日法律第一〇七号）によって、保険金、退職手当金等を合算して相続税課税額に不算入とする限度を、三万円から五万円に引き上げた。

昭和二五年三月、「シャウプ勧告」に基づいて「相続税法」の全面改正が行なわれ、四月一日から実施された（昭

和二五年三月三十一日法律第七三三号)。この改正で、生命保険金、退職金に対する遺産からの控除は廃止された。それは、相続税が、被相続人または贈与者の財産について総合して課税する制度を改め、相続および贈与による財産の取得者に対し、取得者ごとに一生を通じる取得財産の累積額に課税することとし、遺産について従来認められていた基礎控除五万円を、一生を通じ各人ごとに一五万円を控除することに改められたためである。

しかし、翌二六年の税制改正によって、生命保険金の相続税控除は再び復活した(昭和二六年三月二八日法律第四〇号)。すなわち「資本蓄積措置の一環として、被相続人の死亡に因り相続人その他の者が取得する生命保険金につきましては、取得者ごとに十万円を限度として特別に控除する⁽⁵⁾」こととし、二六年一月一日から適用された。

次いで、翌二七年三月の法改正(昭和二七年三月三十一日法律第五五号)によって、取得生命保険金に対する相続税の特別控除は、一〇万円から二〇万円に引き上げられた。

(2) 満期保険金等の課税

戦前の所得税制にあっては、一定の所得源泉から恒常的に生じる所得に課税し、一時の所得は原則として課税されなかったので、保険金を受け取る者が契約者本人である生命保険等の満期保険金、解約返戻金等の一時所得は、非課税とされていた。

昭和二二年の第二次税制改正により「所得税法」が一部改正され(昭和二二年一月三〇日法律第一四二号)営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時所得に対しても、所得税の課税対象が広げられ、契約者本人その他生存者が受け取る満期保険金等については、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額の二分の一を他の所得に総合して所得税が課税されるようになり、二三年一月一日以後の一時所得から適用され

た。ただし、死亡を原因として支払をうけた生命保険金ならびに傷害保険契約および損害保険契約に基づき支払をうけた保険金は、所得税非課税とされた。

昭和二五年三月の「シャウプ勧告」に基づく所得税制の改正(昭和二五年三月三十一日法律第七一号)は、満期保険金等の一時所得の課税について、二分の一課税から全額課税に変更した。すなわち、その年中の総収入金額からその収入を得るため支出した金額を控除した金額を、他の所得に合算して課税することとなり、二五年四月一日から施行された。なお、損害保険金等の非課税は従前どおりである。

さらに「シャウプ勧告」によって所得税を補完するものとして創設された「富裕税法」(昭和二五年五月一日法律第七四号)は、課税価額五〇〇万円以上の財産所有者に課せられる税で、生命保険契約に関する権利の評価は、相続税の評価方法と同じく、既払保険料合計額の七割から保険金額の一〇〇分の二を控除した金額が評価額とされ、他の財産と合算して、昭和二五年分から課税されるようになった。なお、富裕税は二八年八月一日に廃止された(昭和二八年八月一日法律第一六四号)。

次に二七年三月の「所得税法」の一部改正(昭和二七年三月三十一日法律第五三三号)によって、満期保険金等の一時所得の課税に控除が認められた。すなわち、一時所得については、山林所得および譲渡所得の所得金額の合計金額から一〇万円を控除した金額を総所得金額に算入することとし、二七年四月一日から施行された。

三 保険事業者等に対する課税

生命保険料控除制と、支払を受けた保険金に対する課税のほか、保険事業に関連する広範な税制のうち、主なものの変遷をたどれば、次のとおりである。

(1) 取引高税

「取引高税法」(昭和二三年七月七日法律第一〇三号)は、保険事業にも適用され、払込保険料額(ただし再保険契約に基づいて収入するものを除く。以下同じ)、貸付金利息、手数料、債務保証料、有価証券貸付料、保護預り料その他取引から生ずる収入金額で、これらの性質を有するものを課税対象とし、二三年九月一日から一%の取引高税が課された。この税は、二五年一月一日に廃止された(昭和二四年二月二七日法律第二八五号)。

なお、二四年に取引高税に代わって損害保険に保険料税を課税することが検討されたが、とりやめとなった。

(2) 法人税

「シャウプ勧告」に基づく昭和二五年の税制改正で、法人税が改正され(昭和二五年三月三十一日法律第七二号)、法人間の配当が益金不算入となった。そのため、株式保有率が高く、受取配当が契約者配当の一部として損金に算入される生命保険会社は、全社が課税上の欠損となり、生命保険会社は事実上法人税を納付しない状態となった。なお、この問題についての検討は三〇年代に入って行なわれた。

(3) 外務社員等の所得税

保険外務員等の事業所得の収入については、昭和二二年の税制改正で一〇%の税率による源泉課税が開始された。その確定申告に当たって、募集旅費等の経費率をどのように算定するかについて、毎年、税務当局と交渉が行なわれた。⁽⁷⁾

(4) 事業主負担保険料の一部非課税

昭和二六年一月一日「所得税法基本通達」が出され、従業員または事業主を契約者とし、従業員を受取人とする生命保険の保険料で、月二〇〇円以下のものおよび保険期間が一年以内のいわゆる定期保険の事業主負担の保険料は、従業員に給与所得として課税するには及ばないこととされた(「所得税法基本通達」一二二～一二四)。なお、この二〇〇円は昭和二九年以降三〇〇円となった。

(5) 退職給与引当金の特定預金としての生命保険料

昭和二七年二月の政令改正(昭和二七年二月二日政令第二二号)で、新たに退職給与引当金の制度が設けられ、その積立額の必要経費または損金算入が認められた。この退職給与引当金は、その積立額の四分の一以上を特定預金として貯金、預金など退職金の支払源資に当てうるものに運用しなければならないこととされた。この特定預金に「従業員を被保険者とする保険料の払込金額」が含まれることになって、大蔵省令(昭和二七年二月二六日大省第九号)で次のようにその内容の詳細が定められた。

(一) 従業員を被保険者とし、企業を保険契約者および保険金受取人とする養老保険または生存保険につき払い込んだ保険料の金額。なお、保険料に当たった契約者配当の金額およびすでに支払事由が発生した者に係る保険料の金額を控除した金額

(二) 被保険者たる従業員の集団を被保険団体とし、企業を保険契約者および保険金受取人とする保険期間が一年である団体生命保険で、死亡保険金を払うほかその期間中に解約、被保険者団体からの脱退、満了日の生存の場合に保険金以外の給付金(貯蓄保険的給付金)を支払う定めのあるもの(いわゆる脱退給付付団体生命保険)につき、払い込んだ保険料の金額のうちその貯蓄保険的給付金に対応する部分の金額の合計額(第二保険料の額)からすでに支払事由が発生した者に係る給付金に対応する部分の金額を控除した金額すなわち、貯蓄保険ないし生存保険に係る保険料の金額を預貯金と同様に考えて、特定預金として取り扱うこととしたものである。

- (1) すでに明治三十九年、政府の税法審査委員会で、「生命保険料を控除するは、社会政策上極めて必要と認め」て可決し、平均以上の保険をかける者は「保護するの必要少なし」と控除に限度額を付すよう答申している(『明治大正財政史』第六巻、「内国税(上)」、一〇二〇—二一ページ)。
- (2) 大蔵省主税局「所得税法人税制度史草稿」、三〇六ページ。
- (3) 大蔵省主税局調査課『昭和の税制改正』、二七八ページ。
- (4) 明治三十八年一月の大蔵大臣訓示第五は、「相続税を課すべき財産は相続に因り相続人に移転すべき財産に限るを以て保険契約に基き支払を受ける保険金の如きは相続税を課すべきものに非らず」(『明治大正財政史』第七巻、「内国税(下)」、二二五ページ)とされ、明治以来受取保険金は非課税であった。それを昭和一三年に課税した理由について、勝正憲著『新税の話』は、「被相続人の死亡を原因として、偶然的に相続人が財産を取得したといふ担税力を目標として課税すると同時に保険を悪用して相続税を脱税することを予防せんとするのである」(一六七ページ)と述べている。
- (5) 昭和二六年二月一〇日衆議院委員会における政府委員の提案理由説明(『昭和の税制改正』、二七九ページ)。
- (6) 「損害保険料に対する課税について」(銀保二四、三、一)、「保険料税に関する件」(昭和二四年三月一日付日本損害保険協会から大蔵大臣宛) (大蔵省資料Z五二六—一三一—二二)。

(7) 『昭和生命保険史料』第六巻、四四—五三ページ。

第六節 占領保険行政

一 司令部の保険担当官と保険政策

保険行政は他の諸行政と同様、法律改正その他重要事項は、司令部担当官と協議しその許可を得ることが必要であった。司令部内で保険行政を担当したのは、経済科学局 Economic and Scientific Section 財政課 Finance Division の通貨金融係 Money and Banking Branch で、そのスタッフの一人が保険担当官であった。当初の保険担当官は、ルッカー C. F. Looker (元保険会社経営者) で、二年半ばかりマックリン D. A. McLean、次いでロイストン J. P. Royston (元コネティカット州保険監督庁勤務、コネティカット貯蓄銀行保険部支配人) と変わり、二四年半ばかりマッケンジー K. N. McKenzie であった。とくにロイストンは、保険事業の再建整備、保険関係立法にかかわり、また、後述するジョイント・コミッティーの生みの親として、日本側に知られている⁽¹⁾。

これら司令部の保険担当官および保険政策を回顧して、長崎正造(昭和二三年七月から二七年一月まで大蔵省銀行局保険課長として在職した)は次のように記している⁽²⁾。

終戦当時の司令部の担当官は、ルッカア中佐という人で、温厚な人だったが、疲弊の極にあった日本の保険事業に対し極めて同情的であったようで、保険会社に関するいろいろな報告は徴したが、無理な注文はつけてこなかったようである。最近聞いた

話であるが、ルッカア中佐の一家は、保険会社の経営者であったという。この人は純情な人であつたらしく、昭和二十一年夏ごろ、ある事情で日本で自殺した。(中略——引用者)

ルッカア中佐のあと、マックリン中尉という人がしばらく担当し、次いで昭和二十一年秋ごろ、米国から J. P. ロイストンという人が担当官として来日し、二十四年五月まで在職した。この人は、コネクチカット貯蓄銀行保険部支配人だったそうだが、その前同州の保険監督官庁に数年勤務し、その長官代理の経歴もあつたという。

(中略——引用者)

外国の保険会社例えば A. I. U (American International Underwriters) B. I. G (British Insurance Group) などが、終戦直後から、駐留軍関係の生命保険契約、火災保険契約、自動車保険契約や輸出入貨物保険契約を取扱うため進出していたが、B. I. G のハドソンという人は、戦前英国保険会社の社員として長く日本に駐在していた人で、日本の損害保険事情に詳しく、日本損害保険会社の人々と連絡をとって、火災保険料率の問題などで側面からロイストン氏との折衝に当たつたと聞いている。(司令部は、極東委員会との関係から英国保険会社にはある程度の遠慮があつたと推察される。)

(中略——引用者)

金融機関や保険事業に関する占領行政は、経済科学局のマネ・アンド・バンキング課が所掌しており、「経済民主化」を眼目としていたのは当然であつたが、当時米本国以上といわれた反トラスト課の急進的理論的な行き方よりも、どちらかといえば日本経済の自立化、金融機関の健全化ということに重点が置かれていたようであつた。ロイストン氏は、帰国後昭和二十七年十二月米国の著名な保険雑誌とのインタerview⁽³⁾において、「占領政策はあらゆる部面において保険事業の信用回復を助長しようとするものであつた。何となれば、もし保険事業に対する信用が失われるならば、それは直ちにインフレーションと社会不安を招来する懸念が大であつたからである。」といい、また、過度経済力集中排除法を保険会社に適用することに反対したことについて述べている。ルッカア中佐もロイストン氏も、疲弊の極にあった日本の生命保険事業、損害保険事業の自立復興の努力を助

け、日本政府及び保険会社の主張をできるだけ採り入れるという態度であったと思うが、彼らに日本の保険事業の実状を理解してもらいその志向を誤らせないようにするについては、数多くの日本側関係者の並々ならぬ苦心と精励とがあったのである。

二 ジョイント・コミッティー

日本連合保険委員会 The Joint Committee of Japanese and Foreign Non-Life Insurance Associations は司令部の免許を得て来日していた英米保険会社代表と日本の損害保険会社の代表が昭和二四年一月に結成した民間団体であるが、この委員会には司令部保険担当官も出席し、「保険業法」の改正の内容その他についても審議され、ロイストンもその意見を尊重した⁽⁴⁾ところから、司令部、英米保険業者と民間保険業界の橋渡しをし、また、司令部の政策にも影響を与えた委員会であったということができよう。

このジョイント・コミッティーが設置された経緯は次のとおりであった⁽⁵⁾。

昭和二二年八月一九日、司令部の免許をうけて日本に進出した英米保険会社代表が、司令部のロイストンのきもいりで、損害保険協会において日本側の損害保険業界代表と会談した。

日本側保険会社は、外国との再保険取引の再開を要望したが、外国側は、平和条約が締結され、為替が安定し、料率が改訂され、消防施設なども整備されるまでは再保険取引には応じられないというきびしい回答が出された。

次いで、司令部担当官ロイストンの提案で、英米および日本の損害保険会社から数名ずつの委員を出し、当面の事態を検討する非公式ジョイント・コミッティーが開かれることになり、二二年八月二二日第一回会合が開催された。

また、そのサブ・コミッティーとして、火災、海上、新種、および法規の分科会が設けられた。当時、パブリック・リレーションに関する分科会を設ける提案がアメリカ会社のスタッフから出されたが、日本側にはP・Rの意味がよくわからないまま流れたと伝えられる。

みぎのジョイント・コミッティーは、二二年八月から二四年一〇月までに二一回にわたり開催されたが、二四年一月二五日、「定款」⁽⁶⁾を作成し、内外保険事業者の意見交換および政府、司令部の諮問に対する答申ならびにこれに対する建議などを行なう機関としての体制をととのえ、毎月一回定期的に会合が開かれた。

(1) 大蔵省所蔵資料「GHQ電話帳」、大蔵省資料Z五二六—二一六) によれば、保険担当官は、二二年四月にルッカー中佐、二二年六月、二二年一月にマックリン中尉、二二年五月、二四年二月にロイストン、二五年一月、二六年一月にマッケンジーが在職している。

ロイストンは、司令部を二四年六月ごろに辞し、同年九月ごろA I U東京事務所のバイス・プレジデントに就任して再来日した(『保険企画』昭和五二年八月一五五号、五ページ)。

(2) 『ファイナンス』昭和四九年二月。

(3) Eastern Underwriter, Dec. 12, 1952.

(4) 第一次業法改正委員会の席上(二二年九月)水沢謙三幹事から「これ(ジョイント・コミッティー)のレジスレーション・サブ・コミッティーのこと)はロイストンが出席して同氏の事実上の諮問機関である。(中略——引用者)……実際には本委員会の結論が大蔵省を通じGHQに出された場合、ロイストンは必ずジョイント・コミッティーの意見を聞くと云っているから、本委員会の意見を実現させるためにはある程度ジョイント・コミッティーの諒解を得つつ審議を進めた方がよい」(『昭和生命保険史料』第五巻、九四八—九四九ページ)と提案があり、立法はそうようにして行なわれた。

(5) 『東亜火災二十五年史』、二七七一七八ページ、「終戦から保険再建までの道中」(『損保企画』昭和五二年八月一五五号)、三一—四ページ。

(6) 「日本連合保険委員会定款」は、次の事業を行なうことを定めている(大蔵省資料Z六〇六一—四)。

- 一 内外の保険事業者の日本における事業遂行上共通の問題に関する調査、研究及び意見の交換
- 二 日本損害保険協会及び外国保険協会の会員に共通の利害関係ある事項について生じた意見の相違の斡旋及び調整
- 三 日本政府及び連合軍総司令部の諮問に対する答申並びにこれらに対する建議
- 四 他の関連ある保険団体に対する助言及び援助
- 五 その他本会の目的を達するため必要な事業

第四章 生命保険事業

第一節 生命保険事業の終戦処理

一 終戦直後の生命保険事業

明治初期以来築きあげてきた生命保険事業は、戦前にはアメリカ、イギリスに次ぎ世界第三位の契約高を保有するまでに発展していたが、太平洋戦争の敗戦により、大きな打撃を被った。

まず、戦後の社会不安とインフレーションの進行によって、既契約は実質上小額化し、また、新契約が低落するとともに、保険料収入が激減する一方、募集経費その他の増加で事業費が増大した。戦時中から引き続き戦死保険金等の保険金支払が戦後引き続き増大したが、二〇年四月以前契約の戦争保険金は全額、二〇年四月以後契約の戦争保険金中五万円までは保険会社の責任で支払わねばならなかったことは前述したとおりである（八―九ページ）。これに對して、資産運用に當てた証券類の利息配当収入は激減した。それは、戦時中、中国債、軍需投資に資産運用が偏して

いたため、在外資産の喪失、軍需産業の操業停止、企業再建整備中の企業の配当停止等の結果であった。

こうした状況のなかで二年八月から二三年三月までに実施された生命保険会社の再建整備の結果、二〇社中一八社が最終処理に当たって赤字欠損を出し、一万円を超える保険契約を一時棚上げにし、なおかつ政府補償を受けた。また、第二会社を創設し、株式会社から相互会社へ転換した会社も多かった(五〇―五五ページ)。

このほか生命保険事業の戦後処理には、特有のいくつかの問題があった。統制会の解散と生命保険協会の設立、財閥関連会社の事業活動の規制、公職追放等による各社役員人事の更迭等についてはすでに述べた(第三章第一、二節)。その他には、戦前四社で取り扱っていた徴兵保険の生存保険への転換、司令部による社屋の接収などがある。

以上の問題は既述の部分を除いて本章各節で取り扱うが、終戦処理に直結する特殊問題として、在外資産の喪失および中国契約の処理を第一節で項を改めて述べることにし、ここでは、社屋の接収について付言しておく。

終戦後間もなく日本本土に上陸した連合軍は、主要な建物をつぎつぎと接収したが、その代表的なものとして、第一生命館が連合国軍総司令部の庁舎に、明治生命ビルが連合国の対日理事会に接収された。立退命令は、三日ないし五日以内というきびしいもので、おびただしい資料を紛失し、数カ所に分散した会社、立退先が再び接収された会社もあった。接収は一〇年余に及び、執務上の不便はさげられず、機械の導入が阻害され、業務上の支障は大きかった。⁽¹⁾

二 在外資産の喪失

生命保険会社は、終戦前、旧外地および占領地域において事業活動を行なったほか、国策に従って台湾、朝鮮、満州、中国等に存在する企業の株式、社債に対して資産を運用するほか、中国契約(後記)によって現地で収受した資金を現地投資に向けていた。終戦後、生命保険会社の資産状況が急速に悪化した原因のひとつに、これら在外資産の喪失があったことはいままでもない。そこで、終戦後の在外資産の処理と、その金額に対する調査結果を左に掲げておこう。

保険会社の在外資産は、「金融機関経理応急措置法」(昭和二年八月一五法律第六号)によって、在外支店、営業所に属する資産および負債と本店勘定に属する資産および負債に分けられ、後者のみが再建整備に当たって旧勘定に属せしめられ、切捨整理が行なわれた。同法による処理の具体的内容は次のごとくである。⁽²⁾

保険会社の在外資産は、措置法により左の如く処理された。

(1) 在外支店、営業所に属する資産及び負債については、措置法第三十二条の第一項により、施行地外に於ける店舗又は事務所に属する資産、負債として、措置法は適用せられず、従って新、旧勘定の分離に際して何れにも属さず、そのまま落されている。

(2) 本店勘定に属する在外資産及び負債については、措置法が全面的に適用され新、旧勘定の分離については内地資産及び負債と同様に取扱はれたが、本店勘定に属する国債又は地方債でも施行地外にあるものは大蔵省告示第六百四十七号(昭二一、八、一五)により、措置法第二条第一項の規定に拘らず同条第二項の指定を受けたものとして旧勘定に属するとされた。

(3) 本店が施行地外にある保険会社の内地支店、営業所に属する資産及び負債(台湾に本社を有する大成火災海上の場合)については、措置法第三十二条第二項により、独立の保険会社の資産及び負債として扱われた。

(4) 本店と在外支店及び営業所との貸借は、措置法第三十二条第三項により旧勘定に属する資産及び負債として整理された。

表 4-3 切捨在外資産各社別 (本店・代理店分) (単位：千円)

社名	在資	外産	社名	在資	外産
日第明朝千	本一治日田	323,971	東第大日太	171,648	
		439,264		27,912	
		489,809		52,926	
		150,910		173,801	
三住安東富	井友田京國	247,619	邦百同産陽	7,126	
		75,583		32,183	
		82,001		9,212	
		44,855		1,314	
		50,741	大平大		
		231,705	計	2,612,580	

出所：岡村文夫「生命保険会社の調整勘定について(上)」(『生命保険協会会報』第36巻, 第2・3合併号)。

円を前掲の海外支店、営業所に属する資産と合計すれば四四億円弱となり、昭和二〇年度における生命保険会社の正味資産一二二億円弱に対して三六%に当たっている。

これを前掲の海外支店、営業所に属する資産と合計すれば四四億円弱となり、昭和二〇年度における生命保険会社の正味資産一二二億円弱に対して三六%に当たっている。

本店勘定に属する資産・負債、在外代理店扱の資産・負債ならびに本店と在外支店および営業所との貸借は旧勘定に属したが、「金融機関再整備法」(昭和二十一年一月三〇日法律第三九号)に基づき旧勘定の整理に当たってすべて零評価されたから、在外資産の全額が損失にたてられた。同法による旧勘定の最終処理によって政府補償を受けた生命保険会社一八社の本店勘定等に属する在外資産(旧勘定に組入分)の合計は二六億一二五八万円で、その各社別内訳は表4-13のとおりである。

円を前掲の海外支店、営業所に属する資産と合計すれば四四億円弱となり、昭和二〇年度における生命保険会社の正味資産一二二億円弱に対して三六%に当たっている。

本店勘定に属する資産・負債、在外代理店扱の資産・負債ならびに本店と在外支店および営業所との貸借は旧勘定に属したが、「金融機関再整備法」(昭和二十一年一月三〇日法律第三九号)に基づき旧勘定の整理に当たってすべて零評価されたから、在外資産の全額が損失にたてられた。同法による旧勘定の最終処理によって政府補償を受けた生命保険会社一八社の本店勘定等に属する在外資産(旧勘定に組入分)の合計は二六億一二五八万円で、その各社別内訳は表4-13のとおりである。

三 中国契約の処理

戦時中、中国に進出した生命保険会社が、華北、華中、華南で日本人に対し締結した保険契約は内地と同一の円建契約であった。昭和一八年四月、中国の為替管理が強化され内地送金が禁止されるとともに、現地当局の方針により現地通貨の払込による円建生命保険契約が認められることになった。

ところが、保険料払込には通貨の公定換算率(聯銀券百元対百円、

表 4-1 生命保険会社在外資産 (海外支店・営業所分)

(単位：千円)

地域	支社事務	その他	現金・預金	有価証券	不動産	その他	計
樺太		24	380	277	91	404	1,176
朝鮮		231	8,024	15,939	3,635	7,664	35,493
台湾		68	6,277	17,287	1,682	12,902	38,216
満州		146	9,369	159,295	2,186	38,790	209,786
中華民國		82	1,237,250	3,074	3,580	250,795	1,484,781
計		551	1,251,300	195,872	11,174	310,555	1,769,452
英・米		—	—	(磅)25	—	—	(磅)25

(原注) 1. 外貨はすべて当時の換算率で円計算してある。
2. 千円未満切捨。

(注) 昭和24年8月, 銀行局保険課調査による。
出所：大蔵省資料 Z526-13-1。

表 4-2 生命保険会社在外保有契約高 (単位：千円)

地域	件数	金額
樺太	125	262,860
朝鮮	929	2,211,622
台湾	386	675,429
満州	418	1,829,368
中華民國	200	3,573,063
アメリカ	297	1,472
イギリス	759	2,536
計	3,114	8,556,350

(原注) 千円未満切捨。
出所：前表と同じ。

(5) 保険会社の在外代理店扱の資産及び負債については、措置法第三十条の店舗又は事務所に代理店は含まれないものと解釈され、同条第三項に準じ、本店と代理店間の貸借として旧勘定に属する資産及び負債として整理された。

みぎにより、在外支店・営業所に属する資産として、生命保険会社の再整備に当たり新旧いずれの勘定にも属せしめられず切り落とされた資産は、昭和二十四年八月の大蔵省調査によると表4-11のように約一七・七億円(英米分を除く)、うち中国関係が一四・八億

表 4-4 中国契約調(昭和21年8月10日)
(単位：件、千円)

区分	新勘定	旧勘定	合計
件数	192,174	(33,163)	192,174
金額	1,110,284	2,438,399	3,548,684
責任準備金	174,510	886,665	1,061,175

(注) 生命保険協会資料。
出所：『生命保険史料』第5巻，39ページ。

行ない、再び大蔵大臣命令によって効力を既往契約にまで遡らせた。二一年一月認可の中国約款の要旨は次のとおりである。⁽⁶⁾

- (一) 中華民國通貨によって保険料が支払われた保険契約に基づく保険金支払は、保険料を邦貨で払い込んだ年月数と現地通貨で払い込んだ年月数との割合に按分し、邦貨および現地通貨で保険金を支払う。
- (二) 払込期日が昭和一八年三月三十一日以前の保険料は邦貨をもって、同年四月一日以降の保険料は現地通貨をもって払い込まれたものと推定をする。
- (三) 換算率は聯銀券は邦貨一円につき一円、儲備券は邦貨一円につき一八銭、蒙銀券は邦貨一円につき一円。

(四) 現地通貨を以てする保険金その他の支払は、将来主務官庁の指示があるまで留保する。

みぎの措置に次いで、中国約款付保険契約も、二一年八月一〇日を期して、一般の保険契約と同様新旧勘定に分離され、旧勘定に組み入れられた保険金一万円を超える保険の契約は、再建整備の結果一時棚上げとなった。一万円以下の有効契約については、中国約款に従って按分し日本通貨のみ支払われ、中国通貨支払い分は留保された。新旧勘定設定時の中国契約は表4-4のとおりで、総件数一九万余件、契約金額三五億四八八万円のうち旧勘定として棚上げされたのは三万三〇〇〇件、二四億三八四〇万円、件数にして一七%、金額にして六九%であった。その後、保険金一万円以下の中国契約の保険金で、現地通貨支払分として支払を留保されていたものは、二七年五月八日付蔵銀二一八九号通牒⁽⁷⁾をもって、全額日本通貨をもって支払うこととした。また、再建整備の結果一時棚上げされていた保険金一万円を超える中国契約に対しても、一般の契約と同様に調整勘定の終結に当たって利益金を分配することになり、三二年一月から支払を開始した(五七ページ参照)。

- (1) 日本保険業史編纂委員会『日本保険業史』総説編、二四七ページ。
- (2) 「渉外的保険契約の効力と保険会社の在外資産について(銀行局保険課、二四、八、一)」(大蔵省資料Z五二六一一三一)。
- (3) 昭和二〇年一〇月二三日付覚書「保険会社よりの報告」(SCAPIN第二五一号)により司令部に提出された生命保険会社の報告に基づく外地資産調査の集計は、一七億一二九六万余円となっており(『昭和生命保険史料』第五巻、二四―三六ページ)、資産別、地域別、会社別に集計されている。
- (4) 「中華民國における戦前の保険契約の保険金支払について(銀保、二六、一一、八)」(『昭和生命保険史料』第六巻、一一六―一二〇ページ)。
- (5) 「支那に於ける生命保険契約の処理に関する件(昭和二〇年六月一九日生命保険統制会統指第九号)」(同前、第三巻、七

儲備券百元対一八円)が維持されていたのを利用して、事実上価値の低下した現地通貨をもって一時払した高額の円建保険契約を、内地において解約し、円で解約返戻金を受け取る為替管理の脱法行為が行なわれ、対策を講じたがこの傾向は絶えなかった。⁽⁴⁾
この対処策として大蔵省は二〇年六月、中国における保険契約には約款の付則として、現地通貨で保険料を払い込んだものの保険金は現地通貨で払い、日本円払のものは日本円で保険金を支払うこと、および昭和一八年四月以降払込期限の到来したものは現地通貨で保険料を払い込んだものとみなすという趣旨の約款をつけることを指示し、「保険業法」第二〇条に基づき大蔵大臣命令によって、その効力を既往に遡らせた。⁽⁵⁾これがいわゆる中国約款である。
終戦後、事態の急変に対処して、みぎの中国約款の不備を補うため、約款の改正を

七八一八〇ページ)。

(6) 「中華民國に於ける生命保険契約の処理に關し公告」(同前、七八一ページ)。

(7) 『第2回銀行局金融年報』昭和二八年版、四七二ページ。

第二節 徴兵保険の轉換と小口契約の処理

一 徴兵保険の轉換

戦前の徴兵制度のもとに、男子が満二〇歳で徴兵検査をうけ、合格して入隊する場合に入隊者がうける経済的負担を保障する目的で明治以来開始された徴兵保険は、終戦時には日本徴兵、第一徴兵、第百生命徴兵および富国徴兵の四社で取り扱っていた。終戦により軍隊は武装解除され徴兵制度は廃止されたので、徴兵保険は営業の基礎を失い、また、徴兵保険の既契約者に対する措置が問題となった。

徴兵保険四社は、二〇年八月一六日、とりあえず新契約の締結を中止し、大蔵省、生命保険統制会および徴兵保険四社により事後対策が検討された。そして、二〇年八月二八日、従来の加入者に対し契約者の利益を確保する旨の新聞公告を行ない、次いで九月二六日、「徴兵保険契約の轉換要綱」⁽¹⁾の成案を得た。内容は旧来の徴兵保険を二〇歳満期の特種な生存保険に切り換えるというものであった。その説明にかえて、一〇月一五日付で全国の主要新聞紙上に掲載された左の公告を掲げておく。⁽²⁾

一、保険料は従来と変わりありません

二、保険金は被保険者が満二十歳迄生存したとき全部の方に支払ふこととし其の額は次の通りと致します

イ、旧徴兵保険（昭和十六年八月三十一日以前の契約）の場合は既払及満期迄に払込むべき保険料の総額に、元の契約の保険金と右払込保険料総額との差額の二割三分を加へた額（例へば一時払保険料が保険金千円に付二五二円三〇銭として旧約款に依れば満期不入営の場合二五一円三〇銭を受取るようになりますが今回の転換措置に依れば総べて四二〇円となる計算です）

ロ、割増金附徴兵保険（昭和十六年九月一日以後の契約）の場合は元の契約の保険証券面記載の保険金額と同一の額

三、二、イ、の生存保険より生ずる利益は全額を利益配当として契約者に分配致します

四、尚今回の転換に伴ふ普通保険約款の変更の要旨に付ては近日中に各社個々に公告致します

五、今回の転換措置は本年八月十五日に遡及して実行致します

なお、二〇年一〇月に徴兵保険四社はそれぞれ社名を次のように変更した。第百生命徴兵保険^(株)↓第百生命保険^(株)、日本徴兵保険^(株)↓大和生命保険^(株)、富国徴兵保険^(相)↓富国生命保険^(相)、第一徴兵保険^(株)↓新日本生命保険^(株)。

二 小口契約の処理

保険会社は、「金融機関経理応急措置法」に基づく新旧勘定の区分に当たって、昭和二十一年八月一日（指定日）現在で保険金額一万円を超える契約は旧勘定に移して凍結され、新勘定に有効契約として残ったのは、すべて一万円以下の小口契約であった。

このため、昭和二十一年八月一日以降、保険会社が営業を続けていくために残された有効契約は二六九三万件、保険金額にして五七六億七三五〇万円、一件当りの保険金は平均わずか二一四〇円であった（五一ページ表1-12）。この指定時前契約は、インフレーションの進行によって、実質上保険の用をなさなくなり、保険料支払が滞るうえ、件数が多く事務費が割高となつて、生命保険事業の経営を圧迫した。そこで、各保険会社は二一年から二二年にかけて、小口契約対策として保険料の五年または三年分一括払、小口既契約の増額勧奨などを推進していたが、昭和二十二年三月設置された労使合同による生命保険再建会議に対し、四月二日大蔵省保険課が小額契約に如何に対処すべきかの諮問を⁽⁴⁾発し、以後大蔵省と業界が協議してその対処策を練ることになった。

二二年四月二六日、再建会議は、保険金額一万円未満の契約につき、保険料三年分一括払の勧奨、保険金額最高三万円まで無診査で増額させる等を骨子とした答申を提出し、大蔵省は、答申に対して三年分の一括払に利息を付すこと等の修正をして七月から実施することとした。⁽⁵⁾しかしながら、保険金の増額に対して乗換募集が行なわれている事態に対し、大蔵省は八月七日、乗換募集の合理化を検討するよう再建会議に諮問した。再建会議はこれについて、小額契約を解除した際の解約返戻金をもって、保険金額一万円以上の更改契約の保険料に当てる方法によって小口契約の処理を行ない、これを特別新契約と称し、一〇万円以下は無診査で申込に應ずる等を全社の申合せ事項とし、二二年九月から一二月末日までに実施するという成案を得た。⁽⁶⁾大蔵省はこれを承認し、八月二〇日付で「特別新契約に関する事務取扱要領」を通達し、特別新契約実施の場合の責任準備金の積立て方法・基礎書類の変更等を指示した。⁽⁷⁾特別新契約は、解約返戻金あるいは責任準備金を新規契約にあてるいわゆる乗換契約であったが、それをいくつかの条件を付し、秩序立った方法で実施することが特別に認められたのである。

二二年一二月、大蔵省は再建会議あてに諮問三号を⁽⁸⁾発し、特別新契約の合理化がはかられ、第二次特別新契約とし

て第一次の条件を若干変更して二三年一月から実施された。⁽⁸⁾

特別新契約によって、二二年九月から二三年にかけて、小口契約の一万円以上の契約への転換が盛んに行なわれたが、これと同時に増額されない契約に対しては、保険料三年一括払、五年一括払の方法もとられた。また経過年数に応じた責任準備金の差額を徴収して、相応の保険金額まで引き上げるという方法もとられた。いずれも事業費の増大によるアンバランスを埋め合わせようとする苦心の策であった。⁽⁹⁾

特別新契約は二四年ごろまで続いたが、生保外務員の募集行為を攪乱せしめ、その信用を失墜させる結果を伴うことも多々あり、その後、生保各社は戦前契約の保険金増大等の努力には消極的となり、いわばそのままの姿で凍結的な状況に置くことが大勢となった。さらに二八年ごろから、戦前契約の未到来満期を繰上げ支払の措置をとる生保会社が現われ、残りの他社もこれにならう結果となった。⁽¹⁰⁾

- (1) 『昭和生命保険史料』第五巻、九二―九四ページ。
- (2) 同前、九四ページ。
- (3) 同前、二三九ページ。
- (4) 同前、四二二ページ。
- (5) 同前、二五三―五四ページ。
- (6) 同前、二五六ページ。
- (7) 昭和二二年八月二〇日銀保第九五三号（同前、二六〇ページ）。
- (8) 同前、二六二―六三ページ。
- (9) 安井信夫「わが国経済の再建過程と保険事業」『日本保険業史』総説編、二五六ページ。
- (10) 『財政金融統計月報』第二五〇号、六ページ。

第三節 保険料率および契約者配当

一 生命保険料率の引上げ（昭和二二年）

戦後の激しいインフレーションの進行により、生命保険会社の経営状態は急速に悪化した。すなわち、事業費の増加、保有契約の価値低落と生命保険契約の不振による収入保険料の減少、利息収入の激減に対し、死亡保険金の支払は増加した。このような情勢に対処し、生命保険協会では保険料率の引上げを協議し、二二年四月および同年一月の二度の料率引上げが大蔵省で認可され、二七年二月末まで据え置かれた。この間の事情を以下に述べ、あわせて保険料値上げ無効訴訟について付言しよう。

(1) 二二年四月の標準保険料率

二二年二月、生命保険協会で検討され、同年三月五日大蔵省の認可をうけた標準保険料率は左のとおりであった。⁽¹⁾

昭和廿一年四月一日以降各社が新契約を締結する普通死亡保険の保険料は左記要素により計算したる額を下るを得ざるものとすること

右の方法として新種保険を受くるも現行保険種類の保険料の変更によりても之を行ひ得ること

記

新契約費対千三十円 維持費対千五百円 集金費三分
 死亡率 JPM 予定利率三分

これは、三〇歳三〇年満期年払保険料一〇〇〇円に対し三四円六〇銭⁽²⁾となった。

この標準保険料率は二一年四月以降の新契約に適用されたが、標準型として生命保険協会が示したもので、生命保険会社を拘束したものではなかった⁽³⁾。業界では保険料の引下げをきたす会社もある状態で、現実にこれを利用した会社は一部にとどまった⁽⁴⁾。

(2) 二一年一一月の暫定保険料率

二一年八月、「金融機関経理応急措置法」によって新旧勘定が分離されると、新勘定に属する既契約に対し、最低保険料の標準を定め、既契約分に遡及して保険料を引き上げる議が起こり、協会で協議の結果、九月、大蔵大臣宛に最低保険料率協定の認可申請が提出され、一〇月三〇日付で認可された。その内容は左のとおり⁽⁵⁾。

新勘定に属する生命保険契約の最低保険料率協定

一、普通死亡保険の最低保険料率は左の要素により計算したり

(イ) 死亡率	JPM
予定利率	年三分
新契約費	保険金千円に付 三十円
維持費	保険金千円に付 八円
集金費	保険料の三分
	払済後の維持費保険金千円に付二円

(ロ) 四月当協会制定の標準保険料を採用せるものは保険金千円に付三元を加算したるものを採用するも差支なきこと
 (ハ) 分割払保険料は左の算式によること

半年払	$\frac{1}{2}$ (年払保険料 $\times 1.04 +$ 保険金千円に付2円)
三月払	$\frac{1}{4}$ ($\times 1.07 +$ 4円)
月払	$\frac{1}{12}$ ($\times 1.10 +$ 12円)

二、現に発売中の保険種類の保険料を右基準により改訂し十一月一日以降の新契約に適用すること
 三、新勘定に属する既契約並に指定日以降締結せる契約に付ては昭和二十一年十二月一日以降の払込期日到来分の保険料より右保険料改訂率を適用のこと

四、特殊なる種類にして本基準に拠るを得ざるものに対しては本基準に拠らざることを得

五、生存保険の最低保険料は「一」を考慮の上旧徴兵四社に於て協定したる左の要素により計算したるものとする

死亡率 JPM

其の他の要素は「一」と同じ但し保険料の総額が保険金を超えざる如く補整すること

六、以上は時局に鑑みての暫定的措置なるが故に将来経済安定の場合は保険料の低減を為すことある可し

以上

追而

一、及四、に於て取扱の分明ならざる種類に対しては各社の申請に於てその取扱を明記のこと

みぎのように、二一年一月改正は最低保険料率の協定であり、「保険業法」第一〇条三項による主務大臣の遡及処分発動命令の形で既契約にまで遡及適用され、既契約については、二一年二月一日以降払込期日の到来したものと適用された。この改定で三〇歳三〇年満期年払保険料は一〇〇〇円につき三七円六〇銭となり、同年四月の標準

保険料より一〇〇〇円につき三円の値上げとなり、戦前水準に比し著しく割高となった。⁽⁶⁾

二一年一月改訂保険料は、経済が安定するまでの暫定措置として暫定保険料とよばれ、当初既契約については二三年三月末まで、新契約は当分の間ということで発足したが、一年ごとに認可を申請して、二七年二月まで据え置かれた。また、従来生命保険各社個別に保険料率を定めていた体制は、事実上一律料率体制となり、昭和三四年まで一貫して画一⁽⁸⁾体制がとられることになった。

(3) 保険料値上無効訴訟

昭和二二年七月、明治生命の保険契約者岡村玄治（法字博士）から、明治生命保険相互会社を相手として、暫定保険料の遡及処分無効の訴訟が起こされた。

第一審（二五年六月一六日）、第二審とも保険会社が勝訴し、結局最高裁判所で争われたが、昭和三四年七月八日の最高裁判決において「保険契約関係は……いわゆる危険団体的性質を有するものであることを前提として法律的性質を考えなければならず、保険契約者、被保険者、保険金受取人の立場を全体的に考察した上で、これらの者の利益を判断すべきものといわなければならない」とし、「本件のような場合において、もしそれをしないがため、保険経済の破たんを来たし、保険金の受領さえ不可能な状態になるとすれば、保険料の増額以上の不利益を蒙ることにもなるのであって、このような場合における既存契約の保険料の増額は、結局は契約者等の利益を確保する所以であり、また、新契約と既存の契約との衡平を期することができて保険契約関係の特質にも合致する所以であるといふべく、法一〇条三項は、このような見地から保険料の増額を、同条項の設けられる以前の契約をも含めて、既存の契約に及ぼしうる⁽⁹⁾こととし、これを主務大臣の処分⁽⁹⁾に委任した趣旨と解するを相当とする」と判示した。

二 生命保険料率の引下げ（昭和二七年）

二一年一月改訂後据え置かれた保険料率の引下げは、昭和二五年ごろから問題となった。戦後の死亡率の低下という条件が、料率再検討の気運を促したのであった。すなわち、昭和二五年一月、厚生省が発表した厚生省第八回生命表（「局八表」と略称される）は、二二年実施の臨時国勢調査ならびに人口動態統計を資料としたものであったが、戦後の国民死亡率の著しい低下を示した。⁽¹⁰⁾

一方、画一料金体制がとられていた生命保険業界にあって、日本生命社が戦前水準の低料新種保険の発売を企画し、二五年二月および二六年二月の二回にわたり大蔵省にその旨を伝えた。その間、大蔵省銀行局は、二六年二月、主力の養老保険の保険料率引下げの腹案を業界に示し、一社でも引下げの申請があれば認可する意向を表明した。しかしながら、日本生命以外の生命保険各社および保険各社の労働組合がこれに反対し、日本生命の低料保険発売は中止となった。⁽¹¹⁾

二六年七月三十一日、大蔵省は保険会社に対し、「特に契約者の負担軽減を図るため経営を合理化して保険料率の引下げに努めること」を通牒⁽¹²⁾し、生命保険協会も、料率変更の検討に入った。その検討にあたって、とくに問題となったのは、料率値下げ前の既契約に対する措置であったが、二七年一月八日、大蔵省が低料保険の認可受入基準を示し、この基準の幅の中で各社が低料新種保険の料率を申請して認可を受けることとなり、保険料引下げは二七年四月を期して実施される予定となっていた。しかし、二月一三日、生命保険協会では急拠三月一日に繰り上げて値下げを

実施する方針に決し、大蔵省の認可を得た。⁽¹³⁾ なお、既契約の処理についても、協議が成立し、四月一日から実施された。

以下、二七年三月の保険料引下げ、および既契約処理の内容を略述しよう。

(1) 二七年三月の保険料引下げ

大蔵省が二六年一月八日提示した低料新種保険の認可基準は次のとおりであった。⁽¹⁴⁾

1 予定死亡表

J・P・M (商工省日本経験生命表 (男)) 又は局8表 (厚生省第八回生命表 (男))

2 予定利率 年四分以下

3 新契約費 保険金額一千元につき三〇円以下

4 維持費

保険金額一千元につき七円以下及び保険料の三%、又は

保険金一千元につき六円以下及び保険料の五%

これに対し各社が申請し、認可をうけた従来よりも低い新種養老保険は、次の構成によっている (括弧内は旧保険料率構成)。⁽¹⁵⁾

1 予定死亡表 局八表 (J・P・M)

2 予定利率 年四分 (年三分)

3 新契約費 保険金額一千元につき三〇円 (三〇円)

4 維持費 保険金額一千元につき七円及び保険料三% (八円と三%)

したがって、新種保険料を各社別に申請した形をとったものの、事実上の保険料率の画一体制は、ここで継続されることになったのである。なお、この二七年三月改正で、三〇歳三〇年満期の保険料は保険金一〇〇〇円につき三三円八〇銭となり、一〇〇〇円につき三円八〇銭⁽¹⁶⁾の値下げとなった。

(2) 既契約の措置

通常は低料新種保険が発売されても、旧契約は変更されることなく、契約者配当等によって実質的な調節が図られるが、戦後の保険募集状況は、旧契約者が保険外務員の不正勧誘により低料新種保険に不本意に乗換えさせられるため、不測の損害を被るおそれがあった。これを防止するため、昭和二七年二月以前の旧契約については、特別の措置を講ずることとなった。

すなわち、これまでの旧契約についても、低料新種保険の保険料まで引き下げるか、あるいは保険料の決め方により保険料の引下げを行なうことが困難な保険種類については、新旧保険料の引下げ率に対応した保険金の増額 (平均一割程度) を行なうか、または保険料払込期間の短縮を行なうかの方法を各社が採用することを認めたのである。⁽¹⁷⁾

三 契約者配当の推移

生命保険会社の契約者配当は、昭和二〇年度決算分から停止された。終戦後の収支不均衡、財産の減価等により生命保険会社の決算は異常処理を行なわざるをえなかったためである。

昭和二三年三月、旧会社の契約が新会社へ包括移転されて、一応再出発の態勢が整い、経営も徐々に回復したのに

表 4-5 契約者配当の推移

決算年度	利差配当率 (責任準備金比例%)	死差配当率 (危険保険金につき千円)
	昭和 23	一律対千 3円
24	{23年度契約 3円, 22年度契約 4円, 21年度契約 5円}	
25	2	3.0
26	3	0.5
27	4	1.2
28	4.4	1.6

(注) 配当率は養老保険に対するもので、他の種類はこれを基準として定めている。
出所：『財政金融統計月報』第112号、95ページ。

に伴い、契約者配当の再開が問題となり、二三年度決算から実施されることになった。

二三年度決算について、大蔵省は二四年二月一日の銀行局長通牒⁽¹⁸⁾をもって次の三原則を示達し、大蔵省の定めた決算基準に従って決算し、剰余金または利益のある会社に契約者配当を認める方針を出した。

一、今期決算は、生命保険会社の本来の使命にかんがみ、別紙基準により確実且つ嚴重に行うこと。

二、単に決算面をこ塗して剰余金又は利益を出したと認められる会社

に対しては、社員配当又は契約者配当（以下契約者配当という。）を認めないこと。

三、財産の売却益及び評価益は、赤字でん補を限度として認めること。

また、二四年三月一〇日、司令部の保険担当官J・P・ロイストンは、「現状は赤字でも将来の見通しがあれば契約者に配当すべきである」と発言した⁽¹⁹⁾。かくして、同年三月三〇日、大蔵省は大蔵大臣の認可を経て、契約者配当を実施する旨保険会社に命令を⁽²⁰⁾発し、二三年度決算分から、有資格者に対して保険金一〇〇〇円に対し三元均一の配当が認可された。

ところで、二三年度決算における全生命保険会社の当年度純剰余金は、五億七七〇〇万円であったが、年度末総契約高⁽²¹⁾三六五六億円、総資産一九〇億円を戦前（昭和九—一一年）物価に修正すると、それぞれ二九億円、一五億円にす

ぎず、実質的には戦前のわずか二三%、六%であった。このような状況のなかで維持費率の高い暫定保険料が採用され、費差損は多大に計上されたが、若干の利差益、死差益が計上され、契約者配当の再開となったのである⁽²²⁾。一律に千円につき三元の配当は、暫定保険料中の維持費一〇〇〇円につき三元の実質的な⁽²³⁾ははずしの意味も含まれていると解されていた。なお、二三年度決算の配当は、二一年一〇月以前の保険契約に対しても同率に配当を行なうよう大蔵省から示達された⁽²⁴⁾。

次いで、二四年度決算に当たって、新規契約の開拓のため低率の新種保険の計画があったが、大蔵省は保険料引下げのかわりに、契約者配当を任意にする意向を有し、あわせて

(一) 利源別計算つまり利差益、費差益、死差益の別による正常な契約者配当に立ち戻ること
(二) 配当額は経営者と保険計理人の責任において適正に行なうこと

を指示した⁽²⁵⁾。しかし、各社協調の線が守られ、毎年契約者配当は増額されたが、昭和三四年に至るまで画一配当の姿で推移した。昭和二三年度以降の契約者配当の推移は表4-5のとおりである。

(1) 『昭和生命保険史料』第五卷、一八四ページ。

(2) 同前、一八六ページ。

(3) 同前、一八三ページ。

(4) 昭和一七年の代表九社の利益配当付養老保険の保険料は、三〇歳三〇年満期で一〇〇〇円につき、最高三六円、最低二八円九〇銭、平均三三円一九銭であった（『生命保険実務講座』第七卷、資料編、二七九ページ）。

(5) 『昭和生命保険史料』第五卷、二〇六—〇七ページ。

(6) 同前、二二二—二三ページ。なお、代表九社の利益配当付養老保険の保険料は三〇歳三〇年満期で一〇〇〇円につき、昭和七年は最高三六円、最低二八円九〇銭、平均三二円五〇銭であった（『生命保険実務講座』第七卷、資料編、二七八ページ）。

- (7) 同前、二一〇ページ。
- (8) 大蔵省編『財政金融統計月報』第二五〇号、六ページ。
- (9) 長崎正造「占領下における保険行政について」(『ファイナンス』昭和四九年二月)、七〇ページ。
- (10) 宇佐見憲治「日本生命保険業発達史」(『新生命保険実務講座』)、八五―八六ページ。
- (11) 『昭和生命保険史料』第六卷、一一二―一七ページ。
- (12) 昭和二六年七月三十一日付蔵銀第三六七三号(『第一回銀行局金融年報』昭和二七年版、二〇六―〇七ページ)。
- (13) 二月一二日の生命保険協会理事会で、保険料率引下げを四月一日から実施することに決め、大蔵省からの正式許可も近日中にとりつけることになり、同日付夕刊および翌一三日付朝刊に「来る四月より生保料率引下げ」の旨が速報された。この報道により、外野方面では、現行料率をもってする募集活動が困難になるといふ事態が生じた。これは、新保険の責任の開始時期についての扱いが、契約を成立せしめるときは申込みの日をもってする建前からくる解釈の相違によってまぢまぢとなるため、二月の申込みを三月一日付で契約を成立せしめ、二月中の責任を負わなければ、従来の建前を破ることになり、支払に應ずれば、出所のない保険金を支払うことになる。さりとて、二月中に契約を成立せしめ、二月中の責任を負うとすれば、それは事業方法書違反になる。このため、生保協会では、二月一三日緊急臨時役員会を開催して応急策を討議の結果、低料新種の四月発売予定を繰り上げて、三月一日から発売するに決するという一波瀾があった(『昭和生命保険史料』第六卷、一一八ページ)。
- (14) 『第一回銀行局金融年報』昭和二七年版、二一五―一六ページ。
- (15) 同前、一六ページ。
- (16) 『昭和生命保険史料』第六卷、一二四―二五ページ。
- (17) 『第一回銀行局金融年報』昭和二七年版、二一六ページ。
- (18) 昭和二四年二月一日付銀保第二五〇号(『昭和生命保険史料』第六卷、三二四ページ)。
- (19) 安井信夫「わが国経済の再建過程と保険事業」(『日本保険業史』総説編)、二七三ページ。
- (20) 昭和二四年三月三〇日蔵銀第九三三号(『昭和生命保険史料』第六卷、一〇六ページ)。
- (21) 『第二回銀行局金融年報』昭和二八年版、一〇六―九ページ。

- (22) 前掲安井論稿、二七三ページ。
- (23) 『昭和生命保険史料』第六卷、一〇三ページ。
- (24) 同前、一〇六ページ。
- (25) 同前、一一五ページ。

表 4-6 生命保険契約額（年度末現在）種類別および構成比
（単位：百万円）

事業年度	年度末契約計		死亡保険		生存保険		団体保険		構成比(%)		
	金額	指数	金額	指数	金額	指数	金額	指数	死亡	生存	団体
昭和5	7,694	2.1	6,952	0.2	(580) 742	17.6	—	—	90.0	(7.6) 10.0	—
10	12,539	3.5	11,182	3.2	(1,040) 1,357	32.1	—	—	89.2	(8.3) 10.8	—
15	30,376	8.3	26,276	3.5	(2,951) 4,100	97.0	—	—	86.5	(9.8) 13.5	—
20	73,517	20.1	66,467	18.9	7,050	166.7	—	—	—	—	—
21	76,028	20.8	69,321	19.7	6,707	158.6	—	—	91.2	8.8	—
22	195,703	53.6	191,348	54.4	4,355	103.0	—	—	97.8	2.2	—
23	365,619	100.0	351,437	100.0	4,227	100.0	9,955	100.0	96.1	1.2	2.7
24	479,413	131.2	456,593	129.9	7,286	172.3	15,534	156.0	95.2	1.5	3.2
25	551,532	150.9	496,648	141.3	13,331	315.3	41,554	417.4	90.0	2.4	7.5
26	739,986	202.4	630,267	179.3	28,732	679.7	80,987	813.6	85.2	3.9	10.9
27	996,198	272.5	829,282	235.9	45,553	1,077.6	121,362	1,219.1	83.2	4.6	12.2

- (注) 1. 年度は、21年度が21年4月1日から21年8月10日、22年度が21年8月11日から23年3月31日、他は4月1日から翌年3月31日までの事業年度。
2. 指数は昭和23年度を100とする各年度の指数。
3. 生存保険には徴兵保険(20年度に特種生存保険に切替)を含み、括弧内に内書した。
4. 団体保険は、22年度以前は死亡保険に含まれている。

出所：『保険年鑑』昭和27年度、付録7—10ページ。

式が導入されたこと、従来、日本団体生命一社で行なわれていた団体生命保険が「独占禁止法」によって一社の独占が禁止され、二三年度半ば以降団体保険が一般化した。
昭和二〇年度から二七年度まで（年度は事業年度により、二二年度は二一年四月一日から同年八月一〇日まで、二二年度は二一年八月一日から二三年三月三十一日まで、他は四月一日から翌年三月三十一日まで、以下この年度を事業年度と称す）の生命保険の年度末現在契約額の種類別金額および構成比は表4-6のとおりである。生命保険契約額のうち死亡保険の割合は一貫して高く、とくに二二年度には九八%近くにも及んでいる（ただし団体保

第四節 各種保険の状況と新種保険の発売

戦前の生命保険事業で、最初に事業免許を受けた保険種目は、定期保険、終身保険および養老保険の三種で、いずれも死亡保険であった。その後、生存保険、徴兵保険、団体保険がこれに加わった。そのうち、死亡保険の占める割合は一貫して大きく、戦前、昭和年代を通じて、年度末契約額に占める死亡保険の割合は九〇%前後、残り約一〇%が生存保険であり、その七ないし八割は徴兵保険で占められていた(表4-6)。また、死亡保険のうちでは、第一次大戦前後を通じて、利益配当付養老保険が日本における典型的な保険種類として確立され、この傾向は終戦時まで変わらなかった。⁽¹⁾

終戦後、インフレーションの高進によって、既契約の保険金額が小額化する情勢のなかでは、従来の養老保険中心の保険の募集は困難となり、社会情勢に適応した新種の保険が次々と工夫され、とくに二三年三月以降、再建整備を終了した生命保険会社が、経営態勢をととのえて新発足すると、新種保険の発売が活発となった。⁽²⁾

インフレーション高進期には、定期保険と養老保険を組み合わせた保険、割増金付保険、自由満期保険等が現われ、経済の安定化に伴って、加入者の需要の多様化に応じた新種の保険が、こども保険、年金保険、家族保険、および保険等さまざまな名称をつけて出現した。⁽³⁾

また、戦前は官営の簡易生命保険だけに許されていた保険料の月払方式の官営独占が禁止され、民間保険に月払方

險を含む)。生存保険の割合は戦前に比し著しく低下したが、二三年度から各社によって取り組まれた団体保険の割合がしだいに大きくなった。これを年度末現在契約高の指数でみると、死亡保険は二三年度を一〇〇として二六年度は一・八倍、二七年度は二・四倍であるのに対して、生存保険は六・八倍、一〇・八倍、団体保険は八・一倍、一二・二倍と伸び率が高かった。とくに、団体保険の契約高が急増していることに特徴があるといえよう。

以下にこの時期に現われた各種保険のうち、特徴のあるものについて、その問題点をあわせて略述しよう。

(1) 定期保険

インフレーションの進行により戦前ほとんど顧みられなかった定期保険が、昭和二一年始め生命保険中央会により最初に取り上げられた。大蔵省は二一年四月末、収入の少ない青壮年層に安い保険料で保障を与える定期保険の研究を生命保険協会に依頼し、同協会から五月末、各会社とも定期保険を実施したい意向であることが伝えられた。⁽⁴⁾

すでに、二一年四月一日付の認可で、日本生命の五年定期付養老保険が販売され、結局数社がこれを開始したが、中央会の後身である協栄生命が勤労保険の名称のもとに力を入れたほかは、あまりみるべき成績はあがらなかったとされる。インフレを考慮して短期化された反面、いわゆる掛捨てと、販売手数料払の関係もあって不振であった。⁽⁵⁾

(2) 割増金付保険

付保意欲を「くじ付き」で誘う保険で、保険料の一部が割増金に充当される。「臨時資金調整法」に基づく「割増金附貯蓄規則」(昭和一九年六月二日大蔵省令第六七号)により実施され、富国社のほかに、日新、第百、東邦、日本等の諸社で行なっていた。「臨時資金調整法」の廃止(昭和二三年四月七日法律第二〇号)により割増金貯蓄の根拠法は「割増金附貯蓄の取扱に関する法律」(昭和二三年七月一二日法律第一四三号)と変わったが、翌昭和二四年九月、大蔵

省から割増金付保険を中止するよう通達が出された。⁽⁶⁾

(3) 無診査養老保険

戦後の経済事情に即応し盛んとなり、最高保険金額も頻繁に引き上げられた。

昭和二三年四月、保険金削減率が初年度三割、次年度六割に改善され、同時に最高制限金額が一年一〇万円(ただし通算一五万円)に引き上げられた。これは二二年一二月の簡易生命保険最高金額二万五〇〇〇円への引上げと権衡をとったもので、その後の無診査保険の最高保険金額引上げは、簡易保険額引上げにからみ行政的配慮が施された。

二四年六月、大蔵省は無診査保険の最高額を年二〇万円(通算三〇万円)に引き上げ、同時に無診査保険の削減率の改善について協会に調査を依頼した。協会は、結論として、選択が合理化され、また適確な経験資料が得られるまで見合わせたいと回答し、当局もしばらくこれを見合わせることにした。また、契約解除率が有診査保険の解除率より高いことも問題となり、昭和二四年一〇月以降会社は、大蔵省から毎月告知義務違反に関する報告を徴収されることとなった。⁽⁷⁾

(4) 自由満期保険

インフレーション下の募集を容易にするため、昭和二三年九月、日本生命から「自由満期保険」が発売され、たちまち業界に風靡して、生保二〇社中一五社がこの種の保険を取り扱うに至った。

この保険は養老保険ではあるが、五年以上継続した保険契約は自由に満期を選択でき、かつ解約の際責任準備金の全額を払い戻す点に特色が認められた。しかし、当時募集に当たり不正話法が横行し、または誤解を招きやすい結果を起し、内外から批判が続出した。すなわち従来よりは解約没収額の少なくなる解約返戻金を自由満期金、あるいは

表 4-7 事故契約の種類別内訳 (単位：件)

話法別		年 度		
		25	26	27
5	年 話 法	715	452	484
	貯 蓄 話 法	113	124	54
	融 資 話 法	78	67	95
	通 貨 措 置 話 法	136	91	49
	保 險 料 費 消 反	166	202	96
	告 知 義 務 違 他	67	36	58
	保 告 の 計	376	480	252
		1,651	1,452	1,038

- (原注) 1. 5年話法…長期保険であっても、5年後には、請求があれば払込保険料に利子を付して返還する。または5年後には保険金と同額を支払うという説明をする不正募集。
2. 貯蓄話法…生命保険契約を一般貯蓄と全く同様なものであるとして、払込保険料金額は、随時返還できるといって、生命保険契約と一般貯蓄との相違点を全然説明しない不正募集。
3. 融資話法…融資を行なうことを条件とする不正募集。
4. 通貨措置話法…生命保険本来の効用には全然触れずに通貨措置断行の場合の対策を目的とするだけで契約させる不正募集。
5. 告知義務違反…生命保険契約においては、商法ならびに約款の規定により、契約の当時保険契約者または被保険者が健康状態その他の生命の危険測定上重要な事実を告げず、または重要な事項について不実の事を告げたときは、保険会社はその契約を解除して保険金を支払わないことが出来る(告知義務違反による契約の解除)。ただし、その場合、保険会社はその事実を知りまたは過失によって知らなかったときはこの限りでないとして規定されている。このいわゆる告知義務違反かどうかに関する紛争である。

出所：『第2回銀行局金融年報』昭和28年版、476—77ページ。

は現金満期金と称して発売し、用語上の混乱と、保険知識に乏しい一般の誤解を招いた。この保険の認可にあたり、大蔵省は販売上特段の注意を要請していたが、販売員は募集成績をあげるため、五年満期話法(五年間経過すれば満期保険金を支払うという不正話法)など、契約者の錯覚を利用するような募集が横行した。⁽⁸⁾

二三年一〇月、司令部担当官ロイストンからも大蔵省に対し国民に錯誤を起こさせることがないよう厳重な監督を要請され、大蔵省は、自由満期保険の募集文書図画の記載様式、外務員教育の強化、契約の際の注意事項などについて保険会社に通達を發した。

さらに、二三年一〇月二十九日の日本放送協会のラジオ放送「わたしたちの言葉」に不正話法に関する投書がとりあげられ、翌月、大蔵省は同番組を通じ、不正話法により迷惑を被った向は保険課まで申し出られたとの広報を行なったが、なお不正話法はあとを絶たず、翌二四年一月に大蔵省は再び放送で、五年満期話法に対し警告した。

この保険は、健体者の解約による抗死力の弱化に対して控除額がないという欠点があったが、インフレ下の事業不振に悩む生命保険会社の新契約の増加のために一応の役目を果たし、二五年ごろにはその販売が中止された。しかし、この保険に伴う生命保険不信の弊害は、後日にまで尾を引いた。⁽⁹⁾

なお、前述のような不正話法等による保険の募集の結果として、保険契約者から当局に契約上の紛争解決の斡旋を行なったもの、すなわち事故契約の二五年度以降の集計を表4-7に掲げておく。おそらく、二五年度以前に行なわれた不正募集に関して事故を申し立てたものも多いと思われるが、事故契約は年々減少しているものの、講和発効後にまで問題を残したのである。

(5) 月掛保険

小口、無診査、月掛の簡易保険事業は、「簡易保険法」(大正五年七月一〇日法律第四二号)に基づいて、郵便局を通じて官営で実施され、保険会社の営業は禁止されていた。戦後、簡易生命保険の最高金額が引き上げられる一方、無診査保険、月掛保険が民間保険事業にとりいれられた。二三年一月以降、生保各社は競って月掛保険を実施し、新契約に占める月掛保険の役割はしだいに大きくなっていった。⁽¹⁰⁾

(6) 団体生命保険

一年定期の団体生命保険は、昭和九年に日本団体生命に認可され、その後一社の独占であった。二三年に「独占禁止法」制定により他社の団体生命も認可されることになった。

二三年九月に明治生命、同年十一月の千代田生命の認可を皮切りに、二七年までに二〇社中一八社が団体生命を取り扱うようになった。定期保険は死亡保険のため掛け捨てであるが、集団の定期保険は、工場や会社の従業員が少額ずつ出し合い、死亡した場合は一定の保険金を受け取るもので、給料などから少額を差し引く点がうけ、団体定期保険は急速な伸長を示した。

しかし、しだいに競争が激化し、陸会、医師会などの任意団体や市町村議員団等雇傭関係以外の団体が契約の対象となるに至り、二六年八月、「団体生命保険運営基準」(昭和二六年八月七日蔵銀第三七六号通牒)を設定し、被保険団体は契約者と被保険者間に任命、雇傭の関係がなくてはならないと契約の対象にきびしい制限を設けたほか、独立採算制・保険料率・配当の適正な計算方法を示し、二六年九月一日から実施した。⁽¹¹⁾

(7) その他新種保険

二三年には傷害給付金を支払う傷害特約が、生保会社として初めて協栄生命によって取り上げられたほか、希望保険(小額月払長期契約で、高い目標額の達成が容易のような心理的效果をねらったもの)、家庭保険(一人分の保険料で家族二、三人が加入でき、被保険者中一人が死亡すれば券面金額を支払いその後無効となる。個別に保険をかけるより少額で、家族觀念に訴えたものといえる)、定期延長保険(戦前あったもので、二三年末に復活、養老保険が満期になると、その券面金額をそのまま死亡保険の保険料に繰り入れる仕組み)等、かなり多数の新種保険が現われた。

- (1) 『新生命保険実務講座』第一〇巻、四四ページ。
- (2) 『昭和生命保険史料』第五巻、七三七ページ。
- (3) 昭和二三年四月以降大蔵省の事業免許を受けた新種保険の名称および認可日は、『昭和生命保険史料』第六巻、二〇四—一〇一ページに各社別に掲載されている。
- (4) 『昭和生命保険史料』第五巻、七三七—三八ページ。
- (5) 安井信夫「わが国経済の再建過程と保険事業」(『日本保険業史』総説編)、二五六ページ。
- (6) 同前。
- (7) 『昭和生命保険史料』第六巻、二二二ページ。
- (8) 同前、一八一—九二ページ。
- (9) 前掲安井論稿、二五六—五七七ページ。
- (10) 『財政金融統計月報』第二五〇号、七ページ。
- (11) 『第一回銀行局金融年報』昭和二七年版、二〇七—一二二ページ。

表 4-8 生命保険会社成績(総括)

(単位：千円)

事業年度	会社数	資本金及び基金	保有契約高(A)	正味資産	責任準備金(B)	(B/A)%
昭和5	40	43,530	7,694,198	1,559,680	1,363,889	17.7
10	34	45,750	12,539,220	2,509,937	2,204,176	17.6
15	31	42,750	30,376,199	4,917,184	4,445,157	14.6
20	20	47,950	73,517,035	12,172,100	10,890,356	14.8
21	20	47,950	76,028,029	12,488,409	12,625,342	16.6
22	20	15,500	195,703,159	15,930,518	13,766,896	7.0
23	20	7,000	365,619,383	18,981,464	15,325,198	4.2
24	20	6,400	479,412,705	24,062,748	19,073,218	4.0
25	20	5,750	551,532,435	36,660,672	27,050,706	4.9
26	20	8,500	739,985,900	53,052,549	40,074,629	5.4
27	20	11,500	996,197,831	75,285,437	57,595,360	5.8

(注) 1. 年度は事業年度(21年度は21年4月1日～8月10日, 22年度は21年8月11日～23年3月31日)による。以下各表同じ。

2. 会社数は、167ページの図3-1により訂正。

3. 資本金は公称資本金、責任準備金には特別危険準備金を含む。

出所：『保険年鑑』昭和27年度、付録6ページ。

第五節 生命保険事業成績

一 事業成績の概略と契約の推移

昭和二〇年度から二七年度まで(事業年度)の生命保険事業成績を総括して示すと、表4-8のとおりである。会社数は昭和五年の四〇社から戦時統合を通じて二〇社となり、二二年度において一社を増加し一社を減じ、以降二〇社と変わらなかった(一六七ページ図3-1参照)。しかし、既述のとおり生命保険会社は、昭和二二年度末の再建整備を通じて、資本金、積立金、準備金をとり崩した結果、その基礎はきわめて脆弱となった。

それは、責任準備金額が年度末の保有契約高に占める割合に如実にあらわれている。戦前の昭和五年度、一〇年度においては一七%台、戦時中ないし二二年度までは一四ないし一六%台であったが、再建整備実施後は七%となり、二四年度には四%に低下した。

責任準備金の積立方式については、全期チルメル方式⁽²⁾という最小限度の積み方がとくに認められたが、それでも苦しい会社が多数あり、「保険業法」第九条に基づく監督命令によって、資産の取得処分について大蔵大臣の認可をうけるように措置(拘束命令といわれた)⁽³⁾された会社も二、三あった。

次に、生命保険会社の契約高の推移と戦前のそれとを比較してみよう(表4-9)。新契約高の推移を、物価の上昇

を考慮にいれて昭和九一一一年度平均を一〇〇とした実質指数によってみると、昭和一五年度に一八〇に至ったが、戦後は二五年度まで実質上は漸減傾向にあった。なお、戦後は特別新契約や保険金増額によって小口契約の大口化がはかられたことは前述したが、保険事故の発生した契約、解約や失効による契約の減少が多額にのぼり(二〇―二三年度は統計上未詳)、その結果、年度末現在契約の実質的減額は、新契約の実質価額の減額を下まわり、二五、二六年度の年度末現在契約の実質価額が九一一一年度平均の一六%台であることは、この時期の生命保険事業の苦難を象徴しているといえる。それが戦前水準にまで回復するのは、昭和三〇年代に入ってからである。

二 経理規制

生命保険事業は長期継続契約の販売を主流としてい

表 4-9 生命保険契約

事業年度	新 契 約			その他増加		保険金支払事由		その他
	件数	金額	実質指数	件数	金額	件数	金額	
昭和5	851	1,365	57.0	159	138	135	107	684
10	1,741	2,677	99.0	105	105	193	180	723
15	4,343	8,021	180.0	104	295	390	676	890
20	1,359	11,497	80.9
21	500	6,118	11.5
22	3,848	127,343	73.7
23	3,330	227,527	54.1	546	12,267	480	1,711	6,933
24	2,145	248,919	42.3	450	12,852	324	2,028	4,202
25	1,506	235,482	32.3	467	25,476	289	2,374	2,604
26	1,679	324,939	34.0	228	42,487	282	3,090	2,012
27	1,901	449,823	47.8	206	38,149	288	4,091	1,827

(注) 1. 実質指数は昭和9～11年度を100として計算した指数を日本銀行調査した計数。
 2. 昭和24年度以降は年金保険を除く。
 出所：『保険年鑑』昭和27年度，42—43ページ，付録7ページ，『財政金融統計』

状況

(単位：千件，百万円)

減少	年度末現在契約		
	金額	件数	実質指数
884	6,327	7,694	68.8
1,050	9,031	12,539	99.3
1,474	19,980	30,376	145.9
...	29,758	73,517	110.8
...	29,158	76,028	30.3
...	25,636	195,703	24.3
68,167	22,097	365,619	18.6
145,949	20,167	479,413	17.5
186,464	19,245	551,532	16.2
175,882	18,859	739,986	16.6
277,670	18,850	996,198	22.7

べ昭和9～11年基準卸売物価指数で除し

月報』第250号，40—41ページ。

るため、インフレーションの進行中は正常な新契約の募集も契約の保全も困難で、保有契約高は増大しても、実質上事業が縮小傾向にあったことは前に見たとおりであるが、それにもかかわらず、人件費、物件費の値上がりによって新契約募集等のための経費が高騰し、事業費の抑制はきわめて困難であった。

戦後、大蔵省は二一年六月、まず昭和一九年度以降の生命保険の募集等の経費のコストの実態を調査したうえ、同年一二月、「生命保険会社の速かな再建整備を促進し、その正常な発達を図ることは極めて緊要と考へられるので、生命保険事業の経理の健全化を図る」⁽⁴⁾ 目的をもって、事業費の支出を制限するため、その最高額の基準を示し、二二年一月以降、これを超過する場合は予め銀行局長の承認を要することとした⁽⁵⁾。この措置は、二三年四月以降の事業年度から事業費の最高限度の算出基準に改訂が加えられたが、規制は続けられた⁽⁶⁾。さらに大蔵省は、二三年五月一四日

付通牒をもって、事業費を大蔵省の指定する区分に従って計算し、毎月報告を徴することとし、二六年四月には事業費明細表を改訂し、五〇費目に区分した詳細なものとして、各社の報告の統一化を図り、かつ配当率算定の基準を明確化した⁽⁷⁾。また、大蔵省は再建整備に当たって、各社の統一的な決算処理の基準を示した⁽⁸⁾。次いで二三年度決算については、契約者配当を行なうに当たって、決算基準を示して確実、敢重な規制のもとに統一的な計

算による決算を実施し、財務諸表の正常化を図る努力が行なわれた。これが左に掲げる通牒によって示された、いわゆる三原則一四基準である⁽⁹⁾。

昭和二十三年度決算について(昭和二十四年二月一日銀保第二五〇号)

- 一、今期決算は、生命保険会社の本来の使命にかんがみ、別紙基準により確実且つ敢重に行うこと。
- 二、単に決算面をこ塗して剰余金又は利益を出したと認められる会社に対しては、社員配当又は契約者配当(以下契約者配当という。)を認めないこと。
- 三、財産の売却益及び評価益は、赤字てん補を限度として認めること。

別紙

決算基準

- 一、契約初年度末未経過保険料積立は、昭和二十三年三月末日決算と同様とすること。
- 二、二年度末未経過保険料積立についても、同様とすること。
- 三、前二号の契約の保険料積立金についても、月別計算

によること。

- 四、月掛契約又はこれに準ずる契約については、初年度末未經過保険料は月別危険保険料により、保険料積立金も月別計算による算式で計算すること。
- 五、猶予期間を含むすべての失効留保契約の責任準備金は、保険料の入金があったものとして年度末現在のものを積み立てること。
- 六、外地契約の責任準備金については、別に指示する。
- 七、保険料は、四月十日迄に会社に入金のあったもの限り、本年度の保険料として計上すること。
- 八、猶予期間中の未収保険料は、翌年度において実収可能な限度において計上しなければならないこと。
- 九、失効処理は、猶予期間も含めて四ヶ月を超えるものについて行うこと。
- 十、自動振替貸付は、年度末までに事務処理を終了すること。
- 十一、貸付（前号の貸付を含む。）の利息繰入を行うこと。
- 十二、未収利息は、計上すること。
- 十三、仮払金は、不動産関係及び有価証券関係以外のものは計上しないこと。
従って事業費、保険金その他の仮払金は、それぞれ担当科目に振替処理すること。
- 十四、有価証券、貸付、不動産その他の資産の償却を確実に行うこと。
みぎの基準に対して業界から、財産売却益、評価益によって契約者配当準備金にあてて許可してほしいこと、未經過保険料積立方法、仮払金の計上方法等を緩和してほしいことなどの申入れがあり、大蔵省は同年五月一日付および五月二四日付通達で若干条件を緩和し、また三原則・一四基準によることが困難な会社については、緩和基準を示して大蔵省の了承を経たうえで特別措置が講じられる道を開いた⁽¹⁰⁾。

二三年度決算前後の生命保険事業の実態と決算の結果について、大蔵省の部内資料は次のように記している⁽¹¹⁾。

生命保険事業の現下の問題を列举すれば、概ね次の通りである。

- (イ) 生命保険事業の健全経営は、金融機関再建整備法に強く盛り込まれた指導理念であり、同法に基く新旧勘定の合併は昨年三月末に行われ、いわば形式的な再建は一応終つたのであるが、昭和二十三年度中の事業の経過を振り返ると、(一)内勤社員及び外野機構を維持するための経費の増加↓これを賄うための新契約獲得への狂奔↓新契約費の膨張という悪循環及び(二)新契約募集上の無理↓失効解約の増大に伴う二回後保険料の減収↓これを補うための新契約の無理募集という悪循環とにやまされ、経理面においても募集面においても十分な改善を遂げることができなかつたといえよう。そこで、昭和二十三年度の決算については、三原則十四準則と称せられる決算基準が示され、正常な経理の推進及び画一的な計算による財務諸表の正常化への努力が払われると共に不当な契約者配当の実行に対する規正が図られ、相当の効果を挙げたものと考えられるが、決算の結果は、事業の運営を如実に反映し事業費の収入保険料に対する比率は六四強（戦前は二〇%乃至三〇%）、年始契約に対する失効解約率は三三%を超える（戦前は六乃至七%）という次第となつた。今年度に入りインフレーションもほゞ終りを告げたと思われる、長期契約である生命保険進出の地盤も漸次とゞつてきたので、正しい保険思想に基く契約を募集し、資産の充実を図り、長期金融機関としての公共的使命達成にも尽すべき段階に立至つたものといえよう。これがためには、経営の合理化、募集の健全化によつて前に述べた悪循環を断ち切ることが急務とされるのであり、このことなくしては、折角開始した保険契約者配当を継続すること困難な会社を生ずるのである。

次に、生命保険会社の収入保険料に対する事業費の割合を表4-10に掲げておく。前掲資料が指摘したように、戦前二〇%前後であった事業費率は、二二事業年度（二二年八月二一日開始）からにわかになくなり、二三年度には六四・六%にも達した。その後、前述したような事業費に対する規制措置と経営合理化の推進によって、漸減の傾向を示

表 4-10 生命保険会社事業費率
(単位：百万円)

事業年度	収入保険料 (A)	事業費 (B)	(B/A)%
昭和 5	318	75	23.6
10	484	116	23.9
15	1,241	263	21.3
20	2,646	495	18.7
21	1,277	280	22.0
22	12,511	5,802	46.4
23	13,900	8,974	64.6
24	16,555	10,228	61.8
25	20,735	10,446	50.4
26	28,893	13,464	46.6
27	39,450	17,617	44.7

出所：『財政金融統計月報』第250号，
42—43ページ。

基本方針を示したものであった。⁽¹³⁾ その内容は、資産の運用、契約者奉仕、経営の合理化、不動産取得の制限等多岐にわたっている。その全文は次のとおり。

当面の財政金融情勢に即応する保険会社の業務運営に関する件（昭和二十六年七月三十一日蔵銀第三六七三号）

政府においては、昭和二十六年六月二十三日声明の通り今後の重要経済政策を決定したのであるが、保険会社の業務の運営にあつては、金融機関としての公共性にかんがみ特に下記諸点に留意し、保険事業に課せられた使命を全うし、わが国経済自立の達成に格段の努力を払われたい。

以上命によつて通知する。

記

1、貸付その他資産の運用について

- (1) 経済の現況にかんがみ、金融政策の基本方針は、健全財政政策に対応してインフレーションを回避することにあるので、貸付その他資産の運用にあつてはこの趣旨に則るよう努めること。
 - (2) 経済自立のために必要な重要産業の所要資金については、努めてその疎通を図ること。
 - (3) 前項の所要資金を確保するため、投機、思惑、誤染、奢侈関係その他重要でない資金の供給は、これを差し控えること。
 - (4) 契約獲得のため情実に捉われその投資先の選択を誤ることのないよう注意するとともに、役員関係の情実的な資産の運用はこれを慎むこと。
 - (5) 保険会社が預金または金銭信託を通ずるいわゆる紐付融資を行い、しぼり料と称する裏利息を融資先から徴している事例が見受けられるが、これは産業の実質的金利負担を増大せしめ、臨時金利調整法の趣旨に反するものと認められるのみならず、右に伴い保険会社が銀行等に対し支払保証を行うことは、保険業法施行規則および財産利用方法書に対する脱法的行為となるおそれもあるので、今後このような不明朗な取扱は、これを行わないこと。
- 2、契約者に対する奉仕の徹底について
- 保険事業の本旨に照し、契約者に対する奉仕精神に立脚して、民間保険に対する信用を回復することは、目下の急務であるので契約者の利益の向上、便宜の増大を図る等契約者奉仕の徹底を期し、特に契約者の負担軽減を図るため経営を合理化して保険料率の引下げに努めること。
- 3、経営の合理化について

- (1) 保険会社の収支状況は逐次良好となりつつあるが、その内容は必ずしも健全とはいえないので、未収勘定の回収を図り、不良資産の消却を行うとともに、今後一層内部留保の増大に努め、一般企業について経営の合理化の必要が一段と加わつて来ている現状にもかんがみ、公共性の高い金融機関として率先して経費の節減その他の経営の合理化に努めること。特に保険会社の役員および職員の給与その他の人件費の膨張については、格別の自粛を図り、今後当分の間報酬または給与の増額

表 4-11 生命保険資産の運用状況

(単位：百万円)

事業年度	正味資産(A)		運用資産(B)								資産運用率 B/A %	
			現金預金(C)		有価証券(D)		貸付金(E)		不動産(F)			合計(B)
	金額	実質指数	金額	C/B %	金額	D/B %	金額	E/B %	金額	F/B %		
昭5	1,560	69.7	218	14.3	791	52.1	417	27.4	94	6.2	1,519	97.4
10	2,510	99.8	288	11.6	1,430	57.7	626	25.3	132	5.4	2,476	98.6
15	4,917	118.5	251	5.2	3,479	71.6	956	19.7	171	3.5	4,857	98.7
20	12,172	137.4	1,069	11.5	6,904	74.2	1,165	12.6	161	1.7	9,298	76.4
21	12,488	30.3	915	9.7	7,104	75.4	1,235	13.1	170	1.8	9,424	75.5
22	15,931	13.1	924	9.3	5,592	56.1	2,940	29.5	518	5.1	9,975	62.6
23	18,981	5.9	1,623	9.4	10,661	61.7	3,615	20.9	1,378	8.0	17,276	91.0
24	24,063	4.6	2,599	12.0	9,556	44.2	7,236	33.4	2,248	10.4	21,639	89.9
25	36,661	5.9	2,835	8.4	13,444	39.9	11,481	34.2	5,907	17.5	33,668	91.8
26	53,053	6.1	3,283	6.7	18,560	37.6	20,643	41.9	6,803	13.8	49,289	92.9
27	75,285	8.5	4,376	6.2	27,343	38.5	30,577	43.1	8,726	12.3	71,022	94.3

(注) 1. 資産(A)欄の実質指数は、昭和9～11年度の平均を100として計算した指数を、日本銀行調べの9～11年基準卸売物価指数で除したものである(『財政金融統計月報』第250号、38ページ)。
 2. 貸付金には昭和22年以降コール・ローンを含む。
 3. 有価証券には投資信託を含む(昭和27年度)。

出所：『保険年鑑』昭和27年度、付録12—13ページ。

三 資産の運用

昭和二〇年度から二七年度(事業年度、以下同じ)の生命保険会社の資産運用に関する諸計数を示すと表4-11のとおりである。

正味資産は年々増加してはいるものの、金額の上昇について、インフレーションによる名目的な増加を修正し、昭和九年—一年を一〇〇とした実質指数によってみるときは、戦時中は上昇を続け、二〇年度には三七・四％の増加をみたのであるが、二二年度(二一年四月一日から八月一〇日まで)以降の急激なインフレーションの結果、正味資産の実質価値は急速に低落し、昭和二五、二六年度には昭和九—一年水準の六％前後に急落した。

また、正味資産に対する運用資産の割合

- 4、募集について
 保険思想の普及が未だ十分とはいえない現状において、契約者の無知を利用して契約者に不測の損害を加える事例が見受けられるが、かくては保険に対する信用を確保することは困難である。保険募集の事務に従事する者を選定するに当って慎重を期するとともに、これらの指導監督に十分意を用いて紛争の絶滅を期するは勿論、万一紛争の発生を見た場合には、保険募集取締法の趣旨に則り、親切、迅速、適正にこれを処理するとともに、悪質な募集取扱者に対しては厳重な処置をもって臨む等、保険募集の質的向上を図り信用の確保に努めること。
- 5、不動産の取得について
 保険会社の不動産の保有は逐次増加する傾向にあり、他面不動産の取得をめぐって金融機関相互の間に無用のまざつて起し、市価の高騰を促している事例も少くないので、今後一件五〇〇万円以上の不動産を取得しまたは権利金を支払おうとする場合には、事前に銀行局長の承認を受けること。
- 6、増資の方法について
 増資にあつては経営を圧迫し、真の自己資本の増加にならないような方法を避けることとし、増資株引受資金を供給し、または増資株引受の交換条件として引受先から資金化の困難な株式を買い入れるようなことは、これを行わないこと。

表 4-12 生命保険会社資力（預金・有価証券・貸付金）の全金融機関資力に占める割合（単位：％）

年 末	預 金	有価証券	貸付金
昭 和 10	10.1	10.3	4.8
15	8.5	10.5	3.9
20	4.4	5.6	1.5
21	3.9	5.1	0.9
22	3.1	3.9	0.9
23	1.9	3.0	0.6
24	1.7	4.1	0.6
25	1.8	4.5	0.7
26	1.9	4.3	0.8
27	2.2	4.7	0.9

(注) 1. 日本銀行調べ。
2. 生命保険会社資産総額中の預金、有価証券、貸付金について、全金融機関（重複勘定を除く）のそれに対する比率。

出所：『財政金融統計月報』第112号、52—56ページ。

（資産運用率）は戦前は九八％前後ときわめて高かったが、終戦後は低下し回復に向かったのは再整備が終了した二三年度以降であった。これは制限会社に対する規制などによる結果であった。

いま、生命保険会社の運用資産の預金、有価証券および貸付金について、全金融機関のそれと対比して全金融機関の主要資力に占める生命保険の資力の地位をみると、表4-12のとおり

である。昭和一〇年には預金、有価証券において一〇％強、貸付金において五％弱を占めていた生命保険会社の資力は、終戦後急速に低下し、講和発効直前の二六年末には預金一・九％、有価証券四・三％、貸付金〇・七％であり、金融機関としての生命保険会社の地位はきわめて低くなったといえることができよう。

次に資産運用に対する平均利回りの推移をみよう（表4-13）。低金利政策の推進、収益率の低い国債保有の強制などのため、戦中を通じて生命保険会社の平均利回りは漸次低下の傾向にあったが、終戦直後、二〇年度、二一年度における利回り率の急落は、外地資産の利息収入の途絶、軍需企業、制限会社等の株式の無配その他配当制限などによるものである。二二年度（二一年八月一日から二三年三月末日）を通じて実施された再整備の結果、生命保険会社は外地資産を切り落とし、利回りは若干回復したが、二二、二三年度を通じて交付国債取得による国債保有の増加など

により大きく向上することはなかった。利回り率の向上は二四年度以降であり、これは日本銀行による国債買オペレーションの結果、国債が減少し、より高利回りの株式・社債保有が増えたこと、企業の配当の開始、貸付資金の増加などによるものであった。生命保険会社の運用資産の構成比の変化は、前掲表4-11に示しておいた。

不動産の金額増大は、投資の増加によるものもあるが、二五、二六年度に行なわれた資産再評価による価額の増加（第一次三一億円強、第二次二億円強¹⁴）が運用資産に占める不動産の割合を増大させた。また、二六年七月末の前掲通牒（蔵銀第三六七三号）によって、不動産の取得競争による市価の高騰を防止するため、一件五〇〇万円以上の不動産の取得には銀行局長の承認を必要とすることになったので、昭和二五年の一七・五％をピークとして、運用資産に対する不動産の比重は年々低下の傾向をたどった。

次に生命保険会社の保有資産運用にとって重要な有価証券および貸付金の推移について検討しよう。保有有価証券の種類別内訳は表4-14のとおりである。

表 4-13 生命保険会社平均利回り(%)

事 業 年 度	利 回 り	事 業 年 度	利 回 り
昭和 5	5.98	昭和23	4.04
10	5.40	24	5.44
15	5.09	25	8.02
20	2.91	26	11.28
21	0.57	27	11.99
22	4.55	28	12.13

出所：『保険年鑑』昭和28年度、付録20ページ。

まず国債の保有高が戦時中から漸増し、二三年度には五五％に達したことが注目される。それは、日華事変勃発以来、生命保険会社が政府の要請に協力して国債買入を進めたからであった。その方法は、当初の昭和一二年度では年中の運用資産増加額の二五％または運用資産の七％以上の国債買入が割り当てられ、一三年度から増加額資産の三分の一または年初資産の一〇％以上、一六年度から四〇％以上または資産の一〇％以上を四半期につき計算、一七年度には増加資産の六〇％以上、一九年度には一八年度末運用資産残高の三％および資

表 4-15 生命保険会社の貸付金種類別および構成比

(単位：百万円)

事業年度末	保険貸付		有価証券		不動産担保		財団抵当		公共団体		その他無担保		コールローン	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
昭和5	154	37.0	76	18.3	68	16.2	72	17.2	42	10.1	5	1.2	—	—
10	258	41.1	109	17.4	68	10.9	75	12.0	109	17.4	7	1.2	—	—
15	318	33.2	264	27.6	51	5.3	83	8.7	208	21.8	32	3.4	—	—
20	329	28.3	268	23.0	25	2.2	89	7.6	170	14.6	283	24.3	—	—
21	331	26.8	277	22.4	76	6.2	91	7.4	177	14.4	283	22.8	—	—
22	1,782	60.6	235	8.0	179	6.1	293	10.0	131	4.4	275	9.3	46	1.6
23	2,158	59.7	267	7.4	275	7.6	319	8.8	90	2.5	275	7.6	231	6.4
24	2,545	35.2	613	8.5	709	9.8	637	8.8	75	1.0	2,286	31.6	372	5.1
25	3,294	28.7	1,371	11.9	2,186	19.0	1,065	9.3	64	0.6	3,088	26.9	413	3.6
26	4,229	20.5	2,646	12.8	4,304	20.9	5,374	26.0	83	0.4	3,125	15.1	881	4.3
27	5,823	19.0	3,861	12.6	5,094	16.7	8,953	29.3	86	0.3	6,039	19.7	722	2.4

出所：『保険年鑑』昭和27年度，付録15ページ。

表 4-14 生命保険会社所有有価証券種類別および構成比

(単位：百万円)

事業年度末	国債		地方債		社債		株式		信託有価証券		その他	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
昭和5	92	11.7	77	9.7	375	47.4	228	28.8	19	2.4	—	—
10	194	13.6	82	5.7	578	40.4	554	38.7	22	1.6	—	—
15	854	24.5	78	2.2	910	26.2	1,437	41.3	200	5.8	—	—
20	3,830	55.5	31	0.5	946	13.7	2,008	29.1	5	0.1	84	1.1
21	3,789	53.3	38	0.5	1,191	16.8	2,000	28.2	5	0.1	82	1.1
22	3,002	53.7	46	0.8	660	11.8	1,134	20.3	726	13.0	25	0.4
23	5,890	55.2	100	0.9	799	7.5	2,962	27.8	886	8.4	24	0.2
24	1,196	12.5	72	0.8	979	10.2	7,046	73.8	252	2.6	11	0.1
25	267	2.0	19	0.1	2,168	16.1	10,552	78.5	375	2.8	63	0.5
26	202	1.1	13	0.1	2,933	15.8	14,897	80.2	401	2.2	114	0.6
27	177	0.6	54	0.2	3,157	11.6	23,359	85.5	426	1.6	133	0.5

(注) 本表には昭和27年度の投資信託3700万円は含まれていない。

出所：『保険年鑑』昭和27年度，付録14ページ。

金蓄積増加額の四〇から四六％(各社別割当)と、年々国債割当額が増加し、事実上国債保有が強制された⁽¹⁵⁾。この国債は低利率(昭和一一年に国債の三分半利借換が推進されて以降、戦時中に発行された国債はすべて三分半利であり、その利回りは三・六六％前後)⁽¹⁶⁾であったから、国債保有の増加につれ資産全体の運用利回りが低下した。また、二三年度に国債保有量が急増したのは、金融機関再建整備に伴う補償公債が、生命保険一八社に対し三八億円余り交付されたからであった⁽¹⁷⁾。

みぎの状況を一変したのは、日本銀行が実施した公開市場操作による生命保険会社所有国債の買上措置であった。戦後の日本銀行による生命保険会社所有国債の買上は、二三年一〇月、生命保険会社の資金繰り緩和のため、四億円を限度とし、売戻条件付で所有国債を買い上げることとしたのに始まる。この措置により、二三年度中に三億九五〇〇万円の国債の買上げが実行された。それは、①戦争保険を現金支払したのに対し政府よりの補償は交付国債をも

つてせられ、②既契約の大口契約への乗換え勧奨はかなり好成績を収めたが、この新契約の第二回保険料収入が二三年度中に期待できない、③所有株式の増資払込の著増、④戦災店舗復旧費の増嵩などの事情により、資金難に陥った生保会社を救済するため、戦争再保険関係の補償国債を買い上げることとしたものである⁽¹⁸⁾。

二三年度のオペレーションは、みぎのように生命保険会社の資金繰りのため実行され、そのほとんどが六カ月後に売り戻されたのであるが、二四年度・二五年度に実行されたオペレーションは全く性格を異にした。それは企業の設備資金需要、増資株式払込資金の提供、証券市場救済等のために日本銀行が行なった国債買オペレーションの一翼を生命保険会社が担ったのであり、その規模も大きかった。この措置は二四年六月から開始され、二四年中に四八億七八〇〇万円、二五年中に一九億八四八万円の生保会社保有国債が日本銀行に買い上げられた⁽¹⁹⁾。この場合、日本銀行によって、各生保会社別の買入国債額、取得資金の融資先、条件等が指定され、国債

を現金支払したのに対し政府よりの補償は交付国債をもつてせられ、②既契約の大口契約への乗換え勧奨はかなり好成績を収めたが、この新契約の第二回保険料収入が二三年度中に期待できない、③所有株式の増資払込の著増、④戦災店舗復旧費の増嵩などの事情により、資金難に陥った生保会社を救済するため、戦争再保険関係の補償国債を買い上げることとしたものである⁽¹⁸⁾。

二三年度のオペレーションは、みぎのように生命保険会社の資金繰りのため実行され、そのほとんどが六カ月後に売り戻されたのであるが、二四年度・二五年度に実行されたオペレーションは全く性格を異にした。それは企業の設備資金需要、増資株式払込資金の提供、証券市場救済等のために日本銀行が行なった国債買オペレーションの一翼を生命保険会社が担ったのであり、その規模も大きかった。この措置は二四年六月から開始され、二四年中に四八億七八〇〇万円、二五年中に一九億八四八万円の生保会社保有国債が日本銀行に買い上げられた⁽¹⁹⁾。この場合、日本銀行によって、各生保会社別の買入国債額、取得資金の融資先、条件等が指定され、国債

表 4-16 生命保険会社の有価証券および
貸付金中の事業投資の比率
(単位：百万円)

事業年度	有価証券・ 貸付金計(A)	うち事業 投資(B)	B/A %
昭和5	1,208	818	67.7
10	2,056	1,385	67.3
15	4,435	2,745	61.8
20	8,068	3,336	41.3
21	8,339	3,636	43.5
22	8,533	2,502	29.3
23	14,276	4,622	32.3
24	16,792	9,983	59.4
25	24,925	17,342	69.5
26	39,203	30,155	76.9
27	57,884	44,424	76.7

(注) 事業投資は有価証券中の社債・株式
および貸付金中の有価証券担保・不動
産担保・財団抵当貸付を合計したもの。
出所：『保険年鑑』昭和27年度、付録14ペ
ージ。

多く二三年ごろまで配当は低調であったが、株価の値上がり益を期待した株式投資が行なわれ、二四年以降は国債オ
ペレーション資金による株式の買入が、二五年後半以降オペレーションが保有国債の減少によって終りを告げると、
増加資金によって直接株式、社債および産業資金投資が行なわれ、二四年度以降運用資産のなかの株式投資が、二五
年度以降社債投資が増加したのである。

次に生命保険会社の貸付金の内訳をみると、表4-15のとおりである。特徴的なのは、二二・二三年度において保
険約款貸付が貸付金総額の六〇%前後に達していることである。これは、新契約獲得のためこの貸付を利用して保険
金額の増額を図ったためであったとされ、その後金額は増大したが貸付金全体に占める割合は急減した。かわって、

市中銀行の資金不足を補足して生命保険会社が直接事業会社の設備資金等長期資金を供給するようになり、産業金融
的性格をもつと推定される有価証券担保、不動産担保、財団抵当の貸付が増加した。なお、戦前にはなかったコー
・ローンへの進出も二二年度から行なわれた。

次に有価証券および貸付金への投資のうち、事業投資の割合を表4-16に掲げておく。戦前七〇%近かった事業投
資は、戦争中から戦後にかけて急減し、二二年度には三〇%を割ったが、二五年には戦前ラインを回復し、二六年に
は七六・九%にまで達した。これは戦中を通じて国債保有機関化した生保会社の資産の運用が正常化し、利回りの高
い株式や貸付金等の産業金融に向かったこと、また産業資金の需要増大に対して、生命保険会社が積極的に乗り出し
たことによるものであった。

かくして、金融機関としての生命保険会社の資力は、戦前に比べて相対的に低下したものの、ドッジ・ラインによ
るインフレーションの一応の収束による運用資産の増加と、日本銀行の国債買オペレーションによる資産の運用利回
りの向上によって、講和発効時には生命保険本来の利回り中心の資産運用が行なわれるようになった。

(1) 将来の保険金支払に備えて積み立てられる「保険業法」で定められた強制準備金である。生命保険会社の責任準備金は保
険料積立金と未経過保険料とからなる。保険料積立金は蓄積部分で、養老保険の場合、年々累積され四%の利息がついて満
期時には満期保険金が積み立てられている計算となる。未経過保険料は年度途中の払込保険料のうち年度末で未経過期間の
ものとして残っている部分であり、たとえば五月一日払込の年払保険料は年度末(翌年三月)において一カ月分が未経過保
険料となる。

(2) 純保険料は保険の全期間を通じて収入保険料と支払保険料が一致するように定められるが、保険金支払は契約初期に少な
いから、中途では収入保険料が支払保険料を超える。この分を保険料積立金として積み立てれば、将来の支払額不足を補え
るはずである。そこで純保険料式積立法が行なわれるが、契約の初年度には新契約費が多額にかかり責任準備金の積立て財

の日本銀行買上げによって取得した資金は、重要産
業への貸付金、重要産業株式の取得、自社所有株式
の増資払込および証券市場救済のための株式購入資
金などにあてられた。
みぎのような操作の結果、二五年度末には有価証
券所有に占める国債の割合はわずか二%に低下し
た。

株式所有高については、二二年度に総額が減少し
たのは、主として「金融機関再整備法」による評
価損計上のためである。終戦後の株式は無配会社が

源が窮屈となる、この点を調整するためにドイツ人チルメルの考案した方式である。すなわち、新契約費の全部または一部にあてるため、ある金額（チルメル借入額という）を初年度積立金から借用し、その後返済（償却）する方式である。償却期間に応じて、五年・一〇年・全期チルメルという。戦後は新契約費の割高も原因して、全期チルメル式が一般に採用された。

- (3) 長崎正造「占領下における保険行政について」『ファイナンス』昭和四九年二月号、七〇ページ。
 - (4) 昭和二年一月一日銀秘第二〇九四号通牒（『昭和生命保険史料』第五卷、二六九ページ）。
 - (5) 昭和二年五月三十一日銀保第六二〇号通牒（同前、二七一ページ）。
 - (6) 昭和二年四月九日銀保第五一六号通牒（同前、二七一―二七二ページ）。
 - (7) 『銀行局金融年報』昭和二十七年版、二〇三―二〇五ページ。
 - (8) 『昭和生命保険史料』第五卷、六一―六九ページ。
 - (9) 同前、第六卷、三二四―二五五ページ。
 - (10) 同前、三三三―二九二ページ。
 - (11) 「民営保険事業に関する諸問題」（昭和二十四年九月一三日付長崎保険課長）（大蔵省資料Z五二六―二三一―）。
 - (12) 『銀行局金融年報』昭和二十七年版、二〇六―〇七ページ。
 - (13) 同前、二〇六ページ。
 - (14) 山中宏『生命保険金融発展史』、二七〇ページ。
 - (15) 『昭和生命保険史料』第三卷、二八一―三〇二ページ所収資料による。
 - (16) 『昭和財政史』第六卷「国債」資料Ⅱ、四九―六三ページ。
 - (17) 金融機関再建整備に伴う補償公債は左の要項により、生保会社一八社に二三年四月一日（事実上は二三年一月一日）交付された（大蔵省資料F四一・一―四二・二―一一）。
- 一 名称 四分半利国庫債券（第三回）
 - 二 交付額 額面三、八三四、三〇四、五〇〇円（生保一八社分）
 - 三 発行価格 額面百円につき百円

- 四 償還期限 昭和二八年三月一日まで
 - 五 利率 年四分五厘
 - 六 利子支払期 三月一日および九月一日
 - 七 利子起算日 昭和二年四月一日
 - 八 交付方法 甲種登録国債を以て交付
 - 九 交付先 五二ページ表1―13政府補償欄参照。
- (18) 「生命保険会社の所有国債買取に関する件（昭和二三年一月一日―五日営業第二二六号日銀大阪支店長あて営業局長通知）」（大蔵省所蔵日本銀行資料）。なお、二四年六月一日現在の売戻実行状況は、買上額三億九五〇〇万円で、同日現在生命保険会社手持の政府補償関係交付国債は、金融機関再建整備法関係二億八千三百四十四万円、戦時補償特別措置法関係（戦争死亡傷害保険及び戦争再保険支払の補償）七億五千二百三十三万円であった（『生命保険会社の所有国債を売戻条件付で買上げる方針に関する件（昭和二四年六月一日営業第七七号営業局長伺）」——同前）。
 - (19) 『昭和財政史—終戦から講和まで—』第二二卷「金融(1)」、四二八―二九二ページ、四五四―五六六ページ。なお、国債買入銘柄、条件、買入開始日、月別買入実績の詳細はこれを参照のこと。
 - (20) 山中宏『生命保険金融発達史』、二五三―二五四ページ。
 - (21) 安井信夫「わが国経済の再建過程と保険事業」（『日本保険業史』総説編）、二五四ページ。

第五章 損害保険事業

第一節 損害保険事業の終戦処理

損害保険事業の戦後処理は、生命保険と様相が異なっていた。生命保険の場合、戦後に保険金支払の増大に苦しんだが、損害保険関係は早期に戦争災害に対する保険金支払の政府補償制度が確立されており、戦後その政府補償は、個人五万円、企業一万円を超える保険金支払を打ち切られた（第一章第二節参照）ものの、それは、海運会社、罹災企業、被災者の負担において戦時補償打切措置が実行されたのであった。したがって、海上、陸上の戦争保険の引受および保険金支払を政府に代わって取り扱っていた損害保険会社は、戦後その事務処理に忙殺されたが、戦争保険に伴う保険会社の経理上の負担はなかったのである。

しかしながら、戦災による広範な被害は、保険の対象物を失わせた。戦災による建物の焼失は二二三万戸、疎開による破壊は六〇万戸、合計二九三万戸の建物は、昭和一九年の全国戸数一一九〇万戸の約二五％に当たった。失った建物の大部分は産業都市に集中しており、経済活動に著しい打撃を与えたが、その大部分は火災保険の対象であつ

た。また、海上保険の対象も同様であった。戦前に六四〇万総トンあった船舶（戦時中の新造船を加えると一〇〇〇万トんに達する）は、終戦時に戦時標準船および老朽船など一五〇万総トンを残すのみとなった。⁽¹⁾

みぎに述べた損害保険市場の縮小による保険料の減収に加えて、インフレーションによる経費の増加、戦後のバラック建築の増加と消防能力の低下による大火の続発が、損害保険事業の経営を危機に陥れた。

この危機に拍車をかけたのは、戦時統制下に培われた損害保険の事業体質であった。戦時下の損害保険事業は、きわめて強い国家統制の下におかれていた。各社は保険の対象となる重要工場の施設や船舶の運航、積荷等について、国家機密として十分な調査を行なうことなく、統制会の定めた一定料率のもとに営業をよぎなくされた。また、戦時中から元受保険の全額をプールに再保険する制度が採用され、危険の選択や保険技術を駆使する余地がなくなった。こうした体制が戦後にもちこまれ、インフレのもと保険料収入の減少に困惑する損害保険会社および一部代理店が、危険の選択を無視して保険料増収にのり出し不良物件を引き受けた結果、損害率が高まりいっそう経営を圧迫した。

この間、二一年八月一日の新旧勘定分離を起点とし、二三年三月末の最終処理に至るまでの損害保険会社の再建整備においては、戦時中再保険引受会社として発足しのうち占領地域の保険元受業務に転向した東亜火災海上株式会社を除き、損害保険全社は、生命保険会社のように資本金や債務を切り捨てることなく最終処理を終わったが、新勘定の営業は大幅な赤字を出し、戦前蓄積した積立金等を取り崩し、損害保険会社の資産は弱体化した（第一章第四節）。

以上述べた情勢に対して、損害保険協会が二二年五月に打ち出した「損害保険事業再建方策」⁽²⁾（いわゆる再建一〇則）は、次のとおり損害保険事業の戦後再建の方向を示している。

損害保険事業再建方策

一、火災保険料率の合理的引上

- イ、戦災仮建築物・管理不良工場・其他危険率高き物件に対し料率の引上をなすこと
- ロ、消防設備不完全都市・其他の危険地域に対し料率の引上をなすこと
- ハ、其他全般的に或る程度の引上をなすことも研究すること

二、海上、運送保険の引受条件及料率の引締

- イ、船舶保険に付修繕費救助費昂騰に備え保険価格の引上・料率の引締・約款改訂の研究等適當なる措置を講ずること
- ロ、船舶・積荷・運送保険に付分損率の増大に対し条件及料率の引締をなすこと

三、元受金額の制限

保険の目的の種類に従い一定引受基準額を作り、又は大災害に備え一危険に対する最高引受限度を設け元受に対し適當なる制限をなすこと、現在有効に存続する契約の解約をもなすべきや研究すること

四、保険料の取立急速化

之に関する規定を強化し各社協力して之が断行を期すること

五、火災損害査定制度の研究

損害査定の際正を計るため共同査定制度の樹立強化を研究すること

六、再保険機構の変更

B・C再保の倍数を一般的に減するか、危険率高きものに対しては特に之を縮減し、其他適當なる方法を以て元受会社の責任を重からしむる様な措置を講ずること

以上の趣旨に悖らざる範囲に於て自由再保を認むるも一方法たるべし

七、損害の予防、軽減

協会及各社の火災技術部の活動の促進

予防のための物件検査を積極的に進め各都市に付消防設備の検査をなし料率引上及引受限度の研究に資すること、電気器具よりの出火に対し対策を研究すること

防火的立場より建築に関する法令の強化及之が跛行を実現せしむること 火災の予防及延焼の防止に付防火協会と提携して之が現実に対し適当なる措置を講ずること

八、従業員全員の再建に対する協力

職員の末端迄損害保険事業の現状及再建に関しては運営方針を徹底せしめ、各社役職員協力する態勢を整えること

九、経費の節減

冗費を省き、所要経費を最小限に止めること 従業員の縮小も止むを得ざるべし

十、資金供給源の確立

戦後の「アブノーマル」な過渡期に於ける大災害に備え必要に応じ損害保険会社が日銀を通じ或は其他の方法により金融を受け得る方途を予め講じ置くこと

右の如き方策を研究実施するため各社の有力者数名よりなる強力なる再建委員会を構成し之を推進せしむること

みぎに掲げられた再保険機構の再編、保険料率の引上げその他損害保険事業の再建方策の実施過程については、以下各節で取り扱う。

なお、戦後混乱期に続出した不良代理店を直接政府が取り締るため「保険募集の取締に関する法律」が制定され、損害保険料率の決定方式が「独占禁止法」に抵触する問題をめぐって「損害保険料率算出団体に関する法律」の成立をみたことはすでに述べた(第二章第四節、第五節)。

また、終戦直後の損害保険事業には、生命保険と同様に、社屋の接收、統制会の解散と損害保険協会の設立、財閥関連会社の事業活動の規制、公職追放等による各社役員人事の更迭等が事業に大きな影響を与えたが、これらについても既述した(第三章第一、二節)。

(1) 『東京海上八十年史』、一九八―一九九ページ。

(2) 『東亜火災二十五年史』、二六二―二六三ページ。

第二節 再保険機構の推移

一 再保険機構の再編

損害保険においては、危険の分散または平均化をはかるため保険会社相互間の再保険取引を行ない、戦前においては国際的再保険取引が発達していた。日本の損害保険会社はイギリス、アメリカの会社と再保険特約を結び、主としてロンドン市場に依存していた。昭和一三年以降、外貨の節約という国策の要請とアジア、ヨーロッパの戦禍の拡大のため、漸次再保険の国内消化態勢の確立が図られ、昭和一五年一〇月には国内全損害保険会社の共同出資により、再保険引受の専門機関として東亜火災海上再保険株式会社が設立された。しかし、民間機関の自力による再保険の消化には限界があり、また、海外市場への出再もいっそう困難となって、昭和一六年一月、「損害保険国営再保険法施行令中改正」(勅令第一八号)に基づいて、政府は損害保険の普通保険についての再保険で国内未消化分の国営再保険を実施するに至った。次いで二〇年四月、「損害保険中央会法」(昭和二〇年二月一三日法律第二二号)が施行されると、損害保険中央会は、従来の損害保険国営再保険として政府が取り扱っていた高額再保険業務と東亜火災海上再保険会社の取り扱っていた再保険交換業務とをあわせて行なう一元的再保険引受機関となり、国の業務を代行し、その業務による損失を全額国が負担することとなった。このため、東亜社は職員の大半を中央会に移籍する一方、東亜火災海

上保険会社と改称して、中国その他占領地域における損害保険の元受業務を行なうこととなったが、戦局急転の折から外地の営業も緒につかないまま営業停止状態に陥った。⁽¹⁾

二〇年四月以降の中央会における普通再保険業務は、次のように行なわれていた。⁽²⁾

(一) 旧「損害保険国営再保険法」による再保険を引き継いだものについては、木船保険は木船保険組合引受額の九〇%を受再保険して、中央会はその全額を保有し、戦時標準船の普通海上保険は各社元受の七〇%を引き受け、その全額を保有したが、その料率はいずれも市場料率よりはるかに低目であった。

その他民間会社の資力では消化しきれない高額の保険についてはその種類を問わず不消化部分を再保険として引き受けた。

(二) 旧東亜社から引き継いだ再保険交換業務については、各社はその引受に係る普通火災・海上(船舶・積荷)および運送保険等、すべてを通じその引受保険金額の全額を一応中央会に再保険し、中央会はその一〇%を保有し、残額九〇%を前年度の営業実績および運用資産額によって各社に按分のうえ再配分した。

みぎの態勢は二一年三月まで続いたが、同年四月、一部再編された。それは、二〇年一二月戦争保険を廃止してその残務整理に当たることとなった中央会が、原則として普通保険の再保険から手を引くこととなったからである。二一年二月発足したばかりの損害保険協会は、当面、二一年度の再保険処理機構について、旧に戻して東亜社を運営の中心とすることなどを検討したが、基礎が脆弱となった東亜社に再保険を委ねることには不安があるという判断のもとに、損害保険全一五社(東亜社を除く)⁽³⁾によるプール方式で再保険を処理し、その事務取扱を東亜社に委任することを決定した。

二一年四月発足した「火災海上及運送保険再保険プール」は、損害保険協会制定の「再保険に関する規則」によって運営され、その内容は、①元受契約の一〇%、ただし海上積荷保険の八〇%をプールに再保険する(A再保という)、②海上積荷保険を除き、残り九〇%のうち各社が保有額(火災は一危険一万円以上、船舶海上は一隻または一物件につき五万円以上)をとり、残りをプールに再保険する(B再保という)、③米国貸与船、交易営団、共同企業株式会社、地方公営団体および船舶運営会の保険は全額プール再保する、④プールが引き受けた再保険全額を前年度実績に基づいて按分し、会員に再保険として配分する、というもので、中央会が東亜火災から引き継いだ再保険交換業務を、民間会社の自主運営に移し、同時に、従前の全額再保制に替えて一定金額以上の元受会社保有を認めただのである。

かくして、損害保険中央会は二一年三月末をもって普通保険の再保険引受を打ち切り、なお残った損害保険国営再保険から引き継いだ業務のうち、船舶運営会の船舶については二一年五月末、戦時標準船については同年一二月末、木造船については二二年三月末に再保険引受を打ち切った。⁽⁴⁾

しかし、民間機関であるプール組織の再保険消化力には限界がある一方、捕鯨船や綿花等民間業者の消化力を超える高額な保険需要が起ってきた。また、インフレーションの進行で、各種保険を通じ引受金額が増加した。これらに対処するために再保険機構の強化案が検討された。損害保険協会は二一年八月の理事会で、資本金一億円の「株式会社損害保険協同会」を設立し、一般再保険の引受および再配分の処理を行ない、同会に支払不能な巨額の保険損害が発生したときは、三億円を限度として復興金融庫から融資を受けるという案を決定し、大蔵省に了承を求めた。⁽⁵⁾ 大蔵省部内では、二一年一〇月、再保険機構の整備を検討し、外国会社への出再ができない条件のもとでは、みぎの協同会構想と同じ株式会社組織の再保険会社新設を適当と認めるといふ意見をまとめたが、司令部は元受会社共同出

資というコンバイン形態を不可として、この案を認めなかった。結局、司令部折衝を通じて、東亜社が戦前と同様に再保険を取り扱うことを認められ、二二年四月から東亜社は、再保険の事務取扱機関から再保険消化機関に変わって新発足した。⁽⁷⁾

二二年四月以降の東亜社を運営の中心にした再保険の方法は、二一年度のA再保、B再保というプール方式を継承したものであった。⁽⁸⁾ しかし、火災保険においてA再保として一律に出再する分を一〇%から一%に引き下げたこと、危険の選択や損害査定を厳密にする効果を再保険に反映するため、自社保有額を差し引いた残りのB再保の出再に対して、保有額を基準とした制限、のちに物件別、危険別の制限を設け、一〇%を東亜社で保有し他はこれを各社に配分し、残額をC再保とした。このC再保は、B再保同様の制限を設けたうえ、全額を東亜社でもつこととしたが、のちにC再保部分は、各社の自由取決めに委ねてプールへの出再を縮小する方向に進んだ。なお、海上の船舶積荷保険は、当初A再保一〇%、B再保に自社保有額基準の制限を設け、C再保は残り全額東亜社引受で出発し、二三年度に自社保有に最低額を設け、C再保を廃止してB特約再保としてA再保および保有の二〇%以内で再保険プールに出再できるようにした。

このような再保険機構改編の結果、終戦直後、元受の全額を中央会に出再していた損害保険の出再率は、火災保険において、二一年度の七割から二四年度には五割に逡減した。ただし引受リスクの消化に無理のある海上船舶保険は、二四年度の出再率八割台、海上積荷保険も同じく八割台であった。⁽⁹⁾

みぎのような再保険運営に対して、昭和二四年、「独占禁止法」および「事業者団体法」違反の疑義が生じ、再保険機構はさらに改編されることになった。

二 公正取引委員会の審決と再保険機構の改編

昭和二四年六月一八日、「独占禁止法」の改正（法律第二一四号）に際し、同法第二条の「この法律において競争又は競争者とは、潜在的な競争又は競争者を含むものとする」との規定が、左のとおり改正された。

この法律において競争とは、二以上の事業者がその国内における通常の事業活動の範囲内において、且つ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく左の各号の一に掲げる行為をし、又はすることが出来る状態をいう。但し、第四章における競争には、第二号に規定する行為をし、又はすることが出来る状態は含まれないものとする。

- 一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

この改正により、従来は明瞭でなかった「競争」の意味が、「同種、又は類似の商品・サービスを同一の客又は販路に対して提供することが出来る状態」と明確に規定されたので、東亜社の再保険業務が、他の元受会社と形式上競争関係に立つと解釈されることとなった。

すでに、昭和二二年七月、「独占禁止法」が施行されると、同法第一三条「競争関係にある両会社間の役員兼任禁止」の規定が東亜社に適用され、元受会社の役員で東亜社役員を兼任していた三名が、二二年一〇月に退任をよぎなくされていた。さらに、前述の二四年六月の法改正後、同法第一一条「金融会社の株式保有の制限」の適用が問題となった。すなわち「独占禁止法」の改正当時東亜社の株式総数五〇万株のうち、三四万五〇〇〇株（六九％）を元受

各社が所有しており、この持株が他の競争関係のない者の手に移らない限り、「独占禁止法」に抵触するとの解釈が成立するということであった。

また、「事業者団体法」（昭和二三年七月二九日法律第一九一号）の面からも、東亜社の違法性が問題となった。それは、同法第二条にある「二以上の事業者を株主とし、事業者としての共通の利益の増進を目的に含む会社形態の事業者団体」に東亜社が該当し、株主構成とともに再保険について各社と一律に協定を結ぶ等の行為が、同法第五条の各種禁止行為を行っていると判断されたからである。

東亜社および損保業界は、同社成立の特殊事情を根拠として、「独占禁止法」の運用機関である公正取引委員会に対して、「独占禁止法」第一条および「事業者団体法」の適用を除外するよう要望した。しかし、二四年一二月九日、東亜社は、突如公正取引委員会の臨検をうけ、また再保険機構運営の実態および株主構成等についての公正取引委員会の審問事項に対する回答を求められた。⁽¹⁰⁾大蔵省は、対策として「独占禁止法」および「事業者団体法」の適用除外規定を「保険業法」に加える法改正案を作成したが、公正取引委員会の容認するところとならなかった。

かくして公正取引委員会は、二五年二月二四日付で損害保険再保険機構について公聴会を開催する旨を関係各方面に通知し、二月二七日から二週間にわたり聴問を行なったうえ、三月一七日公聴会を開催し、その結果三月二四日、「審判開始決定書」を被審人である全損害保険会社に送付し、四月一五日までにその事実を認めるかどうかの答弁書の提出を求めた。

「審判開始決定書」は、再保険機構運営についての公正取引委員会の見解を次のように示している。⁽¹¹⁾

（前略——引用者）

(2) 我が国損害保険会社は、第二次大戦直前、大戦中及びその直後において、海外再保の途絶、戦争保険の引受等の事情により、保険需要の充足及び引受責任の平均化を図る方法として各社引受契約の全部をプールし、加盟各社で一定の配分比率に基づく危険を担保し合うという所謂全額再保を行っていた。その後、損害保険会社の担保力が漸次回復するにつれ、全額再保に伴う各種弊害を排除する意味もあり、逐年プールによる消化分を減少し、任意特約再保の面を増大せしめるよう再保険機構の改革を行ってきた。併し、なお、昭和二四年度（昭和二四年四月一日より昭和二五年三月三十一日まで）再保険機構においても、各社の担保力の回復が不十分であり、海外再保が戦前の常態に復帰せず、保険需要の消化の為に必要であるという理由から、被審人等は協議の上、火災、海上、運送その他各種再保険につき、東亜社と全元受保険会社各社間及び全元受保険会社相互間の同一形式の再保険特約書により、その相互の間において出再額の最高限、出再の順位、比率及び相手方、特定物件の全額再保に関し協定を行っている。

(3) 全元受保険会社及び東亜社は同一形式の昭和二四年度各種再保険特約書により、各種再保険につき、再保険手数料、利益戻及びロス・ペナルティに関する協定を行なっている。

(4) 東亜社は、第二次大戦による海外再保の途絶に因り、これに代る強力な再保険消化機関の必要から、昭和一五年一〇月一五日、当時における我が国全損害保険会社四二社の共同出資により、資本金五、〇〇〇万円（四分の一払込）を以て設立されたものであるが、昭和二三年四月金融機関再整備法に基き、旧勘定に属する資本金全額を切り捨て大蔵大臣の認可の下に、当時まだ設立されていなかった被審人第一火災海上保険相互会社を除く全元受保険会社の共同出資により、資本金二、五〇〇万円（全額払込）を以て再発足し、全元受保険会社の再保険を消化し、保険統計の蒐集事務及び再保険に関する清算事務を行っている。従って、同社は事業者としての共通の利益を増進することを目的に含む二以上の事業者の団体、即ち事業者団体法第二条に規定する事業者団体である。

(5) 上記(2)、(3)及び(4)記載の事実によれば、

(イ) 全元受保険会社及び東亜社は、再保険取引において、共同して相互に販売数量及び販路又は顧客の制限を行っているものであり、且つ、これに基き相互にその事業活動を拘束し、遂行しているものであって、その結果、公共の利益に反して各種再保険の取引分野における競争を実質的に制限しているものと認められ、私的独占禁止法第三条並びに第四条第一項第二号及び第三号の規定に違反している。

(ロ) 全元受保険会社及び東亜社は、各種再保険につき再保険手数料、利益戻及びロス・ペナルティに関し公共の利益に反して共同して相互に対価を決定しているものであり、私的独占禁止法第三条及び第四条第一項第一号に違反しているものである。

(ハ) 東亜社は、前記再保険に関する各種協定に参加し、再保険の引受の営業に従事し、構成事業者その他の者の為に集金及び決済を行っており、事業者団体法第五条の規定に違反している。

(後略——引用者)

損害保険協会は三月二七、二八日の緊急理事会において、①「審判開始決定書」の記載事実を認め、②違反行為を排除するため自らとるべき具体的措置の計画書を提出し、③計画書が容認されない場合は、記載事実および法の適用について争う権利を留保することを決定し、それぞれ「答弁書」「計画書」を公正取引委員会に提出した。この計画書は、元受会社が元受額の一定率に相当する額を再保険するA再保は廃止するが、プールは存続させ、①火災保険分野では五ライン以内、②海上・船舶保険では自社保有分を差し引いた残額の五〇%まで、③海上・積荷保険では自社保有分を差し引いた残額の四〇%まで、を出再しうるプールをつくることを骨子としていた。しかし、公正取引委員会の審決は容易に下らず、司令部の折衝等に手間どった。

この間二五年度の再保険機構の決定を迫られた業界は、二五年六月、公正取引委員会に提出した計画書に基づき、海上・運送・火災・新種と各種保険部門別の「昭和二五年度再保険要綱」を暫定的に実施することについて、公正取

引委員会の了解を得た。

二五年九月七日に至り、公正取引委員会は「審決書案」を被審人に手交した。その「主文」で公正取引委員会は、再保険機構を次のように措置することを提起した。⁽¹²⁾

主文

- 一、被審人東亜社及び同第一火災海上保険相互会社を除く全被審人は、その保有する東亜社の株式の全部を昭和二六年三月三十一日迄に処分すること。
- 二、被審人東亜社及び同第一火災海上保険相互会社を除く全被審人は、審決後二週間以内に前項の処分を完了するための処分計画を当委員会に提出し、当委員会の承認を得た後これを処分し、処分完了後一週間以内にその結果を当委員会に報告すること。
- 三、昭和二四年度別紙附表に掲げる各種再保険に関する協定は違法であるから直ちに廃棄すること。但し、船舶保険に関しては昭和二六年三月三十一日までに廃棄すること。被審人らは将来右の協定を復活し、遵守し、又は遂行してはならない。又、被審人らは将来右の協定と類似の協定をしてはならない。

業者側はこれについて検討をした結果、一、二は同意するが、三については、「審決書案」を字句修正のうえ同意することとし、その理由として再保険協定に関する考えを次のように述べた「回答書」を一〇月一日、公正取引委員会に提出した。⁽¹³⁾

(前略——引用者)

昭和二四年度において、貴審決書(案)に指摘された再保険方法に関する協定は、当時の実情においては、保険事業の使命を円滑に遂行するため必要不可欠な方法であったと信じますが、海外再保険の道も開かれ、保険事業も漸次常態に復しつつある今日の状態から見れば、再保険取引上、これを相当に修正することが適当であると考え、昭和二五年三月三十一日附をもって右の考

に基く計画書を提出したのであります。

然るに貴審決書(案)によれば、右の一部修正をもって足れりとせず、昭和二四年度再保険方法に関する協定を全面的に廃棄すべしとの趣旨に解せられます。

これは再保険取引上容易ならぬ問題であります。現行独占禁止法の下においてはこれが違法であるとすれば、この協定を全面的に廃棄することもやむを得ず、その結果生ずることあるべき不合理は将来の法律改正によって是正するより致し方なく又これについては貴委員会にも御協力を願いたいと考えるのであります。

但し、被審人等が昭和二四年度の再保険方法に関する協定が独占禁止法に違反することを認めるのは、同年度において、殆んど会社を網羅し、再保険のすべての取引方法及び条件を画一的に協定したことが、現在の状態においては独占禁止法第三条及び第四条に抵触することを認めるのでありまして、貴審決書(案)別紙附表に掲げられたすべての協定が夫々独立して現在或いは将来において公共の利益に反し取引の制限となるものとは解し難いのであります。

(後略——引用者)

業界では「修正意見書」によって二四年度の再保険機構と同一のものでないならば存続しうる余地をつくり、その間、独禁法適用除外の法的措置に全力を注ぐ⁽¹⁴⁾意向で、この趣旨により、公取委と折衝し、審決の修正につき了解を得て二五年一月一日付で、「同意審決申出書」を提出した。

次いで損害保険協会は二月一日付で、第九国会に提出を予定されている「保険業法」の全面改正案中に、保険料率および再保険協定を行ないうるよう保険業者の共同行為について「独占禁止法」、「事業者団体法」の適用除外規定を設けているが、これが早急に実現するよう要望する旨の陳情書を大蔵省および公正取引委員会に提出した。大蔵省は法案を公正取引委員会に内示したが、同委員会は審決の内容を無意義化するものとして再び異を唱え、法案は日

の目をみずに終わった。

「審決書」の字句修正についての公正取引委員会と司令部の折衝は再びひまどり、司令部の了解をとりつけて正式に「審決書」⁽¹⁵⁾(昭和二五年「判」第一八号)が提出されたのは、二六年二月二〇日であった。「審決書」は前年の案に字句修正を施されているが、内容は変わらず、その「法の適用」の第三項において次のように述べ、東亜社を中心とする再保険方法および全会社を網羅する画一的な再保険方法の協定を排除することを明らかにした。

三、当委員会は、もとより保険事業の基本原理解たる大数法則を通じて、危険の平均化を図るために、元受保険会社相互間、若しくは、元受保険会社と再保険専門会社との間において、再保険取引上或る程度の連繋が必要であることを否定するものではない。

然しながら、かかる連繋はあくまでも各保険事業者の自由、且つ独自の意思に基いてのみ行われるべきであり、認定事実第二項及び第三項に記載の事実の如く事業者団体たる東亜社を中心とする再保険方法及び殆んど会社を網羅し、その事業活動を実質的に拘束するが如き画一的な再保険方法を協定することは、私的独占禁止法及び事業者団体法の下においては違法といわざるを得ない。殊に昨年四月以降、海外再保険取引に必要な外国為替取引の再開等により、船舶保険を除き、海外保険会社と再保険取引を行う道も拓かれ、保険需要の国内のみの消化を図るための拘束的な再保険方法に関する協定を維持する実質的必要性が漸次認められなくなりつつある最近の实情に鑑み本件の如き画一的、拘束的な再保険方法に関する協定を排除することは被審人各社の保険引受の自主性を発揮せしめることとなるものと思料するので主文のような排除措置を命ずるものである。

審決の結果、第一に東亜社の株式で損保会社所有分は、二六年三月末までに処分をよぎなくされ、ほとんど各社の関係先である銀行その他の金融機関の所有となった。第二に再保険に関する各種の協定は廃棄され、二六年度の再保険はすべて自由取引に移行した。

この事件を契機として、反独占法規と損害保険事業の運営を調整する必要が強く要望され、「保険業法」の一部改正が二六年一月二月、第一二国会で成立し(昭和二六年一月二〇日法律第三〇四号)、損害保険会社の共同行為は一定の範囲と条件のもとで、「独占禁止法」および「事業者団体法」の適用除外を認められた。すなわち同法によって認められた共同行為の範囲は、次のとおりである(第二二条ノ三)。

- 一 海上保険事業(船舶又ハ海上運送(之ニ附随スル船積前又ハ陸揚後一定期間内ニ陸上運送ヲ含ム)中ノ貨物ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ云ヒ当該陸上運送中ノ貨物ノミヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ヲ除ク以下同ジ)ニ属スル取引ニ付損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国損害保険事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為(船舶ヲ保険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リテハ保険料率ニ係ルモノヲ除ク)
- 二 海上保険事業以外ノ損害保険事業ニ属スル保険又ハ再保険ニシテ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国損害保険事業者ニ関スル法律第二二条第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト共同シテ行フモノニ付左ニ掲グル行為ニ関シ損害保険会社ガ他ノ損害保険会社(外国損害保険事業者ニ関する法律第二二条第一項ニ規定スル外国損害保険事業者ヲ含ム)ト行フ協定、契約其ノ他ノ共同行為
 - イ 保険又ハ再保険ノ取引ニ関スル数量ノ決定又ハ制限
 - ロ 保険約款ノ内容ノ決定(保険料率ニ係ルモノヲ除ク)
 - ハ 再保険ニ関スル相手方又ハ手数料ノ決定又ハ制限

ただし「不公正ナル競争方法ヲ用フルトキ、相互ニ事業活動ヲ不当ニ拘束スルコトニヨリ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトナルトキ又ハ一定ノ取引分野ニ於ケル競争ヲ実質的ニ制限スルコトニヨリ保険契約者若ハ被保険者ノ利益ヲ不当ニ害スルコトナルトキ」はこれを認めず(同条)、利害関係人が公開の聴問を請求するこ

とができる等の規定が設けられた。

みぎの改正に基づいて、火災保険においては二六年度と同様自由取引が続いたが、海上保険の船舶および貨物の積荷ならびに運送保険には二七年度に再び一律出再のA再保が復活し、その一部を東亜社が引き受け、他は各社にプールされ、A再保および自社保有額を差し引いた残額はB再保と称し、実体的な自由再保として各社の自由裁量に任された。⁽¹⁶⁾

三 超過損害再保険の国庫債務負担制

終戦後間もない昭和二二年、食糧問題の一助として、わが国捕鯨船の南氷洋出漁が司令部の許可を得て再開され、大洋漁業株式会社の第一日新丸船団と日本水産株式会社の橋立丸船団が出漁することになった。これに伴い、捕鯨母船一隻につき船舶・積荷合計一億円以上の付保が予想されたが、全損害保険会社の消化可能限度は一隻につき五〇〇〇万円程度と考えられた。

そこで前述のように、再保険引受会社の新設によりこれを引き受ける構想がたてられたが実現しなかったため、急遽大蔵省、損保協会、中央会および船団関係者の対策協議が行なわれ、二二年度においては暫定的に元受の約半額を損害保険中央会で引き受けることを政府が決断し、司令部の承認を得た。⁽¹⁷⁾

二二年度からは、東亜社が再保険業務を再開したが、南氷洋捕鯨のような大口契約はその消化能力を超えていた。そこで、海外への出再が実現するまでの暫定措置として考え出されたのが、超過損害保険（エキセス・ロス・カバ

ー）の国庫債務負担制度である。これは、「財政法」第一五条に基づく国庫債務負担行為として、国会で承認をうけた条件の範囲内で、事故があった場合の保険金を政府が負担するという制度であった。二二年度においては、二二一年一月、一般会計予算補正（第七号）によって、「南氷洋捕鯨船舶及び積荷再保険」につき次の内容の国庫債務負担行為が第一国会の議決を経た。

政府は東亜火災海上保険株式会社に対し、南氷洋捕鯨船舶及びその積荷を保険目的とする保険契約により昭和二二年一月一日以降昭和二三年五月三十一日迄の間に生じた一回の保険事故による損害で、船舶及び積荷保険の損害金額夫々六〇〇〇万円を超過する場合、その超過総金額五億円を限り昭和二二年度又は昭和二三年度において国庫の負担となる再保険契約を昭和二二年度において結ぶことができる。

みぎにより政府と東亜社との間に、「昭和二二年度南氷洋捕鯨船舶及び積荷保険の再保険契約」が一月二〇日に締結され、以降毎年国会において予算の中に国庫債務負担行為の議決が含められ、政府と東亜社の超過損害保険特約が更改された。二三年度以降の特約の概要は次のとおりであった。

昭和二三年度には、インフレの高進に伴い一般の船舶および積荷につき巨額の保険金額の申し出があり、保険業界から捕鯨船以外にも政府再保が必要であるということが要望され、超過損害再保険の国庫債務負担は一般の海上および運送保険に拡大された。すなわち、船舶および貨物を保険の目的とする海上および運送保険契約により二三年六月一日以降二四年五月三十一日までの間に生じた一回の保険事故による損害で、船舶および貨物の損害金額それぞれ一億円（建造保険、修繕保険は二億円）を超過する場合、その超過総金額二〇億円を限り、二三年度または二四年度において国庫の負担となる再保険契約を二三年度に行なうという内容に改訂された。

表 5-1 超過損害再保険国庫債務負担成績 (単位：千円)

年 度	政府の再保険料収入			政府の支払金 再保険 (B)	(B/A)%
	船 舶	積 荷	計 (A)		
昭 和 22	5,352	18,207	23,559	0	0
23	21,741	29,732	51,473	0	0
24	31,770	14,559	46,329	0	0
25	98,656	14,978	113,634	241,746	212.7
26	322,117	12,828	344,945	70,798	20.5
27	647,592	4,018	651,610	45,000	6.9
28	787,044	5,415	792,495	54,574	6.9
29	202,960	—	202,960	0	0
計	2,127,231	99,738	2,226,969	412,118	18.5

(注) 1. 年度は契約年度であって、歳計年度ではない。
2. 『東亜火災二十五年史』、639ページにより作成。

さらに、二四年度には、六月一日から向こう一カ年間に對し、保険の目的に輸出入貨物を加え、政府の填補する損害を、船舶、貨物ともそれぞれ一回の事故による損害の二億円超過額(建造保険等は三億円超)とし、政府が負担する金額の限度は三〇億円までとする。ただし倉庫約款付輸出入積荷保険の陸上危険については政府は無責とする旨の改訂が実施された⁽¹⁸⁾。

二五年度においては、二四年度と同様の契約が結ばれたが、二五年六月朝鮮戦争が勃発し、損害保険会社が戦争保険を引き受けようになつたため、政府は超過損害再保険が適用される海上保険の戦争損害についても普通保険と同様に債務負担することを二五年八月二一日承認し、超過損害再保険契約に船舶および貨物の戦争危険担保特別約款が付された。なお、従来から外国政府、外国人が備船した船舶には超過損害再保険は付されていなかった。朝鮮戦争当初、アメリカ軍が備船した船舶が戦争危険により損害を受けたときは、MSTS (Military Sea Transportation Service) が損害を補償していたが、MSTSの方針変更により、MSTSが保険料を船主に支払い、船主が損保会社に戦争保険を付保する方

式に変わったので、こうした契約についても政府の超過損害保険に包含できるよう東亜社から政府に申請が出され、二六年三月一日付をもって、政府はこれを承認した⁽¹⁹⁾。

こうして、政府と東亜社との超過損害再保険契約は、毎年六月を改訂期として締結されたが、損害保険会社の消化力の増加と、外国保険会社への出再の拡大に伴い、国庫債務負担制度は縮小に向かった。二六年一二月以降の契約は、船舶および積荷の損害金額三億円超(建造保険等は四億円超)に超過再保険が付保され、さらに二九年六月の改訂時には積荷保険が除外されて船舶のみを対象とし、三〇年五月末をもってこの制度は廃止された⁽²⁰⁾。

超過損害再保険の国庫債務負担制度は、前述のように戦後の損害保険会社の消化力の不足を補い、また、国際水準より割安の再保険料によって海上保険をカバーし、損害保険会社が引受危険を自力で海外に出再保できるようにするまで継続されたのである。創設以降の本制度の運用実績は表5-1のとおりである。政府が再保険金支払のため実際に債務を負担した額は四億一二二一万余円であり、政府が収入した再保険料三億二七〇〇万円弱の一八・五%に当たった⁽²¹⁾。

- (1) 『東亜火災二十五年史』、二五四―五八、二九〇ページ。
- (2) 同前、二四四―四七ページ。
- (3) 同前、二六三―六六ページ。
- (4) 閉鎖機関整理委員会『閉鎖機関とその特殊清算』、五四五ページ。
- (5) 『東亜火災二十五年史』、二七三―七五ページ。
- (6) 「損害保険再保険機構の整備に関する件(案)」(銀行局保険課、二一、一〇、一〇)(大蔵省資料Z五二六一―三一九)。
- (7) 『東亜火災二十五年史』、二七五ページ。

- (8) 詳しくは、『東亜火災二十五年史』第四章参照。
- (9) 昭和二年三月一七日の公正取引委員会における橋本保東亜火災常務の陳述による(同前、三七二ページ)。
- (10) 東亜社に対する公正取引委員会の措置と関係業界等の対応は、『東亜火災二十五年史』三三四―四三八ページを参照。
- (11) 同前、三八二―八六ページ。
- (12) 同前、四一三ページ。
- (13) 同前、四一八―一九ページ。
- (14) 同前、四一九ページ。
- (15) 同前、四三一―三四ページ。
- (16) 同前、五二〇―二五、五四八―五五、五七七―九三ページ。
- (17) 同前、五九五―九八ページ。なお、日本船舶保険連盟の調査(執筆者が聴取した内部資料)によると、南水洋捕鯨(第一次)に伴う船舶・積荷保険の引受は次のごとくである。

(単位 百万円)

船 団	種 類	元受計	損害保険	
			損保会社分	中央会分
第一日新丸 (大洋漁業)	船 舶	六五	二〇	四五
積 荷	積 荷	三〇	三〇	―
橋立丸 (日本水産)	船 舶	七〇	一四	五六
積 荷	積 荷	三六	三六	―
計		二〇一	一〇〇	一〇一

- (18) 桜井和男「戦後一五年間の貨物海上・運送保険」(『損保一五年史』、一一五―一八ページ)。
- (19) 『東亜火災二十五年史』、六一八―二四ページ。
- (20) 同前、六二五―三九ページ。なお、政府と東亜社の契約には再保険料率等も契約された。詳しくは、「政府対東亜社超過

損害再保険契約内容」(同前、六三八―三九ページ)の一覧表を参照されたい。

- (21) 収入再保険料、支払再保険金の歳計年度別概算は、『銀行局金融年報』昭和三〇年版、二七三―七四ページ参照。

表 5-2 昭和20年7月火災保険料率
(単位：円)

区 分	火災保険	戦争保険	地震保険	計
普通物件	3.50	8.00	.50	12.00
工場物件、石 油物件、森林	4.50	4.00	.50	9.00
倉庫物件	2.50	4.00	.50	7.00

(注) 期間1年，保険金額1000円に対する全国一律料率。

出所：大蔵省資料 Z 511-293-2.

第三節 保 險 料 率

一 損害保険料率の引上げ（昭和二三年まで）

戦後の損害保険事業の経営危機に際し、料率の引上げ、とくに全契約高の約八割を占めるに至った火災保険料率の引上げが大きな課題となり、二三年に四回にわたる料率改訂が実施された。

以下、終戦前後から二三年一月の損害保険料率算定会の設立に至るまでの火災保険料率引上げの経緯を述べ、あわせて船舶その他の料率に付言しよう。

(1) 終戦前後の火災保険料率

損害保険料率は、昭和一九年四月以降、損害保険統制会が決定した統制料率の遵守を義務づけられ、同時に「戦時特殊損害保険法」に基づいて、火災保険契約に対して戦争保険および地震保険が自動的に付帯されるようになった。

この料率は、戦争災害の増大等に伴って二〇年七月一日に引き上げられた。この引上げに当たって、火災保険料は地域、等地、構造および業種にかかわらず表5-2のとおり改訂され、保険料率は全国一律に画一化された。⁽¹⁾

終戦後の二〇年九月二七日、戦争保険および地震保険の自動付帯制が廃止され、同月三〇日統制会が解散されるといふ情勢のなかで、二〇年一月二〇日、火災保険料率は一九年四月二五日改訂の統制会料率に復帰した。統制会料

率は戦前の料率体系を簡素化したものであり、地域、構造および業種により料率は異なったが、平均して普通物件三円二七銭、工場物件三円六六銭、倉庫物件二三銭という料率（対千率、期間一年、ただし倉庫物件は期間一月）であった。⁽²⁾

(2) 昭和二二年一月の火災保険料率引上げ

二二年一月発足した損害保険協会は、火災保険の各種物件の料率改訂準備を作成し、普通物件および倉庫物件五〇%、工場物件一五〇%の引上げを申請した。大蔵省はこれに対し、それぞれ三五%、八〇%の引上げに査定し、大蔵省査定率どりの火災保険料引上げが物価庁の認可を得て、損害保険協会の協定料率として二二年一月開始の契約から実施された。大蔵省の部内資料でこの間の経緯をみれば、次のとおりである。⁽³⁾

火災保険料率の引上げに関する件（銀行局保険課二一、一〇、一六）

最近における火災危険の増加状況に鑑み左記要領により危険率の増加に相応する火災保険料率の改訂を実施し以て損害保険会社の健全なる運営を図ることが適当と認められる。

記

- 一、料率の引上げは、損率の増加に伴ふ純保険料率の増加部分に限定すること。
- 二、附加保険料率は一応現状の儘に据置くこと。
- 三、料率引上げの割合は左記の通りとすること。

	現行料率（平均）	改訂料率（平均）	引上割合
普通物件	三・二七	四・四一	三五%
工場物件	三・六六	六・五九	八〇%

倉庫物件 〇・二三 〇・三二 三五%

(註) 普通物件及び工場物件に対しては保険期間一年につき対千率、倉庫物件に対しては保険期間一月につき対千率。

なほ、損害保険協会の申請に係る料率引上げ割合は、普通物件五〇%工場物件一五〇%倉庫物件五〇%となつてゐたのを「一」「二」の方針に基き左記の通り査定せんとするものである。

四、新料率の決定については損害発生の実績等を勘案し「三」に掲げる割合につき一割の範囲内において、増減を認めること。

五、実施の時期は昭和二十一年十一月一日とすること。

備考

今後の利益金は責任準備金が保険業法の規定により積立てるべき金額の一三〇%に達するまで積立て社外流出を行はないこと。

火災保険料率引上げ算出の基礎

保険金額千円に対する各物件別社費を従来通り普通物件二元、工場物件六十銭とする。

一、普通物件料率(営業保険料率を x とする)

$$x = 0.15x + 0.05x + 2.00 + 1.62$$

$$0.8x = 3.62 \quad x = 4.525$$

依つて現行平均料率三元二十七銭に対し三十八%増となるのを三十五%増に止める。

二、工場物件料率(営業保険料率を x とする)

$$x = 0.1x + 0.05x + 0.60 + 4.80$$

$$0.85x = 5.40 \quad x = 6.353$$

依つて現行平均料率三元六十六銭に対し、七十四%増となるのを八十%増とする。

三、倉庫物件は損害率の上昇も普通物件と等しきを以て三十五%増とする。

終戦後に於ける火災保険成績

(自昭和二十年十月至昭和二十一年六月)

区分	契約高	保険料	平均料率	支払保険金	罹災率
普通物件	八五、二九一百万円	二七九、二九六千円	三・二七	一三八、二三二千円	一・六二
工場物件	六四、二七七	二三五、一九九	三・六六	三〇八、三六七	四・八〇
倉庫物件	二七、二八〇	六、一六五	〇・二三	三、八七〇	〇・一四
合計	一七六、八四八	五二〇、六六〇	二・九四	四五〇、四六九	二・五五

(3) 昭和二二年八月以降の火災保険料率引上げ

昭和二二年は四月に長野県飯田市の大火をはじめ大火災が連続し、また新興マーケットの火災も多発して損害保険会社は苦境にたたされた(二七〇ページ参照)。このような状況のなかで、損害保険協会が二二年五月に提案した再建

一〇則(二三八ページ)はその筆頭に「火災保険料率の合理的引上げ」が掲げられた。大蔵省も前年と異なり、飯田大火の支払資金にも窮する損害保険業界の実態を勘案し、応急策として大幅な料率引上げを認可した⁽⁴⁾。

まず二二年八月、料率体系が改訂されたが、その主要点は、①屋根、建築、職業などの割増料率の引上げ、②戦災地建物、面積、動産などについての諸割増料率新設、③東京、大阪、名古屋、神戸、横浜など大都市の地域別明細の改訂であった。その結果料率は普通物件二五%、工場物件一五%の料率引上げとなった。

表 5-3 火災保険料率推移(昭和20—23年) (単位：%，円)

区分 年月日	普通物件		工場物件		倉庫物件		全国単純 算術平均
	引上率	平均	引上率	平均	引上率	平均	
昭10		5.23		3.87		2.55	—
16.11. 1							6.56
20. 7. 1		3.50		4.00		2.50	3.50
20.11.20							5.90
22. 1. 1	35		80		35		7.96
22. 8. 1	25	9.96	15	12.97		2.30	—
22.11. 1	50		35				13.82
22.12. 1					35		—
23. 7. 1		13.37		15.41		3.00	—
23. 9.20	0.7		0.7		0.7		14.11

(注) 1. 料率は保険金額1000円，保険期間1年に対する料率。
 2. 普通物件，工場物件，倉庫物件欄の料率は，昭和10年は商工省保険局調べ，20年7月は全国均一料率，22年8月以降は算定会調べ。
 3. 全国算術平均料率は，普通物件4級（木造瓦葺等）基本料率の算術平均値，高率地域が細分化されると，高率地域の要素が過大に平均値に反映して，平均が高く現われている。

出所：『損保15年史』，73ページ，巻末統計124ページ。

二三年一一、一二月には、大幅な料率引上げが実施された。二三年一月一日、普通物件五〇%増、工場物件三五%増の料率改訂が、続いて同年一二月一日には倉庫物件三五%増の料率改訂が実施された。なお、この改訂で戦災都市の地域別明細の改訂、建物構造の一一二級を一一三級へと細分化、都市の復興状況に応じた地区率の変更等料率体系の改訂もあわせて実施された。⁽⁵⁾

その後、二三年九月一日に取引高税が新設されたため、保険契約者が支払う保険料に対する取引高税は保険会社が徴収納付することとしたが、九月二〇日からこれを料率におり込んで〇・七%の料率引上げが実施された。

二三年一月一日には損害保険料率算定会が設置され、従来のような料率統制は廃止された。算定会設立までの火災保険料率の推移を表5-3に掲げておこう。なお、この料率に大蔵省前掲資料の二〇年

一二月、二三年一月の料率をあてはめることはできないが、平均値のとり方の差異のためと推定される。

(3) 船舶保険料率その他

戦後船舶の運営は、司令部の日本商船管理局の支配下に、すべて船舶運営会が一元的に管理していた。したがって船舶保険の保険料は船舶使用料におりこまれ、政府財政で賄われ、料率は予算の枠内で事後的に決定され、危険測定を前提とする本来の料率決定が行なわれることなく推移した。しかし、インフレの進行による修繕費の高騰と運航技術の低下が相まって、損害率が高まり、保険会社と船舶運営会の間で料率交渉が行なわれ、二三、二四年に基準保険価額の引上げおよび料率改訂によって、保険料の増収がはかられた。⁽⁶⁾

船舶運営会の船舶一元管理体制は、二四年四月に裸備船方式（備船者である賃借人が船舶の監督その他占有支配権をもつ形態）から定期備船（船舶所有者が船員を配乗した船舶を一定期間備船者の商業的利用に提供する形態）に変更され、船舶の付保の責任は船主に移り、二五年四月、船舶は完全に民営に戻された（ただし小型船は二四年九月に民営移管）。⁽⁷⁾

かくして、二三年七月ごろまでに船舶保険は船価の引上げなどにより戦時中の料率がだいたい維持され、貨物保険料率は戦前の約三倍程度、その他傷害保険、自動車保険、盗難保険等は、最低契約高の引上げおよび若干の料率引上げが行なわれた。⁽⁸⁾

二 損害保険料率の引下げ（昭和二四年以降）

昭和二三年一二月、大蔵省は損害保険料率算定会に対して、「最近に至り、各方面から火災保険料率が妥当でない

ことを申出る向が多々あり、一方損害率も一応落付を見せているので、此際早急に現行火災保険料率表中不当な点を是正し、損害保険の使命達成に尽す必要がある」との通達を⁽⁹⁾発した。これを受けて料率算定会は、統計その他の準備をととのえて、順次料率引下げの認可を受け、二四年六月以降損害保険料率は引下げの方向に転じた。

二四年一月二十九日、「損害保険料率の引下げについて」次のような大蔵省発表が行なわれた。⁽¹⁰⁾

一、火災保険料率は今年に入つて空地割引の拡張、住宅料率の新設(平均二割引下げ)等料率の引下げを逐次実施して来たが、更に引続いて普通物件全体及び工場物件について約一割見当の引下げを早急に実施に移すこととなつた。
先づ東京都の地域別料率についての、不均衡の是正を兼ねた料率の引下げが、十二月一日から実施されることになつた。
その内容は次の通りである。

等地が三級引下げられる地域一ヶ所(引下率約六割)

等地が二級引下げられる地域一ヶ所(引下率約四割)

等地が一級引下げられる地域一三九ヶ所(引下率約二割)

等地が一級引上げられる地域九ヶ所(引上率約三割)

等地が一級引上げの九ヶ所は終戦後の急速バラックの密集地でマーケット類似地域であり従来調査洩れとなつていたのである。

これに引続いて全国的な引下げを実施し来年二月には約一割の引下げに達する予定となつている。

今回の火災保険料率引下げは普通物件、工場物件を通じて行われるが、倉庫物件の保険料は、倉庫業者の取得する保管料と関連があるので保管料改訂と合せて引下げが実施される。

二、積荷海上保険料率については、去る十月一日に機帆船積貨物海上保険料率について約二割の引下げを行つたが、瀬戸内海輸

送貨物については更に引下げを行うことについて目下損害保険料率算定会において検討中である。

三、なお損害保険料率算出団体に基く、保険料率に関する公聴会も、来る十二月十六日に開催されることになっており、損害保険料率については、適時合理的な改訂を行う態勢が整えられ、これにより損害保険事業が、真の発展に向つて一步を進めるものと期待される。

(1) 火災保険料率の引下げ

火災保険料率の引下げは二四年六月一日実施の普通物件の空地割引の拡張に始まり、引き続き同年七月二〇日、従来普通物件料率に含まれていた住宅物件について、別途従前の約二〇%低い料率を新設した。住宅物件の火災危険率は、他の物件に比し低率であったが、過去に適当な統計資料がなく普通物件として付保されていたが、算定会の統計が順次整備されたのを機会に、住宅物件に対し最高四四%、最低一〇%、平均二〇%程度の引下げを行なつて、住宅関係の保険契約の普及と脱落防止に資することとしたのである。⁽¹¹⁾

二四年一月一日には東京都の地域別料率の不均衡是正が実施され、次いで二五年一月一日、取引高税の廃止により、料率は一斉に〇・七%引き下げられた。

大蔵省発表で予告された料率引下げは、二五年四月一日に普通物件、工場物件とも一〇%、同年一月一日に倉庫物件二〇%の引下げが行なわれ、二六年には二月一日に住宅物件一五%、九月一日に一般物件基本料率一五%、一月二〇日に住宅物件七・四%の引下げが実施された。二四年以降二七年までの火災保険料率の推移を表5-4に掲げておく。

(2) 船舶保険その他の料率

表 5-4 火災保険料率推移(昭和24—27年) (単位：%, 円)

改 訂 年 月 日	一般普通		住 宅		普通		工 場		倉 庫		全 国 単 純 算 術 平 均	
	引下 率	加重 平均	引下 率	加重 平均	加重 平均	引下 率	加重 平均	引下 率	加重 平均	一 般	住 宅	
昭24. 7. 20			新設							—	11.99	
25. 1. 1	0.7	13.60	0.7	9.26	12.87	0.7	13.84	0.7	2.96	13.82	11.06	
25. 4. 1	10					15				12.39	10.95	
25. 11. 1		12.42		8.56	11.49		10.93	20	2.86	—	—	
26. 2. 1			15							—	9.36	
26. 9. 1	15	11.13		7.30	10.22		9.35		2.74	10.36	—	
26. 11. 20			7							—	8.66	
27. 10. 1	21	10.43		6.97	9.62	20	9.03		2.74	—	—	

(注) 算定会調べ。料率の計算方法は前表と同じ。
出所：『損保15年史』、巻末統計124—25ページ。

前述のように、二五年四月海運の民営移管が実現し、船舶保険の料率は予算に規制されず料率算定会と船主協会の交渉により取り決められるようになった。このため、料率算定会は、船舶保険の主体をなす一〇〇総トン以上の鋼製船舶の引受料率につき研究を重ね、引受対策の改善を行なったが、船舶および積荷についての海上保険は、海運界の再建が完全でないため、料率を国際水準にまで引き上げることができず、二三年一月から、大型船舶および輸出入積荷の保険契約に対し超過再保険を国が債務負担することにより、低料率がカバーされた(二五五ページ)。また、二六年二月の「保険業法」の改正によって海上保険の料率協定が許されることになって、講和発効後、全船主を通じる「船舶保険引受要綱」が協定され、算定会が大蔵大臣の認可を得て実施(当初は二七年五月三十一日に遡及実施)されるようになった。⁽¹²⁾

なお、海上積荷保険のうち、機帆船等の積荷の料率は、二四年一月一日に二〇%引き下げられ、二五年一月一日に瀬戸内海一五%その他若干の引下げ、同年八月二日には二七%引下げ、二六年一月一日には一三・一%引下げと逐次引下げが実施された。

その他、講和発効までの算定会料率改訂は、自動車保険が二六年四

月約五〇%の引上げ、森林火災保険が二四年一〇月約六〇%、二七年四月約二〇%引き上げられている。⁽¹³⁾

- (1) 「戦時特殊損害保険法ニ依ル戦争保険ニ関スル件(金融局保険課、二〇、五、二六)」「大蔵省資料乙五一—二九三—二」、『東京海上八十年史』、四四八ページ。
- (2) 「火災保険料率引上げに関する件(銀行局保険課、二一、一〇、一六)」「大蔵省資料乙五二六—一三—一九」による。なお、一九年四月二五日の統制会料率の普通物件(木造瓦葺)の基本料率(対千、一年)の単純算術平均は、全国平均五円九〇銭、東京区部六円八六銭、東京三等地三円六〇銭の記録がある(『損保一五年史』、巻末統計一二四ページ)。
- (3) 大蔵省資料乙五二六—一三—一九。
- (4) 長崎正造「戦後の損害保険行政」(『損保一五年史』、三一四ページ)。
- (5) 『日本火災海上保険株式会社七〇年史』、八〇七ページ。
- (6) 同前、八一七、八二三ページ。
- (7) 同前、八七四ページ。
- (8) 「損害保険料率算出団体法定問答」(大蔵省資料乙五二六—一三—一八)。
- (9) 「火災保険料率改訂について」(昭和二三年一月一日付銀行局長発料率算定会理事長あて)」「大蔵省資料乙五二六—一三—一九」。
- (10) 同前。
- (11) 「火災保険料率の引下げについて」(二四、七、五、保険課)」「同前」。
- (12) 『東京海上七〇年史』、二二九ページ。
- (13) 『損保一五年史』、三九—四〇ページ。

表 5-5 正味保険料収入種目別割合 (単位：百万円)

事業年度	全種目 (A)		火災 (B)		海上 (C)		運送 (D)		新種 (E)	
	金額		金額	(B/A)%	金額	(C/A)%	金額	(D/A)%	金額	(E/A)%
昭和20	776		635	81.9	81	10.5	48	6.1	12	1.5
21	530		460	86.9	46	8.6	12	2.3	11	2.2
22	8,099		6,575	81.2	974	12.0	324	4.0	226	2.8
23	16,690		12,638	75.7	2,698	16.2	909	5.4	444	2.7
24	22,943		16,359	71.3	4,535	19.8	1,364	5.9	686	3.0
25	24,325		17,323	71.3	4,771	19.7	1,251	5.1	960	3.9
26	32,822		21,999	67.0	7,195	21.9	1,907	5.8	1,713	5.2
27	38,948		26,068	66.9	8,688	22.3	1,642	4.2	2,549	6.6

- (注) 1. 年度は事業年度により、昭和21年度は21年4月1日から8月10日まで、22年度は21年8月11日から23年3月31日まで。他は4月1日から翌年3月31日まで。
2. 正味保険料 = (元受保険料 + 受再保険料 + 出再保険戻戻金 + その他再保険収入ただし23年度以前) - (解約戻戻金 + その他戻戻金 + 満期戻戻金 + 出再保険料)
3. 火災保険には、簡易火災保険、森林火災保険を含む。
4. 海上保険は、船舶保険、積荷保険の合計。
5. 新種保険には輸出信用保険(25年度以降)を含む。

出所：『損保15年史』、巻末統計28—29ページ。

表 5-6 昭和21—22年の大火災

(単位：戸, 万円)

年月日	罹災地	罹災戸数	支払保険金
昭21. 5. 8	新潟県村松町	1,337	1,419
22. 4. 20	長野県飯田市	4,010	9,527
22. 4. 29	茨城県那珂湊町	1,134	1,168
22. 5. 16	北海道空知郡三笠町	929	1,910
22. 10. 17	山口県下関市長府町	411	1,417
22. 12. 29	岩手県下閉伊郡山田町	520	1,209

出所：『日本火災海上保険株式会社70年史』、804—05ページ。

第四節 各種保険の状況

昭和二〇年度から二七年度まで(事業年度)の損害保険の正味保険料収入とその種目別割合は表5-5のとおりで、火災保険が六七ないし八七%を占め、とくに終戦直後、二一年度(二一年四月一日から八月一〇日まで)は、八七%にも及んだ。その後海上保険の回復と新種保険の伸びによって講和発効時には六七%となったが、一貫して火災保険の動向が損害保険事業の中心であった。

(1) 火災保険契約の諸問題

終戦後、戦災による建物の焼失等により火災保険は対象物件を失い、また再保険プール機構により物件の選択を問わず不良物件を引き受ける傾向を生んで火災保険事業が苦境に立ったことは既述した。

こうしたなかで、昭和二一、二二年には大火が続出した。この時期は再建整備期に当たり、保険金一万円を超える保険契約に対応する責任準備金および支払備金は旧勘定で凍結されており、新勘定の資産も戦前の蓄積が激しいインフレーションのなかで減価し、新規収入によって営業を続けなければならぬ状態であったから、大火の発生は損害保険業界にとって大きな痛手であった。二一、二二年に発生した大火の状況を表5-6に掲げた。

二一年五月に発生した新潟県村松町の大火のため、損害保険会社が支払うべき保険金は一四一九万円に及んだが、なかには支払保険金に窮して二一年一〇月に生命保険会社から融資を受けた会社もあった。次いで二二年四月の長野

県飯田市の大火では、支払保険金の合計が一四社で九五二七万円にのぼった。そのため、損害保険協会は大蔵省に融資の斡旋を依頼し、日本銀行の斡旋融資によって、市中銀行から損害保険一三社に一億円の融資が実現した。この場合、借入の担保に用いる有価証券の融通を他から受けた保険会社もあったという。⁽¹⁾

また、終戦直後被災地または強制疎開地跡に建てられたブラック建築、なかでもマーケットに対する火災保険契約は、割増料率の適用などの点で取扱がむずかしかった。マーケットとは日用品や闇物資を販売する小店舗集団いわゆる闇市場、新興市場であるが、当初は小規模であったがしだいに店舗も増え一区画を形成するようになった。この種物件は構造が粗悪で管理状態も不良なため、同一マーケットだけで年に何回となく罹災した。

昭和二二年二月一九日白昼、東京新橋新生マーケットに数回めの火災が発生したが原因不明、莫大な保険金がついていて損害額も高額にのぼった。この事件を契機としてマーケット対策が検討され、二三年三月一日から、新興市場の範囲を定めて指定割増料率を適用し、火災保険契約の引受限度を規制したほか、指定新興市場の出再保険倍数に制限が加えられた。次いで二三年九月六日には、大蔵省から新興市場契約を解除すべき旨の通達が発せられ、各社は指定新興市場契約の解除または取消しを行なった。同時に司令部からも、新興市場罹災の場合には、原因が判明するまでは保険金支払を留保するように指示が出された。⁽²⁾

こうして二二年度まで苦境にあった火災保険事業は、二二年の料率改訂によって保険料収入が増加したこと、生命保険と異なり短期契約のためインフレーションに対して強いこと、付保物件の増加等の理由により、二三年度以降業績が向上した。

また、二六、七ごろになると、外国の保険を積極的にとりいれて、保険契約の合理化をすすめる傾向が出てき

た。その手はじめに、欧米の Co-insurance clause を参考とした条件付実損填補条項が二六年一月八日、全社に対し認可された。この制度は火災保険の普通保険約款の特約として、普通物件、工場物件および倉庫物件の特級および一級構造の建物に限って実施され、全損損害をうけることの少ない耐火構造の建物などに実損填補を行なうことができるようになった。⁽³⁾

(2) 火災予防運動

損害保険協会を中心とする火災予防運動は、昭和二一年初秋、損害保険協会にアメリカ陸軍少佐の肩章をつけた司令部の消防監督官エンゼル G. W. Angel が二人の下僚と共に来訪し、損保協会は率先して防火運動を行なうべきで、これは社会的に重要であるとともに、損保会社の利益とも合致すると説いたことに始まった。⁽⁴⁾

損害保険協会もかねてからその必要を痛感していたので、手はじめに協会でポスターを作成し、二二年早々には火災技術部を設けて火災発生の技術的研究を始めた。その後飯田大火を契機にしてこの運動は再建方策の一環として推進され、ポスター、映画、ラジオ、講演会などを通じる宣伝、啓蒙、市民による防火運動の推進などが行なわれた。⁽⁵⁾

(3) 海上保険

戦時中の商船隊の壊滅により、船舶保険は契約物件の大半を失い、終戦後はきわめて不振であったが、昭和二二一年ごろから、船舶公団などによる沈没船の引揚げ、修理および新船の建造によって、稼動可能な船舶が増加しはじめ、船舶保険は回復の方向に向かった。さらに二二年九月、戦後はじめて新造貨物船の建造が許可されて以来、引き続き計画造船⁽⁶⁾によって船舶建造がすすめられたことが、船舶保険の契約増加を早めることになった。

また、海上積荷保険は、終戦後日本船舶の海外運航が皆無となり、機帆船による沿岸輸送を主としたが、事故が続

出し海上保険の業績悪化の原因となった。昭和二〇年末から司令部の管理貿易が再開されたが、その額は僅少で航海中の保険は外国保険会社に付保され、日本の会社は輸入では荷卸後、輸出では本船積込みまでを引き受けた。外貨建貨物海上保険の引受が再開されたのは、民間貿易再開後の二五年からである。

外貨建海上保険契約は、輸入貨物につき二五年三月二七日から、輸出貨物につき同年四月二二日からその引受を承認されたが、本邦の損保会社は外貨を保有していないので、二五年一月に発足した外国為替予算（外貨予算ともいう）に二〇〇万ドル相当額を日本の保険会社の保険金支払分として計上し、二〇〇万ドルの予算枠超過を避けるため、損保会社の引受は、一船積正味総二〇万米ドル（または相当英ポンド）を超えてはならないという制限がつけられた（二六年七月二四日まで）。続いて二五年七月、円貨建外航貨物海上保険の日本会社引受が決定され、二六年一月一日に本船積地出帆の契約から開始された。なお、外貨建貨物海上保険の正味保有額が一船積二〇万米ドルに抑えられた関係上、二〇万米ドル以上の契約を引き受けた場合、その超過額はすべて外国会社に出再しなければなくなり、これを契機として海外への再保険出再が始まった。外貨建貨物保険は二六年、貿易拡大とともに伸長した。

また、昭和二一年に、輸入本船船側の積荷引渡からその積荷を国内で加工して輸本船船側に引き渡すまでの、輸送・加工・保管中の貨物の運送および火災危険を担保する輸入綿花一貫保険が司令部の示唆で開始された。以降この方式の一貫保険の契約が行なわれるようになったことが注目される。⁽⁷⁾

なお、ここで二五年六月の朝鮮戦争勃発に伴う海上保険の戦争危険担保特約について付言しておこう。朝鮮戦争が開始されると、戦争保険の需要が高まり、「船舶戦争危険担保特約款」および「貨物戦争危険担保特約款」を付した海上保険の引受が開始された。⁽⁸⁾ そのうち二億円以上の損害については政府が超過再保険を引き受けたが（二五六

ページ）、一船二億円までを民間会社が負担することは危険であるとの判断のもとに、まず二五年八月一八日、船舶戦争保険民間引受額の五〇％をA・I・U (American International Underwriters Incorporation) に出再することとなり、その後、建造保険および貨物保険に及んだ。⁽⁹⁾ また、軍需物資その他の輸送のためアメリカに備船された船舶、積荷についての戦争保険をも日本の損害保険会社が引き受けることとなったのに伴い（二五七ページ）、船舶および貨物の「戦争危険担保特約款」は改訂され、「船舶戦争保険特約款」「船舶戦争保険制限特約款」「戦争危険担保特約款（貨物）」が、二六年三月一日承認された。⁽¹⁰⁾

(4) 運送保険

終戦直後は鉄道、自動車その他の陸上輸送力が激減し、また輸送貨物も乏しく、運送保険は不振をきわめた。

日本通運株式会社は戦前から運送保険の代理業務を行っていたが、戦時中の小企業合同によって運送を独占し、その取り扱う運送保険は大量にのぼった。終戦後、同社取扱の運送保険は、料率、条件等で各社間の協定を守らないため、各社協議の結果、日本通運取扱の運送保険に特認料率が設けられ、二二年一月一日から実施された。料率算定会成立後、再び算定会料率から遊離する傾向があり、一般の運送保険との摩擦を生じ、二七年八月以降明確な算定会料率表が適用されるようになった。

二三年一〇月、運輸省は国鉄で輸送する貨物について、国鉄と損保会社の協定で特別な約款、料率を協定し、荷送人の運送保険の付保を国鉄が取り扱う運輸省鉄道運送保険案を立案したが、司令部の反対で実現しなかった。この案に代わり、翌二四年一〇月、興亜火災鉄道保険部を窓口とする鉄道保険が発足した。この保険は損保全社の共同保険で、手小荷物および小口扱の輸送貨物を対象とし、運輸省出身者が全国主要駅に配置されてこの保険を取り扱った。⁽¹¹⁾

(5) 新種保険

損害保険会社が営業免許をうけている保険事業種目のうち、火災保険、海上保険（船舶・積荷）および運送保険の三種目を除いた保険種目を総括して新種保険と略称している。戦前に営業を免許された新種保険は、傷害、盗難、自動車、風水害、信用、硝子、汽関機缶（エンジンおよびステイム・ボイラー）、航空の八種目であったが、傷害保険を中心としており、自動車保険および航空保険は将来を期待されてはいたが、未だ事業成績は小さく、新種保険は全体として、火災、海上および運送保険に対して副業的な存在であった。

戦後、海上保険および運送保険には前述のような制約があったので、損保各社は火災保険に主力を注いだ。新種保険の積極的開発も行なった。終戦後から講和発効に至るまでに、新たに新種保険として事業免許を与えられた種目は、競走馬保険、労働者災害補償責任保険および保証保険の三種目であり、戦前に事業を開始した新種保険を新たに営業種目に加えた会社も多かった。

競走馬保険は二二年一月一日、一〇社に事業免許が交付された。しかし、事故が多く業績不良のため、二七年度には引受を一時中断した。

労働者災害補償責任保険は、「労働者災害補償保険法」（昭和二二年四月七日法律第五〇号）に基づいて国が行なう労働者災害補償保険と契約対象を分け、同法の任意適用事業主を保険契約者の対象とする保険で、二四年一月五日東京海上火災一社に事業を免許した。

保証保険は、建設工事請負保証に関する保険制度として、二六年になって信用保険の一種目として一社に事業免許が与えられたが、この保険のおもな対象と考えられた官公庁の要望と合致せず、別途保証保険を設けることとした。

すなわち、二六年六月の「保険業法」の改正（法律第二一五号）で保険事業に、「売買、雇傭、請負其ノ他ノ契約ニ基ク債務ノ履行ニ関シ生ズルコトアルベキ債権者ノ損害ヲ填補スルコトヲ債務者ニ対シ約シ債務者ヨリ其ノ報酬ヲ收受スル事業ヲ含ム」（第一条）の規定を追加して、保証保険の新設を準備し、建設工事請負契約および物品納入契約の債務不履行による損害の保証に対して保険する入札保証保険（入札者が本契約を締結しないため発注者が被る損害を填補する）、履行保証保険（請負者が工事等を履行しないため発注者が被る損害を填補する）について二六年一月二八日、一社に事業を免許し、以後講和発効までに計五社に事業免許が与えられた。

戦前事業が開始されていた新種保険で、終戦から講和までに新たに事業免許を受けた会社のあるものは、傷害保険（二二―二四年度に各一社計四社）、盗難保険（二二年度に三社）、自動車保険（二二年度に二社）、信用保険（二三年度一社、二五年度八社、二六年度一社）、硝子保険（二三年度に二社）の五種目である。

新種保険の正味保険料収入は、年々増加し、全種目に対する割合も、二〇年度一・六%から二六年度五・二%と著増した（前掲表5・5）。次に新種保険の種目別の事業成績をみるため、昭和二三年度以降の元受正味保険料収入を種目別に比較した表5・7を掲げた。

新種保険の業績からみた主要な種目は、傷害、盗難、自動車の三種目であったが、二三年度以降についてみれば自動車保険が八〇―九〇%近くの比重を占め、新種保険の中心であった。

戦前中心を占めていた傷害保険は保険料収入は増加したものの、四―五%と比率はあまり変わらなかったが、盗難保険は、終戦後の混乱期に需要が急増し、業界数社が共同して引受に乗り出した。しかし、盗難事故の続発で採算がとれず、しだいに引受規制が行なわれ、やがて治安の回復とともに契約は減少に向かった。

表 5-7 新種保険種目別元受正味保険料収入 (単位：千円)

区 分	23 年 度		24 年 度		25 年 度		26 年 度		27 年 度	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
合 計	313,557	100.0	446,334	100.0	700,116	100.0	1,371,964	100.0	2,139,553	100.0
傷 害	14,418	4.6	20,459	4.6	31,222	4.5	48,169	3.5	63,983	3.0
自 動 車	218,325	69.6	334,635	75.0	580,649	82.9	1,241,070	90.5	1,981,784	92.6
盗 難	67,693	21.6	63,439	14.2	42,782	6.1	35,131	2.6	29,613	1.4
信 用 子	1,579	0.5	3,866	0.9	3,474	0.5	7,620	0.6	11,990	0.6
硝 子	254	0.1	751	0.2	506	0.1	825	0.1	1,404	0.1
風 水 害	1,009	0.3	2,353	0.5	1,999	0.3	2,538	0.2	5,401	0.3
競 走 馬	690	0.2	6,882	1.5	1,115	0.2	20	0	—	—
機 械	9,475	3.0	13,577	3.0	16,908	2.4	20,685	1.5	25,768	1.2
災 責 任	114	0	372	0.1	799	0.1	1,399	0.1	1,660	0.1
輸 出 信 用	—	—	—	—	20,662	3.0	14,507	1.1	928	0.0
航 空 保 証	99.9	—	—	—	—	—	—	—	2,752	0.1
保 証	—	—	—	—	—	—	—	—	14,270	0.7

出所：『保険年鑑』昭和27年度，106—19ページ。

これに代わって登場したのが自動車保険である。自動車保険の再開については、二一年暮から約款・料率などにつき司令部、大蔵省その他と交渉が重ねられ、二二年二月、全社の統一約款および協定料率を実施されると同時に、元受金額の一定割合を出再する再保険機構が整備され、営業の準備が完了した。その後、自動車工業の急激な発展に支えられて車両が急増し、自動車保険の普及率は年々高まった。また、自動車保険制度も、短期料率の制定、多数割引規程、乗客賠償担保、乗務員傷害担保などの新設、改正により整備された⁽¹²⁾。

なお、昭和一一年に認可された航空保険は、司令部による航空機使用の禁止により終戦後中断し、昭和二六年まで空白が続いた。

最後に輸出信用保険に付言しておこう。輸出信用保険は「輸出信用保険法」(昭和二五年三月三十一日法律第六七号)に基づき、「政府が再保険を行なうことにより、輸出貿易において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって

救済することのできない危険を保険する制度を確立することによって、輸出貿易の振興を図ることを目的とする」(第一条)保険で、通商産業省所管の輸出信用保険特別会計によって経理され、元受は損害保険会社が引き受け、政府がその全額の再保険の引受を行なう形で、二五年六月一日から実施された。なお、輸出信用保険は二八年に輸出保険と改称され、三三年の法改正によって、三三年八月以降損害保険会社の元受業務は政府に移管され、政府直営保険となった。

(1) 保険研究所『損保の戦後十年史』、一六ページ。長崎正造「占領下における保険行政について」『ファイナンス』昭和四九年二月、七一ページ。

(2) 『日本火災海上保険株式会社七〇年史』、八〇七—〇八ページ。

(3) 火災保険においては通常は保険金額が保険契約の目的の価額以下のいわゆる一部保険の場合には、保険の目的物のいかんにかかわらず、一律に、火災保険普通保険契約第一款第二項の規定によって、比例填補の方法を適用することになっている。この方法は、全損の恐れのない特級、一級の耐火建築物に適用するとかかなり不合理を生ずる。これらの建物に全損に近い損害を生ずることは比較的稀であるからで、しかも、不燃部分を含めた建物の価額につき全額付保をしなければ、損害が発生した場合には常に比例填補を受け、損害額を遙かに下回る保険金を受け取るにすぎない。

このような事情にある建物について、一部保険を付して、しかも比例填補の適用を受けず、かつ、保険料負担が全額付保の場合に比して軽減されるよう考慮したのがこの制度である。すなわち本条項においては、(イ)保険金額が損害発生の際における保険の目的の価額の一定割合(三割、四割、五割、六割、七割、八割の六種として契約者に選択せしめる)を下らない場合には、保険金額を限度として損害の金額を填補し、(ロ)保険金額が損害発生の際における保険の目的の価額に前記の割合を乗じた額に満たない場合にも、その額に対する保険金額の割合により、保険金額を限度として損害を填補する。この場合の適用料率は、普通の火災保険料率に一定係数(例えば約定割合三割のときは二・四、八割のときは一・二)を乗じたものであって、料率としては割高であるが、保険金額が少ないので、全額付保の場合に比して契約者の保険料負担が軽減されることになる(『銀行局金融年報』昭和二八年版、四九四—四九五ページ)。

- (4) 今井久次郎「戦後における損保会社の再建」(『損保の戦後十年史』、一一三ページ)。
- (5) 『損保一五年史』、二七―二八ページ。
- (6) 海運会社は戦時中の船舶喪失に対する戦争保険の政府補償が打ち切られて弱体化し、自己資金による船舶の建造は困難であったが、海外からの食糧、原材料の輸入のため、経済再建に海運の復興が必要であるところから、二二年九月、復興金融金庫の融資を得て、第一次計画造船が始まった。のち見返資金、開発銀行の融資により講和発効後まで十数次にわたる計画造船が引き続き行なわれ、船舶の建造量は拡大した(『損保一五年史』、一〇四―〇八ページを参照)。
- (7) 海上積荷保険については、『日本火災海上保険株式会社七〇年史』、八二三―二五ページ、『東亜火災二十五年史』、五七五―七六ページ。
- (8) 『東亜火災二十五年史』、六一八―二二ページ。
- (9) 同前、五四八―五一ページ、五七五ページ。
- (10) 同前、六二―二四ページ。
- (11) 『日本火災海上保険株式会社七〇年史』、八二五―二六ページ。
- (12) 同前、五二八―二九ページ、『東京海上八十年史』、五〇三ページ。

第五節 損害保険事業成績

一 事業成績の概略と損害率の推移

昭和二〇年度から二七年度までの損害保険会社の成績を総括して示すと、表5-8のとおりである。

会社数は、昭和五年五二社であった損害保険会社は戦時統合を通じて終戦時一六社となり、二四、二五年度に二社ずつの新設が認可されて(一六六―六七ページ図3-1参照)二〇社となった。なお、資本金または基金の増加については後述する。

正味収入保険料、正味資産、責任準備金額は年々増額はしたもの、激しいインフレーションのなかで実質価値は減価しているから、以下事業成績の実態を分析しよう。

まず、損害保険の契約状況の推移を表5-9に掲げよう。新契約金額、年度末契約金額とも(元受、再保険の合計)それぞれ額としては上昇しているが、これを物価指数で除してインフレーションによる名目的な金額上昇を修正した指数をとると、いずれも戦前契約高に比し下降していることが注目され、これが戦前水準にまで復活するのは、昭和三〇年代に入ってからである。なお、契約件数の推移が契約金額の推移より相対的に上回るのは、契約金額の小額な新種保険の件数の増加によるものである。なお、二〇年四月から翌二一年八月一〇日までの終戦前後の契約状況は、

表 5-9 損害保険契約状況 (単位：千件, 百万円)

年 度	新 契 約 高			年度末現在契約高			正味収入保険料	
	件 数	金 額	実質指数	件 数	金 額	実質指数	金 額	実質指数
昭和 5	24,509	33,166	79.8	16,771	19,802	90.4	117	97.9
10	30,145	47,320	101.3	19,568	24,928	101.3	135	100.5
15	109,615	110,330	143.1	82,630	57,694	142.0	333	150.0
20	802	169.4
21	54,588	364,353	47.7	69,922	383,112	95.1	1,820	82.8
22	88,783	1,436,825	63.5	42,175	1,032,873	111.5	6,849	105.3
23	205,907	2,677,828	44.6	43,362	1,424,805	45.0	16,814	97.3
24	356,912	4,231,432	43.1	55,821	2,204,927	42.7	23,868	84.6
25	287,672	5,305,638	45.8	46,342	2,468,853	40.0	24,655	74.0
26	260,451	7,953,360	49.3	49,628	3,394,861	40.0	33,349	72.1
27	510,189	8,722,412	53.2	71,579	3,915,362	45.3	39,703	84.2

- (注) 1. 昭和21年度の新契約高, 年度末現在契約高欄は21年8月11日から22年3月31日までの計算, 正味収入保険料欄は4月1日から翌年3月31日までである。
 2. 新契約高および年度末契約高は, 元受と再保険の合計, 20年度および21年4月1日から8月10日までは未詳。
 3. 正味収入保険料の算式は前表と同じ。
 4. 実質指数は, 昭和9~11年の平均額を100として算出した指数を, 日本銀行調べ昭和9~11年基準卸売物価指数で除したものを。

出所：『財政金融統計月報』第112号, 47ページ。

合成績にはねかえってくる関係にあるので表5-5をも参照されたい。
 まず, 収入保険料に対する支払保険金の割合すなわち損害率についてみると, 各種目を通じる総合成績は, 終戦後の三年間がきわめて高かった。すなわち, 二〇年度に四三・九%, 二一年度に五四・六%, 二二年度に三九・三%を示している。これは, 当時の収入保険料の八〇―九〇%を占めていた火災保険が大火の続発等により成績が悪かったことと, 海上保険や新種保険(主として傷害・盗難・自動車保険)もまた事故率が高かったためである。二三年度以降, 火災保険料率の引上げにより保険料収入が倍増したため, 火災保険の損害率は二〇%台に下がり, 損害率の総合成績は著しく改善された。しかしながら, 海上保険の損害率は相対的に低減せず, 二五年度には六八・四%の高率を示した。

表 5-8 損害保険会社成績(総括) (単位：千円)

年 度	会社数	資本金又は基金	正味収入保険料	正 味 資 産	責 任 準 備 金
昭和 5	52	294,000	117,026	405,124	155,505
10	49	323,500	134,990	491,407	182,180
15	48	372,400	332,541	807,059	361,015
20	16	364,100	801,754	2,553,290	728,747
21	16	355,175	1,819,659	2,882,686	701,730
22	16	355,175	6,848,782	5,107,145	2,919,058
23	16	355,175	16,814,098	11,752,124	8,232,854
24	18	554,475	23,867,527	18,350,523	13,751,589
25	20	732,475	24,655,457	24,170,769	17,019,022
26	20	1,079,219	33,349,395	36,629,935	25,636,603
27	20	2,422,050	39,702,579	51,419,036	34,943,827

- (注) 1. 年度は21年度を4月1日から翌22年3月31日まで通算し, 事業年度ではない。
 2. 資本金は公称資本金, 23年度以降は払込済額。
 3. 正味収入保険料は, 収入保険料-解約返戻金-出再保険料+再保険返戻金の算式による。昭和25年度以降の簡易火災, 無事故戻月掛火災の正味収入保険料は, 上の算式にそれぞれ¹/₂および²/₃を乗じた額。

出所：『財政金融統計月報』第112号, 46ページ。

資料の関係で判明せず, 二一年度は二一年八月一日から二二年三月末日までの契約高の集計である。したがって, 損害保険が戦災等により付保対象を失って契約が減少した状況は統計上明らかにできなかった。
 なお, 正味保険料収入の推移を実質指数でみるときは, 契約高ほどに戦後の落ち込みが顕著でないのは, 保険料率引上げの結果である。損害保険の事業成績は種目によって大いに異なるので, 種目別の純正味事業成績について, 次に説明しよう。
 損害保険の正味事業成績を示すため, 保険料収入, 支払保険金および事業費について, 再保険関係および返戻金関係の重複勘定を差し引いた純正味成績ならびに責任準備金積立額を種目別に示し, 損害率, 事業費率および責任準備金積立率を計算すれば表5-10のとおりである。なお前掲表5-5で同一基準で算出した正味保険料収入の種目別構成比を示したが, 保険料収入の比重が損害率, 事業費率, 責任準備金積立率の総

表 5-10 損害保険事業

その1 収入保険料・支払保険金・事業費・責任準備金 (単位：百万円)

区分	事業年度	合計	火災	海上	運送	新種
正味保険料収入(A)	昭和20	776	635	81	48	12
	21	530	460	46	12	12
	22	8,099	6,575	974	324	226
	23	16,690	12,638	2,698	909	444
	24	22,943	16,359	4,535	1,364	686
	25	24,325	17,323	4,771	1,251	960
	26	32,822	21,999	7,195	1,907	1,713
	27	38,948	26,068	8,688	1,642	2,549
正味支払保険金(B)	20	341	258	64	8	11
	21	289	220	44	4	21
	22	3,187	2,464	491	99	133
	23	4,114	2,564	986	338	225
	24	6,346	3,371	2,015	556	404
	25	8,726	4,394	3,273	507	553
	26	9,460	4,038	4,076	602	744
	27	10,651	5,189	3,725	560	1,177
正味事業費(C)	20	287	236	37	10	4
	21	140	121	13	3	3
	22	2,745	2,323	242	98	83
	23	6,460	5,317	679	258	206
	24	9,840	7,849	1,198	436	357
	25	11,352	9,145	1,247	476	465
	26	14,089	11,166	1,585	656	668
	27	17,835	14,102	2,041	667	1,026
責任準備金(D)	20	731	534	138	42	17
	21	749	598	98	31	21
	22	2,941	2,515	243	95	87
	23	8,283	6,604	1,112	346	221
	24	13,752	10,302	2,438	626	385
	25	17,019	13,140	2,615	674	590
	26	25,637	18,993	4,386	1,110	1,148
	27	34,944	24,075	7,940	950	1,978

種目別正味成績

その2 損害率・事業費率・責任準備金積立率 (単位：%)

区分	事業年度	総合	火災	海上	運送	新種
損害率 (B/A)	昭和20	43.9	40.6	78.6	17.3	89.9
	21	54.6	47.9	96.4	31.3	177.2
	22	39.3	37.5	50.4	30.4	59.0
	23	24.6	20.3	36.6	37.2	50.5
	24	27.7	20.6	44.4	40.8	59.0
	25	35.9	25.4	68.4	40.5	57.6
	26	28.8	18.4	56.6	31.6	43.4
	27	27.3	19.9	42.9	34.1	46.2
事業費率 (C/A)	20	37.0	37.2	45.5	21.4	33.6
	21	26.4	26.3	28.2	22.3	26.7
	22	33.9	35.3	24.8	30.2	36.6
	23	38.7	42.1	25.2	28.4	46.3
	24	42.9	48.0	26.4	32.0	52.0
	25	46.7	52.8	26.1	38.0	48.4
	26	42.9	50.7	22.0	34.4	39.0
	27	45.8	54.1	23.5	40.0	40.2
責任準備金積立率 (D/A)	20	94.2	84.1	169.6	88.0	144.3
	21	141.4	130.0	213.4	263.6	181.4
	22	36.3	38.3	24.9	29.3	38.7
	23	49.6	52.3	41.2	38.0	49.7
	24	59.9	63.0	53.8	45.9	56.2
	25	70.0	75.9	54.8	53.9	61.5
	26	78.1	86.3	61.1	58.2	67.0
	27	89.7	92.4	91.4	57.9	77.6

- (注) 1. 年度は、21年度が21年4月1日から8月10日まで、22年度が21年8月11日から23年3月31日までの事業年度。
 2. 正味保険料収入は、(元受保険料+受再保険料+出再保険戻戻金+その他再保険金ただし23年度以前)-(解約戻戻金+その他戻戻金+満期戻戻金+出再保険料)の算式による。
 3. 正味支払保険金は、(元受保険金+受再保険金+出再保険金割戻)-(保険金戻入+出再保険金)。
 4. 正味事業費は、(代理店手数料を含む事業費+営業関係の為替換算損・雑支出)-(出再保険手数料+その他の出再保険収入ただし24年度以降+外国会社代理業務手数料+営業関係の為替換算益・雑収入)。
 5. 責任準備金は、異常危険準備金を含む。
 6. 火災保険は簡易火災保険・森林火災保険を含む。海上保険は船舶保険・積荷保険の合計。新種保険は輸出信用保険を含む。

出所：『損保15年史』，巻末統計28—53ページ。

これは既述のように、国家予算の制約と海運界の実情から料率引上げができなかったため、その分を政府の債務負担による超過再保険がカバーしていたのである。新種保険の損害率は若干改善されたものの、この時期に伸長した自動車保険の事故率が高く問題を講和後に残した。

なお、損害保険事業の性格からいって、代理店手数料等を多額に要する火災保険および新種保険の事業費率は海上保険、運送保険の事業費率に比し相対的に高いが、全体的にインフレーションの進行に伴う人件費・物件費の値上がり¹⁾が事業費率の漸増となって表われている。なお、損害率、事業費率の高い新種保険は、いわば次期の伸長のための準備期であった。

責任準備金の積立率は、二二年度に大幅に減少した。これは、二二年度の決算において再建整備の最終処理に当たり特別損失の赤字を諸積立金で埋めるため、責任準備金の積立を内輪にするという苦しい手段がとられたためであった。戦前資力が充実した時代には、各社競って責任準備金の充実に努め、そのほか法定準備金、特別準備金として責任準備金の半額近くが別途積み立てられ、大損害にたえうる実力を備えていた。しかし、終戦の打撃によって二二年度の責任準備金は未経過保険料にも足りず、その他の準備金も皆無に等しく、しかも三億三〇〇〇万円の赤字をかかえるという状態に陥った¹⁾。それでも、再保険会社として特殊の立場にある東亜火災を除く損害保険全社は、減資も保険金切捨もせずに自力で再建整備を了し、二二年度以降、火災保険料増収に支えられた事業成績の向上によって、責任準備金の積立率を年々着増させたのである。

二 経 理 規 制

この期の損害保険会社の経理上問題となったのは、増資、未収保険料および代理店貸の規制であった。

損害保険会社の資本金または基金は、昭和一六年一月末現在で、四五社の合計額で公称資本金三億六八五〇万円、うち払込済額は一億三八一四万七五〇〇円であった。その後統廃合を通じ、二二年九月一日現在で会社数は一六社となり、公称資本金三億五五一七万五〇〇〇円、うち払込済額は一億三三四〇万円であった²⁾（社数には大成火災を加え、資本金額には加えてない）。

ところで、司令部は金融機関の再建整備の最終処理に当たり、未払込株金全額を徴収するよう口頭で指示した。これに対し損害保険協会は二三年一月一日、大蔵大臣に陳情書を提出し³⁾、①損害保険会社の新勘定は赤字で株価が払込金額を割っているものも相当あり、未払込株金の徴収に応じるものが少ない。②未払込株金が額面の四分の三に及ぶものが多く株主の負担が重い、などの理由で徴収時期を延期するよう申し入れたが、司令部は二三年一月一六日付覚書（SCAPIN第一八四八号）をもって、改めて九〇日以内に未払込株金を徴収し、株主が求償に応じないときは失権株として措置することを指示してきた。大蔵省は愛知銀行局長名で司令部保険担当官ロイストン宛に覚書を手交し⁴⁾、この時点での未払込株金徴収に反対したがいれられず、二二年度中に損害保険会社の未払込株金は全額払込済となった。

その後「資産再評価法」（昭和二五年四月二五日法律第一一〇号）の実施により、資産再評価積立金の資本組入れがで

表 5-11 未収保険料および代理店貸推移
(単位：千円、%)

年 度	未収保険料 および代理店貸	正味資産 に対する割合	正味収入保 険料に対する割合
昭和 5	25,322	6.3	21.6
10	34,885	7.1	25.0
15	82,136	10.2	24.7
20	351,099	13.8	43.8
21	412,829	14.3	22.7
22	1,395,511	27.3	20.4
23	3,750,854	31.9	22.3
24	5,370,126	29.3	22.5
25	3,356,916	13.9	13.6
26	3,620,904	9.9	10.9
27	4,268,627	8.3	10.8

(注) 正味資産および正味収入保険料に対する割合は、表5-8の金額により算出した。

出所：『保険年鑑』昭和27年度、付録27ページ。

きるようになると、二六年一〇月以降、損害保険会社の増資が相ついで行なわれた。これは、海外取引再開に当たって国際的信用を高め、かつ国内の営業拡大に伴って担保資本の充実をはかる等のためであったが、他面増資に関しては経理の圧迫、増資株購入資金の情実融資等種々の弊害も予想されるところから、大蔵省は二六年九月一九日付銀行局長通牒(蔵銀第四三七二号)をもって、増資の事前承認制を採用した⁽⁵⁾。

理店からの保険料回収未済なものが多額となることは、損害保険事業の経営の不健全性の象徴であるとして、大蔵省はその規制に乗り出した。二三年一月、再建整備の最終処理に当たって、保険料未収の契約の解約ならびに①代理店勘定の精算を遅延する、②保険料の割引を行なう、③契約者に対する業務処理不良、のような代理店の整理を促した⁽⁶⁾。また、二三年七月一五日から施行された「保険募集取締に関する法律」によって、代理店の登録制、自己物件代理店の禁止および大蔵省の損害保険代理店に対する検査ならびに監督の権限を定めて、不良代理店の規制につとめた。

未収保険料および代理店貸の合計額の推移は表5-11のとおりで、戦後、損害保険会社の資産が大幅に減額したこともあって、正味資産に対する割合をみると、戦前六〇七%であったものが、二三年度には三〇%を超える状況とな

った。

二五年に至り、大蔵省は損害保険会社および代理店の検査の結果、募集事務等に関する業務運営に遺憾な点が多々あり、代理店貸および未収保険料の累増をもたらしているとして、二五年一二月二三日付銀行局長通牒(蔵銀第二三七一号)をもって、次の諸点を損害保険会社に対して指示した⁽⁷⁾。

- (1) 保険料の全部又は一部の支払を受けないにも拘わらず保険契約者に対して、保険料領収証を交付することは絶対に行わないこと。
- (2) 事業方法書において保険料繰延べ又は分割払の認可を受けているものを除き、保険料の全部又は一部の支払を受けていない保険契約については、会社は責任を負わないものであるから、この場合には保険契約者に対して保険証券又は保険契約引受証の交付は行わないこと。なお、質権設定等の裏書を承認する場合は、保険料収納の有無を調査すること。
- (3) 自己物件代理店及び機関代理店を徹底的に肅正すること。
- (4) 代理店は収支明細表を必ず備え置き、代理店自身による記帳を励行させること。
- (5) 代理店貸勘定の決済に当っては、その保険料に対応する保険契約者及び契約番号を明らかにすること。
- (6) 代理店の保険料翌月末清算を励行させること。

みぎのような措置の結果、未収保険料および代理店貸は漸減の傾向を示したが、財務局における損害保険会社の検査の結果、昭和二六年度において登録取消処分を行なった代理店数二六店、登録拒否処分を行なった代理店一店、計二七の代理店に対し行政処分が行なわれた⁽⁸⁾。

なお、保険会社の経理について、大蔵省の保険監督の基本方針を示した二六年七月三一日付通牒(蔵銀第三六七三号)が、損害保険会社に対しても発せられたことは前述した(二二四ページ)。

表 5-13 損害保険会社資力（預金・有価証券・貸付金）の全金融機関資力に占める割合 (単位：%)

年 末	資 力		
	預 金	有価証券	貸 付 金
昭和10	2.0	1.8	0.2
15	1.5	1.3	0.1
20	1.1	0.6	0.01
21	0.8	0.4	0.007
22	1.0	0.3	0.001
23	1.2	0.5	0.1
24	1.4	1.3	0.1
25	1.4	1.9	0.1
26	1.4	2.2	0.2
27	1.1	2.7	0.2

(注) 1. 日本銀行調べ。
 2. 損害保険会社資産総額中の預金・有価証券・貸付金について、全金融機関（重複勘定を除く）のそれに対する比率。
 出所：『財政金融統計月報』第112号，52—56ページ。

三年度から上昇に向かったが戦前の運用率に追いつかないのは、未収保険料および代理店貸の比率が、戦前に比し大きな割合を占めていたからである。なお、損害保険会社の運用資産の資力、預金、有価証券および貸出金を全金融機関のそれと対比すれば表5-13のとおりで、損害保険会社の金融機関としての地位は、生命保険会社に比し戦前から一貫して低位にあった。また、損害保険事業は、偶発的な事故を保障するという事業の性格上、運用資産も事故の発生に対する準備金となりうるよう、資金化の容易なものに投資

表 5-14 貸付金主要種類別 (昭和25—27年度)

(単位：百万円，%)

区 分	昭和9～11年度平均		昭和25年度		26年度		27年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
貸付金計	24	100.0	1,712	100.0	3,858	100.0	5,825	100.0
不動産抵当	3	10.5	488	28.5	749	19.4	962	16.5
財団抵当	7	29.3	10	0.6	94	2.4	132	2.3
船舶抵当	11	43.8	934	54.6	2,372	61.5	4,010	68.8
有価証券抵当	4	14.4	241	14.1	595	15.4	669	11.5
その他	1	1.9	40	2.3	54	1.3	52	0.9

出所：『財政金融統計月報』第112号，78ページ。

表 5-12 損害保険資産運用状況 (単位：百万円)

年 度	正味資産 (A)		運 用 資 産 (B)								資産運用率 (B/A)	
			現金預金		有価証券		貸付金		不動産			計
	金額	実質指数	金額	資産構成率	金額	資産構成率	金額	資産構成率	金額	資産構成率		
昭和5	405	92.5	111	31.2	186	52.4	38	10.6	21	5.8	356	87.8
10	491	100.0	131	30.4	251	58.5	24	5.6	24	5.5	429	87.4
15	807	99.5	196	30.5	403	62.7	17	2.7	27	4.2	643	79.7
20	2,553	147.5	641	45.6	711	50.6	15	1.1	37	2.7	1,404	55.0
21	3,883	35.8	366	35.4	585	56.6	19	1.8	63	6.1	1,033	35.8
22	5,107	21.5	1,738	66.1	646	24.5	113	4.3	134	5.1	2,631	51.5
23	11,752	18.9	3,997	58.0	1,535	22.3	861	12.5	501	7.2	6,894	58.6
24	18,351	17.8	6,236	54.3	2,806	24.4	1,336	11.6	1,104	9.7	11,482	62.5
25	24,171	16.3	8,989	47.7	5,594	29.7	1,712	9.1	2,560	13.5	18,854	79.0
26	36,630	21.6	12,850	43.0	9,588	32.1	3,858	12.9	3,594	12.0	29,890	81.5
27	51,419	29.8	16,674	38.7	15,568	36.2	5,825	13.5	4,969	11.6	43,036	83.6

(注) 1. 実質指数は昭和9～11年を100とした指数を日本銀行調べ昭和9～11年基準卸売物価指数で除した指数。
 2. 有価証券には貸付信託を含む。貸付金にはコール・ローンを含む。
 出所：『財政金融統計月報』第250号，48ページ。

三 資産の運用

昭和二〇年度から二七年度に至る全損害保険会社の資産の運用状況を戦前のそれと比較して示せば、表5-12のとおりである。
 正味資産は年々増額したものの、インフレーションによる物価上昇を修正した実質価値は、昭和九—一一年平均に対し、二三年度から二五年度は二〇%を割る状況であり、その後上向に向かったものの、実質価値が戦前水準に達するのは昭和三〇年代に入ってからである。
 正味資産に対する運用資産の割合（資産運用率）も二〇年度から二二年度にかけて低落し、二一年度には三五%台にまで下がったが、これは制限会社に対する資産運用の制限のほか、前述の未収保険料および代理店貸の増大によるもので、二

することが適当であるとされ、生命保険の場合のように長期融資に適さないという性質をもっていた。

しかしながら、この時期の運用資産の構成比を表5-12によってみると、貸付金の着増が顕著である。これは、産業資金需要の高まりのなかで金融機関の貸付資金が欠乏している状況を背景として、損害保険会社が付保を条件として余裕資金を貸出に回す傾向を生じたこと⁽⁹⁾、戦後疲弊した海運界の復興のため積極的に船舶建造資金の貸出を行なったこと等によるものである。二五年度から二七年度までの貸付金の内訳は表5-14のとおりで、貸付金中船舶抵当貸付の占める割合は年々増大した。

なお、運用資産のうち不動産への運用額が二五年度以降増大したのは、生命保険会社の場合と同様に資産再評価による名目価値の増価が含まれている。

- (1) 水沢謙三「損害保険事業の概観」(『新日本経済』昭和二四年九月、一六ページ—大蔵省資料乙五二六一三—一九)。
- (2) 日本損害保険協会企画課調「損害保険会社資本金額一覧表」(大蔵省資料乙五二六一三—一九)。
- (3) 「未払込株金徴収に関する陳情(昭和二三年一月一五日総企第二九六号)」(同前)。
- (4) Memo. for Aichi to Royston, Call for the payment of unpaid capital of Fire and Marine Insurance Companies, Jan. 23, 1948(同前)。
- (5) 『銀行局金融年報』昭和二七年版、二二二—二二三ページ。
- (6) 「損害保険会社の未払株金の徴収及び再建計画書提出に関する件」(大蔵省資料乙五二六一三—一九)。
- (7) 『銀行局金融年報』昭和二七年版、二二五—二二六ページ。
- (8) 同前。
- (9) 前掲水沢論稿、一七ページ(大蔵省資料乙五二六一三—一九)。